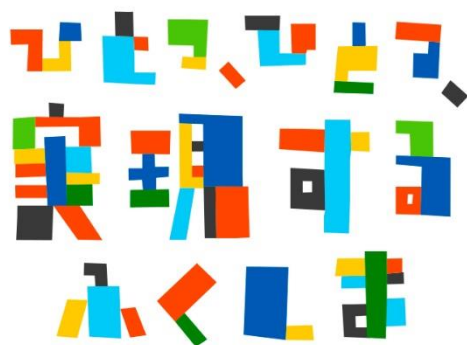

令和7年度 事業計画の概要



令和7年4月
福島県土木部

「令和7年度 事業計画の概要」の発刊に当たって

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害を踏まえ、土木部においては、国・市町村等と連携しながら被災地の復旧・復興に全力で取り組み、総合的な防災力の高い復興まちづくり、復興公営住宅の整備等による居住の安定確保、地域連携道路やふくしま復興再生道路等の整備による県内ネットワークの強化等、復興の歩みを着実に進めてきました。

一方で、令和元年東日本台風のほか、令和5年の台風13号に伴う線状降水帯の発生、会津若松市等で観測史上最高の積雪を記録した今年2月の大雪など、地球規模の気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化への対応や、さらに、建設業の就業人口が減少する中、高度経済成長期に建設され、老朽化が進行する多くのインフラについて、長期的な視野で適切な維持管理を行う等、将来にわたり安全で安心な社会資本を提供する必要があります。

このような背景から、これらの様々な課題や社会情勢に対応し、30年後のありたい姿を実現するため、令和3年10月に策定された福島県総合計画を具現化するための部門別計画として令和3年12月に策定した、「福島県土木・建築総合計画」に基づき、取り組むべき課題を大局的に見極め、建設行政をしっかりと推進していきます。

加えて、資材価格の高騰や働き方改革への取組、担い手確保への取組など、昨今の建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に引き続き対応していくとともに、人口減少対策など、地方創生に関する取組についても推進していきます。

本書は、「福島県土木・建築総合計画」の基本目標である「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」の実現に向け、令和7年度の事業と組織運営方針等について取りまとめたものであり、県民・関係者等の皆様に建設行政を身近に感じていただけるような内容としています。

県といたしましては、東日本大震災からの復興や防災・減災、国土強靱化対策の強化を図るとともに、地方創生をしっかりと形にしていくため、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備に力強く取り組んでまいります。

目次

I 土木部の概要

I-1	事業運営方針について	2
1	「福島県土木・建築総合計画」に基づく事業の推進	2
2	令和7年度の事業運営方針	3
3	令和7年度の組織運営の視点	5
4	令和7年度の事業執行の円滑化に向けた取組	6
5	建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に対応する取組	8
	(1) 建設業の振興に関連する取組	8
	(2) デジタル変革(DX)の取組	10
I-2	令和7年度 土木部の当初予算及び主要事業	12
I-3	令和7年度の予定箇所及び令和5年度 of 取組状況	58
I-4	社会資本の整備に向けた主な取組	85
I-5	近年の自然災害の被害と今後の対応について	97
I-6	令和6年度における復旧・復興事業の実績と今後の取組について	118
I-7	令和7年度 福島県土木部機構図	125

II 予算

II-1	令和7年度 当初予算(一般会計)の概要	128
II-2	令和7年度 県当初予算(一般会計)	131
II-3	令和7年度 土木部当初予算	131
II-4	令和7年度 土木部予算(一般会計) 前年度比較	135
II-5	令和7年度 土木部一般会計予算事業別内訳	136
II-6	事項別事業内容	141

III 組織・機構

III-1	令和7年度 土木部行政組織改編の概要	168
III-2	機関別現員数	169
III-3	担当事務	170

IV 各総室の事業運営方針

土木総室	182
企画技術総室	184
道路総室	189
河川港湾総室	200
都市総室	218
建築総室	227

V 資料編

V-1	福島県の状況	238
V-2	福島県の社会資本整備状況	239
V-3	令和6年度 受賞・表彰事業一覧	240
V-4	建設行政をめぐる新たな動き	242
V-5	社会資本のストック効果 事例集	265
V-6	土木部スタンダード(行動規準)一覧表	324

目次

I 土木部の概要

I-1	事業運営方針について	2
1	「福島県土木・建築総合計画」に基づく事業の推進	2
2	令和7年度の事業運営方針	3
3	令和7年度の組織運営の視点	5
4	令和7年度の事業執行の円滑化に向けた取組	6
5	建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に対応する取組	8
	(1) 建設業の振興に関連する取組	8
	(2) デジタル変革(DX)の取組	10
I-2	令和7年度 土木部の当初予算及び主要事業	12
I-3	令和7年度の予定箇所及び令和5年度 of 取組状況	58
I-4	社会資本の整備に向けた主な取組	85
I-5	近年の自然災害の被害と今後の対応について	97
I-6	令和6年度における復旧・復興事業の実績と今後の取組について	118
I-7	令和7年度 福島県土木部機構図	125

II 予算

II-1	令和7年度 当初予算(一般会計)の概要	128
II-2	令和7年度 県当初予算(一般会計)	131
II-3	令和7年度 土木部当初予算	131
II-4	令和7年度 土木部予算(一般会計) 前年度比較	135
II-5	令和7年度 土木部一般会計予算事業別内訳	136
II-6	事項別事業内容	141

III 組織・機構

III-1	令和7年度 土木部行政組織改編の概要	168
III-2	機関別現員数	169
III-3	担当事務	170

IV 各総室の事業運営方針

土木総室	182
企画技術総室	184
道路総室	189
河川港湾総室	200
都市総室	218
建築総室	227

V 資料編

V-1	福島県の状況	238
V-2	福島県の社会資本整備状況	239
V-3	令和6年度 受賞・表彰事業一覧	240
V-4	建設行政をめぐる新たな動き	242
V-5	社会資本のストック効果 事例集	265
V-6	土木部スタンダード(行動規準)一覧表	324

I 土木部の概要

I - 1 事業運営方針について

1 「福島県土木・建築総合計画」に基づく事業の推進

平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害を踏まえ、土木部においては、国・市町村等と連携しながら被災地の復旧・復興に全力で取り組み、総合的な防災力の高い復興まちづくり、復興公営住宅の整備等による居住の安定確保、地域連携道路やふくしま復興再生道路等の整備による県内ネットワークの強化等、復興の歩みを着実に進めてきました。

一方で、未だ約2万6千人の方が県内外で避難を続けている等、本県の復興は途上であり、復興の進展に伴う新たな課題へも対応していく必要があります。

また、地球規模の気候変動に伴い自然災害が激甚化、頻発化しており、近年も令和元年東日本台風のほか、令和3年及び令和4年福島県沖地震、令和5年の台風13号に伴う線状降水帯の発生、会津若松市等で観測史上最高の積雪を記録した今年2月の大雪など、度重なる災害により大きな被害が発生しています。

さらに、建設業の就業人口が減少する中、高度経済成長期に建設され、老朽化が進行する多くのインフラについて、長期的な視野で適切な維持管理を行う等、将来にわたり安全で安心な社会資本を提供する必要があります。

土木部においては、これらの様々な課題や社会情勢に対応し、30年後のありたい姿を実現するため、計画期間を令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とした「福島県土木・建築総合計画」を令和3（2021）年12月に策定し、事業に取り組んでいます。

加えて、資材価格等の高騰や働き方改革への取組、担い手確保への取組など、建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に引き続き対応していくとともに、人口減少対策に必要な取組など、地方創生に関する取組についても推進していく必要があります。

引き続き、「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」を基本目標に、設定した7つの目標と14の施策に基づき、本県建設行政をしっかりと推進していきます。

7つの目標と14の施策

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 震災復興</p> <ul style="list-style-type: none">① 東日本大震災からの復興 <p>(2) 水災害に強い県土</p> <ul style="list-style-type: none">② 治水対策の推進 <p>(3) 安全・安心</p> <ul style="list-style-type: none">③ 自然災害対策の推進④ 地震対策・耐震化の推進⑤ 老朽化対策・適切な維持管理⑥ 交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策 <p>(4) 地方創生・にぎわい創出・健康</p> <ul style="list-style-type: none">⑦ 移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進⑧ 快適な都市空間の形成⑨ 良質な住環境の整備 | <p>(5) 環境・再生可能エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none">⑩ 脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進 <p>(6) 産業振興</p> <ul style="list-style-type: none">⑪ 広域道路ネットワークの整備⑫ 地域道路ネットワークの整備⑬ 港の整備 <p>(7) 持続可能な建設産業</p> <ul style="list-style-type: none">⑭ DX推進等による建設産業の環境改善 |
|---|---|

2 令和7年度の事業運営方針

「第2期復興・創生期間」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度を迎えることから、これまでの事業成果の発信とともに、復興のステージが進むに連れて顕在化する新たな課題への対応など、次なるステージを見据え、「震災復興」、「防災・減災、国土強靱化」、「地方創生」に関する施策について継続して重点的に取り組みます。

また、人口減少対策として、移住者、新婚・子育て世帯等に対する住宅取得や空き家活用への支援など、若者や子育て世帯等の移住定住の促進に取り組むとともに、高齢者・子育て支援、移住・定住対策、建設産業の持続など、人口減少対策に関連したテーマ毎に、ハード・ソフト両面から関連事業を選定し、各々の取組を推進します。

(1) 震災復興

1) 震災復興

- 避難解除区域等の復興や、住民の帰還・移住の促進、地域の持続可能な発展を支援する「ふくしま復興再生道路」等の整備を進めます。
- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等を目的とした福島県復興祈念公園の整備を進めます。

(2) 防災・減災、国土強靱化

1) 水災害に強い県土

- これまで発生した豪雨災害の再度災害防止に向け、治水対策や土砂災害防止対策を進めるとともに、住民の迅速な避難につながる河川水位や土砂災害が発生する危険性等の情報発信、洪水浸水想定区域の公表拡大、高精度な地形情報等を用いて抽出した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」における基礎調査の推進等、ハード・ソフトが一体となった対策を進めます。
- さらに、気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨や社会情勢の変化を踏まえ、あらゆる関係者により流域全体で取り組む流域治水を推進します。

2) 安全・安心

- 近年、頻発している大規模な自然災害から、県民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活環境を確保していくため、道路ネットワークの機能強化など、防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進します。
- 誰もが安全で快適に利用できるよう、歩道、交通安全施設の整備を進めます。
- 県民の安全・安心で快適な居住環境を確保するため、県営住宅等の長寿命化や民間住宅・建築物の耐震化を進めます。
- 中長期的視点に立った予防保全の考え方に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 効果的な河道掘削や伐木の実施、除雪・防雪対策など、適切な維持管理に努めます。
- 盛土等による災害を防止するため、盛土規制法による規制の実効性を高め、不法・危険盛土等の抑止を図ります。

(3) 地方創生

1) 地方創生・にぎわい創出・健康

- すべての人に安らぎや潤いを与える緑豊かな都市公園の利活用を推進します。
- 人口減少対策の一環として、県外からの移住者等が行う空き家改修や住宅取得を支援するなど、移住・定住を促進するとともに、新婚・子育て世帯への住居費支援などに取り組みます。
- 円滑な都市内交通の確保や市街地の賑わいづくりに寄与する街路の整備を推進するとともに、歴史や伝統、文化などの特性をいかした地域づくりを支援するため、市町村や地域団体等と連携し、交流の場の創出など、賑わいづくりを進めます。
- 既存の公共土木施設や建築物を活用し、公共事業の理解促進や魅力向上を図ります。

2) 環境・再生可能エネルギー

- 環境に配慮した公共土木施設の整備や県有建築物における再エネ・省エネ技術（ZEB化等）の導入と木造化・木質化を推進します。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、小名浜港・相馬港における脱炭素化を推進します。

3) 産業振興

- 7つの地域相互や県外との連携・交流を強化し、産業の活性化や観光振興などにより県土の活力を高めるため、会津縦貫道などの基幹的な道路の整備を進めます。
- 健康づくりと地域の観光振興を図るため、ソフト・ハードの両面から自転車の活用推進を図ります。
- 小名浜港・相馬港において、国内外の物流拠点としての整備を進めます。

※共通事項

<持続可能な建設産業>

- 建設産業における生産性向上、品質確保、安全性の向上を図るため、ICT活用工事の普及に向けた支援を行います。また、長時間労働の是正及び業務の効率化を図るため、i-constructionの推進やインフラデータベース等を構築します。
- さらに、ICT活用機器の購入や現場事務所、営業所等の通信環境の整備等に必要な費用の補助を行うとともに、デジタル技術を活用できる人材育成に取り組みます。
- 工事及び委託業務等を効率的に進めるため、債務負担行為を活用しながら適正な工期を確保します。
- 産学官が連携し、企業の経営力強化の支援、担い手の確保・育成に取り組むとともに、建設産業が地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくりに取り組みます。

3 令和7年度の組織運営の視点

(1) 土木部の目標

コンプライアンスを遵守し、円滑に業務を遂行するため、各所属において業務目標に基づく事業執行上の課題や予算執行等について業務運営目標及び組織運営目標を定めて進行管理を行い、確実な事業執行に向け、部全体で取り組みます。

1) 業務運営目標の設定

「福島県土木・建築総合計画」に掲げる中長期的な施策展開の方向性を見据え、当該年度の施策の具体的な方針と目標を設定し、社会変化へ柔軟に対応しながら、常に挑戦する心構えで部全体で取り組みます。

また、建設行政に関する様々な情報について、県民目線のわかりやすい発信に取り組みます。

2) 組織運営目標の設定

職員が主体的に行動し、業務を通じて経験を成長に活かすことができる組織、また、課題解決に向け、オープンなコミュニケーションがとれる職場等を形成するための目標を設定し、組織力の向上や風通しのよい職場づくりに取り組みます。

また、不祥事や事務処理誤りの発生を防止するため、職員一人一人がコンプライアンスの遵守や適正な事務処理の徹底を常に意識し、不断の取組を実践します。

(2) 現場主義と原点回帰の徹底

事業の執行に当たっては、「人としての原点」、「仕事の原点」、「技術の原点」を踏まえ、適切な事務執行に努めます。

【3つの原点回帰】

「人としての原点」：礼節、思いやり、コミュニケーション

「仕事の原点」：学習する組織、現場主義の徹底

「技術の原点」：技術力の継承と向上

(3) 意識改革と土木部スタンダード（行動規準）の実践

近年の社会環境の変化により、県民ニーズが多様化し、サービスレベルが深化しています。加えて、職員においても仕事と生活の調和が求められており、組織として柔軟な対応と適正な業務遂行を進めるためには、職員一人一人の時代に合った進化、「意識改革」が必要です。

このことから、土木部スタンダード（行動規準）を定め、所属内に掲示するなど、県民へ分かりやすく示すとともに、日々実践していきます。

【土木部スタンダード】

- ① 私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。
- ② 私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。
- ③ 私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。
- ④ 私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務の改善に継続して取り組みます。
- ⑤ 私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい風通しのよい職場づくりに努めます。

(R4. 1. 31 改正)

4 令和7年度の事業執行の円滑化に向けた取組

地域の満足度を高め、質の高いインフラを提供するため、令和7年度の事業執行に当たっては、目まぐるしく変化する社会情勢へ対応しながら、プライオリティを考え、事務の効率化や執行体制の充実を図ることで、事業執行の円滑化に取り組んでいきます。

(1) 課題解決型執行管理の推進

事務所ごとに精度の高い発注計画を策定するとともに、本庁主務課と出先機関が連携の上、事業執行上の課題や予算執行状況などを適時適切に把握し、早期に対策を行うことで円滑に事業を進めます。

(2) 業務の改善と効率化

マニュアル等の整備やタイムリーな更新に取り組むとともに、ヒューマンエラーによる積算ミスを未然に防止するための設計積算システムの改善や電子納品保管管理システムのオンライン化など、デジタル技術を活用した建設工事におけるDXの推進により、業務の改善と効率化を図ります。

(3) 技術力の向上と現場主義に応じた人材育成

土木部専門研修基本計画（令和5～7年度）に基づき、新規採用職員・任期付き職員等への研修を充実するとともに、東日本大震災復旧・復興のスキルの継承やICT等の新技術や長寿命化対策への対応など、技術力向上を目的とした幅広い取組を推進します。

加えて、土木職員の不祥事や入札誤作業を踏まえ、コンプライアンス強化や積算ミス防止に関する講義を追加するとともに、より幅広い専門分野の技術や知識を効果的に習得するため、民間団体等が主催する研修を活用します。

(4) 工事等の施工の円滑化

工事等の施工体制確保のため、実勢価格を反映した適正な予定価格の算出、精度の高い発注見通しのタイムリーな公表、フレックス期間を活用した柔軟な工期設定など受注者が受注しやすい環境を整えるとともに、週休2日工事など働き改革に対応した工期を確保するため、債務負担行為の積極的な活用による適正な工期確保と施工時期の平準化に努めます。

また、建設関係団体等と意見交換会等を実施し情報共有を行うとともに、緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、実情に合ったきめ細かな対応を進めます。

(5) 働き方改革の強化

建設業における長時間労働の是正を図るため、働き方改革の取組を強化します。

具体的には、工事現場における月単位での週休2日工事の実施、施工段階における遠隔臨場や情報共有システム等の原則適用、工事書類の標準化・簡素化に取り組むとともに、ICT活用工事やBIM/CIMなど3次元データの活用による建設生産・管理システムにおける生産性向上や業務の効率化を進めるほか、市町村、民間工事においても取組の浸透を図ります。

また、これまで主に書類でまとめてきた公共土木施設の点検結果や補修履歴等の情報を一元化し、検索や閲覧が容易になる公共土木施設データベースの開発に取り組みます。

(6) 建設副産物対策の確実な実施

公共工事で発生した土砂は、「発生の抑制・再利用の促進・適正処理の推進」の三つの方針に基づき、現場内利用や民間工事等を含めた他工事へ流用するなどの有効利用を促進します。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づいた有効利用を促進するため、土砂を一時的に仮置きする公設ストックヤードの整備を進め、一部箇所では管理運営を行います。

帰還困難区域等の公共工事や維持管理において発生する放射性物質に汚染された建設副産物については、基準を満たす副産物の再利用を促進するとともに、基準を超えるなど処理が困難となっている廃棄物等について、引き続き国や町と調整を図りながら適切な処理に努めます。

事業執行の円滑化に向けた取組

基本方針

社会情勢の
変化への対応

デジタル技術の
活用

業務の一層の
効率化

個別課題への
迅速な対応

震災復興、
国土強靱化
等に切れ目
無く対応

取組の方向

1 課題解決型
執行管理の
推進

2 業務の改善と
効率化

3 技術力の
向上と現場
主義に応じた
人材育成

4 工事等の
施工の円滑化

5 働き方改革の
強化

6 建設副産物
対策の確実な
実施

具体的な取組

- 的確な年間事業執行計画の策定
- 主務課と事務所が連携した課題の把握・共有
- 課題への適時適切な対応
- 事業展開を踏まえた設計や積算のストック、用地の確保

- 各種マニュアル等の整備等
- 積算／事業執行管理システム改善
- 電子納品保管管理システムのオンライン化
- 工事現場におけるDXの推進
 - ・遠隔臨場や情報共有システムの原則適用
 - ・ICT活用工事やBIM／CIMなど3次元データの活用

- 職員研修の充実
 - ・適切な事業執行のための知識習得
 - ・長寿命化、新技術への対応
 - ・コンプライアンス、検算の強化
- 若手技術者の育成
- 産学官の連携
- 市町村への技術支援

- 実勢価格を反映した適正な予定価格の算出
- 発注見通しの速やかな公表
- フレックス期間を考慮した柔軟な工期設定
- 週休2日に対応した工期設定
- 施工時期の平準化
 - ・債務負担行為やゼロ債務の活用
- 設計変更ガイドラインの適切な運用

- 工事書類の標準化・簡素化
- 月単位での週休2日工事の実施
- 遠隔臨場や情報共有システムの原則適用
- ICT活用工事やBIM／CIMなど3次元データの活用
- 市町村工事や民間工事への浸透
- 公共土木施設データベースの開発

- 建設発生土の有効利用の推進
 - ・公設ストックヤードの整備推進、管理運営
- 建設発生土の適正な処理
- 処理困難な廃棄物等の国との調整による適切な処理

5 建設業界を取り巻く急激な社会情勢の変化に対応する取組

(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進①)

【第2次ふくしま建設業振興プランの概要】

～プラン策定の趣旨～

本県の基幹産業である建設業は、社会資本の整備に加えて、維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

本計画は、県内建設業の現状を考慮したうえで、建設業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、建設業の振興に向けた課題解決型の取組を展開していくために、今後取り組むべき課題と計画期間における取組の方針となる基本目標を改めて整理し、将来にわたり建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、県が取り組む建設業振興施策の基本計画として定めるものです。

～計画期間～

令和4年度～令和12年度（2022年度～2030年度）の9年間を計画期間とし、令和8年に中間評価、令和13年に計画実績評価を行います。

～県内建設業の現状～

○建設企業の経営力・生産性

・本県の建設投資額は、東日本大震災の復旧・復興需要に伴い大幅に上昇しましたが、復旧・復興の進展に伴い近年は減少傾向となっています。

○担い手の確保・育成

・本県の建設業就業者の年齢層別割合は、他産業に比べ、29歳以下の若年層の減少、55歳以上の高齢層の増加が進行しております。

・本県の建設業就業者数は、減少傾向にあり、特に会津地方・技能者においてその傾向が顕著となっています。また、近年、採用者に占める中途採用者の比率が高まっています。

○地域の守り手としての役割

・本県の管理施設の量と人口・建設業就業者数の関係を見ると、全国と比較し、少ない人口・建設業就業者数で多くの管理施設を支えなければならない状況です。

～基本目標～

基本目標Ⅰ

『経営力の強化、生産性の向上』

目標①企業の経営力強化を支援します。
目標②建設DX等の推進により、生産性向上に取り組めます。

基本目標Ⅱ

『担い手の確保・育成』

目標①産学官が連携した積極的な広報活動に取り組めます。
目標②育成・定着のための取組を支援します。
目標③長時間労働の是正等働き方改革に取り組めます。

基本目標Ⅲ

『地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくり』

目標①維持管理・災害対応等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりに取り組めます。
目標②地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上を支援します。

課題①

・今後の建設投資額の規模を見据えた地域建設業の経営力強化
・経営の安定・強化に繋がる生産性向上に関する取組の推進、建設DXへの対応

課題②

・各地域・各職種における担い手の確保・育成
・入職者の多様化(年齢,国籍,性別,教育や職務,の履歴等),人材の流動化,教育環境の変化に対応した担い手の確保・育成

課題③

・地域の建設業者が、地域のために適切な維持管理を持続的に担っていくことのできる環境の整備

3つの基本目標における7つの目標を実現するため74の具体的施策により、建設業の振興に取り組めます。

※当プランの詳細は「建設産業室 第2次ふくしま建設業振興プラン」に具体的な施策が掲載されています。→



1

(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進②)

基本目標Ⅰ 『経営力の強化、生産性の向上』

目標①企業の経営力強化を支援します

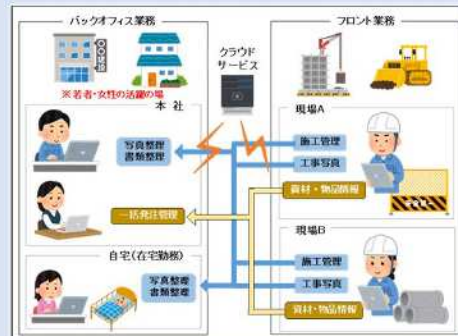
- 建設業振興のため、産学官関係者が集い、企業の経営力強化等諸課題の解決に向け協議会を運営し、協議・検証等を行います。
- また、協議会の運営をより効果的なものとするため、幹事会において実務者レベルによる協議を行うとともに、特定テーマ毎にワーキンググループを設置し、個別に検討を行います。
- 建設企業が必要な運転資金を確保することで工事を円滑に施工できるよう、建設業育成資金貸付事業を実施します。



産学官連携協議会幹事会開催状況

目標②建設DXの推進により生産性向上に取り組めます

- 建設業における長時間労働の是正や業務の効率化をはかるため、ICT専門家による技術支援、ICT機器等の購入費用の一部補助を行います。
- 生産性の向上を図り、建設業の働き方改革を推進するため、建設業バックオフィス導入に向け、専門家による技術的支援や講習会開催、研修費一部補助を行います。
- 公共土木施設の各種情報を業務の省力化・効率化・高度化を図ることを目的とし、データベースを構築します。



～バックオフィス業務概念図～

2

(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進③)

基本目標Ⅱ『担い手の確保・育成』

目標①産学官が連携した積極的な広報活動に取り組みます

- 建設現場のスケール感や建設業のやりがい等を体感することで建設業への関心を持っていただくための、小学生や親子を対象とした現場見学会の開催や、ものづくりの楽しさを伝えるPR動画の作成等、SNS等を活用した建設業の魅力発信により、人々の暮らしを支える建設業の使命や誇りを、将来の担い手となる学生等に発信します。



目標②育成・定着のための取り組みを支援します

- 新たな担い手として入職促進を図るため、建設系学科以外の学生を対象とした学校説明会を開催します。
- 県内建設企業の経営基盤の強化を図るため、経営講座を開催します。

目標③長時間労働の是正等の働き方改革に取り組みます

- 土曜日と日曜日を現場閉所とする完全週休二日工事の試行など週休二日工事の普及拡大により長時間労働の是正に向けて取り組むほか、ICT活用工事や遠隔臨場、情報共有システム（ASP）を活用し生産性向上を図るなど、建設業における働き方改革の推進に取り組みます。
- 上記取組について、国や市町村と共に公共事業全体で推進するほか、民間工事においても普及を働きかけます。



3

(1)建設業の振興に関連する取組(第2次ふくしま建設業振興プランの推進④)

基本目標Ⅲ『地域の守り手としての役割を持続的に担うことのできる環境づくり』

目標①維持管理・災害復旧等を持続的に担うことのできる制度・体制づくりに取り組みます

- 建設業が地域の守り手として、地域の維持管理や除雪、災害対応などを持続的に担っていくことができるよう、包括的維持管理の導入など、地域の実情に合った体制づくりに取り組みます。
- 持続可能な除雪体制や冬期間の安全安心な道路交通を確保を図るため、除雪機械のオペレーターに必要な免許取得に関する補助金制度を継続し、育成を支援します。

目標②地域の社会資本を適切に守るために必要な技術力の向上を支援します

- 本格的な社会インフラの維持管理・更新時代に対応するため、産学官連携により、建設業や測量設計業に携わるインフラメンテナンス技術者の育成に取り組むとともに、その技術力の活用を図ります。



4

(2)デジタル変革（DX）の取組：土木部DX推進計画の概要

I 取組の背景と目的

■新型コロナウイルス感染症の対応を通じて明らかになったこと

- ・デジタル化・オンライン化の必要性の高まり
- ・対面と非対面の効果的な組み合わせ 等

■国によるデジタル化の動き

- ・自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画
- ・デジタル庁設置法等のデジタル改革関連法
- ・国土交通省でインフラ分野のDX推進本部を設置 等

■建設行政に求められる課題

- ・担い手育成や働き方改革による環境改善
- ・インフラの老朽化対策の加速化
- ・頻発化・激甚化する自然災害への対応 等

建設行政の課題に対応するため、**デジタル技術やデータを効果的に活用して業務および業務プロセスを変革し、新たな価値を創出することで、建設産業の生産性向上・イメージアップ、持続可能なインフラ管理・保全、県民へのサービス・安全安心の向上を図り、安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくりを実現する。**



土木部DX推進計画により部のデジタル変革を推進する

(2)デジタル変革（DX）の取組：土木部DX推進計画の概要

II 土木部DX推進計画を構成する3つの取組分野

本計画では、インフラ整備の生産性向上等に取り組むもの、インフラの持続可能な管理・保全を目指すもの、データを活用し県民への情報提供やサービス向上を図るもの、の3つの取組分野にてDXを推進します。

■取組分野1 インフラの整備の変革

- ・i-Constructionの推進（ICT活用工事等）
- ・建設生産・管理システムのデジタル化（DBシステム、BIM/CIM*等）
- ・建設業の働き方改革（バックオフィス環境整備等）

*BIM/CIM: Building/Construction Information Modeling, Management

■取組分野2 インフラの管理の変革

- ・維持管理業務の効率化（点検、施設の集中監視等）
- ・職員業務の支援・軽減（システムによる業務効率化等）

■取組分野3 県民へのサービスの変革

- ・行政手続きの迅速化（申請手続きオンライン化等）
- ・災害関連情報の提供・共有（簡易型河川監視カメラ約280台、危機管理型水位計約530箇所を設置しインターネットにて情報を公開。またシステムにて土砂災害の危険度や雨量等を地区毎に表示。等）

[代表事例]



ICT活用工事

ICT活用工事の実施

ICT活用工事の推進を図るため、ICT専門家による支援、ICT機器類の購入支援等に取り組む。



無人化・遠隔化

除草の省力化

除草の無人化、遠隔化などによりコスト削減や省力化を図る。

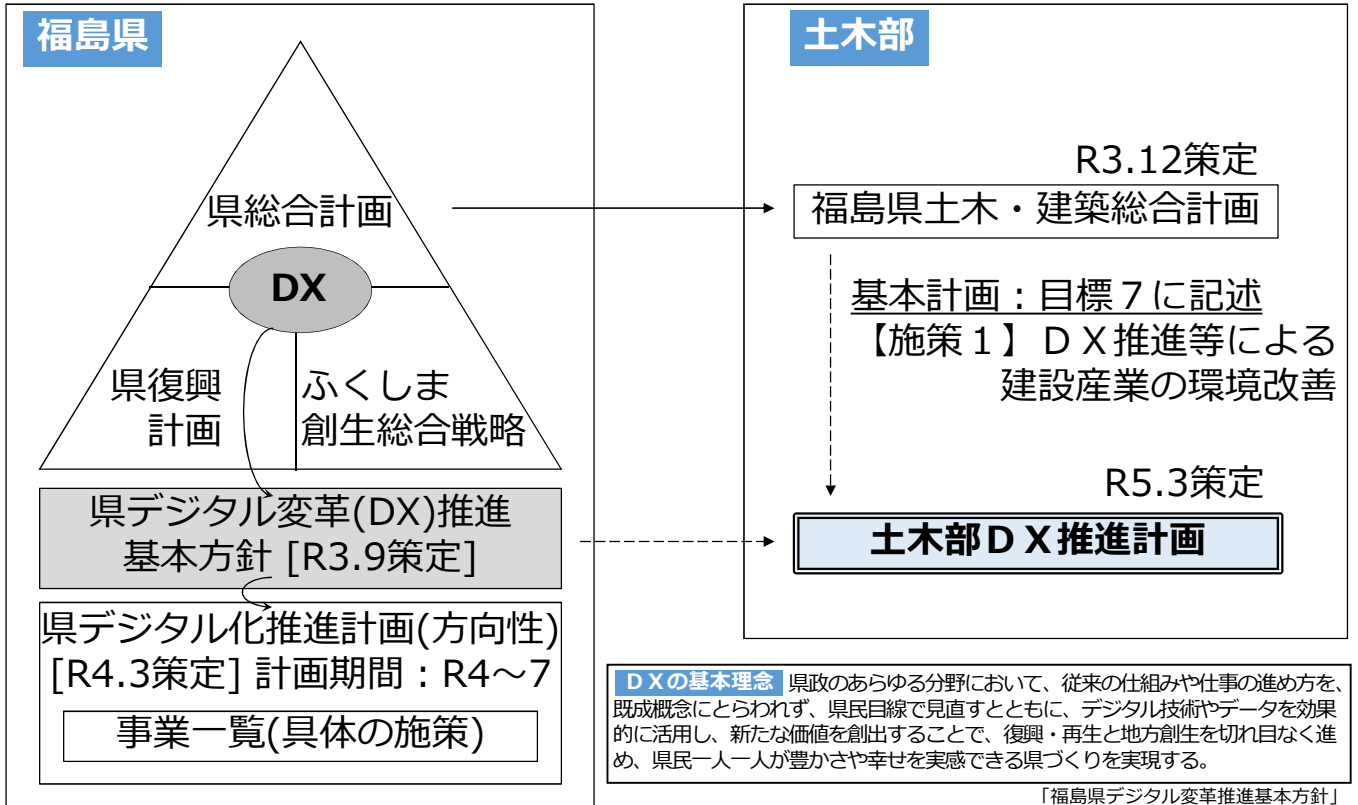
土砂災害情報システム(土砂アラート)の充実

土砂災害の危険度や雨量等を地区毎に表示。また自宅等の地点登録機能を追加。



(2) デジタル変革 (DX) の取組 : 土木部DX推進計画の位置づけ

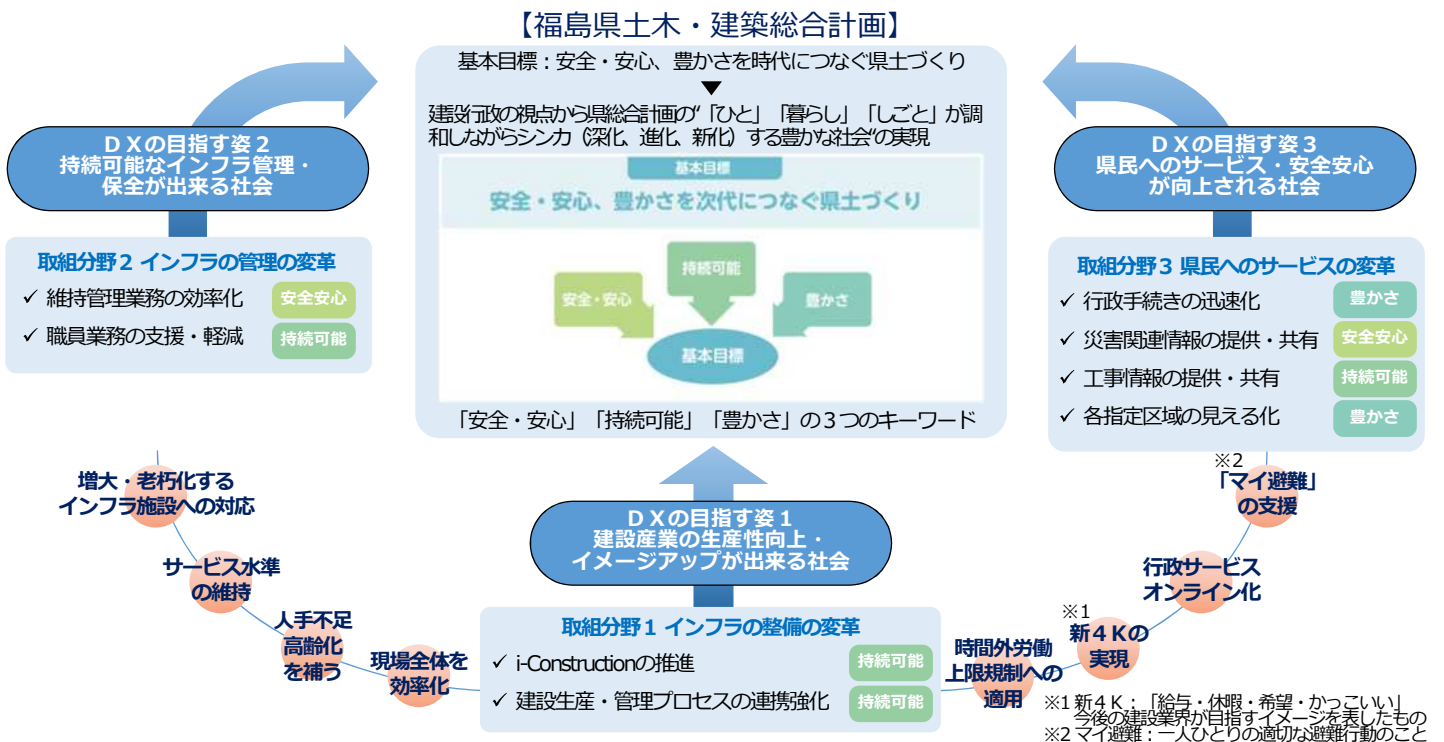
土木部DX推進計画は、部の社会資本整備に関する最上位計画である福島県土木・建築総合計画の目標のもと、県デジタル変革推進基本方針を踏まえ、部のDX推進を図るため令和5年3月に策定した。



(2) デジタル変革 (DX) の取組 : 土木部DX推進計画の目指す姿

土木部DX推進計画では、3つの取組分野より各々の目指す姿をイメージしている。

土木部DX基本理念 建設行政の課題に対応するため、デジタル技術やデータを効果的に活用して業務および業務プロセスを変革し、新たな価値を創出することで、建設産業の生産性向上・イメージアップ、持続可能なインフラ管理・保全、県民へのサービス・安全安心の向上を図り、安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくりを実現する。



I-2 令和7年度土木部の当初予算及び主要事業

○当初予算(一般会計)

令和7年度土木部当初予算額 2,138億6,182万7千円

- ・ 前年度土木部当初予算額 1,893億9,995万9千円に対し、244億6,186万8千円の増、対前年度比112.9%

復興・創生事業の予算額では、被災した公共土木施設の復旧事業等の進展に伴い関連予算が減となっている一方、帰還困難区域等の解除に向けたインフラ整備や復興祈念公園などの事業進捗により全体では大幅な増となっています。

通常事業の予算額では、令和元年東日本台風や令和4年福島県沖地震等で被災した公共土木施設の復旧事業等の進捗に伴い関連予算が減となっている一方、県民の安全・安心を守る防災・減災、国土強靱化の取組の着実な推進のため全体では増となっています。

- ・ 令和7年度県当初予算額 1兆2,817億99百万円に対する土木部当初予算額の構成比率は16.7%(令和6年度:15.3%)

○予算内訳(費目別内訳)

	予算額	対前年度比(差額)	対前年度比(率)
復興・創生事業			
公共事業費	580億3,181万6千円	171億5,868万6千円	142.0%
一般公共事業費	11億2,800万 円	△7億4,480万 円	60.2%
県単公共事業費	569億 381万6千円	179億 348万6千円	145.9%
一般事業費	19億5,621万2千円	1億4,346万5千円	107.9%
計	599億8,802万8千円	173億 215万1千円	140.5%
通常事業			
公共事業費	1,310億 724万4千円	63億1,308万4千円	105.1%
一般公共事業費	324億5,967万6千円	△27億2,787万7千円	92.2%
県単公共事業費	446億9,613万8千円	45億 181万7千円	111.2%
維持補修費	538億5,143万 円	45億3,914万4千円	109.2%
一般事業費	147億 90万4千円	8億8,784万1千円	106.4%
義務的経費	81億6,565万1千円	△4,120万8千円	99.5%
計	1,538億7,379万9千円	71億5,971万7千円	104.9%
復興・創生事業+通常事業			
公共事業費	1,890億3,906万 円	234億7,177万 円	114.2%
一般公共事業費	335億8,767万6千円	△34億7,267万7千円	90.6%
県単公共事業費	1,015億9,995万4千円	224億 530万3千円	128.3%
維持補修費	538億5,143万 円	45億3,914万4千円	109.2%
一般事業費	166億5,711万6千円	10億3,130万6千円	106.6%
義務的経費	81億6,565万1千円	△4,120万8千円	99.5%
合計	2,138億6,182万7千円	244億6,186万8千円	112.9%

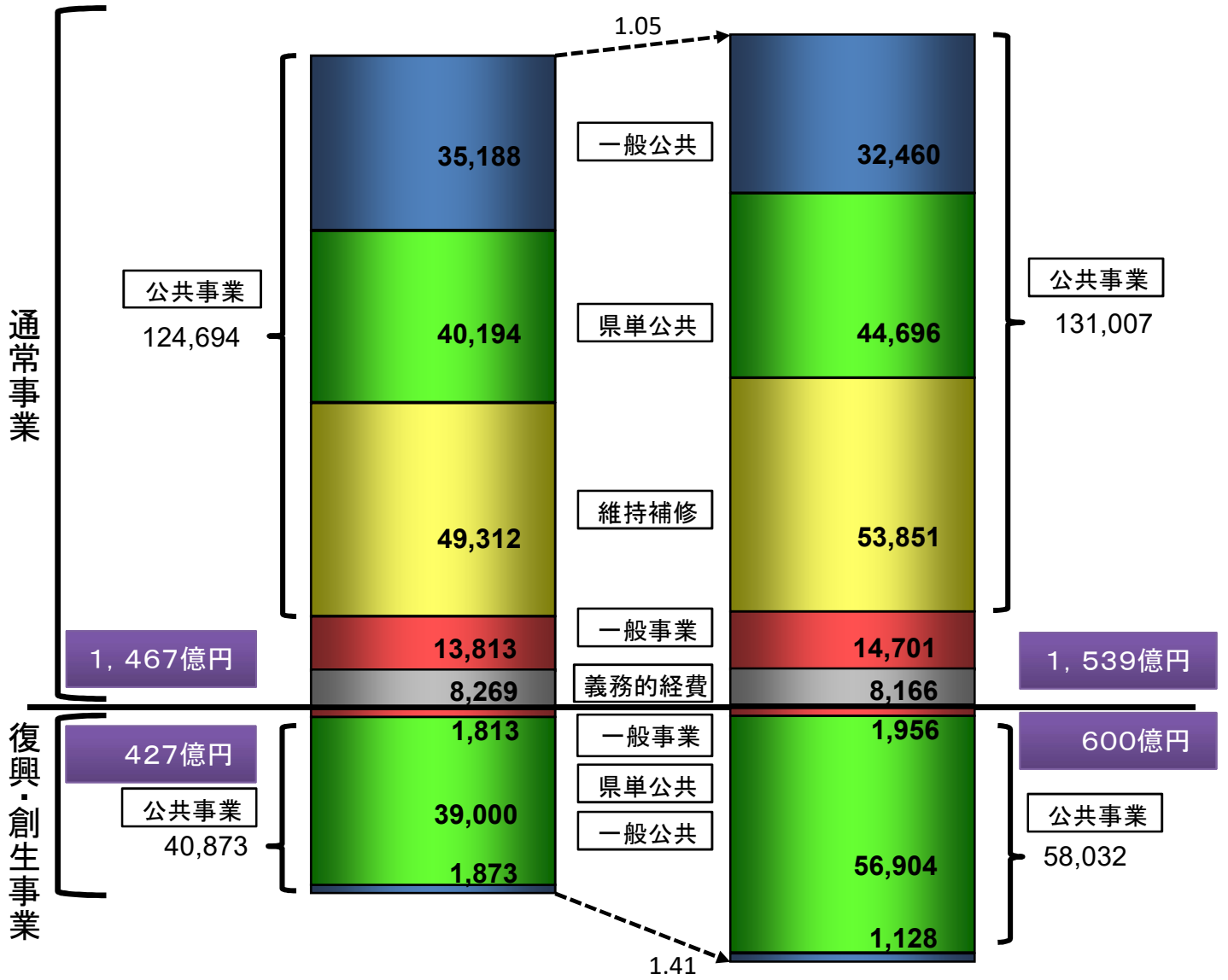
令和7年度土木部予算規模

令和6年度当初予算
1,894億円

〔前年度比〕
1.13

令和7年度当初予算
2,139億円

(単位:百万円)



令和7年度 土木部主要事業

令和7年度の事業運営方針に基づく主要事業を整理しています。

(単位 百万円)

主な事業内容	R7当初	R6当初	新規	事業名(取組)	資料番号 (右下の番号)
(1) 震災復興					
1) 震災復興					
復興・創生を支援する道路整備 東日本大震災等を踏まえ、災害に強い道路ネットワークの構築を実現するため、浜通りと中通りを結ぶ道路や津波被災地のまちづくり等を支援する道路の整備を推進する。	54,833	35,838		◆ 交付金事業(道路) (再生・復興)、 帰還環境整備交付金 事業(道路) による道路整備 【道路整備課】	1
帰還困難区域内における海岸堤防等の復旧・整備 東日本大震災により津波被害を受けた沿岸地域のまちづくりと整合を図りながら、海岸堤防等を整備し、津波・高潮に強いまちづくりを推進する。	1,128	1,872		◆ 公共災害復旧事業 (再生・復興) による海岸堤防等の復旧・ 整備 【河川整備課】	2
復興祈念公園の整備等 東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的とした復興祈念公園を整備する。 東日本大震災の風評払拭・風化防止、防災力の向上、被災地の活性化、県民の防災意識を醸成するため、震災の教訓等に関する伝承活動を行う。	2,068	2,821		◆ 復興祈念公園整備事業、 震災伝承活動推進事業 【まちづくり推進課】 【土木企画課】	3
(2) 防災・減災、国土強靱化					
1) 水災害に強い県土					
防災・減災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策 激甚化・頻発化する水災害に備え、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施するとともに、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者で「流域治水」を推進する。	17,691	17,046		◆ 補助事業(河川)、 交付金事業(河川)、 河川海岸改良事業、 など 【土木企画課】 【河川整備課】	4
防災・減災、国土強靱化に向けた総合的な土砂災害対策 土砂災害から生命・財産を守るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進する。	1,640	921		◆ 補助事業(砂防)、 交付金事業(砂防) 【砂防課】	5
公共土木施設等の災害復旧 令和5年台風第13号等により被災した道路、橋梁、河川など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保する。	5,384	6,927		◆ 公共災害復旧事業 【道路管理課】 【河川整備課】 【港湾課】	6

(単位 百万円)

主な事業内容	R7当初	R6当初	新規	事業名(取組)	資料番号 (右下の番号)
再度災害防止に向けた改良復旧等の対応 甚大な被害を受けた河川等において、堤防整備や河道掘削、土砂災害防止施設の整備を集中的に実施し、再度災害防止を図る。	1,595	1,535		◆河川災害復旧助成費、 緊急砂防等災害関連費 【河川整備課】 【砂防課】	7
令和元年東日本台風対応を踏まえたソフト対策の推進 令和元年東日本台風対応での課題などを抽出、検証し本県のソフト対策の見直しを行ったうえで、実効性のある対策を実施する。	613	531		◆河川流域総合情報 システム事業 【河川計画課】 【河川整備課】	8
2)安全・安心					
防災・減災、国土強靱化に向けた道路の機能強化 道路施設において、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災対策を推進する。	4,861	5,646		◆補助事業(道路)、 補助事業(街路) など 【道路管理課】 【道路整備課】 【まちづくり推進課】	9
すべての人にやさしい快適で安全・安心な生活空間の創出 誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を整備する。 また、公園施設における予防保全を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的な更新を実施する。	2,007	2,026		◆補助事業(道路)、 交付金事業(道路)、 交付金事業(公園) など 【道路整備課】 【まちづくり推進課】	10
民間の大規模建築物等の耐震化の促進 耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物や災害時の緊急輸送路沿道建築物等の耐震化を促進するため、事業者が行う耐震改修等へ補助金を交付する市町村に対し、補助する。	39	16		◆建築物耐震化促進事業 【建築指導課】	11
安全安心ふくしまの家づくりの推進 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修等及びブロック塀の耐震改修等へ補助金を交付する市町村に対し、補助する。	29	29		◆福島県木造住宅等耐震化 支援事業 【建築指導課】	12
県営住宅の長寿命化と居住性の向上 福島県県営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅の居住性向上や安全性確保を図るため、内部改善等を実施し、良好なストックを形成する。	1,659	1,695		◆県営住宅改善事業 【建築住宅課】	13
将来を見据えたインフラ老朽化対策 将来を見据えた重要インフラの長寿命化を推進する。	16,455	12,924		◆道路維持補修事業 など 【道路管理課】 【河川整備課】 【砂防課】 【港湾課】 【空港施設室】	14

(単位 百万円)

主な事業内容	R7当初	R6当初	新規	事業名(取組)	資料番号 (右下の番号)
道路の適正な維持管理による安全・安心の確保 道路の適正な維持管理により、県民の安全・安心を確保する。	22,612	21,347		◆道路維持補修事業 など 【道路管理課】	15
河川・海岸などの適正な維持管理による安全・安心の確保 適正な維持管理により、洪水・土砂崩れなどによる災害の発生を未然に防止する。	12,691	12,742		◆河川海岸維持管理事業 などによる適正な公共 施設の維持管理 【河川整備課】 【砂防課】 【港湾課】 【空港施設室】	16
戦略的な維持管理に向けた取組 道路施設における維持管理の効率化及びコスト削減を推進する。 また、良好な河川環境を維持するため、効率的・効果的に河川堤防等の維持管理を実施する。	965	1,183		◆道路橋りょう改良事業、 道路維持補修事業、 河川海岸維持管理事業 【道路管理課】 【河川整備課】	17
危険な盛土の抑止等に向けた取組 盛土の崩落等による災害を防止するため、危険な盛土の抑止等に向けた取組を推進する。	20	—	○	◆盛土緊急対策事業 【都市計画課】	18
地域に密着した生活基盤の改善 地域の生活に密着した公共土木施設のうち緊急的に対応が必要なものや、新たなニーズに対して、迅速かつ的確に対応し、生活環境の安全性や快適性、利便性のより一層の向上、交流拡大を図る。	1,548	1,603		◆生活基盤緊急改善事業 【土木企画課】	19
(3) 地方創生					
1) 地方創生・にぎわい創出・健康					
交流とにぎわいを支える街なかの道づくり 良好な市街地形成を図るため、安全で円滑な交通や潤いのある快適な歩行空間の確保など、多様な機能を有する都市内道路の整備に取り組む。	1,464	1,357		◆交付金事業(街路)、 補助事業(街路)、 街路事業 【まちづくり推進課】	20
地域資源を活かした地域づくり (インフラツーリズムの要素を含む) 地域団体・住民や市町村と連携し、地域資源を活用した地域活性化のための仕掛けづくりや魅力ある地域づくりなどをソフト・ハード両面から支援する。	369	574		◆元気ふくしま地域づくり 交流促進事業、 交付金事業(地域づくり) 【まちづくり推進課】	21

(単位 百万円)

主な事業内容	R7当初	R6当初	新規	事業名(取組)	資料番号 (右下の番号)
健康増進や地域振興のための自転車利活用促進に向けた取組 自転車の活用推進による県民の健康づくりと地域の観光振興を図るため、サイクルルートの発掘・広報及びサイクリング環境の整備を実施する。	183	148	○ (一部新規)	◆歩いて走って健康づくり支援事業など 【道路整備課】	22
建築文化の情報発信 県内の建築物や建築文化に対する関心を高め、将来の担い手の育成・確保に繋げることを目的とし、写真や手書きイラスト等を掲載したポータルサイトで県内の魅力的な建築物の情報を分かりやすく発信する。	2	2		◆ふくしま建築文化発信事業 【建築住宅課】	23
空き家を活用した地域の活性化・復興の推進 定住人口の拡大、新婚・子育て世帯の安心して子育てできる環境づくり、被災者・避難者の住宅再建等に対応しながら、空き家対策を総合的かつ効果的に実施するため、市町村が行う空き家改修等の補助事業に対し、補助する。また、市町村が独自に取り組む空き家対策に対し、補助する。	115	133		◆福島県空き家対策総合支援事業 【建築指導課】	24
多世代が同居・近居できる住まいづくりの推進 多世代の同居・近居による子育て環境や高齢者見守りの充実等を図るため、親世帯と子ども世帯が同居・近居するための住宅取得やリフォームに対し、補助する。	79	78		◆福島県多世代同居・近居推進事業 【建築指導課】	25
若者等への体験住宅等の提供 関係人口の創出・拡大や本県への移住・定住、不安定な就労状態にある若年単身者の自立と県内定着を促進するため、本県への移住を検討している若者や就労サポート機関の支援を受けて就職した若年単身者に対して、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。	15	17		◆ふくしまぐらし住宅提供事業 【建築住宅課】	26
新婚・子育て世帯の居住環境確保への支援 新婚・子育て世帯が安心して子供を生み育て、希望する場所で落ち着いて生活できる居住環境と地域社会の形成を図るため、住宅セーフティネット制度を活用した「新婚・子育て世帯」を対象とする家賃低廉化補助事業を行う市町村に対し、重点的に補助する。	20	—	○ (一部新規)	◆家賃低廉化補助事業(新婚・子育て支援) 【建築住宅課】 【建築指導課】	27
移住・定住者への住宅取得の支援 県外から県内への若年世帯・子育て世帯の移住、良質な住宅取得、地域の活性化を強力に進めるため、市町村が行う住宅取得支援事業に対し、補助する。	81	81		◆来て ふくしま住宅取得支援事業 【建築指導課】	28
地域産業を活かした住宅取得の支援 森林環境の保全、循環型社会の形成を図るため、県内の大工・工務店と県産木材を活用して住宅を建築した建築主に対して、県産木材の使用量に応じて県産品等と交換可能なポイントを交付する。	42	53		◆ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 【建築指導課】	29

(単位 百万円)

主な事業内容	R7当初	R6当初	新規	事業名(取組)	資料番号 (右下の番号)
2)環境・再生可能エネルギー					
県有建築物等の木造化・木質化の促進 「ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン」の考え方や検討手法等について、市町村や民間事業者等に対し普及啓発する。	1	17		◆ふくしま木造化・木質化推進事業 【営繕課】	30
省エネルギー住宅への改修の促進 住宅の省エネルギー化や高齢者等の健康増進等を図るため、既存戸建て住宅の断熱改修等に対し、補助する。	47	187		◆福島県省エネルギー住宅改修補助事業 【建築指導課】	31
都市公園におけるLED照明の導入促進 都市公園における園路灯等の照明をLED化する。	125	155		◆都市公園園路灯等LED更新事業 【まちづくり推進課】	32
港湾における脱炭素化の推進 小名浜港及び相馬港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備を図る「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成に向けた取組を推進する。	44	106		◆港湾計画調査事業(補助) 【港湾課】	32
3)産業振興					
地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり 地域間の連携交流を支える道路の整備等により、地域の活力や安全・安心の向上を図る。	12,630	11,009		◆交付金事業(道路)、補助事業(道路)など 【高速道路室】 【道路管理課】 【道路整備課】	33
港湾の整備と利用の促進 防波堤の延伸や荷役機械の更新など港湾施設を整備することにより、港湾地域の活性化を図り、地域産業の発展を支援する。	875	1,087		◆交付金事業(港湾)、小名浜港荷役機械建造事業、小名浜港マリーナ整備事業 【港湾課】	34
漁港の整備による水産業の支援 漁港施設の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施し、安全性の向上や漁業活動の効率化による水産業の支援を行う。	189	336		◆補助事業(漁港) 【港湾課】	35

(単位 百万円)

主な事業内容	R7当初	R6当初	新規	事業名(取組)	資料番号 (右下の番号)
福島空港における滑走路端安全区域(RESA)の拡張整備 国内基準の改定に伴い、安全基準未達成となっている滑走路端安全区域(RESA)の整備を実施する。	339	354		◆空港整備事業(補助) 【空港施設室】	36
※共通事項					
<持続可能な建設産業>					
活力ある建設業への取組 建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報それぞれの視点から、現状の課題解決へ向け有効な取組の検討及び実施を重ね、更なる建設業の振興を図る。	8	9		◆福島県建設業振興事業 【建設産業室】	37
建設DX推進事業 建設産業における長時間労働の是正及び業務の効率化など働き方改革を進めるため、ICT活用工事の普及や、現場技術者が行う書類整理の業務を営業所等の職員と分担するバックオフィス業務の導入に向けた支援、及び電子納品保管管理システムの改修や公共土木施設の各種情報を一元化するデータベースの構築を行う。	69	50	○ (一部新規)	◆建設DX推進事業 【土木企画課】 【技術管理課】 【建設産業室】	38
工事現場環境の改善 工事現場のトイレについて女性技術者なども使いやすい「快適トイレ」を推進する。	取組	—		◆女性も使いやすい快適トイレ 【技術管理課】	39

(1) 震災復興

「震災復興」の主要な事業をテーマごとに記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。

事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

1) 震災復興

1 復興・創生を支援する道路整備

説明資料1

- 東日本大震災等からの復興・創生を支援するため、ふくしま復興再生道路や復興拠点へのアクセス道路等を整備します。

交付金事業（道路）（再生・復興）【48,634,129千円：道路整備課】

帰還環境整備交付金事業（道路）【6,199,185千円：道路整備課】

2 帰還困難区域の海岸堤防等の復旧・整備

- 津波や高潮・波浪等から、地域の浸水被害の軽減・防止を図ります。

公共災害復旧費（再生・復興）【1,128,000千円：河川整備課】

説明資料2

3 復興祈念公園の整備等

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に復興祈念公園を整備します。

復興祈念公園整備事業【2,066,166千円：まちづくり推進課】

説明資料3

- 東日本大震災の風評払拭・風化防止、防災力の向上、被災地の活性化、県民の防災意識の醸成を目的とした震災伝承活動を行います。

震災伝承活動推進事業【2,000千円：土木企画課】

説明資料3

(2) 防災・減災、国土強靱化

「防災・減災、国土強靱化」の主要な事業をテーマごとに記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。

事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

1) 水災害に強い県土

1 防災・減災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策

- ・激甚化・頻発化する水災害に備え、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施するとともに、あらゆる関係者が流域全体で取り組む「流域治水」を推進します。

流域治水推進事業	【2,820千円：土木企画課】
補助事業（河川）	【1,383,626千円：河川整備課】
交付金事業（河川）	【1,904,704千円：河川整備課】
河川海岸改良事業	【14,399,412千円：河川整備課】

説明資料4

2 防災・減災、国土強靱化に向けた総合的な土砂災害対策

- ・土砂災害から生命・財産を守るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

補助事業（砂防）	【49,300千円：砂防課】
交付金事業（砂防）	【1,590,200千円：砂防課】
砂防施設整備事業	【2,460,200千円：砂防課】

説明資料5

3 公共土木施設等の災害復旧

- ・令和4年福島県沖地震、令和4年8月豪雨等により被災した道路、橋梁、河川、港湾、漁港など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保します。

公共災害復旧事業	【4,205,678千円：道路管理課・河川整備課】
港湾公共災害復旧事業	【834,956千円：港湾課】
漁港公共災害復旧事業	【343,000千円：港湾課】

説明資料6

4 再度災害防止に向けた改良復旧等の対応

- ・甚大な被害を受けた河川等において、堤防整備や河道掘削等を集中的に実施し、再度災害防止を図ります。

河川災害復旧助成費	【1,582,715千円：河川整備課】
-----------	---------------------

説明資料7

5 令和元年東日本台風等対応を踏まえたソフト対策の推進

- ・令和元年東日本台風等の対応において課題などを抽出、検証し本県のソフト対策の見直しを行ったうえで、実効性のある対策を検討します。

河川流域総合情報システム事業	【613,400千円：河川整備課】
----------------	-------------------

説明資料8

2) 安全・安心

1 防災・減災、国土強靱化に向けた道路の機能強化

- 市街地の道路において、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災対策を推進します。

補助事業（街路）【668,870千円：まちづくり推進課】

説明資料9

補助事業（道路）【123,200千円：道路整備課】

道路橋りょう改良事業【629,500千円：道路管理課】

災害防除事業【3,439,200千円：道路管理課】

2 すべての人にやさしい快適で安全安心な生活空間の創出

説明資料10

- 歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、歩道整備や各種安全施設整備を計画的に推進します。

補助事業（道路）【700,200千円：道路整備課】

交付金事業（道路）【491,860千円：道路整備課】

道路橋りょう改良事業【467,815千円：道路整備課】

- 公園施設における予防保全を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的な更新を実施します。
- 良好な都市環境を保持し、安全に安心して利用できるオープンスペースを確保するため、都市公園の適切な管理を実施します。

交付金事業（公園）など【2,152,385千円：まちづくり推進課】

3 地震などの災害に強い住まいづくりや二次災害防止のための支援

- 住宅は生活の基盤として、また、公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、これらが地震で倒壊すれば、県民の生命や財産に危険が及ぶだけでなく、被災時の緊急対応や復旧活動に支障をきたします。このため、市町村と連携しながら、住宅・建築物、防災拠点や避難施設等の耐震化を重点的に推進するとともに、避難路沿道等におけるブロック塀等の耐震化を促進し、地域における防災力の向上に努めます。

○「福島県耐震改修促進計画」に基づき、市町村、関係団体と連携して、公共建築物や住宅及び民間建築物の耐震化を促進

○市町村有建築物の耐震化を促進するため、『市町村耐震化支援チーム』により市町村へ技術支援を実施

○大規模建築物や緊急輸送路沿道等の建築物の耐震補強設計・耐震化に補助する市町村を支援し、耐震化を促進

福島県建築物耐震化促進事業【39,200千円：建築指導課】

説明資料11

○民間の木造戸建て住宅の耐震診断や耐震改修等に補助する市町村を支援し、耐震化を促進

木造住宅等耐震化支援事業【29,238千円：建築指導課】

説明資料12

- 地震で被災した建築物による二次災害を防ぐため、被災建築物の速やかな応急危険度判定や被災者の居住を確保する応急仮設住宅の供給などの体制強化に努めます。

○建築物の倒壊の危険性を判定する『被災建築物応急危険度判定士』の養成

○判定士の速やかな派遣と的確な判定を行うため、市町村や関係団体と連携した危険度判定模擬訓練の実施

○応急仮設住宅建設や既存公営住宅への入居を斡旋できる体制の充実

借上げ住宅等の適切な管理

- 借上げ住宅の円滑な入退去と確実な家賃支払いを実施します。
- 応急仮設住宅の維持管理を行い、不要となった応急仮設住宅の撤去を進めます。
災害救助法による救助 【507,149千円：建築住宅課・建築指導課】
応急仮設住宅維持管理事業 【2,003千円：建築住宅課】

安心して住宅や建築物を取得・利用できる環境の確保

- 安心して住宅・建築物を取得・利用できる環境を確保するため、建築基準法、建築士法及び住宅瑕疵担保履行法等の関係法令の適正な執行に努めます。
 - 建築基準法による完了検査や定期報告の徹底
 - 違反建築物の解消、既存建築物の適正管理に向けたパトロールや立入調査を実施
 - 建築士講習制度による建築士の資質の向上
 - 住宅瑕疵担保責任保険制度等の周知、宅地建物取引業者等の業務の適正化
 - 民間住宅・建築物のアスベスト対策の着実な促進

4 県有建築物の長寿命化を図るための適切なストック管理

- 県有建築物を安全・安心に利用できるよう、施設管理者と連携しながら計画的・効率的な保全を推進します。
- 県営住宅の保守点検・維持修繕を確実に実施するとともに、建築物の機能・性能の向上を図るため、屋上防水改修工事、外壁改修工事、給水方式変更工事、水回り（浴室・トイレなど）の改善工事等を実施します。
県営住宅改善事業 【1,659,013千円：建築住宅課】 **説明資料13**
県営住宅管理事業等 【1,026,046千円：建築住宅課】
- 合同庁舎、職員公舎及び出先庁舎の確実な保守点検、外壁や給排水設備の修繕などを実施します。
県有施設維持保全事業 【350,467千円：営繕課】

5 将来を見据えたインフラ老朽化対策

- これまでの事後保全型維持管理から予防保全型維持管理への転換を図り、ライフサイクルコストの低減を目指します。 **説明資料14**
- 将来を見据えた重要インフラの長寿命化を推進します。
 - 道路維持補修事業（補助） 【9,922,824千円：道路管理課】
 - 道路維持補修事業（長寿命化対策） 【1,563,008千円：道路管理課】
 - 道路長寿命化対策事業 【1,636,066千円：道路管理課】
 - 海岸メンテナンス事業 【210,000千円：河川整備課】
 - ダムメンテナンス事業 【856,842千円：河川整備課】
 - 補助事業（砂防） 【707,500千円：砂防課】
 - 砂防施設維持管理事業 【271,200千円：砂防課】
 - 港湾維持管理事業（長寿命化） 【700,000千円：港湾課】
 - 空港維持補修事業 【495,917千円：空港施設室】

6 道路の適正な維持管理による安全・安心の確保

- 道路の適正な維持管理により、県民の安全・安心を確保します。

説明資料15

道路維持補修事業	【15,820,920千円：道路管理課】
除雪事業（県単）	【2,781,825千円：道路管理課】
除雪事業（交付金）	【3,781,858千円：道路管理課】
補修機械管理事業	【56,500千円：道路管理課】
道路占用復旧事業	【170,700千円：道路管理課】

7 河川・海岸などの適正な維持管理による安全・安心の確保

- 適正な維持管理により、洪水・高波・土砂崩れなどによる災害の発生を未然に防止します。

河川海岸維持管理事業	【10,262,215千円：河川整備課】
ダム維持管理事業	【852,048千円：河川整備課】
砂防施設維持管理事業	【746,979千円：砂防課】
漁港維持管理事業	【91,099千円：港湾課】
漁港維持管理事業（海岸漂着物）	【6,000千円：港湾課】
港湾維持管理事業	【211,518千円：港湾課】
空港維持管理事業	【417,225千円：空港施設室】

説明資料16

8 戦略的な維持管理に向けた取組

- 良好な道路環境や河川環境を維持するため、効率的・効果的に道路や河川堤防等の維持管理を実施します。

道路橋りょう改良事業	【595,446千円：道路管理課】
道路維持補修事業	【360,000千円：道路管理課】
河川海岸維持管理事業	【10,000千円：河川整備課】

説明資料17

9 危険な盛土の抑止等に向けた取組

- 盛土の崩壊等による災害を防止するため、危険な盛土の抑止等に向けた取組を推進します。

盛土緊急対策事業	【20,000千円：都市計画課】
----------	------------------

説明資料18

10 地域課題のスピーディーな解決と生活環境の改善

- 身近な生活環境の質の向上（生活に密着した基盤の改善）

○地域住民の要望に即応し身近な生活基盤を整備・改善する「生活基盤緊急改善事業」を推進します。

生活基盤緊急改善事業	【1,548,237千円：土木企画課】
------------	---------------------

説明資料19

(3) 地方創生

「地方創生」の主要な事業をテーマごとに記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。

事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

1) 地方創生・にぎわい創出・健康

1 交流とにぎわいづくりを支える、街なかの道づくり

説明資料20

- ・円滑な都市内交通の確保に加え、市街地のにぎわいづくりに向け、出逢い・交流する公共空間としての街なかの道づくりを推進します。
- ・交差点改良やバイパス整備など渋滞対策を進めます。
補助事業（街路）、交付金事業（街路）、街路事業 【1,464,418千円：まちづくり推進課】

2 文化や伝統、歴史、風土など、地域資源をいかした地域づくり

説明資料21

- ・地域資源の活用などによる交流人口の拡大を図るため、ソフト・ハード両面から、地域活性化のための仕掛けづくりや個性と魅力ある地域づくりを支援します。
 - 文化や伝統、歴史的街並み等、地域資源を活用して創る魅力ある地域づくり
 - 観光資源の活用や広域的連携によって、交流人口の拡大を図る地域づくり
 - 自然との共生や環境の保全、良好な景観形成等をテーマに、うつくしいふくしまを後世に継承する地域づくり
 - 子どもたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくり
 - 健康で生き生きと暮らせる地域づくり
 - 復興まちづくりと連携した浜通り沿岸部の復興支援
 - 風評被害払拭に向けた観光支援元気ふくしま地域づくり交流促進事業、交付金事業（地域づくり）
【368,709千円：まちづくり推進課】
- ・インフラ施設を観光資源として活用し、地域観光と結びつけたインフラツーリズムを推進することにより、県内の観光交流人口の拡大及びインフラへの理解促進を図ります。

文化や歴史など地域特性をいかした街並みの形成

- ・地域の文化や歴史、観光資源をいかし、個性あふれるまちづくりを支援します。また、魅力ある地域づくりを進めるため、美しい建築物や街並み形成に対する県民の意識の高揚を図ります。さらに、住宅密集地など住環境の改善が必要とされる地区や景観が良好でない地区における、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成づくりと魅力あるまちづくりを支援します。
 - 街なみ環境整備事業など市町村が行うまちづくり事業を支援
 - 歴史的建造物の保全活用に係る専門家の養成を支援
 - 地域の周辺環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰する「福島県建築文化賞」を実施

3 健康増進や地域振興のための自転車利活用促進に向けた取組

- ・福島県自転車活用推進計画に基づき、県民の健康づくりと地域の観光振興を図るため、ソフト・ハードの両面から自転車の活用促進を図ります。

説明資料22
- 歩いて走って健康推進事業（自転車道） 【143,186千円：道路整備課】
- 交付金事業（道路） 【30,000千円：道路整備課】
- 道路橋りょう改良事業（自転車道） 【10,000千円：道路整備課】

4 建築文化の情報発信

- ・本県の魅力的で評価の高い近・現代建築物をブランディングし、集約して広く情報発信することで、県内の建築物や建築文化に対する関心を高め、興味を持ってもらい、本県のイメージアップを図るとともに、建築業の将来の担い手育成・確保に繋がります。

ふくしま建築文化発信事業

【2,427千円：建築住宅課】

説明資料23

5 定住・二地域居住を進めるための居住環境の向上

- ・県外からの二地域居住・U I J ターン希望者が、魅力ある理想の住まいを求め、安全・安心で快適に暮らすことができるよう、市町村や建築関係団体などと連携しながら当該希望者の住まいづくりを支援します。

○空き家を含む住まいの設計・施工や費用に関する相談などの技術的支援

○地元工務店等に対する住まいのリフォームに関する技術の支援

○市町村、関係団体等と連携した住まいに関する相談対応や情報提供

○県外からの移住・定住の促進に向けた良質な住宅の取得やリフォームに対する支援

空き家対策総合支援事業

【114,908千円：建築指導課】

説明資料24

福島県多世代同居・近居推進事業

【78,896千円：建築指導課】

説明資料25

来てふくしま 住宅取得支援事業

【80,500千円：建築指導課】

説明資料28

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業

【42,400千円：建築指導課】

説明資料29

○県内への移住検討者、就労サポート機関の支援を受けて就職した若者への住宅支援

ふくしまぐらし住宅提供事業

【15,040千円：建築住宅課】

説明資料26

6 地域の資源をいかしたふくしま型の住まいづくり

- ・人材や技術、県産木材など地域の資源をいかしたふくしま型の住まいづくりを推進し、良質な住まいの提供及び地域経済の循環により、地域住宅関連産業の活性化を進めます。

○県産木材を活用した木造住宅建設の支援

○大工・工務店等による伝統技術の継承・活力向上等の取組の支援

○地域に根ざした良質な住まいづくりへの支援

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業

【42,400千円：建築指導課】（再掲）

ふくしまの木の家・担い手応援事業

【2,800千円：建築指導課】

7 都市と田園地域が共生するふくしまの都市づくり

- ・近年の人口減少、市街地拡大の収束等の社会経済の情勢変化を踏まえ、20年以上未着手となっている都市計画道路の必要性の検証と、その検証結果に基づく都市計画道路の適切な見直しを進めます。

街路調査事業

【10,000千円：都市計画課】

8 住み心地の良い快適な居住空間の創出

- ・市町村や組合等が行う土地区画整理事業を支援します。

9 中心市街地の住みやすい居住環境の形成

- ・中心市街地から事業所や商店などが郊外に流出し、生活環境の悪化やまちなかの活力・にぎわいが失われつつあるため、まちなかの空き家等の利用促進、地域特性に配慮した都市型住宅の供給促進、商業業務施設の整備誘導により、魅力あるまちなか再生を支援します。
 - 市町村や組合等が行う共同建築物の建設やオープンスペースの整備を支援
 - 関係部局と連携し、市町村や地域でのまちなか活性化の取組を支援

10 住み心地のよい、快適な住まいづくり

- ・良質な住宅ストックを次世代に継承するため、耐震、省エネルギー、バリアフリー性等の住宅性能の向上を図るとともに、景観や環境等の地域特性に配慮した良質な住宅の建設やリノベーションを促進します。
 - 建築関係団体と連携した長期優良住宅制度の普及啓発
 - 快適な住まいづくりのための情報提供や相談
 - 民間の木造戸建て住宅の耐震診断や耐震改修等に補助する市町村を支援し、耐震化を促進
 - 木造住宅等耐震化支援事業 【29,238千円：建築指導課】（再掲）
 - 省エネルギー住宅への改修を促進
 - 福島県省エネルギー住宅改修補助事業 【46,891千円：建築指導課】

説明資料31

11 住民にやすらぎや潤いを与える緑豊かなまちづくりの推進

- ・都市に緑やオープンスペースを確保し、都市生活にゆとりとやすらぎを与える都市公園の整備を推進します。
 - 公園事業など 【57,755千円：まちづくり推進課】

12 都市公園の利用促進や都市緑化活動の推進

- ・都市における緑地の保全と緑化を推進します。
 - 幅広い年齢層の公園利用を促進するための広報活動や県民の都市緑化への理解を深めるための都市緑化活動を推進します。

13 すべての人が安全に安心して利用できるような県有建築物の整備等

- ・庁舎や病院、県営住宅等の県有建築物について、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全に安心して利用できるよう、整備等を進めます。
 - スロープや手すりの設置、点字ブロックの敷設、段差のない床、エレベーターの整備等
 - 誰もが使いやすい「みんなのトイレ」や授乳室などの整備等

14 地域の活性化を目指した空き家再生等の支援

- ・空き家が多い地区において、市町村や地域が進めるコミュニティ再生や活性化のための空き家の除却及び活用による住環境の改善を支援します。
 - 空き家を活用した地域づくりのための調査や計画づくりを支援
 - 空き家再生等推進事業など市町村が行う住環境整備事業を支援
 - 県外からの移住者・二地域居住者、県内子育て・新婚世帯、被災者・避難者等が行う空き家のリフォーム等に対する支援
 - 空き家対策総合支援事業 【114,908千円：建築指導課】（再掲）

15 子育て世帯や高齢者などに配慮した住まいの提供の促進

- ・ 少子高齢化の進行や東日本大震災の影響が懸念される中、子育て世帯、高齢者、障がい者、被災者等が安全・安心で快適に暮らせる居住環境づくりに努めます。

○ 県営住宅の適正な管理と住戸内の段差の解消や手すりの設置などの内部改善

県営住宅改善事業 【1,659,013千円：建築住宅課】（再掲）

○ 県営住宅への子育て世帯や高齢者等の優先入居

○ 医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進

○ 子育て環境の確保等に向けた多世代が同居・近居する住まいづくりの推進

福島県多世代同居・近居推進事業 【78,896千円：建築指導課】（再掲）

○ 子育て世帯や高齢者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

住宅セーフティネット促進補助事業 【6,440千円：建築住宅課・建築指導課】

家賃低廉化補助事業（新婚・子育て支援）

【19,839千円：建築住宅課・建築指導課】 **説明資料27**

福島県住宅確保要配慮者支援事業 【5,910千円：建築指導課】

○ 子育て世帯等への住宅改修支援による子育て環境の向上

空き家対策総合支援事業 【114,908千円：建築指導課】（再掲）

2) 環境・再生可能エネルギー

1 環境に配慮した建築物づくりの推進・誘導

- ・ 豊かな自然、風景、文化、環境を守り育むため、これらに配慮した建築物の整備に努めるとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに配慮した環境負荷の少ない建築物づくりを推進します。

○ 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」による、県有建築物のエネルギー消費の削減

○ 「福島県ZEBガイドライン」によるZEB化の推進

○ 省エネルギー住宅への改修を促進

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 【46,891千円：建築指導課】（再掲）

2 県有建築物等の木造化・木質化の推進

- ・ 木材の利用による快適な生活空間の創造と「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、中大規模県有建築物等の木造化・木質化を推進します。

ふくしま木造化・木質化推進事業 【745千円：営繕課】 **説明資料30**

3 汚水処理事業の広域化・共同化の推進

- ・ 下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の事業運営をより効率的なものとするため、福島県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、行政界や汚水処理事業の枠を超えた広域化・共同化を支援します。

4 放射性物質に汚染された下水汚泥の適切な処理処分

- ・ 原発事故で発生した放射性物質に汚染された下水汚泥の放射能濃度を測定し、適切な処理・処分を実施します。

下水汚泥放射能対策事業 【319,909千円：下水道課】

5 下水道の整備による、河川・湖沼の水質保全

- 産業が集積し、人口の集中している中通り地方の阿武隈川流域において、市町村をまたぐ広域のかつ効率的な下水道事業として、流域下水道事業を推進します。

○流域下水道事業の推進：阿武隈川上流流域下水道施設の改築更新を進めます。

流域下水道事業(資本的支出) 【2,838,099千円：下水道課】

- 阿武隈川流域内の環境の保全や改善を図るため、流域下水道の処理場やポンプ場及び管渠の適切かつ効率的な維持管理を実施します。

流域下水道事業(収益的支出) 【4,891,285千円：下水道課】

- 河川等の公共用水域や湖沼等の閉鎖性水域の水質保全、汚濁防止のため、市町村が実施する下水道の整備及び施設の改築更新を支援します。

市町村下水道事業等補助金 【36,893千円：下水道課】

- 県内全域を対象とした効率的な汚水処理施設の整備に関する総合的なマスタープランである都道府県構想について、新たに策定された広域化・共同化計画及び震災後の社会情勢の変化と人口減少等を踏まえた構想に見直しを行います。

下水道調査費(都道府県構想見直し策定業務) 【12,440千円：下水道課】

6 都市公園におけるLED照明の導入促進

- 公園の園路灯等を水銀灯からLED照明に更新し、夜間の公園利用者の安全確保やCO₂排出量削減に努めます。

都市公園園路灯等LED更新事業 【125,000千円：まちづくり推進課】 **説明資料32**

7 港湾における脱炭素化の推進

- 相馬港において、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進するため、港湾脱炭素化推進計画の内容を踏まえ、港湾計画の見直しに向けた検討を開始します。

港湾計画調査事業(補助) 【44,000千円：港湾課】 **説明資料32**

8 自然エネルギーを利用した地球温暖化対策の推進

- 地域特性をいかした再生可能エネルギーや新技術を導入し、CO₂排出量の少ない、環境に優しい施設整備に努めます。

9 資源の有効利用によるリサイクルの促進

- 建設リサイクルの推進

○地球環境への負荷が少ない低炭素循環型社会の形成のため、公共工事での「発生の抑制」「再利用の促進」「再資源化」の取組を推進し、産業廃棄物のリサイクル材や間伐材などの利活用を図ります。また、環境にやさしいモデル工事において、「省エネルギー」「省資源」「リサイクル」「生態系保全」に配慮した環境資材の利用促進に取り組みます。

10 地域固有の風土と、美しい自然を生かした施設整備

- 多様な生き物の生息・生育を支える川づくりを行います。

ふなっこふるさと川づくり事業 【63,240千円：河川整備課】

3) 産業振興

1 地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり

説明資料33

- ・地域間の連携・交流を支える道路の整備等により、地域の活力や安全・安心の向上を図ります。

補助事業（道路）	【1,497,381千円：高速道路室】
交付金事業（道路）	【3,131,124千円：道路管理課・道路整備課】
交付金事業（地活・道路）	【2,102,820千円：道路整備課】
道路橋りょう改良事業	【5,899,156千円：道路整備課】

2 港湾の整備と利用の促進

説明資料34

- ・港湾施設を整備することにより、地域産業の発展を支援します。

交付金事業（港湾）	【496,600千円：港湾課】
小名浜港荷役機械建造事業	【63,000千円：港湾課】
小名浜港マリーナ整備事業	【315,000千円：港湾課】
港湾改良事業	【127,100千円：港湾課】

3 漁港の整備による水産業の支援

説明資料35

- ・防波堤の耐震・耐津波・耐浪化など漁港施設を整備することにより、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します。

補助事業（漁港）	【189,000千円：港湾課】
交付金事業（漁港）	【107,100千円：港湾課】
漁港改良事業	【20,400千円：港湾課】

4 福島空港における滑走路端安全区域（RESA）の拡張整備

説明資料36

- ・国内基準の改定に伴い、安全基準未達成となっている滑走路端安全区域（RESA）の整備を実施します。

空港整備事業（補助）	【350,000千円：空港施設室】
空港整備関連事業	【4,400千円：空港施設室】

共通事項

「共通事項」の主要な事業を記載しました。

説明資料No. は説明資料があります。

事業費は、当該主要事業に係る費用分のみ記載しています。

<持続可能な建設産業>

活力ある建設業への取り組み

- 建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報などの視点で課題解決に向けた有効な取組を検討するとともに、実行することで更なる建設業の振興を図ります
福島県建設業振興事業 【8,414千円：建設産業室】 **説明資料37**
- 建設業者が県等の発注する工事を円滑に施工するための運転資金として活用するため、福島県建設業協同組合に対し、資金を貸し付けます。
建設業振興事業 【100,000千円：建設産業室】
- 第一線で企業利益を追求している経営者・技術者に、経営等に関する基礎知識習得のための講座を開催します。
地域に生きる建設企業支援事業 【126千円：建設産業室】
- 新分野進出による雇用の創出と確保、さらに経営基盤の強化に対する自主的な取組を応援します。
地域に根ざした建設業新分野進出応援事業 【193千円：建設産業室】

建設DX推進事業

- 建設産業における長時間労働の是正及び業務の効率化など働き方改革を進めるため、電子納品保管管理システムの改修や公共土木施設の各種情報を一元化するデータベースの構築、及びバックオフィス導入に向けた支援を行います。

建設DX推進事業【69,000千円】

説明資料38

- 専門家によるICT活用工事技術支援事業 【4,000千円：技術管理課】
- 福島県建設DX加速化補助金事業 【11,000千円：技術管理課】
- 電子納品保管管理システム改修事業 【12,000千円：技術管理課】
- (新)公共土木施設データベース構築事業 【30,000千円：土木企画課】
- (新)建設業のバックオフィス環境整備事業 【12,000千円】
 - ①建設バックオフィスDX推進事業補助金 【技術管理課】
 - ②デジタル技術活用人材育成講習会事業 【技術管理課】
 - ③バックオフィス研修費補助事業 【建設産業室】

(1)-1) 震災復興

復興・創生を支援する道路整備

取組の目的

東日本大震災等から復興・創生の支援するため、ふくしま復興再生道路や復興拠点へのアクセス道路等を整備します。

取組の内容

- 避難指示区域等における8つの主要路線を「ふくしま復興再生道路」と位置づけ、整備を進めています。
- ロボットテストフィールドや中野地区復興産業拠点などの復興拠点へアクセスする道路等の整備を進めています。

実施予定箇所

- ふくしま復興再生道路の整備
 - ・小野富岡線 西ノ内工区(川内村)
 - ・国道288号 船引バイパス(田村市) 等
- 復興拠点へのアクセス道路の整備
 - ・井手長塚線 長塚工区(双葉シンボル軸)(双葉町) 等

実施の状況

●復興・創生を支援する道路整備

<国道114号 桐平工区>



<吉間田滝根線 広瀬工区>



(1)-1) 震災復興

復興・創生を支援する道路整備

～東日本大震災等の被災地域の復興を支援します～

中通りと浜通りを連絡し、広域的な連携・交流を支える道路の整備

小野富岡線 西ノ内工区 (川内村)



工事推進

国道288号 船引バイパス (田村市)



工事推進

常磐双葉ICと中野地区復興産業拠点等を結ぶ道路の整備

井手長塚線 長塚工区 双葉シンボル軸 (双葉町)



工事推進

(1)-1 震災復興

帰還困難区域内における海岸堤防等の復旧・整備

～津波に強い地域づくりを推進するため、海岸堤防等の復旧・整備を行います～

取組の目的

帰還困難区域内における海岸堤防等の早期復旧を進めるとともに、津波や高潮等による浸水被害を防ぐため、海岸堤防の整備を行います。

取組の内容

津波や高潮等による浸水被害を防ぐため、被災した海岸堤防等の復旧や嵩上げを行います。

実施予定箇所

- ・細谷地区海岸(双葉町)
- ・熊川地区海岸(大熊町)

実施予定箇所の状況



細谷地区海岸(双葉町)



熊川地区海岸(大熊町)

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

福島県土木部

2

(1)-1 震災復興

復興祈念公園の整備等

～東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂等を目的とした復興祈念公園を整備します～

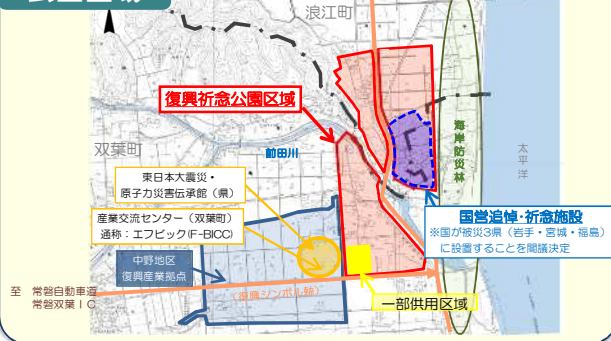
取組の目的

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に復興祈念公園を整備します。
- また、震災からの風評払拭や地域防災力の強化をより一層促進していくため、震災伝承活動を行います。

取組の内容

- 復興祈念公園整備
 - ・平成27年4月 公園候補地を「双葉・浪江両町にまたがるエリア」に決定(県)
 - ・平成29年6月 公園区域を都市計画決定(県)
 - ・平成29年7月 「基本構想」を公表(国、県)
 - ・平成29年9月 国営追悼・祈念施設を浪江町の一部区域に設置することを閣議決定(国)
 - ・平成30年7月 「基本計画」を公表(国、県) 用地取得に着手(県)
 - ・令和元年5月 「基本設計」を公表(国、県)
 - ・令和元年7月 一部工事に着手(県)
 - ・令和2年7月 「施設配置計画」を公表(国、県)
 - ・令和2年9月 公園の一部区域を供用開始(県)
 - ・令和3年1月 国営追悼・祈念施設の一部利用開始(国)
- 震災伝承活動推進事業
 - ・震災伝承をより効果的・効率的に行うため、(一財)3.11伝承ロード推進機構が行う、震災伝承施設の広報(Web、伝承ロードマップ、ラジオ等)や企画運営活動(セミナー等)に要する費用の一部を負担する。

公園区域



公園全体イメージ図



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(1) 防災・安全に関する取組の強化
基本目標	4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)
施策の方向性	1 移住・定住の促進
施策	(2) 移住に向けた体制整備と情報発信

福島県土木部

3

(2) - 1) 水災害に強い県土

防災・減災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策

～近年の激甚化・頻発化する水災害等に備えるため、「流域治水」を推進します。～

取組の目的

気候変動の影響により、激甚化・頻発化する水災害に備え、堤防整備などの対策をより一層加速させるとともに、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者で「流域治水」を推進します。

取組の状況

一級水系4水系及び二級水系6水系において、策定した「流域治水プロジェクト」に基づき、治水対策を進めています。

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)

基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

取組の内容

- ◆策定した「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用しながら、堤防整備や河道掘削等の事前防災対策を強力に推進します。
- ◆流域治水協議会において、策定したプロジェクトのフォローアップを適宜行い、対策の追加・拡充を図ります。
- ◆あらゆる関係者による流域治水の取組拡大に向け、様々な機会を捉え、流域治水に関する周知・広報を行います。
- ◆特定都市河川である阿武隈川水系釈迦堂川、逢瀬川、谷田川において、気候変動を踏まえた治水計画の策定を進めてまいります。

※特定都市河川指定時期：釈迦堂川(令和6年3月26日)
逢瀬川及び谷田川(令和6年7月1日)



河川改修事業(一級河川逢瀬川)



逢瀬川流域・谷田川流域水害対策協議会

(2) - 1) 水災害に強い県土

防災・減災、国土強靱化に向けた総合的な治水対策

～ハード整備とソフト対策が一体となった総合的な治水対策を計画的に推進します。～

取組の目的

激甚化・頻発化する水災害に備えるため、ハード整備とソフト対策の両輪により治水対策を実施します。

取組の内容

- 大規模氾濫に対する被害軽減のため、河川改修及び堤防強化を速やかに実施します。
- 洪水浸水想定作成・公表対象を拡大し、水害リスク情報の空白域の解消を図ります。

実施予定箇所

- ハード対策(河川改修)
 - ・濁川(福島市)、逢瀬川(郡山市)、今出川(石川町)、只見川(金山町ほか)、中田川(いわき市)ほか

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)

基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

実施予定箇所の状況、実施内容

◆ハード対策

河川改修(濁川)



【施工前】



【施工中】

河川改修(逢瀬川)



(2) - 1) 水災害に強い県土

防災・減災、国土強靱化に向けた総合的な土砂災害対策

～頻発する大規模災害に備え、ハードとソフトが一体となった土砂災害対策を推進します～

取組の目的

土砂災害から生命・財産を守るため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

取組の内容

- 令和元年東日本台風を踏まえ、土砂・洪水氾濫対策を進めるとともに、土砂災害警戒区域等における砂防関係施設の整備加速に取り組みます。
- 近年の激甚化する災害に備え、既設砂防堰 堤の補強や流木対策工を実施します。
- 令和6年6月に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の区域指定に向けた基礎調査を実施します。

実施予定箇所

- ハード対策
 - ・熱塩沢(喜多方市)
 - ・大館1号地区(いわき市) ほか
- ソフト対策
 - ・土砂災害警戒区域等の指定及び基礎調査の実施、区域を示した標識等の設置

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

実施予定箇所の状況

◆ハード対策

あつしおさわ
熱塩沢

土石流防止のため、砂防堰堤を整備します。



流木捕捉工を設置

※画像はイメージ

おおだて
大館1号地区

がけ崩れから命や暮らしを守るため、擁壁を整備します。



◆ソフト対策



説明会の状況

標識設置状況



土砂災害警戒区域等の指定にあたっては、地域の皆さんに説明会を行います。

(2) - 1) 水災害に強い県土

公共土木施設等の災害復旧

～被災を受けた公共土木施設等の復旧を行います～

取組の目的

被災を受けた道路、河川など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保します。

取組の内容

- 道路の復旧を行い、道路利用者の安全な通行を確保します。
- 河川堤防等の復旧を行い、洪水による被害の軽減を図ります。

主な実施予定箇所

- ・熱塩加納山都西会津線(喜多方市)
- ・国道252号 あいよし橋(只見町)
- ・高瀬川(浪江町)

実施予定箇所の被災状況



一般県道 熱塩加納山都西会津線 (喜多方市)



二級河川請戸川水系 高瀬川 (浪江町)



国道252号 あいよし橋 (只見町)

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

(2) - 1) 水災害に強い県土

再度災害防止に向けた改良復旧等の対応

～甚大な被害を受けた河川等の整備を集中的に実施します～

取組の目的

災害復旧事業に合わせて河川改良を行い、再度災害の防止を図ります。

取組の内容

令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川等において、災害復旧のみでは十分な効果を期待できないため、改良費を加えて一定計画により改良し、再度災害の防止を図ります。

実施予定箇所

・夏井川・好間川(いわき市)

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

実施箇所の被災状況

夏井川(いわき市平下平窪地内)
【令和元年東日本台風による浸水状況】



実施の状況



夏井川13工区(いわき市小川町下小川地内)
【施工前状況(R4.1)】 【施工中状況(R6.11)】

(2) - 1) 水災害に強い県土

令和元年東日本台風対応を踏まえたソフト対策の推進

～危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置を拡大します～

取組の目的

出水時に県民の的確な避難判断を促すための情報を提供します。

取組の内容

県民の的確な避難判断のため、危機管理型水位計及び河川監視カメラを設置します。

実施予定箇所

真名子川(西郷村)、
小野川(下郷町) ほか

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

実施の状況

危機管理型水位計



設置写真



危機管理型水位計表示例((一財)河川情報センター)

河川監視カメラ



設置写真



河川監視カメラ表示例((一財)河川情報センター)

(2)-1)水災害に強い県土

令和元年東日本台風対応を踏まえたソフト対策の推進

～洪水時の円滑かつ迅速な避難確保のため、洪水浸水想定区域図を拡大します～

取組の目的

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るために、洪水浸水想定区域図の作成・公表を拡大します。

取組の状況

洪水浸水想定区域図の作成・公表対象河川を拡大し、水害リスク情報の空白域解消を図ります。

水防法改正に伴う県内の洪水浸水想定区域図作成対象河川数
63河川 → 約440河川へ拡大

取組の内容

令和3年の水防法改正により、水害リスク情報空白域の解消を図るため、水位周知河川に加え、小規模河川についても洪水浸水想定区域図の作成・公表を実施。

参考



渚川（令和5年7月7日）

ふくしま創生総合戦略 関連施策（※54ページ参照）	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし）
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(1) 防災・安全に関する取組の強化

福島県土木部 8-2

(2)-2)安全・安心

防災・減災、国土強靱化に向けた道路の機能強化

～道路の機能を強化し、暮らしと経済を支えます～

取組の目的

緊急輸送道路など道路の防災機能強化に集中的に取り組めます。

取組の内容

- 点検に基づき、落石の発生箇所や緊急輸送道路における通行規制区間の落石対策等や雪崩・地吹雪、冠水などの危険箇所への防護施設等を整備します。
- 福島県無電柱化推進計画に基づき無電柱化を進め、景観の向上とともに、防災機能の強化を図ります。

実施予定箇所

- 落石対策
 - ・国道118号 羽鳥（天栄村）等
- 雪崩対策
 - ・下郷会津本郷線 大内（下郷町）等
- 無電柱化推進
 - ・水原福島線 杉妻（福島市）
 - ・須賀川駅並木町線 南町（須賀川市）等

実施の状況



ふくしま創生総合戦略 関連施策（※54ページ参照）	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし）
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

福島県土木部

9

(2)-2)安全・安心

すべての人にやさしい快適で安全安心な生活空間の創出

～誰もが安全で快適に利用できる歩行空間や都市公園の整備を推進します～

取組の目的

- 歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、歩道整備や各種安全施設整備を計画的に推進します。
- 公園利用者の安全・安心を確保するため、老朽化した公園施設の更新を計画的に推進します。

取組の内容

- 通学路の交通安全対策プログラムや未就学児の移動経路等の要対策箇所について、歩道や安全施設の整備を推進します。
- 老朽化した運動施設等の機能維持と改善を図るため、施設を更新します。

実施予定箇所

- ・安達停車場線 油井工区(二本松市)
- ・福島吾妻裏磐梯線 北谷地工区(福島市)
- ・あづま総合運動公園(福島市)等

実施予定箇所



至 安達駅

安達停車場線
油井工区
(二本松市)
→歩道整備による
通学路の安全確保



至 福島市

福島吾妻裏磐梯線
北谷地工区
(福島市)
→歩道整備による
未就学児の移動経路
の安全確保



体育館(天井)の耐震改修

あづま総合体育館
(福島市)
→運動施設の耐震
改修による安全・安
心な利用環境の確保

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(1) 防災・安全に関する取組の強化

福島県土木部

10

(2)-2)安全・安心

民間の大規模建築物等の耐震化の促進

～対象建築物の耐震化を支援します～

取組の目的

法により耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物、災害時の避難所等となる防災拠点建築物等の耐震化を促進します。

取組の内容

耐震診断、改修設計・工事へ補助金を交付する市町村に対し、補助金を交付します。

1 補助対象建築物

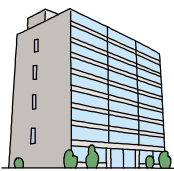
昭和56年5月以前に建築した民間の建築物で、以下の要件に該当するもの。

- (1) 不特定多数が利用又は利用者の避難に配慮を要する大規模建築物
病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム等
- (2) 被災時に避難所等として利用される防災拠点建築物
- (3) 震災時に倒壊し道路を塞ぐおそれがある緊急輸送路沿道建築物

2 補助対象経費

補助対象は以下の費用。

- (1) 耐震診断
- (2) 耐震改修設計
- (3) 耐震改修工事(除却含む)



取組のイメージ

民間の大規模建築物・防災拠点建築物
・緊急輸送路沿道建築物

補助対象 **耐震診断**



まずは建物等の強度を調査して県に報告

耐震診断結果の報告
県による公表

補助対象 **耐震改修 設計**



建物をどう補強するか建築士が計画・設計

補助対象 **耐震改修 工事**



設計のとおり耐震改修工事を施工

【効果】

耐震・防災性の向上、県民の安全・安心の確保

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

福島県土木部

11

(2)-2)安全・安心

安全安心ふくしまの家づくりの推進

～地震災害に強い住まいづくり、安全・安心なまちづくりを応援します～

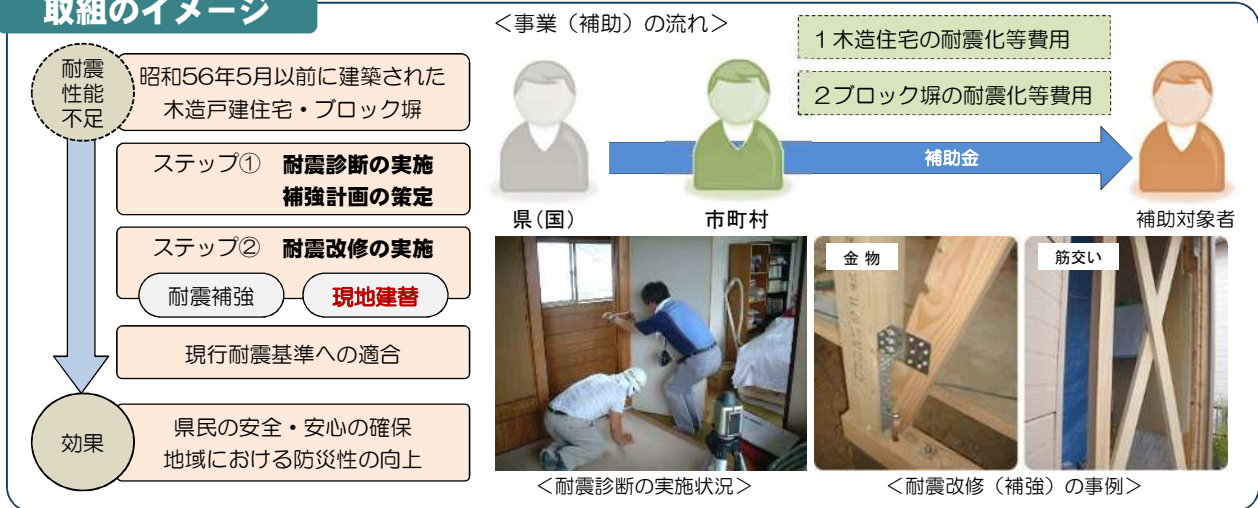
取組の目的

県民生活の基礎となる住宅等の耐震性能の向上を図り、安全で安心な住まい・まちづくりを推進します。

取組の内容

木造戸建住宅やブロック塀の耐震化を実施する市町村に対して、次の費用の一部を補助します。
①耐震診断・補強計画 ②耐震改修(補強・建替)

取組のイメージ



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

(2)-2)安全・安心

県営住宅の長寿命化と居住性の向上

～良好なストック形成するため、計画的にリフォームを行います～

取組の目的

建設後、相当の期間が経過している県営住宅は、設備等の老朽化が進んでいることに加え、外壁の安全性機能の低下が著しいことから、福島県県営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅の居住性向上や安全性確保を図るため、内部改善等を実施し、良好なストックを形成します。

取組の内容

- 【安全・安心の確保】
 - ・外壁の落下防止 等
- 【現代のニーズに合った住宅性能の確保】
 - ・断熱化、給湯設備設置 等
- 【高齢者や子育て世帯への配慮】
 - ・バリアフリー化 等

実施の状況

○外壁改修(断熱化)



○内部改善



- その他
 - ・屋上防水改修(断熱化)
 - ・給水方式変更
 - ・給水管更生
 - ・EV改修 等

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

(2)-2)安全・安心

将来を見据えたインフラ老朽化対策

～点検と修繕のサイクルを適切に進め、安全に利用できるインフラ環境を保持します～

取組の目的

これまでの事後保全型から予防保全型の維持管理へ転換を図り、ライフサイクルコストの低減を目指します。

取組の内容

- 点検の実施(日常点検、定期点検等)
- 修繕の実施(本体修繕、付属物修繕)

実施予定箇所

- ・甲子トンネル(国道289号下郷町～西郷村)
- ・あづま陸橋(福島吾妻裏磐梯線 福島市)
- ・中開津1号樋門(宮川)(会津坂下町)
- ・ク子ノ内沢(会津美里町)
- ・小名浜港(いわき市)
- ・福島空港(須賀川市、玉川村) ほか

実施の状況

【点検の実施状況】



【修繕の実施状況】



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

(2)-2)安全・安心

道路の適正な維持管理による安全・安心の確保

～安全・安心な暮らしを支えるために、計画的に道路施設の維持管理を実施します～

取組の目的

道路空間を常に良好な状態に保つことにより、安全・安心な暮らしや快適で住みやすい地域づくりを支援します。

取組の内容

安全で円滑な交通を確保するため、除草、除雪、舗装や構造物等の維持修繕、道路照明のLED化などを計画的に進めます。

実施内容

- 適正な道路の維持管理
 - ・除草の効率化に取り組み、沿道環境の保全に努めます。
 - ・除雪を実施し、地域経済活動や日常生活の支援を行います。
 - ・道路巡視等による早期確認により、良好な路面状態の維持に努めます。
- 道路トンネル照明等のLED化
 - ・CO2の削減を図るため、LED照明への更新を推進します。

実施の状況



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

(2)-2)安全・安心

河川・海岸などの適正な維持管理による安全・安心の確保

～河川等の公共施設を適正に維持管理し、生活の安全・安心を守ります～

取組の目的

河川等の公共施設の適正な維持管理により、洪水・高波・土砂崩れなどによる災害の発生を未然に防止します。

また、空港や港湾・漁港施設等の既存施設の機能を維持するため、予防保全を重視した計画的な維持管理を行います。

取組の内容

- 定期的にパトロールや巡視を行います。巡視結果により、異常が確認された場合、河道内堆積土砂の撤去等、地域住民の生活の安全・安心に努めます。
- 空港や港湾・漁港等の安全を確保し、適切な運営を行うために、維持管理に努めます。

実施予定箇所

- ①河川：492河川、延長4,637.7km、10ダム
- ②海岸：91地区海岸、延長146.6km
- ③砂防：砂防関係指定地2,098箇所
- ④港湾・漁港：7港湾、10漁港
- ⑤空港：福島空港

ふくしま創生総合戦略 関連施策（※54ページ参照）	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし）
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

実施の状況

◆河川・砂防施設等の維持管理



(2)-2)安全・安心

戦略的な維持管理に向けた取組

～良好な道路環境や河川環境を維持するため、効率的な維持管理を実施いたします～

取組の目的

良好な道路環境や河川環境を維持するため、効率的・効果的に道路や河川堤防等の維持管理を実施します。

取組の内容

- 道路の狭い部等に防草対策をするため、「防草シート等」を設置します。
- 舗装の長寿命化に向け、コンクリート舗装の試行工事・評価検証を実施しています。
- 河川堤防等の効率的な除草を推進するため、除草機械の導入を進めます。

実施予定箇所

- 防草シート
 - ・年に2回以上除草している等優先度が高い箇所に防草シートを設置(約40km)
- コンクリート舗装
 - ・国道115号(猪苗代町)
- 除草機械の効率的な運用方法の検証や河川愛護団体への除草機械の貸出を推進。

ふくしま創生総合戦略 関連施策（※54ページ参照）	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし）
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

実施状況例

◆防草シート等設置例
国道121号外(喜多方市)



◆コンクリート舗装箇所
国道115号(猪苗代町)



◆除草機械貸出



◆除草機械利用(リモコン型)



(2)-2 安全・安心

危険な盛土の抑止等に向けた取組

～盛土の崩落等による災害を防止するため、危険な盛土の抑止等に向けた取組を推進します～

取組の目的

盛土の崩落等による災害を防止するため、「宅地造成及び特定盛土規制法（通称、盛土規制法）」に基づき、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。

取組の状況



取組の内容

- 令和6年9月24日までに福島県全域で規制区域を指定し、盛土規制法による規制を開始しています。
- 関係機関や市町村、庁内関係部局等との連携を強化し、危険な盛土等の規制に取り組んでいます。
- 各建設事務所に盛土監視員を配置し、監視体制を強化しています。
- 効果的に監視を行うため、ドローン等を活用しています。



《盛土監視員 研修会》

(2)-2 安全・安心

地域に密着した生活基盤の改善

～地域に密着した生活基盤の安全性・快適性・利便性の向上を図ります～

取組の目的

地域からの要望を踏まえ、緊急的な対応を要する道路や河川などの身近な生活基盤の改善を進めます。

実施の状況

- 路肩を広げ、安全に歩けるよう歩行空間を確保しました。

取組の内容

- 日常で支障となっている様々な問題・課題に対して迅速な解決を図ります。
- お年寄りの方も安全に安心して歩道を利用できるよう、段差解消や転落防護柵の設置等
- 通勤・通学者が利用しやすい、安全で快適な道路整備や歩道整備
- その他、生活に密着した人家連担地区の道路排水処理など、地域からの要望が強い小規模な整備や改善等



- 道路を拡幅し、車両のすれ違いが容易になるよう、交通環境を改善しました。



ふくしま創生総合戦略 関連施策（※54ページ参照）	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし）
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(1) 防災・安全に関する取組の強化

(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

交流とにぎわいを支える街なかの道づくり

～地域の实情にあった街路を整備し、快適で安心して暮らせる、まちをつくります～

取組の目的

地域のまちづくり活動などと連携し、都市の防災性の向上や少子高齢化など、地域が抱える諸課題に対応した住みよいまちづくりを実現するため、街路整備を計画的に進めます。

取組の内容

- 交通渋滞の解消、交通結節点へのアクセス強化、歩行者等の交通安全の確保などのため街路の整備を進めます。
- 災害時の避難路確保などのため、無電柱化を推進し、安全なまちづくりを進めます。

実施予定箇所

- | | | |
|-----------|------|-------|
| (都市計画道路) | (工区) | (市町村) |
| ・柴町大笹生線 | 南沢又1 | 福島市 |
| ・柴町大笹生線 | 南沢又2 | 福島市 |
| ・腰浜町町庭坂線 | 野田町 | 福島市 |
| ・内環状線 | 西原 | 郡山市 |
| ・須賀川駅並木町線 | 南町 | 須賀川市 |
| ・白河駅白坂線 | 向新蔵 | 白河市 |
| ・西郷搦目線 | 円明寺 | 白河市 |
| ・藤室鍛冶屋敷線 | 新横町 | 会津若松市 |
| ・白鳥藤原線 | 湯本 | いわき市 |

実施の状況

中央線外1線(伊達市)→無電柱化の推進、交通渋滞の解消、にぎわいの創出



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出

(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

地域資源をいかした地域づくり

～地域活性化のための仕掛けづくりと魅力ある地域づくりの支援～

取組の目的

まちづくりの各主体と連携し、社会資本整備を通して、地域活性化のための仕掛けづくりや魅力ある地域づくりなどソフト・ハード両面から支援します。

取組の内容

- 文化や伝統、歴史的街並みなどをいかした地域づくりを進めます。
- 観光資源の活用や広域的連携による交流人口拡大を図る地域づくりを進めます。
- 自然との共生や環境の保全、良好な景観形成等をテーマにした地域づくりを進めます。
- 子どもたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 健康で生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

実施予定箇所

- 元気ふくしま地域づくり交流促進事業
 - ・南町地区(須賀川市) ・葉ノ木平地区(白河市)
 - ・田島地区(南会津町)
- 交付金事業(地域づくり)
 - ・雄子沢地区(北塩原村)

実施の状況



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)
施策の方向性	2 交流人口の拡大
施策	(1) 観光振興

(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

健康増進や地域振興のための自転車利活用促進に向けた取組

～ソフト・ハードの両面から総合的な自転車の活用を推進します～

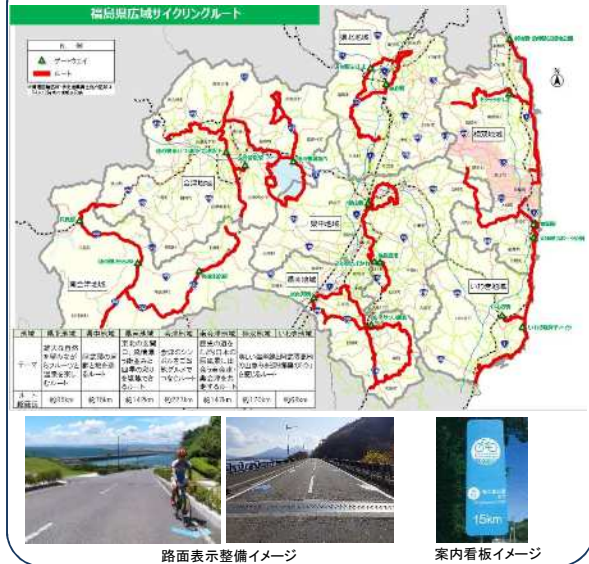
取組の目的

○福島県自転車活用推進計画に基づき、県民の健康づくりと地域の観光振興を図るため、ソフト・ハードの両面から自転車の活用促進を図ります。

取組の内容

- 県内7つの広域サイクリングルートについて、路面表示や案内看板等の整備を行い、安全かつ快適な自転車走行空間の確保を図ります。
- ナショナルサイクルルートの指定を目指すふくしま浜通りサイクルルート沿線にフォトスポット等を整備し、ルートの魅力向上を図ります。

実施の状況



実施予定箇所

- 自転車走行空間の整備
 - ・豊間四倉線 外(いわき地域)
 - ・棚倉鮫川線 外(県南地域)
 - ・米沢猪苗代線 外(会津地域) 等
- ARを活用したフォトスポット整備
 - ・ふくしま浜通りサイクルルート

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※64ページ参照)	
基本目標	4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)
施策の方向性	2 交流人口の拡大
施策	(3) 交流拠点施設等とのネットワークの活用

(3) - 1) 地方創生・にぎわい創出・健康

建築文化の情報発信

～県内の魅力的な建築物について情報発信します～

取組の目的

- ・地域の資源・宝である魅力的で評価の高い建築物の認知度・関心・興味を高めるとともに、本県建築業の将来的な担い手を育成・確保し、その持続的発展を図ります。

取組の内容

- ・写真や手書きイラスト等を掲載したポータルサイトで県内の魅力的な建築物の情報を分かりやすく発信します。
- ・県内の建築物や建築文化に対する関心を高め、将来の担い手の育成・確保に繋がります。

取組のイメージ



(3) - 1 地方創生・にぎわい創出・健康

空き家を活用した地域の活性化・復興の推進

～定住促進や住宅再建、居住安定確保のための空き家活用を支援します～

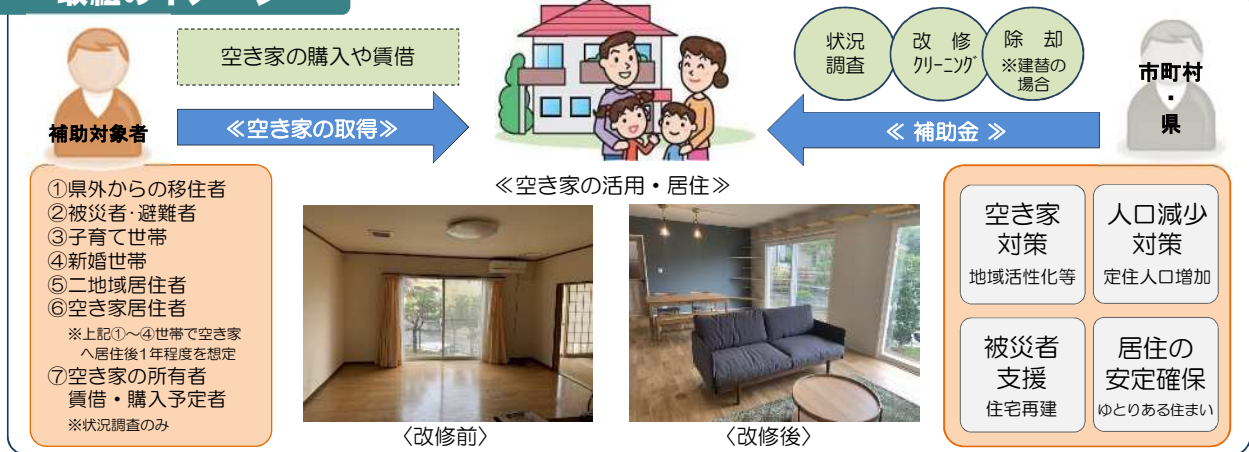
取組の目的

空き家対策を効果的に推進するとともに、移住・定住や二地域居住の促進、被災者等の住宅再建、新婚・子育て世帯の居住安定のため、空き家の有効活用等を支援します。

取組の内容

- 市町村が行う空き家対策に対して補助金を交付します。
- 移住者・二地域居住者、新婚・子育て世帯、被災者・避難者等が行う空き家改修等への補助
 - 地域の課題や実情を踏まえた空き家対策

取組のイメージ



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※64ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(2) 生活環境の維持向上
	4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)
	1 移住・定住の促進
	(1) 移住環境づくり

(3) - 1 地方創生・にぎわい創出・健康

多世代が同居・近居できる住まいづくりの推進

～多世代同居・近居による子育て環境の確保等を支援します～

取組の目的

多世代同居・近居による子育て環境の確保や高齢者見守りの充実等を支援します。

- 主な事業効果
- 子育て支援
 - 高齢者見守り・介護支援
 - 女性の就労支援 等

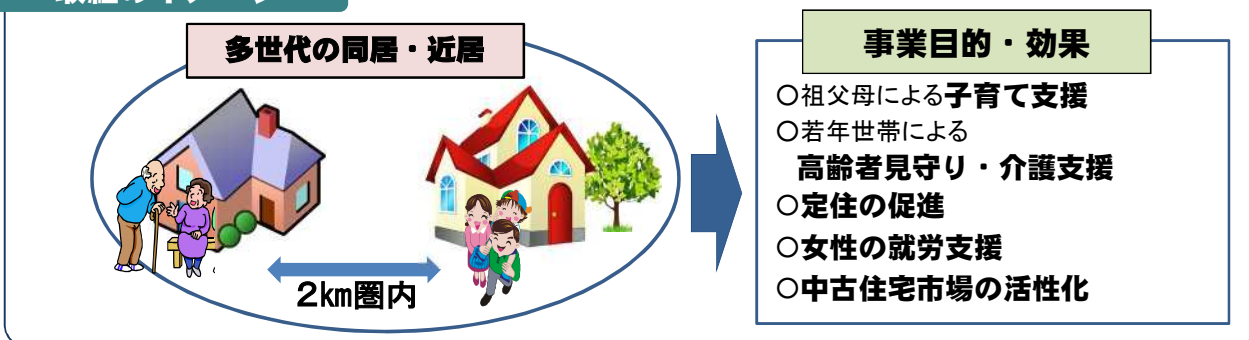
取組の内容

親世帯と子ども世帯が同居又は近居するための新築・中古住宅の取得、二世帯住宅へのリフォーム工事に要する費用の一部を補助します。

【交付対象】

- 自ら同居・近居するための住宅取得(新築・中古住宅)
- 同居するための二世帯住宅へのリフォーム工事

取組のイメージ



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(2) 生活環境の維持向上

若者等への体験住宅等の提供

～福島体験のための滞在住宅等として、県営住宅の空き住戸を提供します～

取組の目的

関係人口の創出拡大、移住・定住の促進及び、不安定な就労状態にある若年単身者の自立のため、県営住宅の空き住戸を提供します。

取組の内容

県内への移住検討者、就労サポート機関の支援を受けて就職した者、人材確保支援や県内定着促進事業により県内に就職した新規卒業者に対し、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。

取組のイメージ

■ 移住検討者向け

(対象者: 県内への移住を検討している60歳未満の方)

家電付の住宅を低廉な使用料で提供。気軽に“ふくしま”での生活を体験。

- ・関係人口の創出・拡大
- ・移住・定住の促進
- ・県内の就業者数の増



■ 若年単身者向け

(対象者: 就労サポート機関(わかものハローワーク等)の支援又は人材確保支援や県内定着促進に係る県事業の活用により県内に就職した60歳未満の方)

家電付の住宅を低廉な使用料で提供。生活の負担が軽減され、生活の安定、自立への準備を支援。

- ・若年単身者の生活の安定
- ・県外への流出者の抑制
- ・婚姻率・出生率の増



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※64ページ参照)	
基本目標	3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと) 4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)
施策の方向性	2 若者の定着・環流の促進 1 移住・定住の促進
施策	(2) 経済的支援による県内就職の促進 (1) 移住環境づくり

新婚・子育て世帯の居住環境確保への支援

～住宅セーフティネット制度を活用した市町村の取組を支援します～

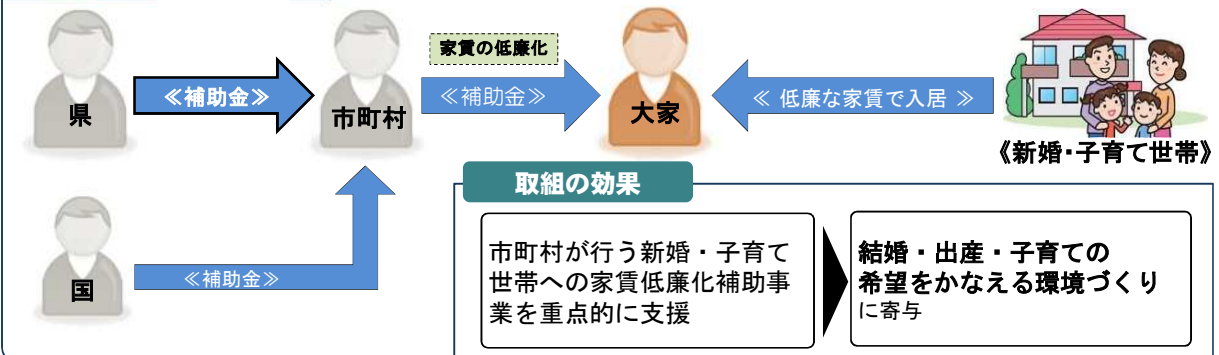
取組の目的

新婚・子育て世帯が安心して子どもを生き育て、希望する場所で落ち着いて生活できる居住環境と地域社会の形成を図るため、新婚・子育て世帯への家賃低廉化補助事業を行う市町村を重点的に支援します。

取組の内容

住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化補助事業のうち、新婚・子育て世帯に対する市町村事業へ県費補助金を上乘せし交付します。

取組のイメージ



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※64ページ参照)	
基本目標	1 一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと)
施策の方向性	1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実
施策	(3) 子育て支援

(3) - 1 地方創生・にぎわい創出・健康

移住・定住者への住宅取得の支援

～良質な住宅取得への支援を通じて県外からの移住・定住を促進します～

取組の目的

県外から県内への若年世帯・子育て世帯の移住・定住、地域の活性化を強力に進めるため、良質な住宅取得を支援します。

取組の内容

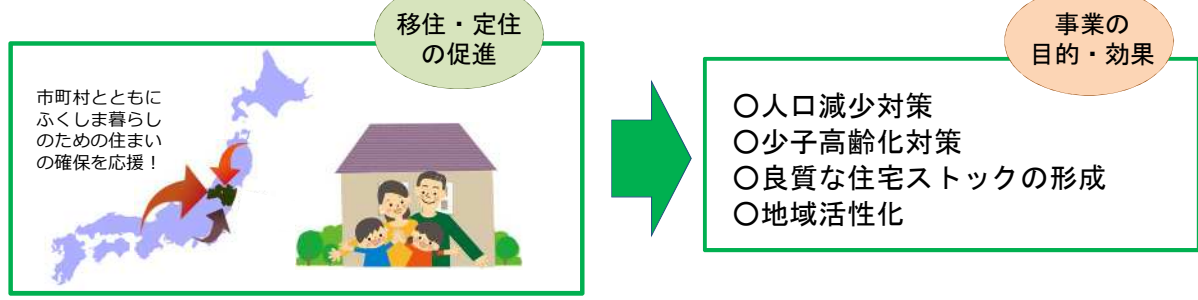
良質な住宅取得を行う県外から県内への移住者を対象に、市町村が主体となって地域の実情を踏まえて行う住宅取得支援事業に対して補助金を交付します。

【必須要件】住宅の面積、定住期間など

【加算要件】市町村事業が下記要件を満たす場合、補助金を加算

- ①世帯主等の要件を設定(子育て世帯、年齢等)
- ②就業等への支援策と連携(起業支援、企業誘致)
- ③地域活性化に寄与(地域工務店・地域材の活用)
- ④脱炭素化や省エネルギー化

取組のイメージ



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)
施策の方向性	1 移住・定住の促進
施策	(1) 移住環境づくり

(3) - 1 地方創生・にぎわい創出・健康

地域産業を活かした住宅取得の支援

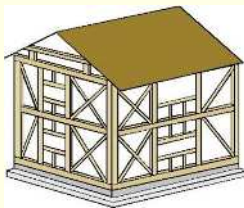
～ふくしまの木をつかった地産地消の家づくりを支援します～

取組の目的

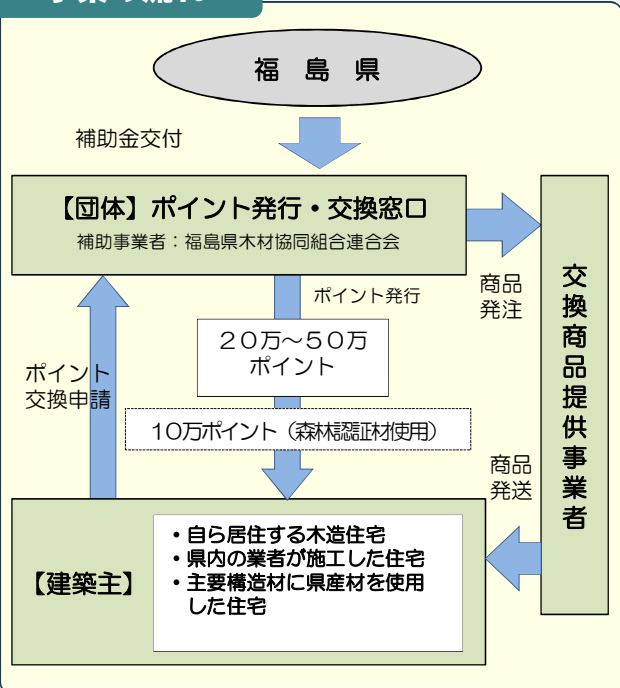
県産木材を活用した住宅建設を支援し、森林環境の保全と再生、地域住宅産業の活性化、被災者等の住宅再建を促進するとともに、県産品の更なる需要を喚起し、本県の復興と活性化を進めます。

取組の内容

県産木材を使用して、県内の住宅生産事業者が施工する木造住宅の建築主に県産品等と交換可能なポイントを交付します。



事業の流れ



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(2) 生活環境の維持向上

(3) - (2) 環境・再生可能エネルギー

県有建築物等の木造化・木質化の促進

～県有建築物ほか県内建築物の木造化・木質化を促進します～

取組の目的

木材の利用による快適な「生活空間の創造」と「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、県有建築物はもとより市町村や民間の中大規模建築物の木造化・木質化を促進します。



白河実業高等学校
建築科実習棟

取組の内容

「ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン (R6.5策定)」により、県有建築物の木造化・木質化を推進するとともに、県の取組を市町村や民間事業者へ周知します。

取組のイメージ

県有建築物の
木造化・木質化を推進

- ガイドラインを用いながら木造化・木質化を検討

木造化



農業短期大学

木質化



双葉地区特別支援学校

県の取組を
市町村・民間事業者へ周知

- ガイドラインの説明会の開催 (計6回)

※ ガイドラインの説明にあわせて、木造建築物を取りまく最近の状況等を学識者が講演。



ふくしま木造化・木質化
建築ガイドライン

普及促進
県全体へ

快適な
生活空間の
創造

「福島県2050年
カーボンニュート
ラル」の実現

ふくしま創生総合戦略 関連施策

基本目標	2	あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる (暮らし)
施策の方向性	2	環境と調和・共生する暮らしの実現
施策	(1)	脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の推進

(3) - (2) 環境・再生可能エネルギー

省エネルギー住宅への改修の促進

～既存戸建住宅の断熱改修等を支援します～

取組の目的

住宅の省エネルギー化や住環境向上による高齢者等の健康増進等を図るため、既存戸建住宅の断熱改修等を支援します。

取組の内容

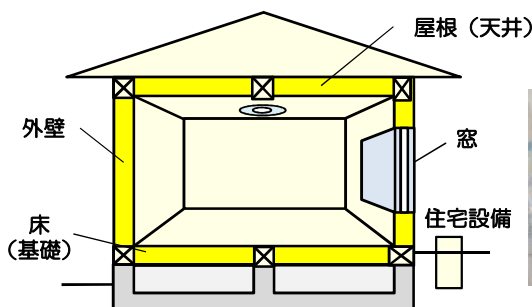
既存戸建住宅の断熱改修及び設備の効率化工事費の一部を補助します。

【対象部位】

壁、屋根(天井)、床(基礎)又は窓、住宅設備

取組のイメージ

【断熱改修等工事の実施】

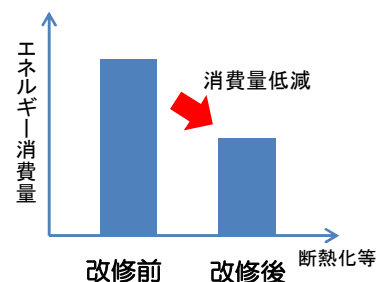


エネルギー
消費量の低減等



〈断熱改修のイメージ〉

【改修効果 (イメージ)】



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)

基本目標	2	あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる (暮らし)
施策の方向性	1	安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(2)	生活環境の維持向上

(3) - 2) 環境・再生可能エネルギー

港湾及び都市公園における脱炭素化の取組

～公園照明をLED化します～

取組の目的

【港湾施設】

○相馬港において、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進するため、港湾脱炭素化推進計画の内容を踏まえ、港湾計画の見直しに向けた検討を開始します。

【都市公園】

○都市公園照明のLED化により省エネルギー対策を進め、CO2排出量を縮減し、地球温暖化防止対策を推進します。
○電気料金の節減や交換サイクルの長期化による管理費用の低減を行います。

取組の内容

【港湾施設】

○港湾計画の見直しに向けた検討を行います。

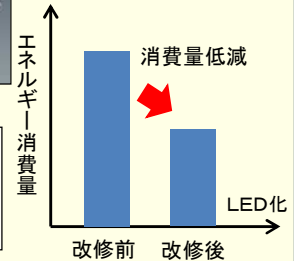


【都市公園】

○県管理の6都市公園の街路灯や天井照明を既設水銀灯から、LED灯に改修します。



【改修効果(イメージ)】



実施予定箇所

- ・相馬港(相馬市・新地町)
- ・あづま総合運動公園

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	2 環境と調和・共生する暮らしの実現
施策	(1) 脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の推進

(3) - 3) 産業振興

地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり

～県土の活力を高める道づくりを進めます～

取組の目的

広域的な連携・交流を支えるため、災害に強い強靱な道路ネットワークを構築します。

取組の内容

- 広域的な連携・交流を支え県土の活力を高める道づくり
- 地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり
- 観光等の地域振興を支え地域を活性化する道づくり
- 通勤・通学を始め都市内の移動時間の短縮を図る交通渋滞対策

実施予定箇所

- 広域的な連携・交流を支える道路整備
 - ・会津縦貫南道路5工区(国道121号 下郷田島バイパス) (下郷町、南会津町)等
- 地域間の連携・交流を支える道路整備
 - ・いわき石川線 石川BP1(石川町)等
- 都市内交通を円滑化する交通渋滞対策
 - ・国道288号 富久山(郡山市)等

実施の状況



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)		
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)	4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現	2 交流人口の拡大
施策	(2) 生活環境の維持向上	(3) 交流拠点施設等とのネットワークの活用

(3) - 3 産業振興

港湾の整備と利用の促進

～港湾の整備を行い、地域産業の支援を図ります～

取組の目的

防波堤の延伸や荷役機械の更新など港湾施設を整備することにより、港湾地域の活性化を図り、地域産業の発展を支援します。

取組の内容

- 相馬港 南防波堤の延伸を行います。
- 小名浜港 荷役機械の更新に向けた検討・調査を行います。

実施予定箇所

- ・相馬港(相馬市)
- ・小名浜港(いわき市)

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)	
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(2) 生活環境の維持向上
基本目標	3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)
施策の方向性	4 新産業の創出、企業誘致、起業・創業の推進
施策	(2) 企業誘致の推進と立地企業の振興

実施予定箇所の状況



(3) - 3 産業振興

漁港の整備による水産業の支援

～漁港の整備を進め、水産業の支援を行います～

取組の目的

防波堤の耐震・耐津波・耐浪化など漁港施設を整備することにより、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します

取組の内容

- 釣師浜漁港 防波堤の改良を行います。
- 真野川漁港 防波堤の改良を行います。

実施予定箇所

- ・釣師浜漁港(新地町)
- ・真野川漁港(南相馬市)

実施予定箇所の状況



(3) - 3 産業振興

福島空港における滑走路端安全区域 (RESA) の拡張整備

～ 航空機の運航における安全性の向上を図ります ～

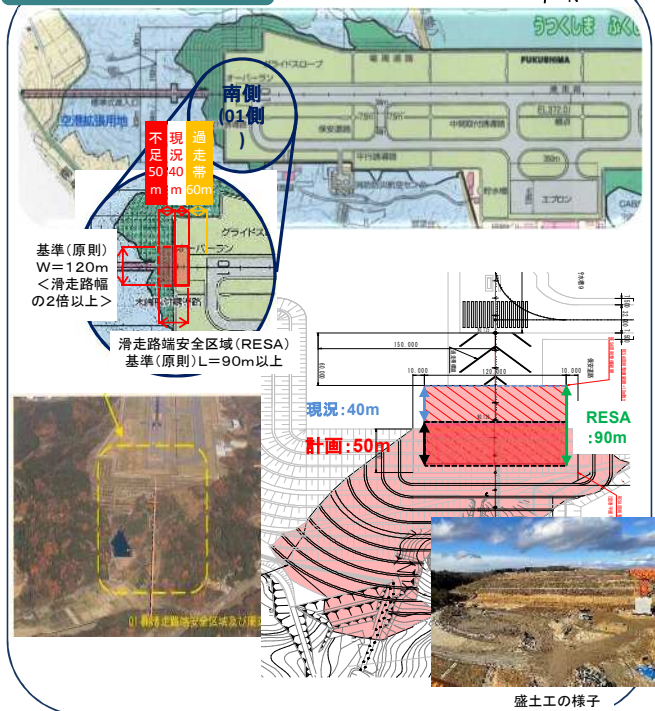
取組の目的

航空機の航行の安全を確保するための国内基準改正に伴い、新基準に適合した滑走路端安全区域 (RESA) の拡張を推進し、航空機の運航に係る安全性の向上を図ります。

取組の内容

- 滑走路端安全区域(南側)
 - 現況: 40m
 - 計画: 90m (+50m)
 - ※北側・・・現況: 192m で新基準に適合
- 盛土 (V=約30万m³)により区域の造成を実施します。

実施予定箇所



< 持続可能な建設産業 >

活力ある建設業への取組

～ 地域の守り手として持続可能で活力ある産業となるよう、建設業の振興を図ります ～

取組の目的

建設業は、社会資本の整備や維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

- 県内建設業における課題
 - ・経営力強化、生産性向上
 - ・担い手の確保・育成
 - ・維持管理を持続的に担うことのできる環境整備 等

建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報それぞれの視点から、現状の課題解決へ向け、有効な取組の検討及び実施を重ね、更なる建設業振興を図ります。

取組の内容

- 建設業産学官連携協議会の運営
- 建設業育成資金貸付事業の実施
- 現場見学会の開催 (対象: 小学生、親子、高校写真部)
- PR動画の制作
- 建設業の仕事内容に関する高校生向け説明会の開催
- 県内企業に対する経営講座の開催
- バックオフィス導入に向けた研修費用の補助

実施の状況

◆ 小学生等を対象とした現場見学会の開催



測量体験の様子

◆ 高校生向け説明会の開催



説明会の様子

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)

基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる (暮らし)	3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる (しごと)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現	2 若者の定着・環流の促進
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出	(3) 発達段階に応じた地元企業への愛着形成

建設DX推進事業

～ICT活用工事を促進します～

取組の目的

建設産業における生産性向上を図り、働き方改革を進めるため、ICT活用工事の普及に向けた支援を行います。

取組の内容

(1) 専門家による

ICT活用工事技術支援事業

ICT活用に不慣れな建設企業や、現場代理人が行うICT活用工事及びICT技術を積極的に学習し実践に活かしたいと考えている企業に、ノウハウの提供や技術的な支援を実施します。

(2) 建設DX加速化補助金事業

ICT活用工事を実施するために必要なICT機器及びソフトウェア等を購入する費用の一部を補助をします。

実施の状況



【専門家によるICT活用工事技術支援事業】



【建設DX加速化補助金事業】

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)		
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)	3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現	1 働き方改革の推進
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出	(1) 多様で柔軟な働き方

建設DX推進事業

～建設産業の環境改善に向けたデジタル化の推進～

取組の目的

建設産業における長時間労働の是正や業務の効率化を図るため、電子納品保管管理システムの改修や公共土木施設データベースの構築を実施します。

取組の内容

○電子納品保管管理システム改修事業

業務の効率化を図るため、成果データを有効活用し、受発注者双方が業務に必要な関連情報の取得を効率的に行えるよう、成果データの一部公開や他システムとの連携を図ります。

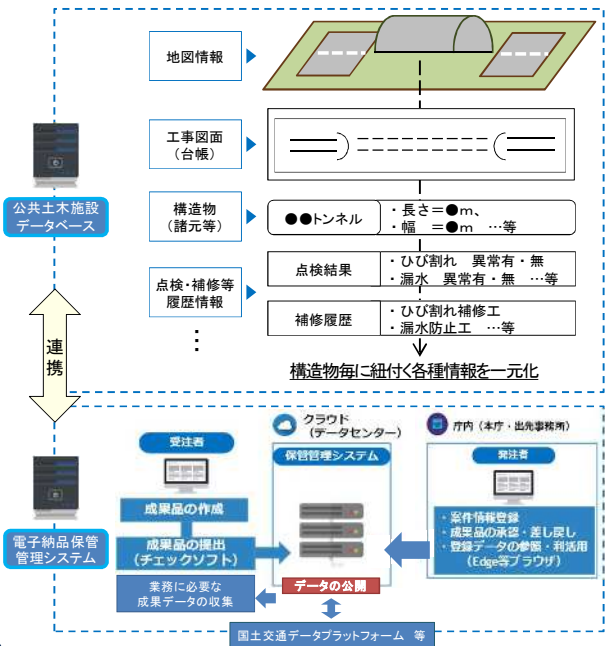
○公共土木施設データベースの構築

公共土木施設の図面のほか、施設整備後の点検、補修履歴に関する情報を一元化するシステム開発を推進します。

これにより、修繕計画や工事の実施時に必要となる既存資料の収集において、受発注者双方の時間、労力の軽減を図ります。

実施の状況

【各システムのイメージ】



ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)		
基本目標	2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)	3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)
施策の方向性	1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現	1 働き方改革の推進
施策	(3) まちの強靱化と賑わいの創出	(1) 多様で柔軟な働き方

建設DX推進事業

～建設業におけるバックオフィス導入を支援します～

取組の目的

現場技術者が現場作業後の残業により行っていることが多い施工管理や写真整理などの書類整理の業務を、営業所等の職員と分担するバックオフィス業務を導入する支援を行います。

取組の内容

- (1) 建設バックオフィスDX推進事業補助金
バックオフィスの環境整備等に係る費用の一部を補助します。
- (2) デジタル技術活用人材育成講習会事業
県が建設業者を対象に、バックオフィスの概要等を通じて、取組を推進する講習会を開催します。
- (3) バックオフィス研修費補助事業
業界団体が会員企業を対象に、バックオフィス導入に向けた研修の開催費用の一部を補助します。

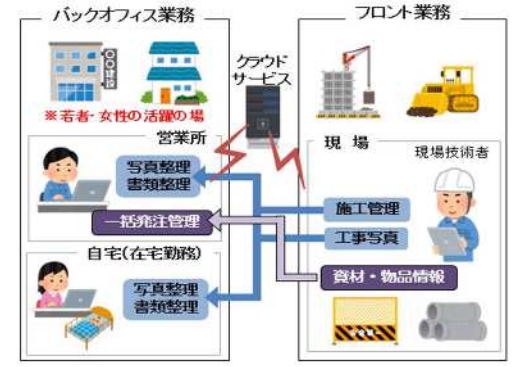
ふくしま創生総合戦略 関連施策（※54ページ参照）	
基本目標	1 一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる（ひと）
施策の方向性	4 誰もが活躍できる社会の実現
施策	(2) 女性が活躍できる環境づくり
基本目標	3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる（しごと）
施策の方向性	1 働き方改革の推進
施策	(1) 多様で柔軟な働き方

実施の状況

【現状】



【バックオフィスの概念図】



工事現場環境の改善

～働きやすい環境とするため清潔で使いやすいトイレへ～

女性も使いやすい快適トイレ

◆ 工事現場のトイレを女性技術者なども使いやすい「快適トイレ」を推進

～「快適トイレ」推進の目的～

- ・建設現場において男女ともに働きやすい環境の整備
- ・これまで特に女性技術者から不評だったトイレ設備の改善
- ・レンタル品を中心とする建設現場の仮設トイレが「快適トイレ」に変わること
- ・災害時、避難所に持ち込まれるトイレも変わることを期待

快適トイレの標準仕様イメージ

1. 快適トイレに求める機能

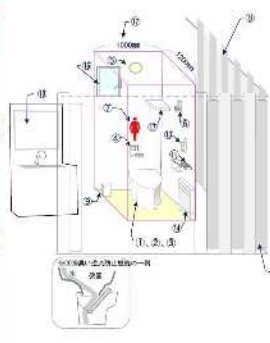
- ① 洋式便器
- ② 水洗及び節水水洗機能(屎処理装置を含む)
- ③ ②の節水節洗機能
- ④ 容量に満たない節洗機能
- ⑤ 照明装置
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示(出入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような設備等))
- ⑧ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑨ 簡易手洗器
- ⑩ 感染症対策クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ① 便器内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ② 経路径(容量・節洗を含む)
- ③ 設置台
- ④ 臭気対策機能の多重化
- ⑤ 便室内温度の調整が可能な仕様
- ⑥ 小数量仕様(トレットペーパー・手箱置き等)



【快適トイレの好事例】

仕備を満たす工夫事例

- ⑦男女トイレの完全分離 ⑧専ら事務所を挟んで、トイレを設置した (公道側に男子トイレを設置) **女性に優しい!!!**
- ⑨貸し出しの洗面台を ウォータータンクと鏡で代替

①①～①⑦のうち仕様を満たす工夫事例

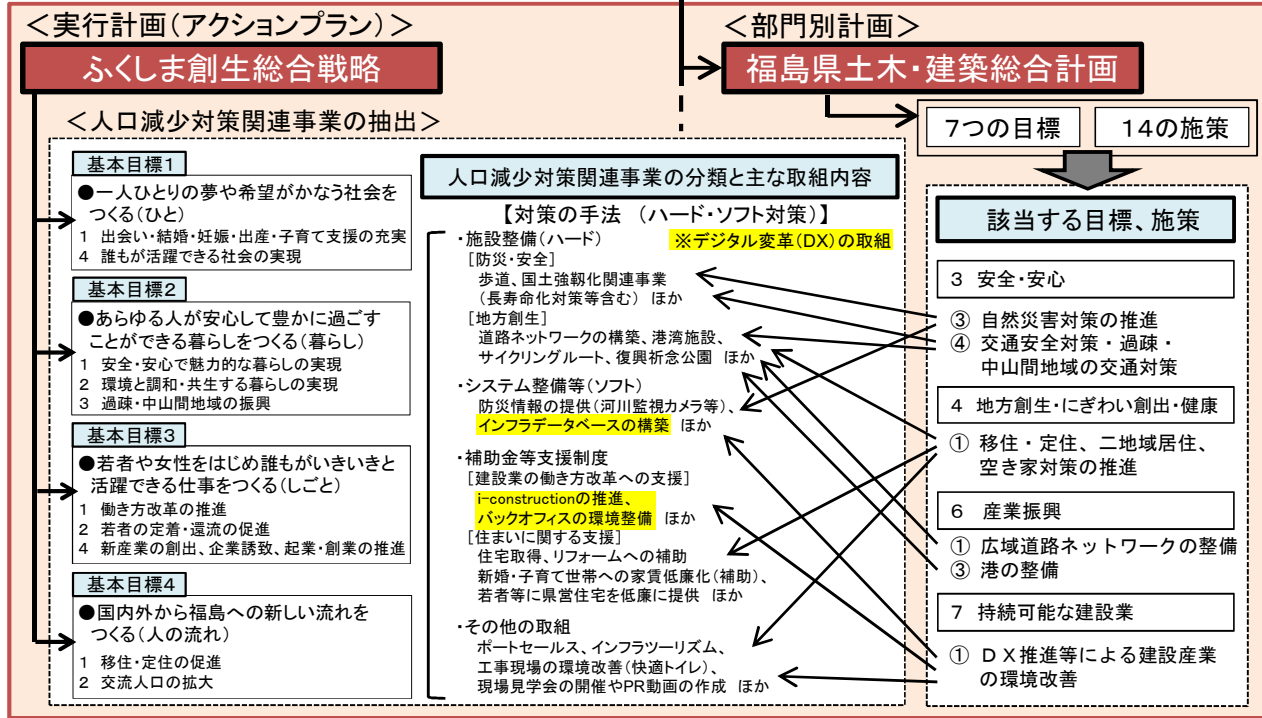
- ①① 設置台の設置
- ①② サニタリーボックスの設置
- ①③ フラワー掃除の設備
- ①④ 小数量仕様等

①①～①⑦のうち仕様を満たす工夫事例

- ①⑤ 節水装置とセンサーライトによる ①⑥ 簡易手洗器とウォータータンクと鏡で代替
- ①⑦ 衛生用品として感染症対策クリーナーのリキッドタイプを設置

ふくしま創生総合戦略 関連施策（※54ページ参照）	
基本目標	3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる（しごと）
施策の方向性	1 働き方改革の推進
施策	(2) 女性が働きやすい職場づくりの推進

福島県総合計画



(2)-2 安全・安心

地域に密着した生活基盤の改善

(例)

～地域に密着した生活基盤の改善(安全性・快適性・利便性の向上を図ります)～

取組の目的

地域からの要望を踏まえ、緊急的な対応を迅速に進め、生活基盤の改善を進めます。

実施の状況

○ 路肩を広げ、安全に歩けるよう歩行空間を確保しました。

※土木部の各主要事業について、「ふくしま創生総合戦略(人口減少対策)」に関連するものについては、説明資料左下に**関連施策**を記載しております。

○ お年寄りの方も安全に安心して歩道を利用できるよう、段差解消や転落防護柵の設置等

○ 道路を拡幅し、車両のすれ違いが容

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)

基本目標	2	あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1	安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(1)	防災・安全に関する取組の強化

区の道路排水処理など、地域からの要望が強い小規模な整備や改善等

ふくしま創生総合戦略 関連施策 (※54ページ参照)

基本目標	2	あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)
施策の方向性	1	安全・安心で魅力的な暮らしの実現
施策	(1)	防災・安全に関する取組の強化



令和7年度 重点プロジェクトを推進する事業(重点事業)

福島県総合計画に掲げる「8つの重点プロジェクト」を推進する事業(重点事業)のうち、土木部事業は以下のとおり。

(単位:百万円)

事業名	区分	担当課	事業概要	事業費
1 避難地域等復興加速化プロジェクト				
ふくしま復興再生道路整備事業	継続	道路整備課	避難解除等区域の復興を周辺地域から支援するため、広域的な物流や地域医療、産業再生を支える8路線を整備する。	15,087
復興拠点へのアクセス道路整備事業	継続	道路整備課	避難地域の復興と帰還促進に向けた環境整備として復興拠点へのアクセス道路を整備する。	6,199
公共災害復旧費(再生・復興)	継続	河川整備課	東日本大震災により被害を受けた公共土木施設を復旧し、地域の安全安心を確保する。	1,128
復興祈念公園整備事業	継続	まちづくり推進課	東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的とした復興祈念公園を整備する。	2,066
3 安全・安心な暮らしプロジェクト				
応急仮設住宅維持管理事業	継続	建築住宅課	応急仮設住宅を適切に管理するため、入居者や市町村からの修繕要望等に対応するとともに、談話室の光熱水費や外灯等の電気代を補助する。	2
復興公営住宅入居支援事業	継続	建築住宅課	全国各地に避難した入居対象者に対して、県内各地に存する復興公営住宅に係る入居者募集・抽選や問合せへの対応等を一元的に行うため、福島県公営住宅入居支援センターに委託する。	41
原子力災害被災地域道路整備事業	継続	道路整備課	避難地域の復興と帰還や移住の促進に向けた環境を整備するため道路改良や歩道整備を行う。	33,547
震災伝承活動推進事業	継続	土木企画課	東日本大震災の風評払拭・風化防止や防災力の強化に県として効果的・効率的に取り組むため、震災伝承の広報等を行う(一財)3.11伝承ロード推進機構に対して、震災伝承施設の情報発信・広報に関する事業や啓発活動に要する費用の一部を負担する。	2

(単位:百万円)

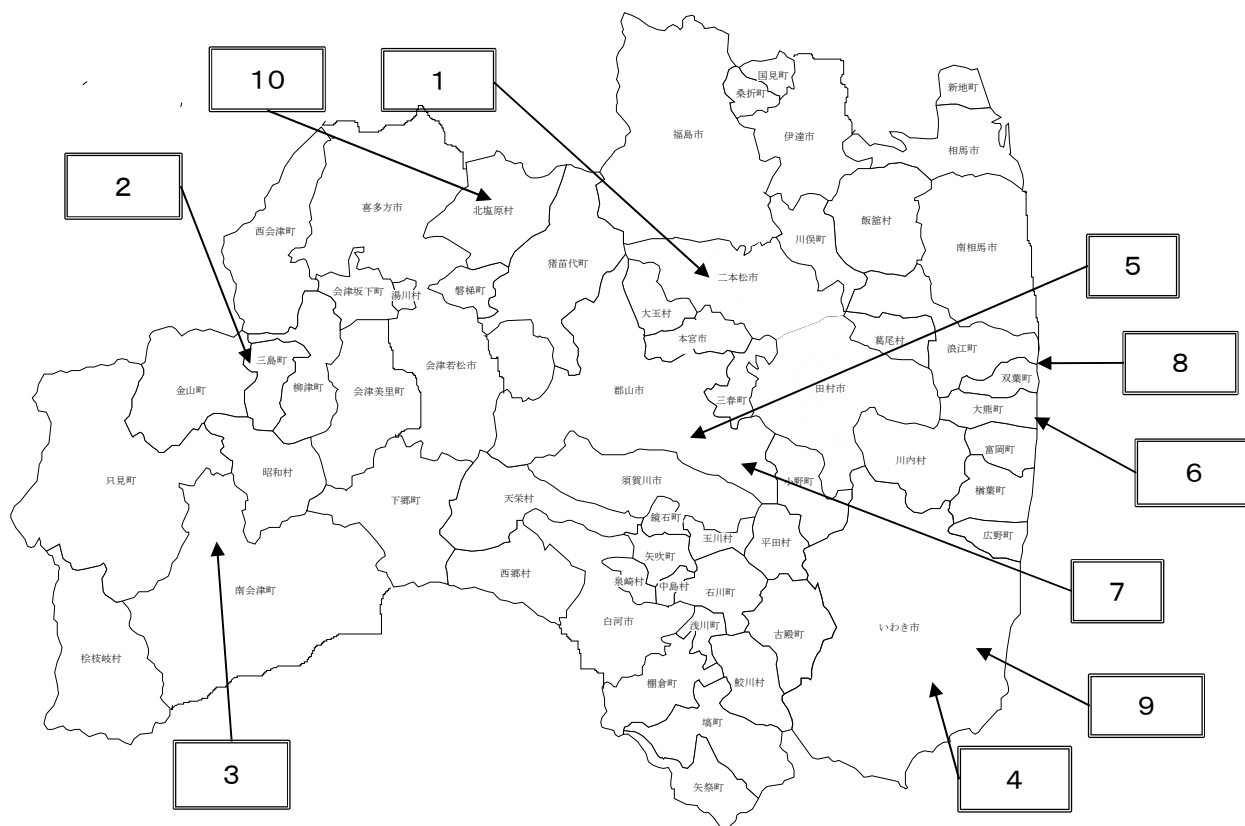
事業名	区分	担当課	事業概要	事業費
5 輝く人づくりプロジェクト				
家賃低廉化補助事業 (新婚・子育て支援事業)	新規	建築住宅課 建築指導課	新婚・子育て世帯が安心して子どもを生み育て、希望する場所で落ち着いて生活できる居住環境を整えるため、住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化補助事業のうち、「新婚・子育て世帯」を対象に補助を行う市町村に対し、補助金を交付する。	20
6 豊かなまちづくりプロジェクト				
直轄道路整備事業	継続	道路計画課	災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、本県の基幹的な道路の整備を促進する。	9,822
地域連携道路等整備事業	継続	道路整備課	浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等を整備する。	8,958
会津縦貫道整備事業	継続	高速道路室	災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、本県の骨格をなす基幹的な道路(会津縦貫道)を整備する。	1,497
橋梁耐震補強事業	継続	道路管理課	災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、橋梁の耐震補強を進め、防災機能の強化を図る。	1,636
災害防除事業 (落石対策等)	継続	道路管理課	災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、落石対策等を進め、防災機能の強化を図る。	3,439
河川整備事業	継続	河川整備課	令和元年東日本台風等の過去の災害で浸水被害が発生した地域において、計画規模に基づく治水対策を実施し、家屋の浸水被害を解消する。	19,270
土砂災害対策事業	継続	砂防課	頻発化・激甚化する土砂災害から、県民の生命・財産を守るため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。	1,787
福島県多世代同居・近居推進事業	継続	建築指導課	子育て環境や高齢者の見守りの充実等を図るため、親世帯と子ども世帯が同居・近居するための住宅取得やリフォームに対し、補助金を交付する。	79
福島県建築物耐震化促進事業	継続	建築指導課	法により耐震診断が義務付けられた緊急輸送路沿道建築物の耐震化を促進するため、事業者が行う耐震設計・改修費用の一部を負担する市町村に対し、補助金を交付する。	39
木造住宅等耐震化支援事業	継続	建築指導課	災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造戸建て住宅の耐震診断、耐震改修・建替及びブロック塀等の耐震化に取り組む市町村に対し、補助金を交付する。	29

(単位:百万円)

事業名	区分	担当課	事業概要	事業費
福島県省エネルギー住宅改修補助事業	継続	建築指導課	住宅の省エネルギー化や高齢者の健康維持等を図るため、戸建住宅の断熱改修及び設備の高効率化工事等に対し、補助金を交付する。	47
都市公園園路灯等LED更新事業	継続	まちづくり推進課	都市公園における園路灯等の照明をLED化する。	125
ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	継続	建築指導課	森林環境の保全や地域経済の循環を促進するため、県産木材及び地元工務店を活用した住宅取得に対し、県産品等と交換可能なポイントを交付する。	42
7 しごとづくりプロジェクト				
建設DX推進事業	一部新規	土木企画課 技術管理課 建設産業室	建設業における長時間労働の是正及び業務の効率化など働き方改革を進めるため、電子納品保管管理システムの改修や公共土木施設の各種情報を一元化するデータベースの構築、及びバックオフィス導入に向けた支援を行う。	69
福島県建設業振興事業	継続	建設産業室	建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報それぞれの視点から、現状の課題解決へ向け有効な取組の検討及び実施を重ね、更なる県内建設業の振興を図る。	8
8 魅力発信・交流促進プロジェクト				
ふくしまぐらし住宅提供事業	継続	建築住宅課	県内へ移住を検討している若者等を対象に福島体験のための滞在住宅として、また、就労サポート機関の支援を受けて就職した若年単身者の自立支援と県内定住に向けた住まいとして、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。	15
来て ふくしま 住宅取得支援事業	継続	建築指導課	県外から県内への若年世帯・子育て世帯の移住、良質な住宅取得、地域の活性化を強力に進めるため、市町村が主体となって地域の実情を考慮して行う住宅取得事業に対し、補助金を交付する。	81
福島県空き家対策総合支援事業	継続	建築指導課	定住・交流人口拡大の促進、新婚・子育て世帯の安心して子育てできる環境づくり、被災者・避難者の住宅再建、市町村の地域・まちづくり等に対応しながら、空き家対策を総合的かつ効果的に実施するため、市町村が主体となり地域の実情を踏まえて行う空き家対策事業に対し、補助金を交付する。	115
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	継続	まちづくり推進課	地域資源などを活用した持続的成長が可能な地域づくりや交流人口の拡大を図るため、ソフト・ハード両面から、個性と魅力ある地域づくりを支援する。	353
歩いて走って健康づくり支援事業	一部新規	道路整備課	既存の道路を利用し、観光周遊のために設定されたサイクリングコースについて、自転車の活用による地域活性化を目指したサイクルツーリズムを推進するため、路面表示や案内標識の整備による自転車走行環境づくりを実施する。	143

I-3 令和7年度の予定箇所及び令和6年度 of 取組状況

(1) 令和7年度の主な完了予定箇所



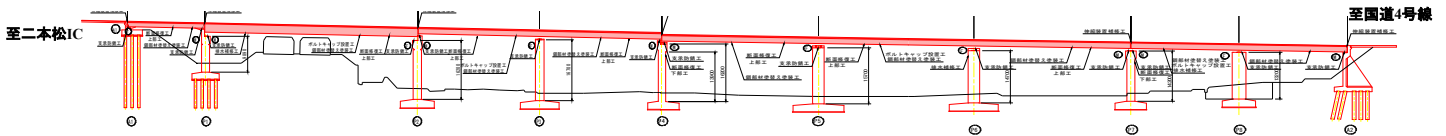
番号	事業内容	事業名	路線名・河川名等	工区名	所在地
1	橋梁修繕	道路維持補修事業(補助)	国道459号	羽石高架橋	二本松市
2	トンネル修繕	道路維持補修事業(補助)	国道252号	早戸トンネル	三島町
3	道路附属物修繕	道路維持補修事業(補助)	国道289号	山口 スノーシェッド	南会津町
4	道路改良	交付金事業(道路) (再生・復興)	いわき上三坂小野線	小名浜道路	いわき市
5	河川改良	補助事業(河川)	谷田川		郡山市
6	災害復旧	公共災害復旧費 (再生・復興)	熊川地区海岸		大熊町
7	擁壁工	交付金事業(砂防)	北表1号		郡山市
8	公園整備	復興祈念公園整備事業	復興祈念公園	-	双葉町・ 浪江町
9	自転車通行空間整備	元気ふくしま地域づくり 交流促進事業	国道399号	平	いわき市
10	路肩拡幅	交付金事業(地域づくり)	国道459号	雄子沢外	北塩原村

老朽化した橋を修繕し、安全な通行の確保を図ります。

国道459号「^{はね いし こう か きょう}羽石高架橋工区」(二本松市) <令和6年度～令和7年度>

- 国道459号・羽石高架橋は、県土の骨格をなす6本の連携軸のうち、中通りを南北に通る縦軸に位置する基幹道路である「国道4号」と「東北自動車道(二本松IC)」を直結し、補完する重要な地域連携道路(主要生活幹線道路)の一部であり、また、本高架橋を含む本線は、「緊急輸送道路(二次確保路線)」、さらには「物流拠点を連携するネットワーク路線」に指定される重要な路線です。
- 羽石高架橋は、架設後48年が経過している橋梁です。経年劣化により主桁を始めとする各種部材が損傷しており、安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、早期の修繕が求められています。

事業概要図



位置図



羽石高架橋工区



至 二本松IC 橋下桁部 腐食状況 至 国道4号線

工事内容: 橋梁補修工、塗装塗替工、伸縮継手工

◇羽石高架橋工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、橋梁の耐久性が向上させ、安全な交通の確保を図ります。

<全景 国道459号 羽石高架橋>

担当課: 道路管理課

老朽化したトンネルを修繕し、安全な通行の確保を図ります。

国道252号「^{はやと}早戸トンネル工区」(三島町) <令和3年度～令和7年度>

- 一般国道252号は、新潟県柏崎市を起点とし、会津若松市に至る道路です。早戸トンネル工区が位置する区間は基幹的な道路に位置付けられており、地域間の連携や広域的な物流、観光の振興を支えます。

- 早戸トンネル工区は、建設後43年経過しているトンネルです。

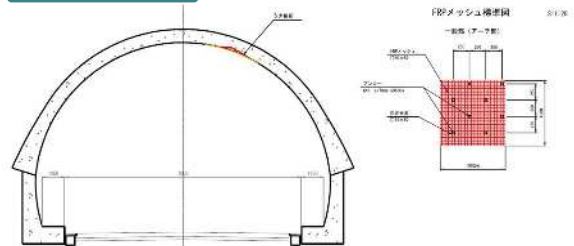
定期点検において、ひび割れやうき・はく離、漏水が確認され、安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、早期の修繕が求められています。

位置図



早戸トンネル工区

事業概要



<全景写真>



<劣化状況>

◇早戸トンネル工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、トンネルの耐久性が向上し、安全な通行が確保されます。

担当課: 道路管理課

老朽化した道路附属物を修繕し、安全な通行の確保を図ります。

国道289号「山口スノーシート工区」(南会津町)＜令和4年度～令和7年度＞

●一般国道289号は、新潟県新潟市を起点とし、いわき市に至る道路です。

山口スノーシート工区が位置する区間は基幹的な道路に位置付けられており、地域間の連携や広域的な物流、観光の振興を支えます。

●山口スノーシート工区は、建設後31年経過しているスノーシートです。定期点検において、ひび割れやうき・はく離、漏水が確認され、安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、早期の修繕が求められています。

位置図



事業概要



＜全景写真＞



＜劣化状況＞

◇山口スノーシート工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、スノーシートの耐久性が向上し、安全な通行が確保されます。

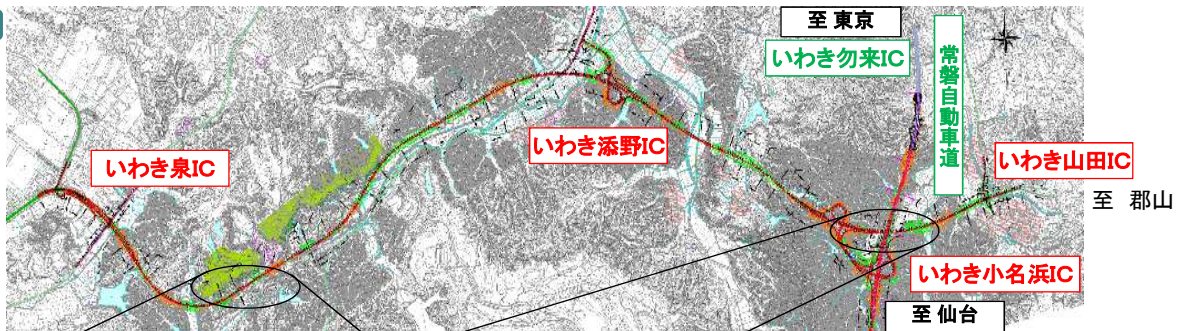
担当課：道路管理課

自動車専用道路を整備し、避難地域の復興を支援します。

いわき上三坂小野線「小名浜道路」(いわき市)＜平成26年度～令和7年度＞

●小名浜道路は、重要港湾小名浜港と常磐自動車道を自動車専用道路で結び、広域物流ネットワークの強化によって、避難地域の復興を支援するとともに、小名浜港と周辺地域の産業・観光の拠点化を支援します。

事業概要図



位置図



一町田2号橋



常磐山田橋

◇小名浜道路の整備効果◇

- ①物流ネットワークの強化
- ②大規模災害時の円滑な交通の確保
- ③小名浜港周辺の車両混雑緩和

担当課：道路整備課

令和元年東日本台風からの復旧のため、堤防強化を行います。

河川事業 谷田川(郡山市)＜令和2年度～令和7年度＞

●令和元年東日本台風により大規模な氾濫があった谷田川について、浸水被害の軽減を図ることを目的に河道掘削や堤防の強化等を実施しております。

【事業概要】

- 河川名：阿武隈川水系谷田川
- 総事業費：約3,500百万円
- 事業内容：河道掘削、護岸、堤防強化

◇整備効果◇

◎河積を拡大することにより、氾濫による浸水被害を軽減し、住民の安全・安心を確保します。



＜整備前状況＞



＜整備中状況＞

事業計画図

R1 東日本台風 浸水範囲



位置図



担当課：河川整備課

東日本大震災により被災した海岸堤防等の復旧・整備を行います。

海岸事業 熊川地区海岸(大熊町)＜平成29年度～令和7年度＞

●東日本大震災により被災した熊川地区海岸について、津波や高潮等による浸水被害を防ぐことを目的に海岸堤防等の復旧や嵩上げを実施しております。

【事業概要】

- 河川名：大熊海岸熊川地区海岸
- 総事業費：約3,100百万円
- 事業内容：堤防工、消波工

◇整備効果◇

◎海岸堤防等の整備により、津波や高潮等による浸水被害を軽減し、住民の安全・安心を確保します。

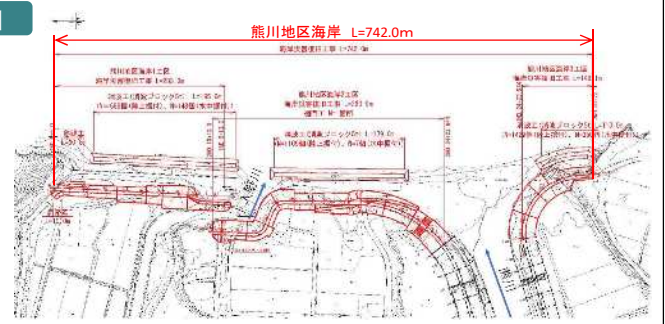


＜整備前状況＞



＜整備中状況＞

事業計画図



位置図



担当課：河川整備課

土砂災害から命と暮らしを守るため、擁壁工を整備します。

急傾斜地崩壊対策事業 ^{きたおもて} 北表1号(郡山市) <平成31年度～令和7年度>

●当該箇所はこれまでの降雨や融雪により表土崩落が進行しており、今後の豪雨等により斜面崩壊が発生し、人家等に被害を及ぼす危険性が高いことから、法面工を整備し、地域住民の安全を確保します。

位置図



整備延長 L=305m

谷田川小学校

整備前



整備後



【事業概要】

- 総事業費：約560百万円
- 事業内容：擁壁工 L=305m

◇北表1号の整備効果◇

- ◎擁壁工を整備し、土砂災害から命と暮らしを保全します。

担当課：砂防課

復興祈念公園を整備します。

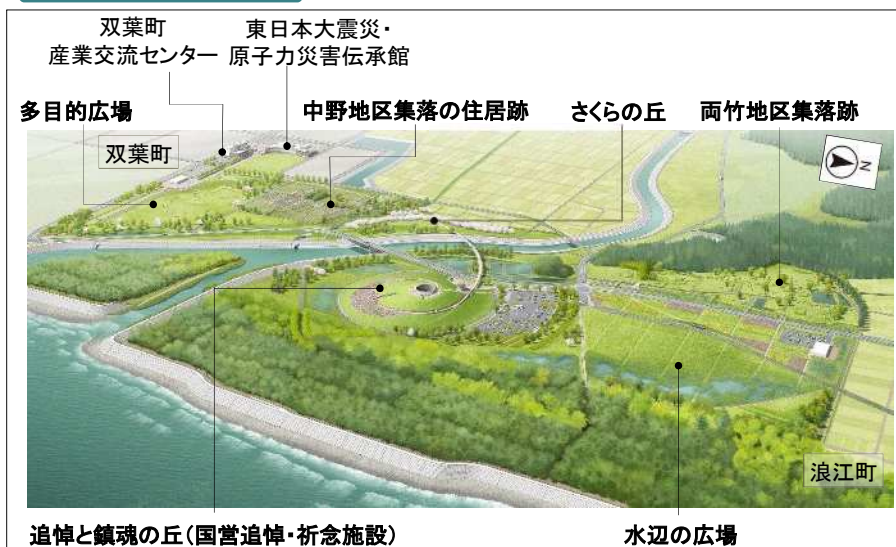
復興祈念公園(双葉町・浪江町) <平成30年度～令和7年度>

●東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に復興祈念公園を整備します。

位置図



公園全体イメージ図



◇復興祈念公園の整備効果◇

- ◎犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、多様な主体が参画できるふるさとと人々を結ぶ場を確保し、さらには復興を象徴する空間の確保により、国内外に向けた復興に対する強い意志と支援への感謝を発信する場となることが期待される。
- ◎火災や豪雨災害などが発生した際に、救援活動の拠点等として、防災上の役割が期待される。

担当課：まちづくり推進課

歩道における安全な交通を確保するため、自転車通行空間を整備します。

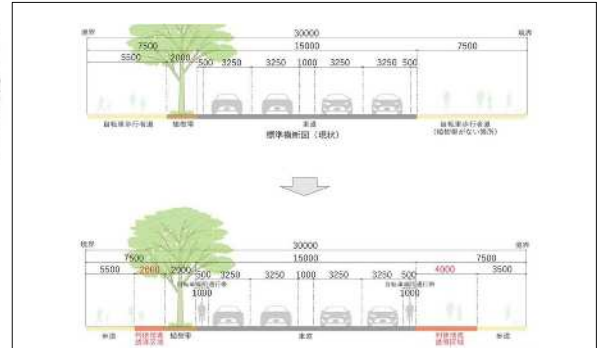
国道399号「平地区」(いわき市)＜令和7年度＞

- いわき市のいわき駅周辺は、民間による開発事業が進行中であり、居住者や来訪者の増加に伴う駅周辺の人流や滞留場所にも変化が見込まれることから、国道399号いわき駅前大通りは令和6年度に「ほこみち」に指定されます。
- 歩道における安全な交通を確保するため、車道に自転車の通行空間を整備します。

位置図



事業概要図



＜社会実験「いわき駅前公園化計画」＞



＜整備前＞

◇国道399号(平地区)の整備効果◇

◎自転車通行空間を整備し、安全性や快適性の確保により、まちなかの賑わいづくりを支援します。

【事業概要】

- 総事業費：約80百万円
- 事業内容：自転車通行空間整備

担当課：まちづくり推進課

交通の安全性を確保するため、路肩を拡幅します。

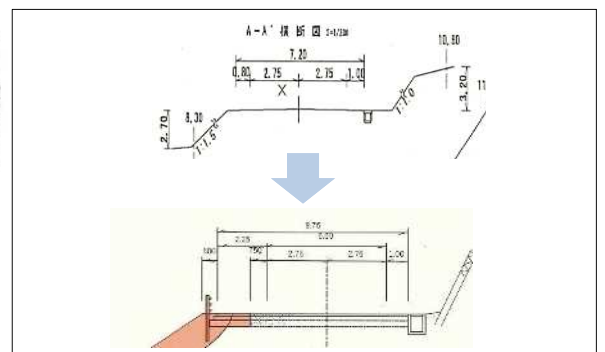
国道459号「雄子沢地区」(北塩原村)＜令和4年度～令和7年度＞

- 国道459号は、新潟県新潟市から福島県双葉郡浪江町に至る延長約214.7kmの国道であり、国内有数の観光地である裏磐梯地区において五色沼などの景勝地や「道の駅裏磐梯」を東西に連絡し、地域の観光を支える重要な路線です。
- 観光客による自転車等の交通が多いため、路肩拡幅を行うことで、道路利用者の安全性や快適性を確保します。

位置図



事業概要図



＜整備中＞



＜整備前＞

◇国道459号(雄子沢地区)の整備効果◇

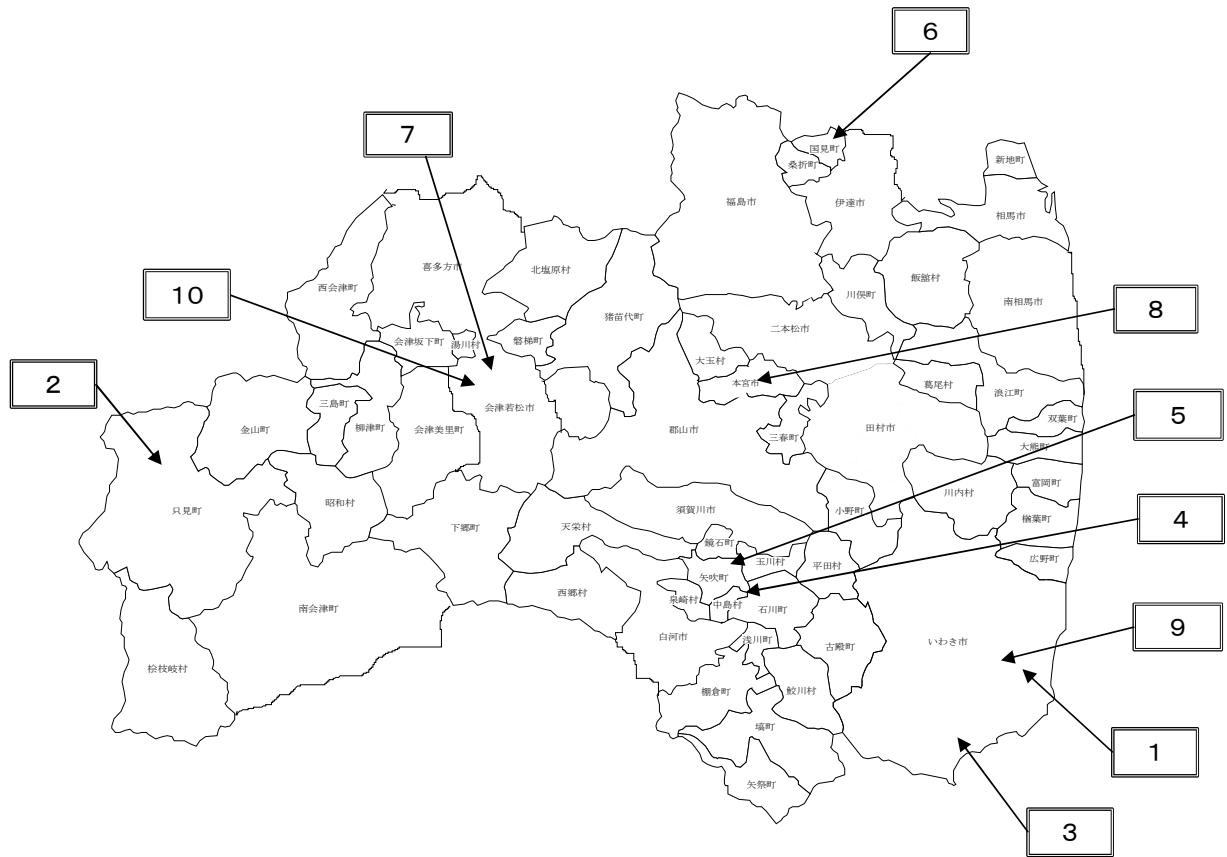
◎路肩拡幅により、道路利用者の安全性や快適性を確保し、地域活性化を支援します。

【事業概要】

- 総事業費：約65百万円
- 事業内容：路肩拡幅

担当課：まちづくり推進課

(2) 令和7年度の主な新規箇所



番号	事業内容	事業名	路線名・河川名等	工区名	所在地	実施内容
1	道路	道路維持補修事業(補助)	国道399号	平大橋	いわき市	橋梁修繕
2	道路	道路維持補修事業(補助)	国道252号	田子倉沢 隧道	只見町	トンネル修繕
3	道路	道路維持補修事業(補助)	いわき上三坂 小野線	金山歩道橋	いわき市	道路附属物修繕
4	河川	交付金事業(河川)	阿武隈川		矢吹町、玉川 村、石川町、 中島村	河川改良
5	河川	交付金事業(河川)	阿由里川		矢吹町	河川改良
6	砂防	砂防施設整備事業	牛沢川		国見町	溪流保全工
7	砂防	砂防施設整備事業	滝沢		会津若松市	砂防堰堤工
8	街路	街路事業	吹上荒町線	中條	本宮市	電線共同溝
9	道路	元気ふくしま地域づくり 交流促進事業	国道399号	平	いわき市	自転車通行空間整備
10	街路	街路事業	日新町徳久線	本町	会津若松市	道路改良

※「新規」とは、県民の皆様への説明や測量等を行う段階を指します。
また、修繕や補強工事等は、工事に着手する段階を指します。

令和7年度の主な新規箇所



1 国道399号 平大橋工区(いわき市)【橋梁修繕】



2 国道252号 田子倉沢隧道工区(只見町)【トンネル修繕】



3 いわき上三坂小野線 金山歩道橋工区(いわき市)【道路附属物修繕】



4 阿武隈川(矢吹町、玉川村、石川町、中島村)【河川改良】



5 阿由里川(矢吹町)【河川改良】



6 牛沢川(国見町)【溪流保全工】



7 滝沢(会津若松市)【堰堤工】



8 吹上荒町線(本宮市)【電線共同溝】

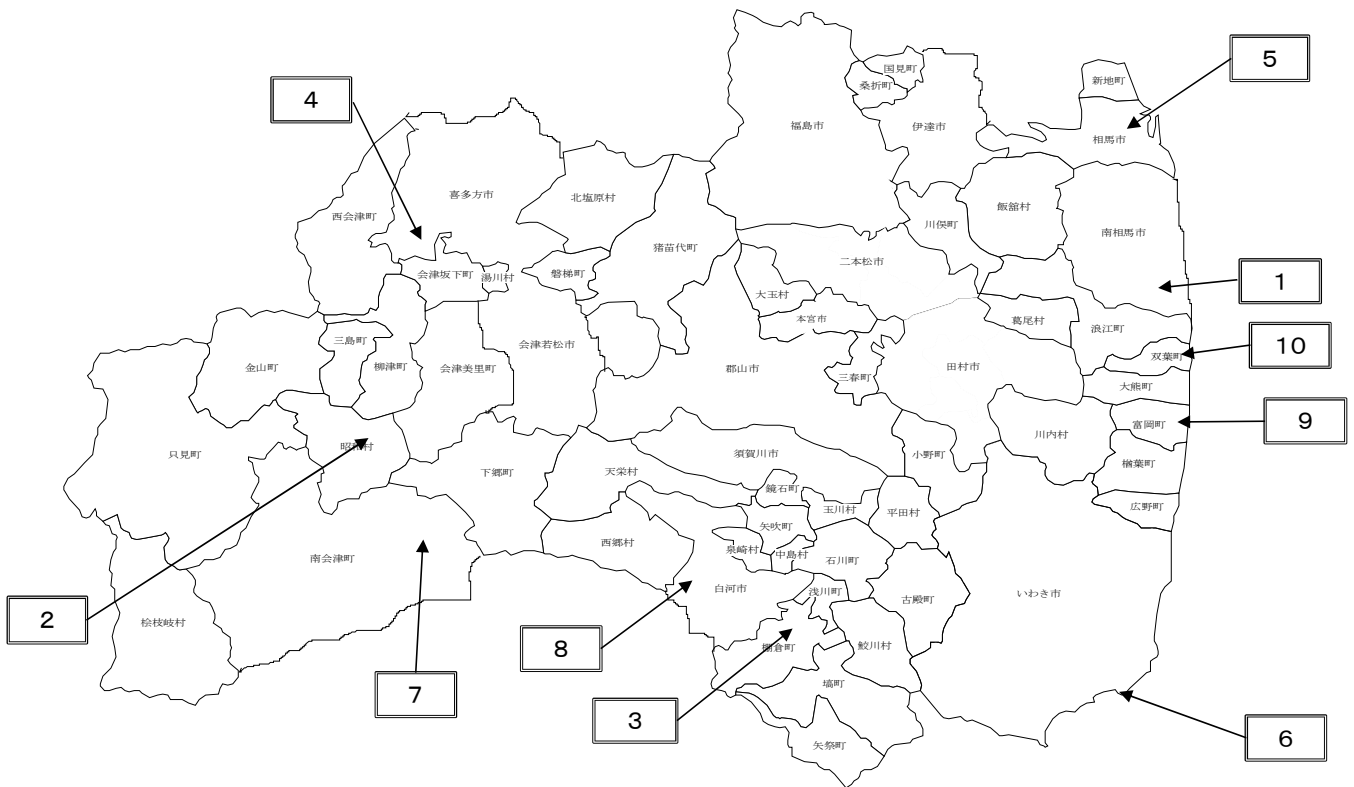


9 国道399号(いわき市)【自転車通行空間整備】



10 日新町徳久線(会津若松市)【道路改良】

(3) 令和6年度の主な完了箇所



番号	事業内容	事業名	路線名・河川名等	工区名	所在地
1	橋梁修繕	道路維持補修事業 (補助)	浪江鹿島線	北台木橋	南相馬市
2	トンネル修繕	道路維持補修事業 (補助)	国道401号	喰丸トンネル	昭和村
3	道路改良	交付金事業 (地域活性化・道路)	国道118号	板橋	棚倉町
4	道路改良	道路橋りょう改良事業 (県単)	会津坂下山都線	河原田	喜多方市
5	河川改良	河川災害復旧助成費	宇多川		相馬市
6	港湾施設 整備	小名浜港荷役機械建造事業	小名浜港	大剣ふ頭	いわき市
		小名浜港ふ頭埋立造成事業			
7	砂防堰堤工	交付金事業(砂防)	宮ノ沢		南会津町
8	電線共同溝	街路事業	白河駅白坂線	向新蔵	白河市
9	交流広場 整備	元気ふくしま地域づくり 交流促進事業	富岡漁港	仏浜	富岡町
10	災害公営住宅 等建設	帰還者向け災害公営住宅等 整備促進事業(第5期②)	双葉町駅西住宅	双葉町大字長塚 字町西地内	双葉町

老朽化した橋を修繕し、安全な通行の確保を図りました。

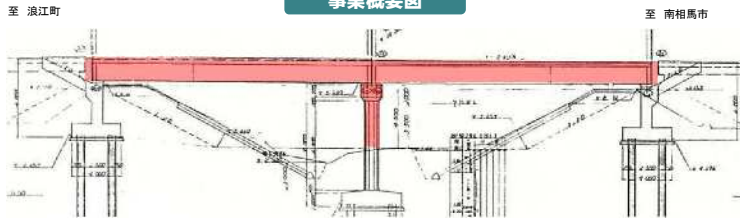
一般県道浪江鹿島線「北台木橋工区」(南相馬市) <令和5年度～令和6年度>

- 一般県道浪江鹿島線は、双葉郡浪江町から南相馬市鹿島区を結ぶアクセス道路として重要な路線に位置づけられている道路です。
- 北台木橋は、架設後30年が経過している橋梁です。橋梁点検の結果、主桁や支承部の腐食等が確認され、安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、早期の修繕が求められています。

位置図



事業概要図



工事内容: 桁・支承部再塗装、下部工ひびわれ補修、高欄取替



<全景 一般県道浪江鹿島線 北台木橋>

◇北台木橋工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、橋梁の耐久性が向上し、安全な通行が確保されます。

担当課：道路管理課

老朽化したトンネルを修繕し、安全な通行の確保を図りました。

国道401号「喰丸トンネル工区」(昭和村) <令和3年度～令和6年度>

- 一般国道401号は、会津若松市を起点とし、群馬県沼田市に至る道路です。喰丸トンネル工区が位置する区間は地域連携道路に位置付けられており、地域間の連携や広域的な物流、観光の振興を支えます。

- 喰丸トンネル工区は、建設後45年経過しているトンネルです。

定期点検において、ひび割れやうきはく離、漏水が確認され、安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、早期の修繕が求められています。

位置図



事業概要



◇喰丸トンネル工区の整備効果◇

◎長寿命化を目的とした修繕により、トンネルの耐久性が向上し、安全な通行が確保されます。

担当課：道路管理課

道路拡幅、線形改良により安全で円滑な通行の確保を図りました。

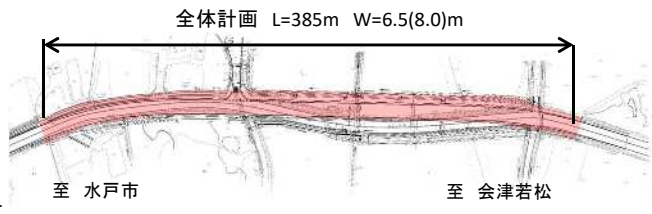
国道118号「^{いたばし}板橋工区」(棚倉町) <平成30年度～令和6年度>

- 一般国道118号は、茨城県水戸市を起点とし、会津若松市に至る道路です。板橋工区が位置する区間は、地域連携道路に位置付けられており、地域間相互を連絡し、広域的な物流・救急医療を支えます。
- また、福島・茨城・栃木の3県のFIT地域の観光周遊を支える重要な路線でもあります。
- 当該工区は、幅員が狭く、急カーブが連続することから、安全で円滑な通行の確保が課題となっており、早期の対策が求められていました。

位置図



事業概要図



<現道(幅員狭小)>



<整備後(道路拡幅)>

◇板橋工区の整備効果◇
 ◎道路拡幅と線形改良により、安全で円滑な交通の確保を図ります。

担当課：道路整備課

道路拡幅、線形改良により安全で円滑な通行の確保を図りました。

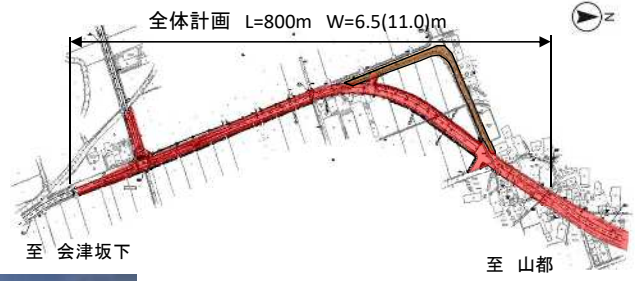
会津坂下山都線「^{かわらだ}河原田工区」(喜多方市) <平成25年度～令和6年度>

- 主要地方道会津坂下山都線は、河沼郡会津坂下町を起点とし、喜多方市山都町に至る道路です。会津地方北部の地域間を繋ぎ補助幹線道路として重要な道路となっています。
- 当該工区は、平面線形が悪く、特に冬期においては、スリップ事故が発生する等、安全な通行の支障となっており、早期の整備が求められていました。

位置図



事業概要



至 会津坂下
<整備前>



至 会津坂下
<整備後>

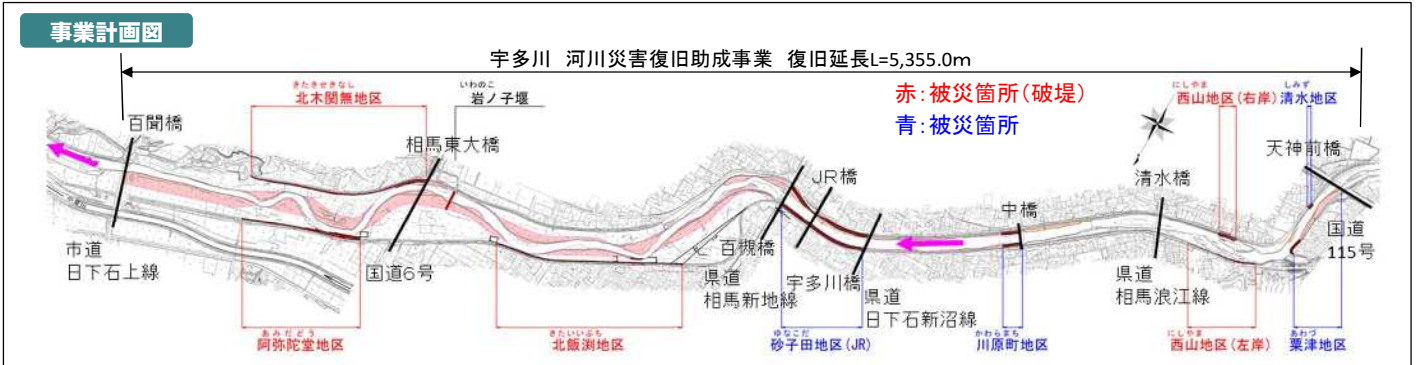
◇河原田工区の整備効果◇
 ◎線形不良、幅員狭小区間の解消による車両通行の安全性、交通利便性の向上

担当課：道路整備課

令和元年東日本台風からの復旧のため、河道拡幅を行いました。

河川災害復旧助成事業 宇多川(相馬市) <令和元年度～令和6年度>

●当該箇所は、令和元年東日本台風の出水により堤防が破堤し、相馬市内で762戸の浸水被害が発生したことから、河道拡幅により河川の流下能力を確保し、再度災害防止を図ったものです。



<整備前状況>



<整備完了>



【事業概要】
 ○総事業費：約6,137百万円
 ○事業内容：施工延長L=5,355 m
 掘削工、護岸工

◇宇多川の整備効果◇

◎河川改修を行い、沿川住民の安全・安心を確保しました。

担当課：河川整備課

コンテナターミナルの機能を強化し、より効率的な荷役が可能となりました。

小名浜港大剣ふ頭地区(いわき市) <令和3年度～令和6年度>

●小名浜港では、取扱貨物量の増加に対応し、より効率的な荷役が可能となるよう、コンテナターミナルの機能強化が求められていました。

●この度、令和3年度より進めてきたコンテナクレーン増設とコンテナヤード拡張が完了しました。



◇小名浜港大剣ふ頭地区の整備効果

◎コンテナ船の2隻同時接岸が可能となり、滞船解消や定時性確保につながります。
 また、蔵置能力が約2倍に向上したことから、物流拠点としての役割がますます期待されます。

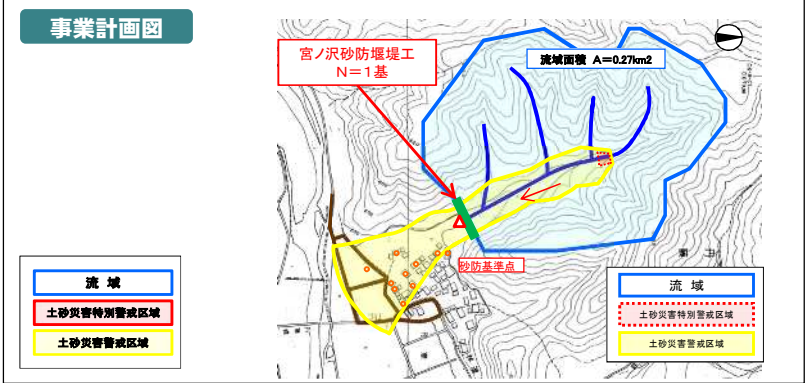


担当課：港湾課

土石流等から地域の安全を守るため、砂防堰堤を整備しました。

砂防事業 宮ノ沢(南会津町) <平成31年度～令和6年度>

●当該箇所は、上流部において山腹崩壊や溪岸侵食が確認され、豪雨の度に荒廃が進んでおり、土砂流出が懸念されることから砂防堰堤を整備し、下流への土砂災害を未然に防ぎ、民生の安定を図るものである。



【事業概要】

- 総事業費：585百万円
- 事業内容：砂防堰堤 1基

◇宮ノ沢の整備効果◇

◎ 砂防堰堤を整備し、土石流から人命・財産を守ります。



担当課：砂防課



<土砂流出状況 (H16.7)>



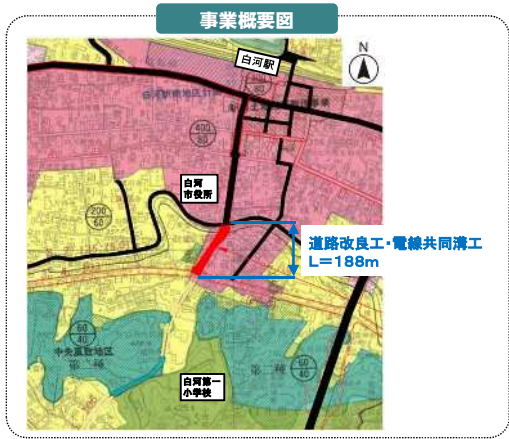
<整備後>

道路拡幅により安全な交通の確保と防災機能の向上を図りました。

(都)白河駅白坂線「向新蔵工区」(白河市) <平成25年度～令和6年度>

●(都)白河駅白坂線は、JR白河駅を起点に中心市街地を南下する、白河市中心市街地活性化基本計画へも位置づけられる重要な骨格路線であり、近隣小学校や駅を利用する学生の通学路として、地域に欠かせない道路です。

●当該工区は、小学校や白河駅利用者などに利用されていますが、幅員狭小で歩道もなく、利用者の安全な通行に支障をきたすことから、早期の対策が求められていました。



<現道(幅員狭小)>



<整備後>

◇向新蔵工区の整備効果◇

◎道路拡幅や電線地中化により、車両・歩行者等の安全で円滑な交通の確保と、良好な市街地形成や防災機能の向上を図りました。

【事業概要】

- 総事業費：約1,600百万円
- 事業内容：道路改良工・電線共同溝工 L=188m

担当課：まちづくり推進課

海と人が交流する空間づくりにより地域活性化を支援しました。

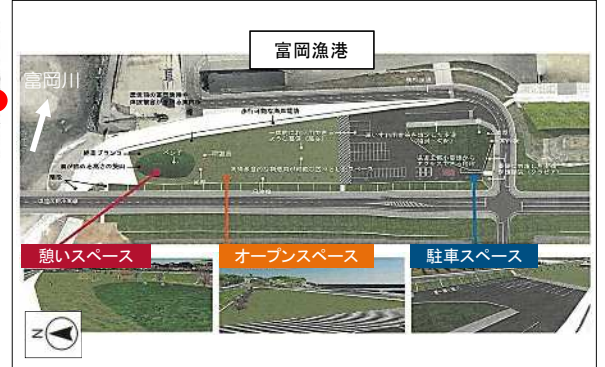
富岡漁港「仏浜地区」(富岡町) <令和2年度～令和6年度>

- 富岡町仏浜地区は、JR富岡駅の東側に富岡漁港、県道広野小高線（浜街道）、富岡川が近接しており、観光ポテンシャルの高い地区となっています。
- 太平洋が一望でき、その傍まで容易にアクセスできるという地理的特性をいかし、漁港背後地における交流広場整備により、海と人が交流する空間づくりを支援することで、地域の活性化を図りました。

位置図



事業概要図



<整備後>



<利用状況(富岡夏祭り)>

◇富岡漁港(仏浜地区)の整備効果◇

◎地域資源を活用した交流広場を整備し、復興・地域振興を支援します。

【事業概要】

- 総事業費：約162百万円
- 事業内容：交流広場整備

担当課：まちづくり推進課

双葉町営の災害公営住宅等を県が代行により整備しました。

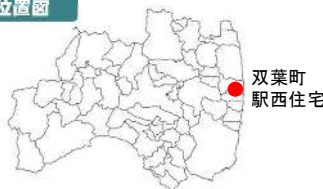
帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業(第5期②) 「双葉町駅西住宅」<令和5年度～令和6年度>

- 双葉町からの要請に応じ、町営の帰還者向け災害公営住宅及び新規転入者向け福島再生賃貸住宅を県が代行により整備しました。
- これは町が初めて整備する災害公営住宅等で、町民の帰還促進、他地域からの移住促進が期待され、早期の完成が求められていました。

【事業概要】

- 総事業費：約595百万円
- 事業内容：災害公営住宅 8戸新築
福島再生賃貸住宅 2戸新築

位置図



◇双葉町駅西住宅の整備効果◇

◎帰還する町民と新たに移住する住民同士の新しいコミュニティ形成を促す持続可能な住宅を目指しました。

事業概要図

第5期②エリア 計10戸
(災害公営住宅 8戸)
(再生賃貸住宅 2戸)



<整備前>



<整備後>



<戸建住宅タイプ>

担当課：建築住宅課

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路橋りょう改良事業 (県単)	国道121号 (高倉沢)	喜多方市	R4	～	R6	154	雪崩対策
道路橋りょう改良事業 (県単)	小林館の川線 (小川)	只見町	H25	～	R6	566	雪崩対策
道路橋りょう改良事業 (県単)	いわき浪江線 (井手)	浪江町	R2	～	R6	145	路上路盤再生工
道路橋りょう改良事業 (県単)	いわき上三坂小野線 (中岡)	いわき市	R3	～	R6	140	路上路盤再生工
道路橋りょう改良事業 (県単)	国道118号 (八槻)	棚倉町	R4	～	R6	140	路上路盤再生工
道路維持補修事業 (舗装補修)	福島吾妻裏磐梯線 (吾妻山甲)	猪苗代町	R6	～	R6	20	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道115号 (茂田2工区)	福島市	R6	～	R6	15	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	二本松川俣線 (竹内)	二本松市	R6	～	R6	20	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	大枝貝田線 (貝田)	国見町	R3	～	R6	100	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	玉川田村線 (岩法寺)	玉川村	R3	～	R6	135	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	矢吹小野線 (小野)	小野町	R3	～	R6	325	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	棚倉矢吹線 (深仁井田)	白河市	R6	～	R6	21	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	郡山矢吹線 (南町)	矢吹町	R6	～	R6	47	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	石川矢吹線	明新中	R6	～	R6	39	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道294号 (原)	会津若松市	R5	～	R6	80	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	会津若松裏磐梯線 (八田)	会津若松市	R5	～	R6	18	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	会津若松会津高田線 (一ノ堰)	会津若松市	R4	～	R6	20	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	会津若松裏磐梯線 (八田)	会津若松市	R4	～	R6	50	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	北山会津若松線 (倉橋)	会津若松市	R6	～	R6	40	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	会津坂下会津本郷線 (本郷)	会津美里町	R6	～	R6	40	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道252号 (西谷)	金山町	R6	～	R6	40	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	米沢猪苗代線 (五百刈)	猪苗代町	R6	～	R6	30	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	猪苗代塩川線 (新地)	猪苗代町	R6	～	R6	30	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	米沢猪苗代線 (北ノ林)	猪苗代町	R6	～	R6	30	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道115号 (三郷)	猪苗代町	H30	～	R6	105	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	米沢猪苗代線 (剣ヶ峯)	北塩原村	R4	～	R6	40	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道121号 (明ヶ沢第1TN)	喜多方市	R6	～	R6	9	コンクリート舗装研削

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道121号 (大峠トンネル)	喜多方市	R3	~	R6	21	コンクリート舗装研削
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道121号 (石倉沢橋)	喜多方市	R6	~	R6	15	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道121号 (相田)	喜多方市	R6	~	R6	30	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道121号 (山王TN)	南会津町	R4	~	R6	60	明色薄層舗装工
道路維持補修事業 (舗装補修)	大倉大橋浜野線 (大橋)	南会津町	R6	~	R6	25	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	小林館ノ川線 (熊倉)	只見町	R6	~	R6	25	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	大倉大橋浜野線 (青柳)	南会津町	R6	~	R6	25	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道289号 (下山)	南会津町	R6	~	R6	25	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道115号 (西山)	相馬市	R6	~	R6	8	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	国道113号外 (駒ヶ嶺2外)	新地町	R6	~	R6	150	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	相馬大内線 (黒木)	相馬市	R6	~	R6	40	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	井手長塚線 (井手)	浪江町	R6	~	R6	30	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	小良ヶ浜野上線 (下野上)	大熊町	R6	~	R6	40	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	いわき上三坂小野線 (古内)	いわき市	R6	~	R6	50	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	上川内川前線 (櫛立)	いわき市	R6	~	R6	30	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	常磐勿来線 (上中田)	いわき市	R6	~	R6	25	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業 (舗装補修)	日立いわき線 (町通3丁目)	いわき市	R6	~	R6	20	切削オーバーレイ工
道路維持補修事業	国道459号 (百目木)	二本松市	R6	~	R6	10	側溝新設
道路維持補修事業	飯野三春石川線 (小倉)	須賀川市	R6	~	R6	45	側溝新設
道路維持補修事業	塙泉崎線 (上野館)	泉崎村	R6	~	R6	20	側溝新設
道路維持補修事業	国道289号 (中山南)	白河市	R6	~	R6	26	エア一遮断機新設
道路維持補修事業	国道289号 (金沢内外)	棚倉町	R6	~	R6	22	側溝新設
道路維持補修事業	国道121号 (川島)	南会津町	R6	~	R6	20	側溝新設
道路維持補修事業	国道399号 (布川外)	伊達市	R6	~	R6	85	防護柵修繕
道路維持補修事業	郡山大越線外 (富久山町外)	郡山市	R6	~	R6	25	案内設備修繕
道路維持補修事業	矢吹小野線 (平田IC外)	平田村	R6	~	R6	24	道路標識修繕
道路維持補修事業	いわき石川線外 (松川外)	古殿町	R6	~	R6	24	防護柵修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
			R6	～	R6		
道路維持補修事業	中野番沢線 (中野)	白河市	R6	～	R6	26	側溝修繕
道路維持補修事業	湯川大町線外 (東山町外)	会津若松市	R6	～	R6	24	防護柵修繕
道路維持補修事業	国道121号外 (熱塩加納町外)	喜多方市	R6	～	R6	25	防護柵修繕
道路維持補修事業	国道115号外 (山上外)	相馬市	R6	～	R6	31	防護柵修繕
道路維持補修事業	国道288号外 (野上外)	大熊町	R6	～	R6	50	防護柵修繕
道路維持補修事業	皿貝勿来停車場線 (北ノ内)	いわき市	R6	～	R6	10	道路標識修繕
道路維持補修事業	国道115号 (東鴉川トンネル外)	福島市	R3	～	R6	176	非常警報設備修繕
道路維持補修事業	石井大子線 (真名畑トンネル)	塙町	R2	～	R6	206	防災設備修繕
道路維持補修事業	国道118号 (大倉沢外)	喜多方市	R5	～	R6	546	受変電設備等修繕
道路維持補修事業	国道114号 (仙人沢トンネル)	浪江町	R5	～	R6	160	非常警報設備修繕
道路維持補修事業	国道288号 (望洋平トンネル)	大熊町	R5	～	R6	94	非常警報設備修繕
道路維持補修事業	山口渡利線外 (松齢橋外)	福島市	R6	～	R6	20	道路照明LED更新
道路維持補修事業	いわき上三坂小野線 外(十五町目外)	いわき市	R1	～	R6	290	道路照明LED更新
道路維持補修事業	国道289号 (きびたきトンネル)	西郷村	R5	～	R6	150	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	国道121号 (明ヶ沢第2)	喜多方市	R5	～	R6	94	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	国道118号 (下郷トンネル)	下郷町	R4	～	R6	222	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	原町川俣線 (石ボロ坂トンネル)	飯舘村	R4	～	R6	143	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	原町浪江線 (滝トンネル)	南相馬市	R4	～	R6	64	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	原町浪江線 (赤根トンネル)	南相馬市	R4	～	R6	54	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	国道288号外 (玉ノ湯トンネル外)	大熊町	R5	～	R6	163	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	小名浜四倉線 (中之作南トンネル)	いわき市	R5	～	R6	36	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	小名浜四倉線 (安竜トンネル)	いわき市	R5	～	R6	65	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	小名浜四倉線 (新江名トンネル)	いわき市	R5	～	R6	75	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業	いわき上三坂小野線 (泉トンネル)	いわき市	R5	～	R6	116	トンネル照明LED更新
道路維持補修事業 (補助)	柳津昭和線 (湯八木沢トンネル)	柳津町	R4	～	R6	88	トンネル修繕
道路維持補修事業 (補助)	小栗山宮下線 (沼沢トンネル)	金山町	R3	～	R6	74	トンネル修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道401号 (喰丸トンネル)	昭和村	R3	～	R6	200	トンネル修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (補助)	相馬亘理線 (下り松歩道橋)	相馬市	R4	～	R6	118	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道118号(沼尾ス ノーシェルダー)	下郷町	R5	～	R6	167	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号(小立岩ス ノーシェッド)	南会津町	R2	～	R6	185	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	郡山大越線 (大町歩道橋)	郡山市	R3	～	R6	76	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道288号 (原歩道橋)	郡山市	R3	～	R6	67	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	古殿須賀川線(雀森 ボックスカルバート)	玉川村	R6	～	R6	5	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道400号(牧沢ス ノーシェッド)	金山町	R5	～	R6	300	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道400号(小見沢ス ノーシェッド)	金山町	R5	～	R6	102	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道400号(松山第3 スノーシェッド)	金山町	R5	～	R6	141	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道252号(名入ス ノーシェッド)	三島町	R4	～	R6	64	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道118号(芦ノ原ス ノーシェッド)	下郷町	R4	～	R6	264	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき石川線 (名高儀歩道橋)	いわき市	R6	～	R6	30	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道399号(中神谷横 断歩道橋)	いわき市	R6	～	R6	30	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道399号(すずかけ 横断歩道橋)	いわき市	R6	～	R6	30	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき上三坂小野線 (常磐歩道橋)	いわき市	R6	～	R6	30	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき上三坂小野線 (薬師前歩道橋)	いわき市	R6	～	R6	30	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき上三坂小野線 (下船尾歩道橋)	いわき市	R6	～	R6	30	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道115号 (久保横断歩道橋)	福島市	R5	～	R6	123	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道115号 (馬場横断歩道橋)	福島市	R5	～	R6	109	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道115号 (仲ノ内横断歩道橋)	福島市	R5	～	R6	105	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	福島飯坂線(曾根田 横断歩道橋)	福島市	R3	～	R6	172	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	福島安達線 (松川横断歩道橋)	福島市	R3	～	R6	172	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	水原福島線 (柳町横断歩道橋)	福島市	R3	～	R6	172	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道288号(松ノ中ボッ クスカルバート)	郡山市	R3	～	R6	12	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道288号(大師田 ボックスカルバート)	郡山市	R3	～	R6	6	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	矢吹小野線 (吉7)	玉川村	R6	～	R6	9	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	矢吹小野線 (下蓬田2)	平田村	R6	～	R6	8	道路附属物修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (補助)	矢吹小野線 (下蓬田1)	平田村	R6	~	R6	6	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき上三坂小野線 (下川歩道橋)	いわき市	R4	~	R6	19	道路附属物修繕
道路維持補修事業 (補助)	飯坂保原線 (川前橋)	福島市	R4	~	R6	50	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	福島微温湯線 (白津川橋)	福島市	R4	~	R6	50	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	福島微温湯線 (中門橋)	福島市	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	岡部渡利線 (お春橋)	福島市	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	東湯野寺屋敷線 (第二瀬々橋)	福島市	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	飯坂桑折線 (米川橋)	福島市	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道399号 (明神橋)	福島市	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	水原福島線 (下町橋)	福島市	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	折戸笹谷線 (瀬戸川橋)	福島市	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	原町二本松線 (川弓橋)	川俣町	R5	~	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	浪江国見線 (行合道橋)	伊達市	R3	~	R6	40	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	月館霊山線 (土関橋)	伊達市	R4	~	R6	53	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	丸森霊山線 (下河原大橋)	伊達市	R4	~	R6	60	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道459号 (道下橋)	二本松市	R4	~	R6	11	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	福島安達線 (天王田橋)	二本松市	R4	~	R6	38	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道459号 (東太郎田橋)	二本松市	R4	~	R6	12	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道459号 (神明石橋)	二本松市	R4	~	R6	50	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	福島安達線(天王田橋 1号歩道橋)	二本松市	R4	~	R6	54	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	安達太良山線 (黒金橋)	二本松市	R3	~	R6	43	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	安達太良山線 (市神橋)	二本松市	R3	~	R6	67	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	本宮土湯温泉線 (夏無川橋)	二本松市	R3	~	R6	28	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	岳温泉大玉線 (井戸神橋)	大玉村	R3	~	R6	17	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道288号 (小泉橋)	郡山市	R1	~	R6	23	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	中ノ沢熱海線 (坂口橋)	郡山市	H28	~	R6	53	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	須賀川三春線 (眼鏡橋)	郡山市	R3	~	R6	75	橋梁修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覽

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (補助)	小野郡山線 (久保橋)	郡山市	R3	～	R6	16	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	磐城守山停車場線 (守山橋)	郡山市	R3	～	R6	25	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	阿久津舞木停車場線 (福内橋)	郡山市	R3	～	R6	23	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	磐梯熱海停車場線 (熱海跨道橋)	郡山市	R3	～	R6	20	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	谷田川三春線 (富金橋)	郡山市	R3	～	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	芦ノ口大槻線 (新橋)	郡山市	R3	～	R6	35	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道294号 (仲川橋)	郡山市	R5	～	R6	15	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道288号 (小橋)	郡山市	R5	～	R6	37	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	須賀川三春線 (宮城橋)	郡山市	R6	～	R6	60	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	小野四倉線 (夏井橋)	小野町	R5	～	R6	94	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道349号 (作田橋)	小野町	R5	～	R6	37	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	小野四倉線 (平館橋)	小野町	R5	～	R6	31	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道288号 (太田橋)	三春町	R5	～	R6	60	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	須賀川三春線 (町田橋)	三春町	R5	～	R6	21	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	浪江三春線 (要田橋)	田村市	R5	～	R6	31	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道118号 (長沼大橋)	須賀川市	R5	～	R6	68	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	勿来浅川線 (滝ノ平橋)	古殿町	R6	～	R6	8	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	三株下市萱小川線 (第一橋)	古殿町	R6	～	R6	8	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道118号 (経塚橋)	天栄村	R3	～	R6	31	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	白河羽鳥線 (唐沢橋)	天栄村	R4	～	R6	89	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	石川鴉子線 (見上橋)	平田村	R6	～	R6	40	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	矢吹小野線 (大橋)	平田村	R6	～	R6	16	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	飯野三春石川線 (川久保橋)	玉川村	R6	～	R6	9	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	赤坂西野石川線 (羽入田橋)	石川町	R6	～	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	白河石川線 (宮橋歩道橋左)	石川町	R6	～	R6	61	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	石川鴉子線 (神主橋)	石川町	R6	～	R6	8	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	須賀川矢吹線 (白山橋)	矢吹町	R6	～	R6	37	橋梁修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (補助)	国道118号 (大橋)	会津若松市	R4	~	R6	150	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	下郷会津本郷線 (大内3号橋)	会津若松市	R3	~	R6	20	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	会津若松三島線 (御旗橋)	会津若松市	R3	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	会津坂下河東線 (広田跨線橋)	会津若松市	R3	~	R6	50	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道401号 (村西橋)	会津若松市	R5	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (湯川南IC橋)	湯川村	R4	~	R6	20	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	会津坂下河東線 (米丸橋)	湯川村	R4	~	R6	40	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	会津本郷停車場米塚 線(思堀橋)	会津美里町	R3	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道400号 (白沢橋)	昭和村	R6	~	R6	42	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道400号 (気多淵1号橋)	昭和村	R6	~	R6	21	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道400号 (気多淵2号橋)	昭和村	R6	~	R6	21	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道400号 (下新田橋)	昭和村	R6	~	R6	10	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道252号 (吸沢橋)	金山町	R6	~	R6	21	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	柳津昭和線 (居平橋)	三島町	R6	~	R6	6	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	福島吾妻裏磐梯線 (中ノ湯橋)	猪苗代町	R3	~	R6	25	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道289号 (鎌倉崎橋)	南会津町	R6	~	R6	11	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (恋路川橋)	南会津町	R6	~	R6	12	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (三滝橋)	南会津町	R5	~	R6	105	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (自源寺橋)	南会津町	R4	~	R6	4	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (中力平橋)	南会津町	R4	~	R6	4	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (下の沢橋)	南会津町	R3	~	R6	13	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (柴田橋)	南会津町	R3	~	R6	6	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道401号 (滝沢橋)	南会津町	R3	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	栗山館岩線 (餅井戸橋)	南会津町	R2	~	R6	3	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (塩の沢橋)	南会津町	R2	~	R6	2	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (畑中橋)	南会津町	R2	~	R6	2	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (馬橋)	南会津町	R2	~	R6	7	橋梁修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覽

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (新橋)	南会津町	R2	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (清木沢橋)	南会津町	R2	~	R6	3	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (小塩橋)	南会津町	R2	~	R6	4	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (宮沢橋)	南会津町	R3	~	R6	26	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (久川橋)	南会津町	R2	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (東荒井BC)	南会津町	R5	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (大門橋)	南会津町	R5	~	R6	25	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (岩根橋)	南会津町	R5	~	R6	12	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (小麦沢BC)	南会津町	R5	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (三角平橋)	南会津町	R2	~	R6	40	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (第2戸坪橋)	南会津町	R2	~	R6	18	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	栗山館岩線 (入小林沢コルゲート)	南会津町	R5	~	R6	3	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (鳴滝BOX)	檜枝岐村	R3	~	R6	16	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道118号 (枝松橋)	下郷町	R4	~	R6	26	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	芦ノ牧温泉南停車場 線(桑原1号橋BC)	下郷町	R6	~	R6	3	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	湯ノ上会津高田線 (小野川橋)	下郷町	R6	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	湯ノ上会津高田線 (権見橋)	下郷町	R6	~	R6	73	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	戸赤栄富線 (桶の下橋)	下郷町	R3	~	R6	16	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道118号 (東上橋)	下郷町	R5	~	R6	15	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (和貢橋)	下郷町	R5	~	R6	15	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (豊成橋)	下郷町	R5	~	R6	10	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道121号 (豊成BC)	下郷町	R5	~	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道289号 (松合橋)	下郷町	R5	~	R6	70	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	下郷会津本郷線 (塚橋)	下郷町	R5	~	R6	10	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	下郷会津本郷線 (栄富橋)	下郷町	R5	~	R6	10	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	下郷会津本郷線 (小松沢橋)	下郷町	R5	~	R6	10	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	下郷会津本郷線 (大内2号橋)	下郷町	R5	~	R6	40	橋梁修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覽

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (補助)	国道289号 (明和橋)	只見町	H28	～	R6	63	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道252号 (堅盤橋)	只見町	R1	～	R6	52	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道252号 (中丸橋)	只見町	R1	～	R6	115	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道289号 (中ノ平橋)	只見町	H30	～	R6	156	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	小林会津宮下(停)線 (高砂橋)	只見町	R2	～	R6	2	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	大倉大橋浜野線 (前沢橋)	只見町	R2	～	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道289号 (明和歩道橋)	只見町	R5	～	R6	125	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道352号 (七入橋)	檜枝岐村	R3	～	R6	68	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	浪江鹿島線 (北台木橋)	南相馬市	R5	～	R6	200	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	下川内竜田停車場線 (新三郎橋)	檜葉町	R5	～	R6	25	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	長塚請戸浪江線 (川原橋)	浪江町	R6	～	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき浪江線 (加倉江筋橋)	浪江町	R6	～	R6	3	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき浪江線 (麓山大橋)	富岡町	R6	～	R6	75	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	広野小高線 (喰津沢橋)	大熊町	R6	～	R6	60	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	浪江三春線 (地蔵前橋)	葛尾村	R6	～	R6	15	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	浪江三春線 (広谷橋)	葛尾村	R6	～	R6	10	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	浪江三春線 (第2野行橋)	葛尾村	R6	～	R6	7	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道399号 (平跨線橋)	いわき市	H30	～	R6	242	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき上三坂小野線 (西屋橋側道橋(右))	いわき市	R4	～	R6	34	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	下高久谷川瀬線 (神明橋)	いわき市	H29	～	R6	134	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき上三坂小野線 (水田橋)	いわき市	R4	～	R6	62	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	川前停車場上三坂線 (川前橋)	いわき市	H29	～	R6	32	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	勿来浅川線 (切通橋)	いわき市	R5	～	R6	3	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	旅人勿来線 (余木田橋)	いわき市	R5	～	R6	3	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	勿来浅川線 (水界橋)	いわき市	R5	～	R6	5	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき上三坂小野線 (金子平橋)	いわき市	R5	～	R6	4	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	川前停車場上三坂線 (宇根尻橋)	いわき市	R3	～	R6	50	橋梁修繕

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
道路維持補修事業 (補助)	三株下市萱小川線 (塩沢橋)	いわき市	R2	～	R6	34	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	片倉末続停車場線 (石田太郎橋)	いわき市	R2	～	R6	58	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	上川内川前線 (笹鳴橋)	いわき市	H29	～	R6	37	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	いわき石川線 (度京橋)	いわき市	R4	～	R6	12	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	常磐勿来線 (錦橋)	いわき市	R4	～	R6	30	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	常磐勿来線 (錦橋側道橋)	いわき市	R4	～	R6	6	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	国道289号(関田沖橋 ボックスカルバート)	いわき市	R3	～	R6	17	橋梁修繕
道路維持補修事業 (補助)	常磐勿来線 (竹ノ花橋)	いわき市	R4	～	R6	2	橋梁修繕
道路維持補修事業	青松浜線 (浜田橋)	郡山市	R5	～	R6	65	橋梁修繕
道路維持補修事業	郡山矢吹線 (前川原橋)	天栄村	R4	～	R6	141	橋梁修繕
道路維持補修事業	三穂田須賀川線 (岩根橋)	須賀川市	R4	～	R6	35	橋梁修繕
道路維持補修事業	喜多方西会津線 (峯橋)	喜多方市	R4	～	R6	161	橋梁修繕
道路維持補修事業	会津若松裏磐梯線 (会津川橋)	猪苗代町	R4	～	R6	65	橋梁修繕
道路維持補修事業	国道288号 (山の神橋)	双葉町	R4	～	R6	37	橋梁修繕
道路維持補修事業	大野停車場大川原線 (清水橋)	大熊町	R4	～	R6	65	橋梁修繕
災害防除事業(県単)	国道115号 (猪倉)	福島市	R6	～	R6	100	災害防除
災害防除事業(県単)	国道288号 (芹ヶ沢)	田村市	H30	～	R6	104	災害防除
災害防除事業(県単)	国道118号 (羽鳥)	天栄村	R2	～	R6	60	災害防除
災害防除事業(県単)	国道118号 (湯本)	天栄村	R5	～	R6	30	災害防除
災害防除事業(県単)	矢吹小野線 (西山1号橋)	平田村	R6	～	R6	20	災害防除
災害防除事業(県単)	国道294号 (東三坂山)	白河市	R4	～	R6	70	災害防除
災害防除事業(県単)	小栗山宮下線 (沼沢 外)	金山町	R4	～	R6	280	災害防除
災害防除事業(県単)	日中喜多方線 (熱塩)	喜多方市	R5	～	R6	60	災害防除
災害防除事業(県単)	国道459号 (吉川)	喜多方市	R6	～	R6	50	災害防除
災害防除事業(県単)	国道121号 (中在家丙)	喜多方市	R5	～	R6	119	災害防除
災害防除事業(県単)	大内会津高田線 (大内)	下郷町	R6	～	R6	100	災害防除
災害防除事業(県単)	黒磯田島線 (栗生沢)	南会津町	R6	～	R6	70	災害防除

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
災害防除事業(県単)	国道352号 (隧ヶ岳)	南会津町	R3	~	R6	30	災害防除
災害防除事業(県単)	国道352号 (数間沢2)	南会津町	H30	~	R6	50	災害防除
災害防除事業(県単)	相馬大内線 (内沢)	相馬市	R2	~	R6	37	災害防除
災害防除事業(県単)	草野大倉鹿島線 (鍬柄)	飯館村	R2	~	R6	11	災害防除
災害防除事業(県単)	草野大倉鹿島線 (マタタ川)	飯館村	R2	~	R6	11	災害防除
災害防除事業(県単)	落合浪江線 (小丸3号)	浪江町	R6	~	R6	31	災害防除
災害防除事業(県単)	小野四倉線 (高崎)	いわき市	R6	~	R6	50	災害防除
災害防除事業(県単)	豊間四倉線 (藤間)	いわき市	R5	~	R6	100	災害防除
災害防除事業(県単)	国道289号 (堂平)	いわき市	R3	~	R6	35	災害防除
災害防除事業(県単)	国道289号 (沢上)	いわき市	R3	~	R6	70	災害防除
交付金事業 (道路)(再生・復興)	幾世橋小高線 (北幾世橋)	浪江町	R2	~	R6	356	道路改良
道路橋りょう改良事業 (県単)	社田浅川線 (宮下)	白河市	H25	~	R6	376	道路改良
道路橋りょう改良事業 (県単)	会津坂下山都線 (河原田)	喜多方市	H8	~	R6	588	道路改良
道路橋りょう改良事業 (県単)	いわき浪江線 (大川原)	大熊町	R4	~	R6	44	道路改良
交付金事業(道路)	国道459号 (杉沢)	二本松市	H25	~	R6	1,027	道路改良
交付金事業 (地域活性化・道路)	国道118号 (板橋)	棚倉町	H30	~	R6	450	道路改良
交付金事業(道路)	石川矢吹線 (神田南)	矢吹町	R3	~	R6	119	道路改良
補助事業(道路)	北山会津若松線 (広田)	会津若松市	H24	~	R6	1,010	道路改良
交付金事業(道路)	原町川俣線 (飯坂)	川俣町	R5	~	R6	94	道路改良
交付金事業(道路)	常磐勿来線 (岩崎)	いわき市	H19	~	R6	110	道路改良
道路橋りょう改良事業 (県単)	長沼喜久田線 (長橋)	郡山市	H25	~	R6	310	道路改良
補助事業(河川)	佐久間川	桑折町	R2	~	R6	1,024	河川改良、橋梁
補助事業(河川)	塩野川	伊達市	R2	~	R6	1,032	河川改良、橋梁
補助事業(河川)	滝川	伊達市、 国見町	R2	~	R6	1,634	河川改良
河川災害復旧助成費	宇多川	相馬市	R元	~	R6	6,140	河川改良
公共災害復旧費 (再生・復興)	熊川	大熊町	H29	~	R6	2,274	堤防かさ上げ
小名浜港荷役機械 建造事業	小名浜港 (大剣ふ頭)	いわき市	R3	~	R6	2,400	荷役機械新設

(4) 令和6年度 事業完了箇所一覧

(単位:百万円)

事業名	箇所	所在地	事業年度			事業費	事業概要
小名浜港ふ頭埋立造成事業	小名浜港(大剣ふ頭)	いわき市	R3	～	R6	1,300	コンテナヤード舗装改修
漁港公共災害復旧事業	松川浦漁港外	相馬市外	R4	～	R6	1,393	災害復旧
交付金事業(砂防)	宮ノ沢	南会津町	H31	～	R6	585	砂防堰堤工
補助事業(砂防)	長沢	棚倉町	H31	～	R6	300	砂防堰堤工
砂防施設整備事業	渋池	三春町	H31	～	R6	180	法面工
砂防施設整備事業	上居平	三島町	H31	～	R6	240	擁壁工
砂防施設整備事業	入山3号	いわき市	H31	～	R6	260	法面工
砂防施設整備事業	水無川	南相馬市	R3	～	R6	738	溪流保全工
砂防施設整備事業	本村	喜多方市	R1	～	R6	215	擁壁工
砂防施設整備事業	千仏屋敷	喜多方市	R4	～	R6	116	法面工
交付金事業(砂防)	沼尻沢	いわき市	R1	～	R6	310	砂防堰堤工
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	須賀川二本松自転車道線 乙字ヶ滝	玉川村外	H31	～	R6	110	自転車利用空間整備
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	久慈川上石井	埴町	R3	～	R6	53	親水施設整備
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	戸石川戸石川沿川	下郷町	H31	～	R6	152	親水施設整備
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	木戸川北田	檜葉町	H31	～	R6	65	親水施設整備
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	湯ノ岳別所線湯ノ岳	いわき市	R4	～	R6	40	園路、駐車場整備
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	富岡漁港 仏浜	富岡町	R2	～	R6	144	交流広場整備
街路事業	白河駅白坂線(向新蔵)	白河市	H25	～	R6	1614	電線共同溝
帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業(第5期②)	双葉町駅西住宅	双葉町	R5	～	R6	595	災害公営住宅等建設

I - 4 社会資本の整備に向けた主な取組

道路総室

<高速自動車国道>

1 常磐自動車道

東日本大震災により工事の中断を余儀なくされましたが、工事再開に向けた除染等を進め、平成24年4月8日の「南相馬IC～相馬IC間」、平成26年12月6日の「浪江IC～南相馬IC間」、「相馬IC～山元IC間」と段階的に供用を図り、平成27年3月1日の「常磐富岡IC～浪江IC間」の開通により待望の全線開通となりました。(事業主体：東日本高速道路(株))

このうち「いわき中央IC～岩沼IC間」約127kmの暫定2車線区間の一部で4車線化工事が進められ、「山元IC～岩沼IC間」が令和3年3月6日に、「いわき中央IC～広野IC間」が令和3年6月13日までに順次完了しました。また、「広野IC～山元IC間」の暫定2車線区間における6箇所(13.7km)の付加車線の整備についても令和3年3月30日までに順次完了しました。さらに、「広野IC～ならばSIC間」約5.6km、「浪江IC～南相馬ICの一部区間」約1.9km、「相馬IC～新地IC間」約6.0km、「山元南SIC～山元IC間」5.5kmにおいて4車線化工事が進められています。今後も、全線4車線化の実現に向け関係機関に要望してまいります。(事業主体：東日本高速道路(株))

2 東北中央自動車道

「福島～米沢間」は、平成16年1月に新直轄方式により整備する区間に決定され、平成28年9月11日には「福島JCT～福島大笹生IC間」が供用し、平成29年11月4日の「福島大笹生IC～米沢北IC間」の開通により、福島・米沢間が待望の全線開通となりました。(事業主体：国)

また、「相馬～福島間」(延長約45km)については、平成16年度から「一般国道115号阿武隈東道路」(延長10.7km)、平成20年度から「一般国道115号霊山道路」(延長12.0km)が直轄権限代行事業で進められていましたが、東日本大震災の発災を踏まえて、早期復興を図るリーディングプロジェクトである復興支援道路に位置づけられ、国土交通大臣が平成23年7月に未着手区間も含めて10年以内に完成させる意向を表明しました。「相馬～相馬西間(相馬西道路)」(延長6.0km)及び「阿武隈東～阿武隈間」(延長5.0km)が平成23年度より、平成25年度には「霊山～福島間」(約12.2km)が新規事業化され、平成29年3月26日に「相馬山上IC～相馬玉野IC間(延長10.5km)」、平成30年3月10日に「相馬玉野IC～霊山IC間(延長17.0km)」、令和元年12月22日に「相馬IC～相馬山上IC間(延長6.0km)」、令和2年8月2日に「伊達桑折IC～桑折JCT間(延長2.0km)」が順次供用され、「霊山IC～伊達桑折IC間(延長10.2km)」の完成をもって、令和3年4月24日に「相馬～福島間」が全線開通となりました。(事業主体：国)

3 磐越自動車道

暫定2車線区間であった「いわきJCT～郡山JCT間」の4車線化が平成20年11月30日に完了したことにより、「いわきJCT～会津若松IC間」約118kmが4車線で供用されましたが、「会津若松IC～新潟中央IC間」約95kmが依然として暫定2車線のままであり、4車線化整備の早期完了が望まれています。

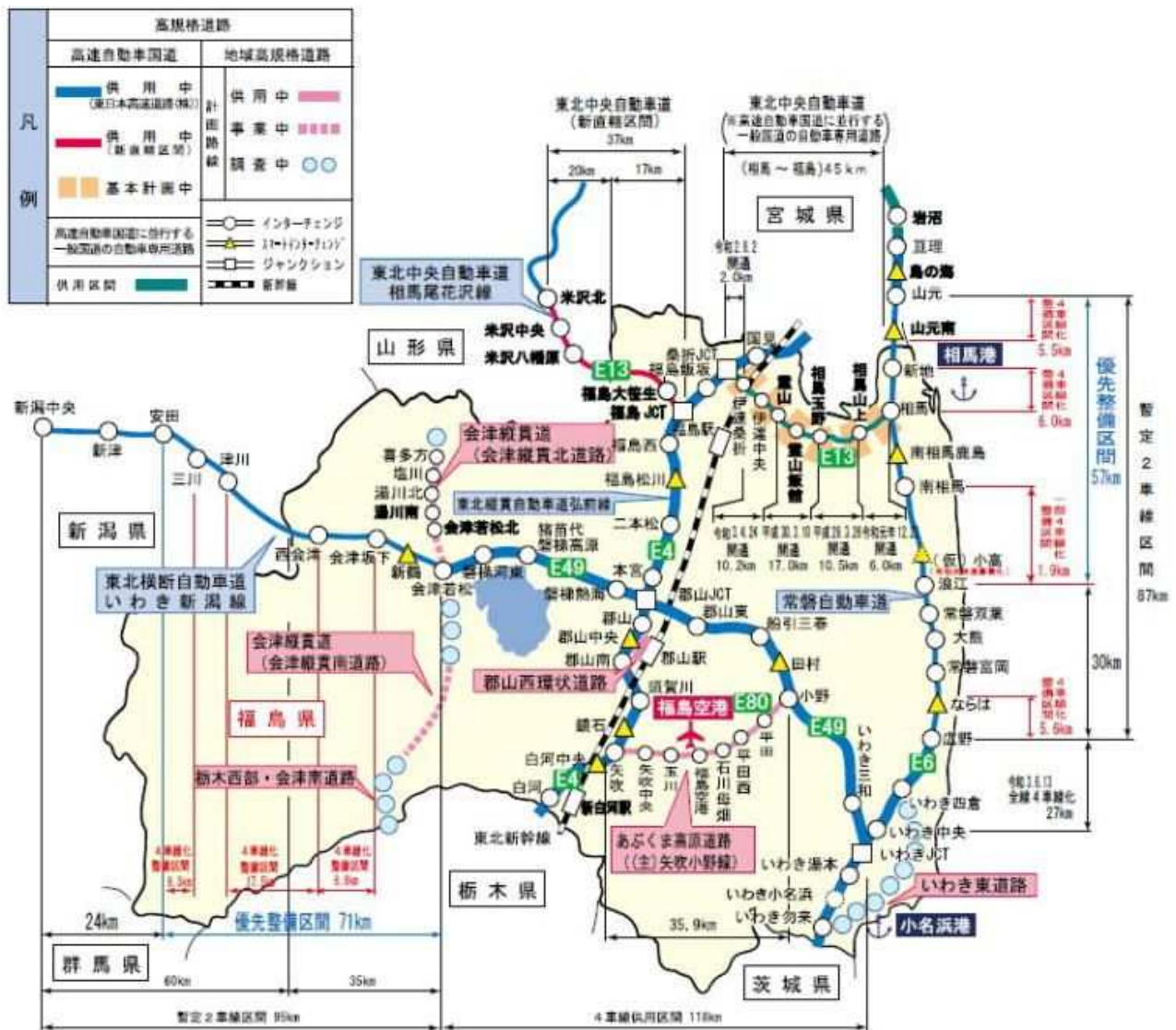
なお「会津坂下IC～西会津IC間」約8.8km、「西会津IC～津川ICの一部区間」約17.5km、「三

川IC～安田IC間」約8.3kmにおいて4車線化工事が進められています。今後も、全線4車線化の実現に向け関係機関に要望してまいります。(事業主体：東日本高速道路(株))

4 インターチェンジ整備

- ・東北自動車道「郡山中央スマートIC」(事業主体：郡山市)平成31年1月13日供用開始
- ・磐越自動車道「田村スマートIC」(事業主体：田村市)平成31年3月17日供用開始
- ・常磐自動車道「ならばスマートIC」(事業主体：檜葉町)平成31年3月21日供用開始
- ・常磐自動車道「大熊IC」(事業主体：大熊町)平成31年3月31日供用開始
- ・常磐自動車道「常磐双葉IC」(事業主体：双葉町)令和2年3月7日供用開始
- ・常磐自動車道「(仮称)小高スマートIC」(事業主体：南相馬市)令和元年9月20日事業着手

福島県内高規格道路整備状況



県内高速自動車国道の整備状況

令和7年1月末現在 (単位：km)

	県内 計画 延長	内 訳			供用率 (%)
		基本 計画	整備 計画	供用 延長	
東北縦貫 自動車道	116	116	116	116	100
東北横断 自動車道	152	152	152	152	100
常磐 自動車道	128	128	128	128	100
東北中央 自動車道	62	62 (45)	17	62 (45)	100 (100)
計	458	458	413	458	100
全国	11,520	10,623 (2,092)	9,428	10,274 (1,089)	89

() 内は高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路：A'で内数

県内地域高規格道路の整備状況

令和7年3月末現在 (単位：km)

	計画 路線 (概略延長)	区 間 指 定			供 用 延 長	供用率 (%)
		調 査 区 間 (概略延長)	整 備 区 間	延 長		
あぶくま高原 道路	30	36	34	36	36	100
郡山西環状 道路	10	14	14	14	14	100
会津縦貫北 道路	20	16	16	16	13	81
会津縦貫南 道路	50	21	21	21	1.5	7.1
栃木西部・ 会津南道路	[候補路線] (*約60km)					
いわき東道路	[候補路線] (*約40km)					
計	110	87	85	87	64.5	—

※1 計画路線の概略延長は、10km単位で指定される。

※2 延長は実延長

※3 供用率=供用延長/整備区間

<地域高規格道路>

1 (主) 矢吹小野線(あぶくま高原道路)

本道路は、東北自動車道「矢吹IC」と磐越自動車道「小野IC」を結ぶ延長35.9kmの自動車専用道路で、高速道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路です。

平成23年3月に全線が開通し、福島空港へのアクセス向上や地域間の連携と交流の活性化、広域的な救急医療体制の強化などの効果が期待されます。

また、東日本大震災において、仙台空港が津波等により被災し利用できない状況の中、福島空港が被災地への緊急物資輸送基地となったことから、本道路は、東北縦貫自動車道及び磐越自動車道と一体となり、県内及び東北地方各地への緊急物資、自衛隊などの被災地支援のための人員を運ぶ大変重要な道路として役割を果たすなど、まさに「命の道」として活躍しました。

(事業主体：県)

2 会津縦貫道(会津縦貫北道路)

本道路は、県内を横断する磐越自動車道と会津軸となる国道121号の機能を強化するため、喜多方市から会津若松市を結ぶ高速ネットワークを形成する約20kmの地域高規格道路で、そのうち国直轄権限代行事業として整備した喜多方ICから会津若松北IC間の約13.1kmについては、平成9年度から事業が進められ、平成27年9月6日に湯川南ICから会津若松北IC間が開通し暫定2車線で供用しました。(事業主体：国)

「若松北バイパス」約3.2kmについては、平成28年度より整備区間に指定され、事業の推進を図っています。(事業主体：県)

3 会津縦貫道(会津縦貫南道路)

本道路は、県内を横断する磐越自動車道と会津軸となる国道121号(一部国道118号重用)の機能を強化するため、会津若松市から南会津町を結ぶ高速交通ネットワークを形成する約50kmの地域高規格道路で、平成11年12月に緊急性の高い一部区間(下郷町大字小沼崎地内～大字塩生地内の約9km)が調査区間に指定され、このうち約1.5kmについて平成14年度から「小沼崎バイパス」として防災改築事業に着手し、令和6年3月3日に供用しました。また、平成18年度には同区間が整備区間に指定され、約8.3kmについて平成19年度から国道改築事業「湯野上バイパス」として事業着手し、平成24年1月24日に開かれた社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会で新規事業化が了承され、平成24年度から国直轄権限代行事業として着手しています。

また、平成27年4月には下郷町から南会津町までの約11km区間が「下郷田島バイパス」として整備区間に指定され、事業の推進を図っています。また、門田町から大戸町間の2工区約10kmについては、事業化に向けた調査を実施しています。(事業主体：国、県)

4 いわき東道路

本道路は、いわき市勿来からいわき市四倉までの約40kmの区間について、平成10年6月に候補路線として指定を受けています。

なお、いわき東道路を考慮した国道6号常磐バイパスについては、平成30年3月にL=27.7km全線が4車線で供用しています。(事業主体：国)

5 栃木西部・会津南道路

本道路は、南会津郡南会津町と栃木県日光市までの約60km(福島県約10km、栃木県約50km)の地域高規格道路であり、平成10年6月に候補路線の指定を受けました。平成10年度から、本県と栃木県で地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等についての検討を進めてきました。栃木県で日光川治防災(3.4km)について、直轄権限代行として平成31年4月に新規採択されました。引き続き、栃木県と連携し、整備の在り方などについて検討してまいります。

河川港湾総室

<河川・海岸関係>

1 只見川（補助事業（河川）、交付金事業（河川））

只見川沿川では、平成23年7月の新潟・福島豪雨により、大きな浸水被害が発生しました。

このため、平成27年度から全体延長約80kmの区間で河川整備事業に着手し、これまでの最大規模の洪水に対して、人家への浸水被害の軽減を図ります。

平成23年7月の新潟・福島豪雨の被災状況



只見川整備状況



現況（横田地区<高根沢>）



現況（湯倉地区）

2 逢瀬川（補助事業（河川））

郡山市の中心部を流下している逢瀬川沿川では、昭和61年8月の台風第15号や令和元年東日本台風により、大きな浸水被害が発生しました。

早期の浸水被害解消に向け、令和元年度より新たに事業採択された個別補助事業等を活用しながら、河川改修を実施しています。

昭和61年8月の台風第15号の被災状況



令和元年東日本台風の被災状況



逢瀬川整備状況



施工前



現況

3 河川流域総合情報システム事業等

本システムは、河川の情報（水位・雨量等）を収集・処理し、配信することにより、水防活動等の水災害に対する対策、活動の円滑化を図り、流域内における防災機能の向上を目的として、昭和62年度から整備を始め、平成2年度から順次運用を開始しています。

より迅速に情報提供を行うため、最新の情報通信技術（クラウドサービス、LTE網等）を活用したシステムの再整備事業を実施します。

また、海岸や河口部の河川に監視カメラを設置し、ホームページ等にリアルタイムで映像を配信しています。

さらに、河川流域総合情報システムの水位計に加え、洪水時の水位観測に限定した低コストの危機管理型水位計や、簡易型河川監視カメラの設置を推進し、水位情報の充実強化を図ります。

4 災害復旧事業

令和4年8月豪雨及び令和5年台風第13号で被災を受けた道路、橋梁、河川など公共土木施設の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保します。

令和4年8月豪雨による被災状況



奥川（西会津町）



熱塩加納山都西会津線（西会津町）

令和5年台風第13号による被災状況



前川（南相馬市）



藤原川（いわき市）

5 河川災害復旧助成事業

令和元年東日本台風により大きな被害を受けた河川において、災害復旧のみでは十分な効果を発揮できないため、改良費を加えて一定計画により改良し、再度災害の防止を図ります。

令和元年東日本台風による被災状況（夏井川）



夏井川（いわき市）の施工状況



施工前



施工中

<砂防関係>

近年激甚化・頻発化する土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から県民の生命や財産を守るため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を進めることにより、土砂災害の防止や軽減を図っていきます。

ハード対策としては、土砂災害が発生した箇所や要配慮利用者施設及び重要インフラ施設等を保全するため重点的に施設整備の推進に取り組み、地域住民の安全・安心を確保します。

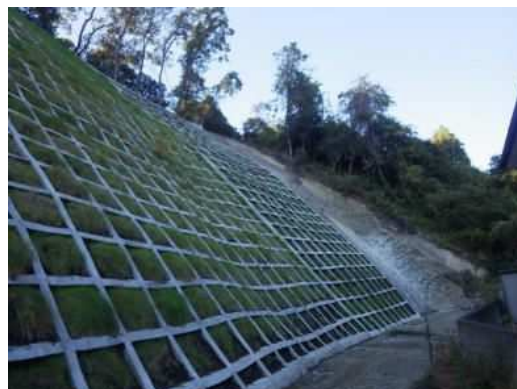
併せて、老朽化が進む砂防施設においては、長寿命化計画に基づく改築・修繕を効率的かつ効果的に取り組み、近年頻発化する流木被害に対しては、流木対策工の設置を推進します。

また、ソフト対策としては、土砂災害警戒区域等の指定及び「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の基礎調査を推進し、区域の範囲が分かる現地標識の設置等により地域住民に広く周知するとともに、市町村のハザードマップ作成や警戒避難体制の構築を支援します。

三函2号（いわき市）の施工状況



施工前



施工中

<港湾漁港関係>

1 小名浜港

小名浜港は、本県の海の玄関口として、工業原材料の輸入港としての役割だけでなく、国際コンテナ定期航路の就航などにより、県内全域を始め南東北地域の産業活動を支援する物流拠点として重要な役割を果たしています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、甚大な被害を受けたものの、平成26年3月には物流機能を担う主要な岸壁の災害復旧工事が完了し、現在、取扱貨物量は震災前の水準まで回復しました。

また、石炭輸入拠点としての港湾機能強化を図るため、東港地区の整備を進めており、平成23年には「国際バルク戦略港湾（石炭部門）」に選定、平成25年には全国初となる「特定貨物輸入拠点港湾」に指定され、令和4年には「小名浜港国際バルクターミナル」を供用開始するなど、東日本地域のエネルギー供給を支える重要な役割を担っています。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成に向けた取組を推進します。

この他、大剣ふ頭コンテナターミナルでは、コンテナ取扱量の増加に対応し、より効率的な荷役が可能となるよう、令和3年度から令和6年度にかけてクレーン増設やヤード拡張工事を実施しました。



カーボンニュートラルポート（CNP）の形成のイメージ（出典：国土交通省資料）

2 相馬港

相馬港は、本県北部、山形、宮城両県の南部を包含した広域経済圏の海の玄関口として、また、相馬港背後の相馬中核工業団地を始めとする相双地域開発の物流拠点としての役割を果たしています。

東日本大震災においては、緊急支援物資等の受入れ港としても活躍しており、3号ふ頭地区に耐震強化岸壁を有する「国際物流ターミナル」を整備したことにより、震災時の緊急支援物資受入拠点としての機能強化が図られています。

また、民間事業者と県及び新地町が立地協定を締結し、相馬港4号ふ頭地区において整備を進めていたLNG基地が平成30年3月に操業開始し、LNGを燃料とした火力発電所が令和2年4月から操業を開始するなど、東日本有数のエネルギー拠点として更なる発展が期待されています。

さらに、相馬と福島を高規格道路で結ぶ相馬福島道路が令和3年4月に全線開通するなど、交通ネットワークの整備も進んでいます。

このように、LNG基地の立地と相馬福島道路の整備により、相双地域を中心とした背後圏における新たな企業立地が促され、取扱貨物量も増加傾向であることから、安定した荷役作業が行えるように防波堤の整備を進めています。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成に向けた取組を推進します。



相馬港防波堤整備箇所

3 漁港

本県の漁港は、現在10港全て県管理となっており、第3種漁港が2港、第2種漁港が6港、第1種漁港が2港となっています。

東日本大震災により甚大な被害を受けた漁港施設は、令和2年度に全ての復旧が完了しました。

引き続き防波堤の耐震・耐津波・耐浪化など漁港施設を整備することにより、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します。



請戸漁港

<福島空港>

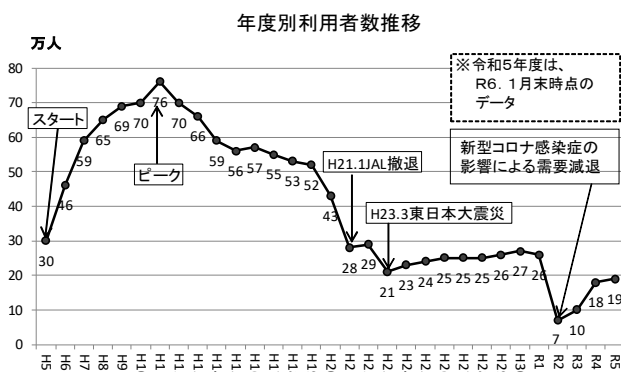
平成5年3月20日に滑走路長2,000mを有する地方管理空港(旧第三種空港)として開港し、平成12年7月13日には滑走路長2,500mの全面供用が開始され、ホノルル、シンガポール等へ直行する国際線の運航が可能となりました。

開港から30年以上が経過し、様々な管理施設や特殊車両等が一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に更新を進めています。

また、平成25年の国内基準改定に伴い、新基準に適合した滑走路端安全区域の拡張整備を推進します。



福島空港上空写真



都市総室

<都市関係>

1 街路

(都) 須賀川駅並木町線 外 (補助事業、交付金事業、街路事業)

良好な市街地形成を図るため、現道拡幅や無電柱化整備により安全で円滑な交通空間や、快適な歩行空間の確保により、防災性や景観性などの多様な機能を有する市街地部の街路整備と、安全なまちづくりに取り組みます。



(都) 須賀川駅並木町線【整備前状況】

2 流域下水道事業

阿武隈川流域内の水質保全や生活環境の改善を図りながら、良好な県土づくりを進めるため、市町村を越えた広域的下水道事業として、県が幹線管渠や終末処理場を設置しており、現在、次の4処理区で老朽化した施設の改築更新などを進めています。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 阿武隈川上流流域下水道事業(県北処理区) | : 福島市 外1市2町 |
| (2) 阿武隈川上流流域下水道事業(県中処理区) | : 郡山市 外2市2町 |
| (3) 阿武隈川上流流域下水道事業(二本松処理区) | : 二本松市 |
| (4) 阿武隈川上流流域下水道事業(田村処理区) | : 田村市 |



県北浄化センター

建築総室

1 蓬萊団地（福島市）等 （県営住宅改善事業）

県営住宅は、その半数が大規模改善等の目安時期である築35年を超過し、老朽化や陳腐化が進んでいることから、効率的・効果的に活用（＝長寿命化）していく必要があります。

そのためには、居住性の向上を図ることのほか、高齢者等に配慮したバリアフリー化や環境対策としての省エネルギー化などへの取組が重要であることから、水回りの改修とあわせて住戸内の段差解消・手すり設置を行う内部改善事業や断熱性能を高める外壁・屋上防水改修事業を進めていきます。

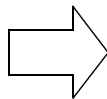
2 令和7年度 内部改善事業

管内	団地名	住棟番号	工事年度	事業内容
県北	蓬萊	20号棟外8棟	H27年度～	床段差解消、手すり設置、浴室及びトイレ改修
県中	鎗ヶ池	1,2号棟	R7年度～	同 上
会津若松	錦町	2～5号棟	R4年度～	同 上
相双	仲町	1号棟	R6年度～	同 上
いわき	上浅貝	1～10号棟	R3年度～	同 上
いわき	宮沢	1号棟	R7年度～	同 上

●内部改善（浴室）イメージ



〔改修前〕

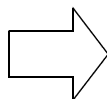


〔改修後〕

●内部改善（トイレ）イメージ



〔改修前〕



〔改修後〕

I - 5

近年の自然災害の被害と 今後の対応について

- ・ 令和元年東日本台風、令和3・4年福島県沖地震、令和5年台風13号ほか、大雨、大雪等の災害からの復旧
- ・ 流域治水の取組



県管理河川の被害／安達太良川（本宮市）



町道橋の落橋／高原橋（矢祭町）



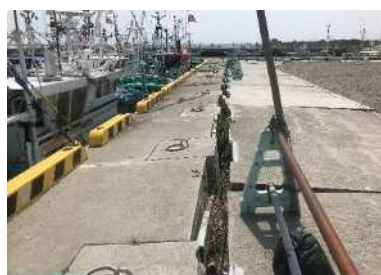
急傾斜地の崩壊／山ノ神地区（いわき市）



復興公営住宅の被害／壁沢団地（川俣町）



R4福島県沖地震による被害／相馬港（相馬市）



同左／松川浦漁港（相馬市）

令和元年東日本台風災害からの復旧

令和元年東日本台風による被害状況

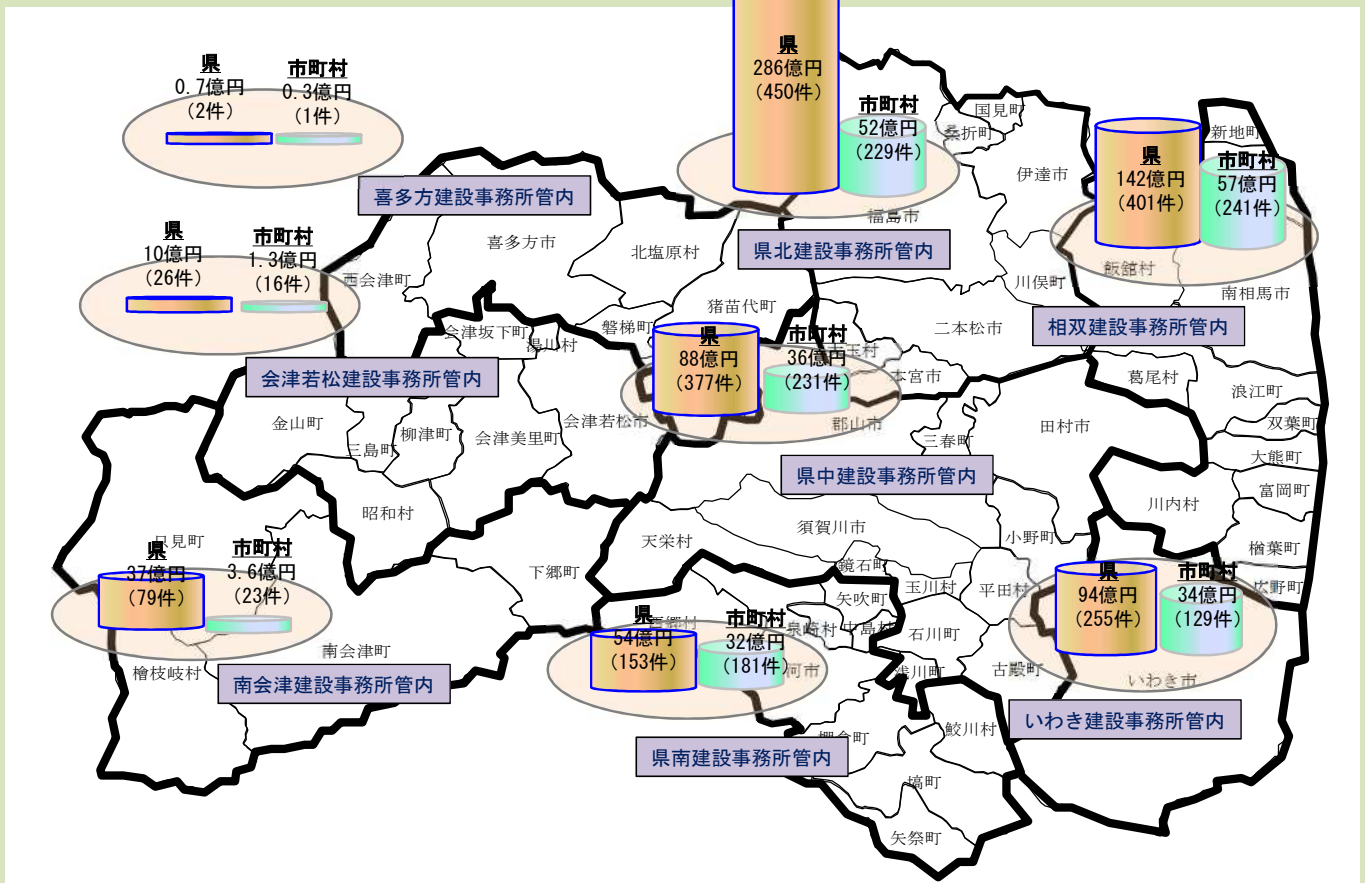
令和元年10月12日に台風19号の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的には猛烈な雨となった。11日15時から13日6時までの総雨量は、福島県の広い範囲で200mm以上の大雨となり、10月1か月の平年値の2~3倍の雨量となった。この台風による大雨や暴風により、人的被害や、阿武隈川などの決壊による住家の床上・床下浸水、土砂崩れによる住家の全壊が発生するなど、甚大な被害となった。

令和元年東日本災害査定箇所一覧

工種	査定箇所数	着工箇所数	着工率	完了箇所数	完了率
河川	1,411	1,411	100.0%	1,411	100.0%
海岸	1	1	100.0%	1	100.0%
砂防	28	28	100.0%	28	100.0%
道路	277	277	100.0%	277	100.0%
橋梁	1	1	100.0%	1	100.0%
下水道	1	1	100.0%	1	100.0%
港湾	4	4	100.0%	4	100.0%
漁港	13	13	100.0%	13	100.0%
建築	7	7	100.0%	7	100.0%
合計	1,743	1,743	100.0%	1,743	100.0%

方部	査定箇所数	着工箇所数	着工率	完了箇所数	完了率
県北	451	451	100.0%	451	100.0%
県中	378	378	100.0%	378	100.0%
県南	153	153	100.0%	153	100.0%
会津若松	26	26	100.0%	26	100.0%
喜多方	2	2	100.0%	2	100.0%
南会津	79	79	100.0%	79	100.0%
相双	400	400	100.0%	400	100.0%
いわき	254	254	100.0%	254	100.0%
計	1,743	1,743	100.0%	1,743	100.0%

令和元年東日本台風管内別査定決定額



令和元年東日本台風災害による被害状況

県管理道路における主な復旧箇所

国道349号(伊達市)



母畑須賀川線(須賀川市)



新郷荻野停車場線(喜多方市)



小野富岡線(川内村)



令和元年東日本台風災害による被害状況

県管理河川における主な復旧箇所

社川(白河市)



木戸川(川内村)



濁川(福島市)



伊南川(南会津町)



令和3・4年福島県沖地震災害からの復旧

令和3・4年福島県沖地震による被害状況

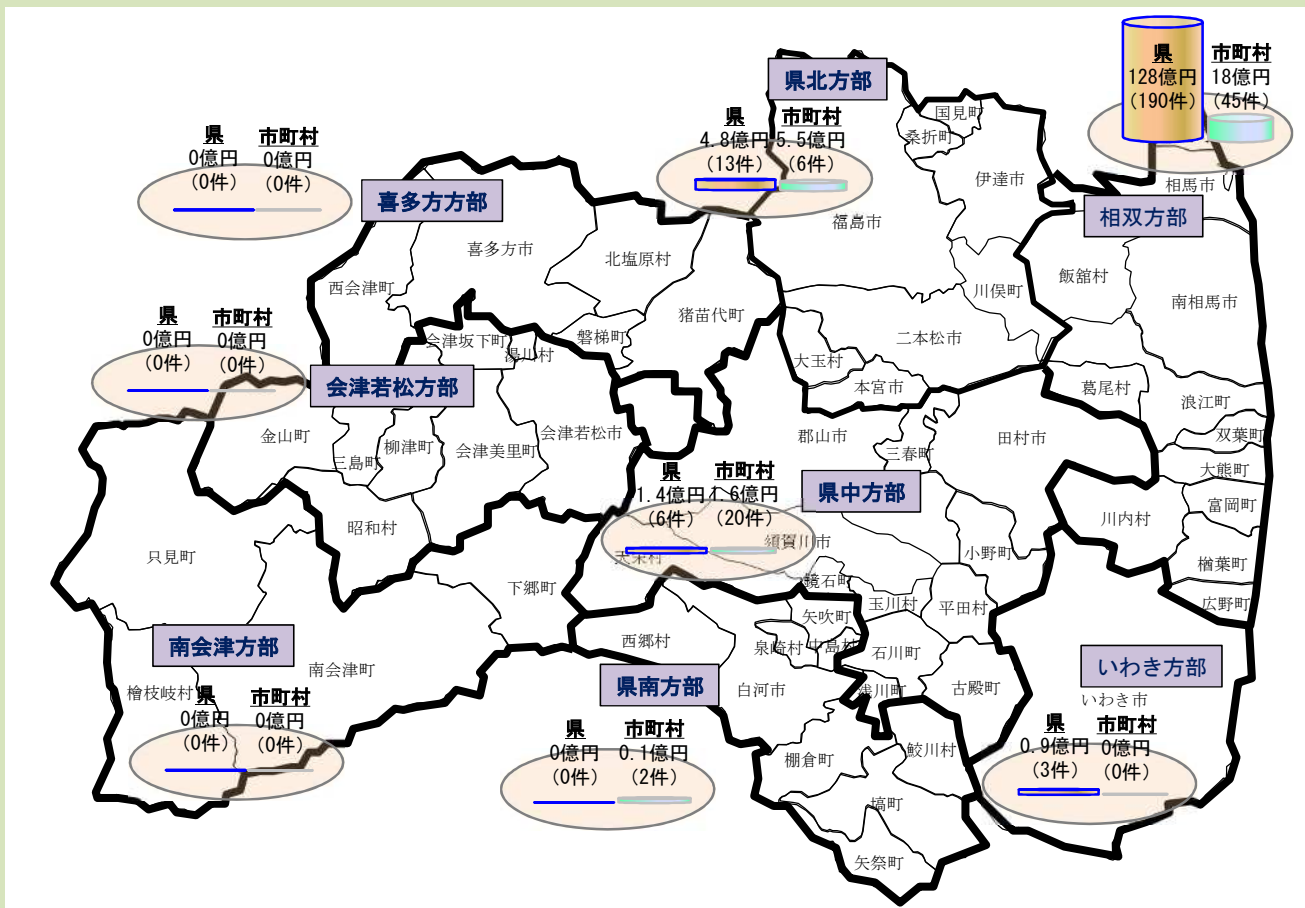
令和3年2月及び令和4年3月に、県内において震度6強を観測する福島県沖を震源とする地震災害が発生し、人的被害に加え、家屋やインフラ、生活基盤などに大きな被害が及んだ。

また、令和3年の地震による復旧が途上にある中で、再び令和4年の地震災害が発生したことにより、更なる甚大な被害がもたらされた。

令和3・4年福島県沖地震災害状況

施設	事業主体	県北	県中	県南	会津若松	喜多方	南会津	相双	いわき	合計
公共土木施設	県	13	6					85	3	107
	市町村	6	20	2				45		73
	計	19	26	2				130	3	180
港湾	県							51		51
	計							51		51
漁港	県							54		54
	計							54		54
合計	県	13	6	0	0	0	0	190	3	212
	市町村	6	20	2	0	0	0	45	0	73
	計	19	26	2	0	0	0	235	3	285

令和3・4年福島県沖地震災害報告額



令和3・4年福島県沖地震災害による主な被害

県管理道路における主な被害

成田鏡田線（鏡石町）



原町海老相馬線（南相馬市）



県管理河川における主な被害

宇多川（相馬市）



大浜地区海岸（相馬市）



港湾・漁港施設における主な被害

相馬港（相馬市）



相馬港（相馬市）



松川浦漁港（相馬市）



松川浦漁港（相馬市）



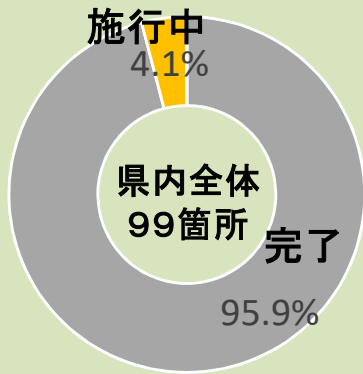
公共土木施設の災害復旧状況

災害復旧工事進捗状況

令和3・4年の福島県沖地震による災害からの復旧工事については、公共土木施設、港湾・漁港施設のすべての被災箇所にて工事に着手しており、公共土木施設、港湾・漁港施設共に9割以上の箇所にて工事が完了しています。

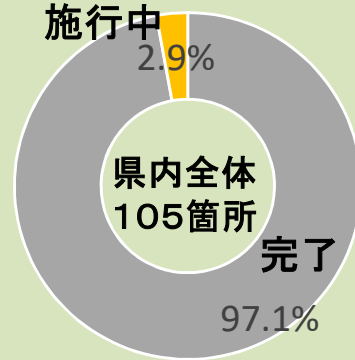
残る箇所についても、引き続き工事完了に向け、工事を進めます。

<公共土木施設進捗状況>



<港湾・漁港施設進捗状況>

【R7.2月末時点】



全体箇所数	着手箇所数	着手率 (%)	完了箇所数	完了率 (%)
99	99	100.0%	95	95.9%

全体箇所数	着手箇所数	着手率 (%)	完了箇所数	完了率 (%)
105	105	100.0%	102	97.1%

災害復旧状況

○港湾・漁港施設の復旧



相馬市の相馬港の岸壁の一部において、地震により沈下した岸壁の復旧が完了しました。



相馬市の松川浦漁港において、地震により沈下した岸壁の復旧が完了しました。

令和4年3月の雪崩災害からの復旧

令和4年3月の雪崩によるあいよし橋被害状況

被害の概要

令和4年3月に発生した大規模な雪崩により、あいよし橋の流失、出逢橋の変形が確認された。



復旧の概要

復旧にあたっては、同様の雪崩が発生した場合においても致命的な損傷（落橋や通行止めにつながる変形）を受けず通行を確保できるように、現在のあいよし橋から谷側に約130m移動した位置に橋の架け替えを行い、再度災害防止を図る。

○ 事業箇所

- ・路線名：国道252号
- ・箇所：只見町田子倉地内
(あいよし橋・出逢橋)

○ 復旧計画の概要

- ・全体延長：L=480.0m
- ・橋梁延長：L=289.0m
- ・橋梁幅員：W=9.2m
- ・復旧金額：約44.6億円
- ・橋梁形式：3径間PC連続ラーメン箱桁橋

○ 現在の進捗

- | | | |
|----------|--------|----|
| ・令和6年3月 | 仮橋工 | 着手 |
| ・令和6年10月 | 下部工 | 着手 |
| ・令和6年12月 | 旧橋撤去工事 | 完了 |

○ 【平面図】



令和4年8月の大雨災害からの復旧

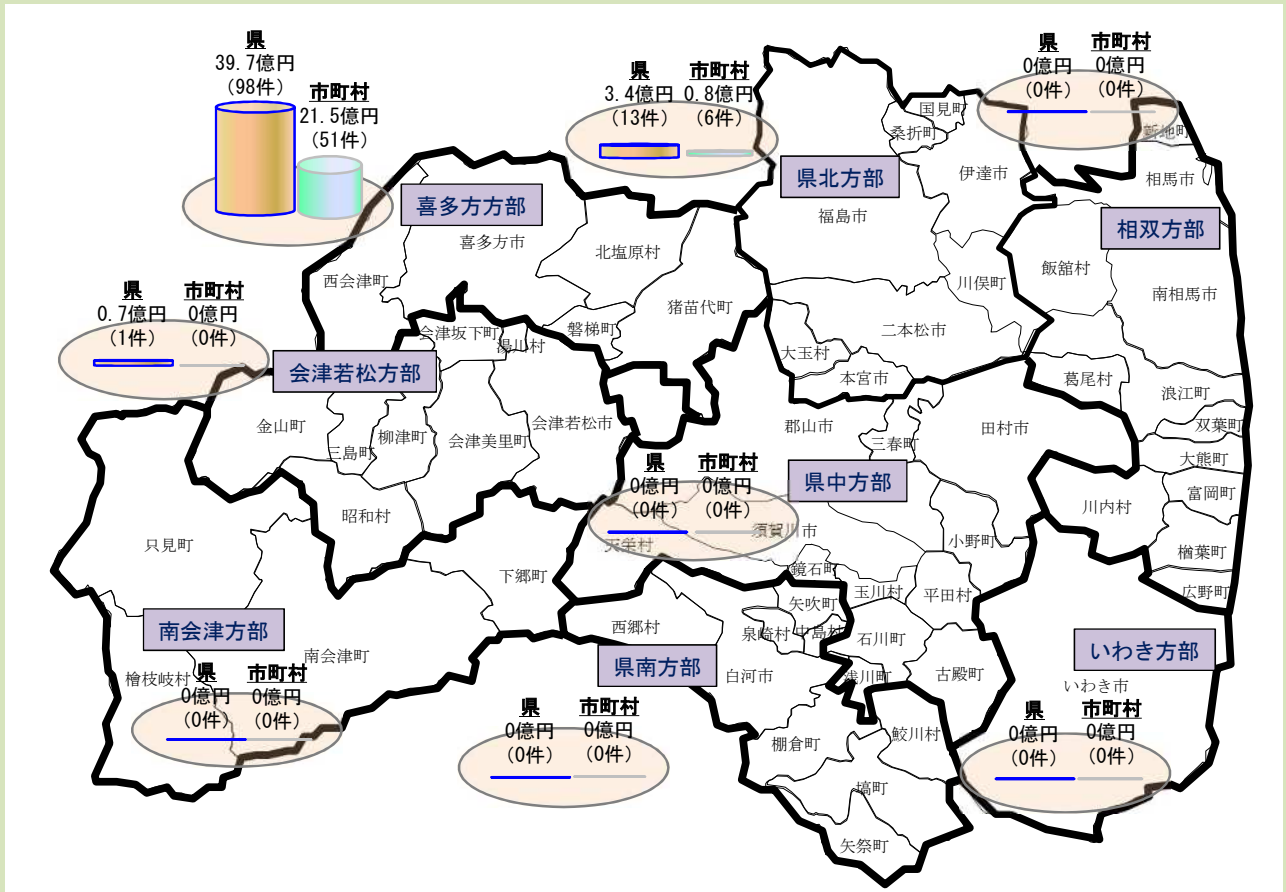
令和4年8月大雨による被害状況

令和4年8月3日から4日にかけて、東北南部から新潟県にかけて前線が停滞し、会津地方を中心に記録的な大雨となった。本県においては、3日5時から4日15時までの期間降水量が300mmを超える地点が観測されたほか、会津地方北部で記録的短時間大雨情報が発表され、1時間に約100mmの猛烈な雨が降り、浸水被害が発生した。このほか、土砂崩れ、道路損壊などの被害が生じ、地域の住民生活に大きな被害をもたらした。

令和4年8月大雨災害状況一覧

施設	事業主体	県北	県中	県南	会津若松	喜多方	南会津	相双	いわき	合計
道路・橋りょう	県					25				25
	市町村	4				35				39
	計	4				60				64
河川	県	13			1	73				87
	市町村	2				16				18
	計	15			1	89				105
砂防	県									0
	市町村									0
	計									0
合計	県	13	0	0	1	98	0	0	0	112
	市町村	6	0	0	0	51	0	0	0	57
	計	19	0	0	1	149	0	0	0	169

令和4年8月大雨災害被害報告額



令和4年8月大雨災害による被害状況

県管理道路における主な被害



県管理河川における主な被害



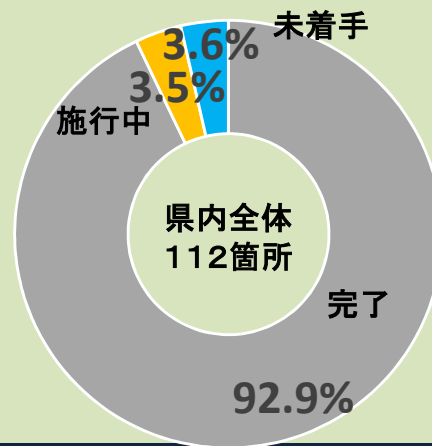
公共土木施設の災害復旧状況

公共土木施設の施設毎の災害決定箇所一覧

令和4年8月の大雨による災害からの復旧工事については、令和7年2月末時点で、約9割以上の被災箇所にて工事に着手しています。
残る箇所についても、引き続き工事着手に向け、発注手続きを進めます。

全体箇所数	着手箇所数	着手率 (%)	完了箇所数	完了率 (%)
112	108	96.4%	104	92.9%

【R7.2月末時点】



災害復旧状況

○河川の応急復旧工事



西会津町を流れる奥川において、河川の増水により堤体が流出。早急に大型土のうや土砂等により応急復旧を実施した。

○河川の復旧



喜多方市を流れる宮古川において、豪雨により護岸崩落した箇所の復旧が完了しました。

令和5年台風第13号からの復旧

令和5年台風第13号による被害状況

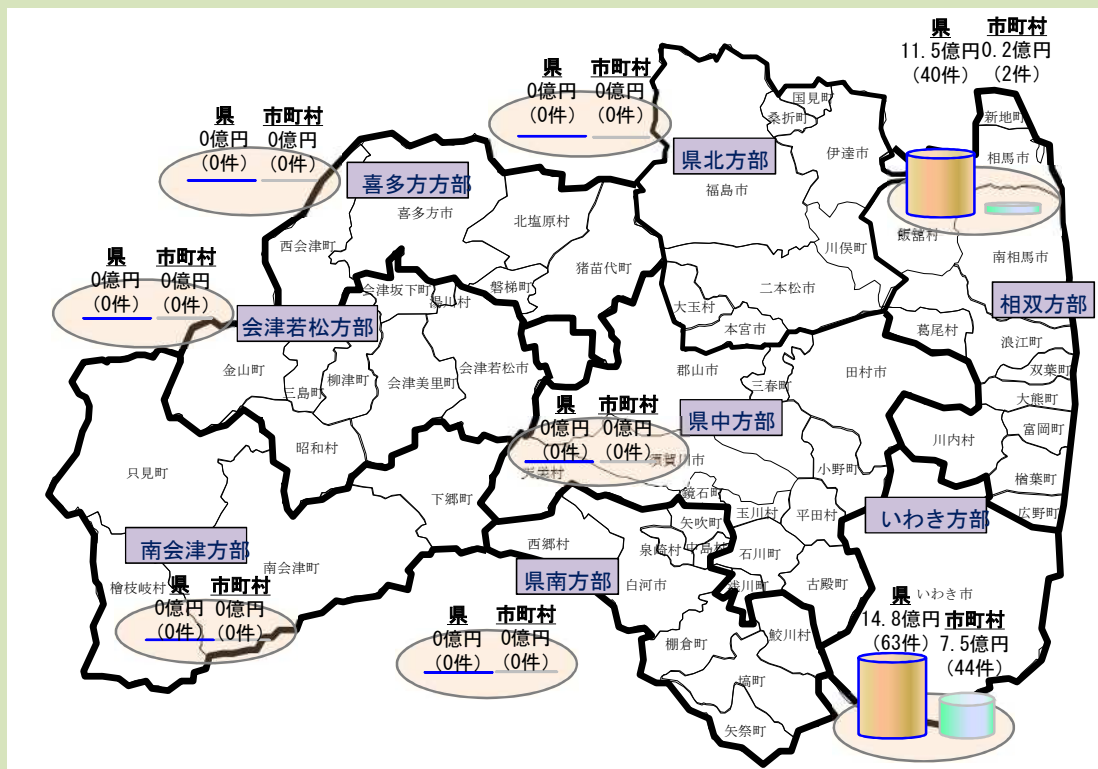
令和5年9月8日から9日に、台風第13号に伴い浜通りを中心に大雨となり、本県では初めてとなる局地的大雨をもたらす「線状降水帯」が観測され、いわき市南部では記録的短時間大雨情報も発表されました。

このほか、河川の越水、決壊や道路損壊などの被害が生じ、地域の住民生活に大きな被害をもたらしました。

災害査定箇所一覧

施設	事業主体	県北	県中	県南	会津若松	喜多方	南会津	相双	いわき	合計
道路	県							12	11	23
	市町村								15	15
	計							12	26	38
河川	県							27	41	68
	市町村							2	28	30
	計							29	69	98
砂防	県							1	11	12
	市町村									0
	計							1	11	12
橋梁	県									0
	市町村								1	1
	計								1	1
合計	県	0	0	0	0	0	0	40	63	103
	市町村	0	0	0	0	0	0	2	44	46
	計	0	0	0	0	0	0	42	107	149

査定決定額



令和5年台風第13号による被害状況

県管理河川における主な被害

前川（南相馬市）



藤原川（いわき市）

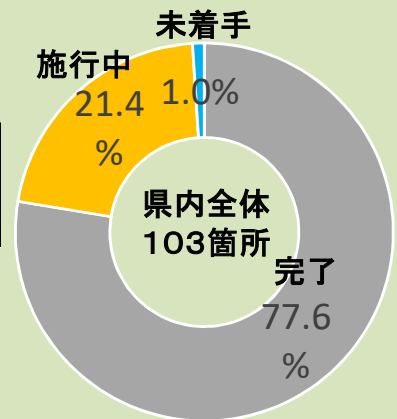


公共土木施設の施設毎の災害決定箇所一覧

令和5年台風第13号による災害からの復旧工事については、令和7年2月末時点で、約9割以上の被災箇所にて工事に着手しています。
残る箇所についても、引き続き工事着手に向け、発注手続きを進めます。

全体箇所数	着手箇所数	着手率 (%)	完了箇所数	完了率 (%)
103	102	99.0%	80	77.6%

【R7.2月末時点】



災害復旧状況

○河川の復旧



いわき市を流れる藤原川において、河川の増水により護岸が損傷。早急に大型土のうや土砂等により応急復旧を実施し、復旧が完了しました。

令和7年2月の大雪について

令和7年2月4日から大雪による被害状況

被害の概要

令和7年2月4日から大雪により、会津地方を中心に記録的な大雪となり、倒木や雪崩などの発生により下記のとおり通行規制が発生した。また、会津若松市の市街地では、通行規制を実施し集中的に除排雪作業を実施し、交通障害の解消を図った。

◆通行規制箇所

倒木等による通行止め
(全面通行止め)
17路線 23箇所
(車線規制)
5路線 9箇所

集中除雪による通行止め
国道118号
会津若松裏磐梯線
会津若松三島線
湯川大町線



●本宮土湯温泉線（福島市）
⇒2月10日に雪崩が発生
2/10～通行止めを実施



●国道118号外（会津若松市）
2/12～2/19に集中除雪を実施



●国道352号（南会津町）
⇒2月23日に雪崩が発生し、
2/23～3/3に夜間通行規制を実施



凡例

倒木等による通行止め —
集中除雪による通行止め —

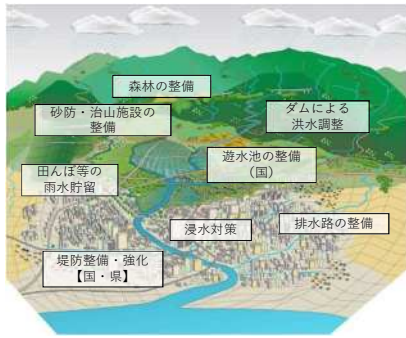
● 流域治水の取組

流域治水の施策のイメージ

「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、**①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**、**②被害対象を減少させるための対策**、**③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策**を多層的に推進していきます。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- **雨水貯留機能の拡大**
 - ・ 田んぼやため池等による雨水貯留
- **流水の貯留**
 - ・ ダムによる洪水調節機能の強化
 - ・ ダム管理設備の機能確保
- **氾濫範囲を減らす**
 - ・ 砂防・治山施設の整備
- **氾濫水を減らす**
 - ・ 河川管理施設の整備等



②被害対象を減少させるための対策

- **リスクの低いエリアへ誘導**
 - ・ 水害リスクの高い地域における土地利用の規制
 - ・ 水害リスクのより低い土地への居住誘導

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- **住まい方の工夫**
 - ・ 宅地嵩上げや建築物の構造の工夫
- **被災自治体の支援体制充実**
 - ・ 市町村への人的支援
 - ・ 災害時応援協定締結者との連携強化
 - ・ 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
- **経済被害の最小化**
 - ・ 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
 - ・ 工業用水道施設の整備等
 - ・ 工業用水道の応急復旧体制の整備
 - ・ 農業集落排水施設の整備等
- **氾濫水を早く排除する**
 - ・ 都市部の内水による浸水対策への支援
 - ・ 食料生産基盤の整備
 - ・ 農業水利施設の適正な保全管理
 - ・ 湛水防除施設の整備等
- **土地のリスク情報の充実**
 - ・ 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援
 - ・ 都市部の内水による浸水対策への支援
- **避難体制の強化**
 - ・ 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有
 - ・ 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援
 - ・ 農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援
 - ・ 避難行動要支援者対策の推進
 - ・ マイ避難の促進
 - ・ 住民等への情報伝達体制の強化
 - ・ 適切な避難行動の呼びかけ
 - ・ 自主防災組織等の強化

● 流域治水の実効性を高める取組（特定都市河川の指定により可能なこと）

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**
 - ・ 対象：民間事業者等
 - ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1- 30m^3 の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
 - ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止(自己用住宅を除く)**
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

令和6年10月15日「逢瀬川流域・谷田川流域水害対策協議会」発足会

- 令和6年7月1日に特定都市河川として施行した阿武隈川水系逢瀬川流域や谷田川流域の流域水害対策計画の策定に向けた「逢瀬川流域水害対策協議会」及び「谷田川流域水害対策協議会」の発足会を令和6年10月15日に開催しました。
- 協議会では、流域水害対策計画に定める事項や浸水被害対策の基本的な考え方、計画策定に向けた今後のスケジュール等について事務局より説明し、意見交換を行いました。
- 発足会における各委員の意見等を踏まえ、逢瀬川流域・谷田川流域水害対策計画の策定へ向けた検討を進めてまいります。

【各委員からの意見等】



福島県 土木部 矢澤部長

- 今回、設置する逢瀬川及び谷田川流域水害対策協議会は、本県が設置する初めての協議会である。
- 逢瀬川や谷田川はもとより、本県全域における気候変動対策に向けて、重要な協議会となることから、委員の皆様におかれましては、それぞれの御立場から、幅広い御意見をお願いしたい。



日本大学 朝岡教授（座長）

- 逢瀬川、谷田川は、阿武隈川からの影響を受けやすい。
- このため、逢瀬川や谷田川だけでなく、阿武隈川流域の治水対策の状況を見通しつつ、関係者と連携しながら流域水害対策計画を策定することが重要である。
- 激甚化する豪雨により計画規模を上回る水害が発生した場合でも、被害を最小限に抑える対策や早期復旧できる対策について議論する必要がある。



郡山市 品川市長

- 逢瀬川や谷田川の流域治水を進めるためには、本川をはじめとした阿武隈川水系での治水対策が重要だ。
- また、都市計画や農業などの関係分野間の連携が必要。
- 河川管理者が分かるように、河川に看板を設置して欲しい。



【出席者】上記写真左から

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ①福島河川国道事務所 秋田課長（代理） | ⑥郡山市 品川市長 |
| ②福島地方気象台 平野台長 | ⑦郡山市消防団 七海団長 |
| ③日本大学 市岡専任講師 | ⑧郡山女子大学 近内講師 |
| ④郡山商工会議所女性会 藤田副会長 | ⑨郡山市上下水道局 野崎管理者 |
| ⑤福島大学 川越教授 | ⑩福島県 農林水産部 沖野部長 |
| | ⑪福島県 土木部 矢澤部長 |

【出席者（オンライン）】

- | | |
|----------------|----------------|
| ○日本大学 朝岡教授 | ○平田村 阿部課長（代理） |
| ○須賀川市 小林課長（代理） | ○福島県森林管理署 高木署長 |

● 流域治水への理解醸成（みんなで学ぶ流域治水セミナーイベント）①

開催概要

- 開催日時：令和7年2月15日（土）
10:30～16:00
- 会場：うすい百貨店1階イベントホールアトリウム（郡山市）
- 来場者数：300名 ※期間中の延べ人数
- 概要：第1部 パネルセミナー（10:30～11:00）
第2部 トークセミナー（11:00～12:30）
第3部 パネルセミナー（12:30～16:00）



セミナー状況



セミナー状況

第1部 パネルセミナー（10:30～11:00）

- ・ 流域治水をテーマとして、以下の内容についてパネルを展示し、来場者に対し説明を行いました。
- ・ また、来場者への説明では、行政機関の職員からの説明だけではなく、福島大学の学生らによる説明も行われました。
- ・ 1部から3部とも、来場者は、郡山市内からのみではなく、福島市や二本松市などの郡山市外から来場される方がいらっしゃいました。



パネルセミナー状況（福島大学学生による説明）

【説明内容と参加機関】

- ① 気候変動に対応した阿武隈川の取組（福島河川国道事務所）
- ② 逢瀬川流域・谷田川流域のこれまでの治水対策と今後の取組（県土木部）
- ③ マイ避難の取組（県危機管理部）
- ④ 河川水位情報と河川監視カメラ（県土木部）
- ⑤ 気候変動や水害に関する研究内容（福島大学、県生活環境部）
- ⑥ 100mm安心プラン及びハザードマップ（郡山市）

● 流域治水への理解醸成（みんなで学ぶ流域治水セミナーイベント）②

第2部 トークセミナー（11:00～12:30）

トークセミナーは、気象キャスターの寺川奈津美氏や福島大学の川越教授から講演をいただき、その後、「水害に強い生活を考えよう！」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

講演やパネルディスカッションの内容は、グラフィックレコーディングによってその場でイラスト化が行われました。

講演1：気候変動による近年の水害の状況と私たちが取るべき対策

気象キャスター 寺川 奈津美 氏

気候変動を考慮し、想定される未来の天気予報を用いながら、今後、想定される気象状況等について説明いただき、近年の水害の状況も交えながら、住民が行える水害の備えについて講演いただきました。

講演2：気候変動への対応と今後の水害対策のあり方について

福島大学教授 川越 清樹 氏

気候変動と豪雨災害の関係や今後の水災害対策としての流域治水について説明をいただくともに、流域治水を進めるために必要なことを「共創」というキーワードを用いて講演いただきました。

パネルディスカッション：水害に強い生活を考えよう

コーディネーター 福島大学教授 川越 清樹

パネリスト 気象キャスター

寺川 奈津美

国土交通省 福島河川国道事務所

古山 菜実

福島県 県中建設事務所

大平 貴史

郡山市消防団

原 貴史

うすい百貨店

菅野 俊広

郡山女子大学

佐藤 万緒（※敬称省略）

水害に強い生活について、気候変動や持続可能な生活、流域治水を視点とした意見交換が行われました。



寺川キャスターによる講演



福島大学川越教授による講演



パネルディスカッション



グラフィックレコーディング

● 流域治水への理解醸成（みんなで学ぶ流域治水セミナーイベント）③

第3部 パネルセミナー（12:30～16:00）

第1部と同様に、パネルセミナーを行いました。

パネルディスカッション後に、寺川キャスターによるお天気・防災質問コーナーを開催しました。

来場者から寺川キャスターへ、雪に関する質問や防災・天気の情報収集の方法についての質問が出されていました。



お天気・防災質問コーナー



パネルセミナー（VR体験状況）

パネル説明を行った福島大学学生のコメント

- ✓ 来場されている人のほとんどが被害に遭われている人で、多くの人が豪雨災害で被災していることが分かった。
- ✓ パネル説明を通し、一般の人には自分たちが説明で使う言葉が通じないことが分かった。
- ✓ 意外と多くの人が足を止めてくれた。
- ✓ 防災・減災は、住民間で共通認識を持つことが重要であるため、座談会形式のパネルディスカッションが効果的であると感じた。
- ✓ 減災・防災は、一般の人はイメージしづらいため、イメージしやすいVR等のツールを用いることが効果的だと思った。

来場者からの声

- ✓ 水害について、住民の意識を高める事が必要だと思うので、このような取組（セミナーイベント）はたいへんよいことだと思う。
- ✓ 水害を疑似体験できたため、セミナーイベントで体験したVR体験はよい取組だと思う。
- ✓ 今回のような流域治水セミナーイベントの取組を継続して開催して欲しい。
- ✓ 阿武隈川上流遊水地群や郡山市の雨水貯留管を今回のイベントで初めて認識した。今回のようなイベントでそのような施設をもっとPRすべきだと思う。
- ✓ 今回のようなイベントを通じ、流域治水には、大雨時に水の使用を工夫する等の住民ができる取組があることをより多くの人に知ってもらうことが重要だと思う。
- ✓ より多くの人が来場できるよう、1日だけの開催ではなく、複数日にわたって開催してほしい。
- ✓ 展示パネル、説明に専門的な用語が多く、理解するのが難しかった。

● 治水事業の主な取組（１） 改良復旧事業及び河川改修事業の推進

改良復旧事業

夏井川・好間川（いわき市）

事業箇所：2河川

事業期間：R元～R9[予定]

計画概要：令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた、いわき市の夏井川などにおいて、災害復旧とあわせて河川改良を行い、再度災害防止を図ります。

（単位：百万円）

事業名	河川名	箇所	延長 (m)	全体事業費	R6当初事業費	R7当初事業費
災害復旧助成事業	夏井川・好間川	いわき市	21,500	44,600	1,523	1,582

※ 助成事業に加えて、現地の被災状況等を踏まえた堤防の強化等を実施します。



東日本台風による被害状況



濁川（福島市）



只見川（金山町外）

河川改修事業

過去の被害を踏まえ、激甚化・頻発化する水災害へ対応するため、堤防整備や河道掘削等による河川の改修を推進します。

単位（億円）

令和7年度事業箇所				R6当初事業費	R7当初事業費
滝川 （国見町）	今出川 （石川町）	逢瀬川 （郡山市）	右支夏井川 （小野町）	110	111
只見川 （柳津町外）	中田川 （いわき市）	赤沼川 （いわき市）	外71河川		

● 治水事業の主な取組（２） 改良復旧事業の実施例

改良復旧事業実施例

宇多川（相馬市）

R 6 年度完了



移川（二本松市）

R 6 年度完了



山舟生川（福島市）

R 6 年度完了



安達太田川（二本松市）

R 5 年度完了



広瀬川（川俣町）

R 6 年度完了



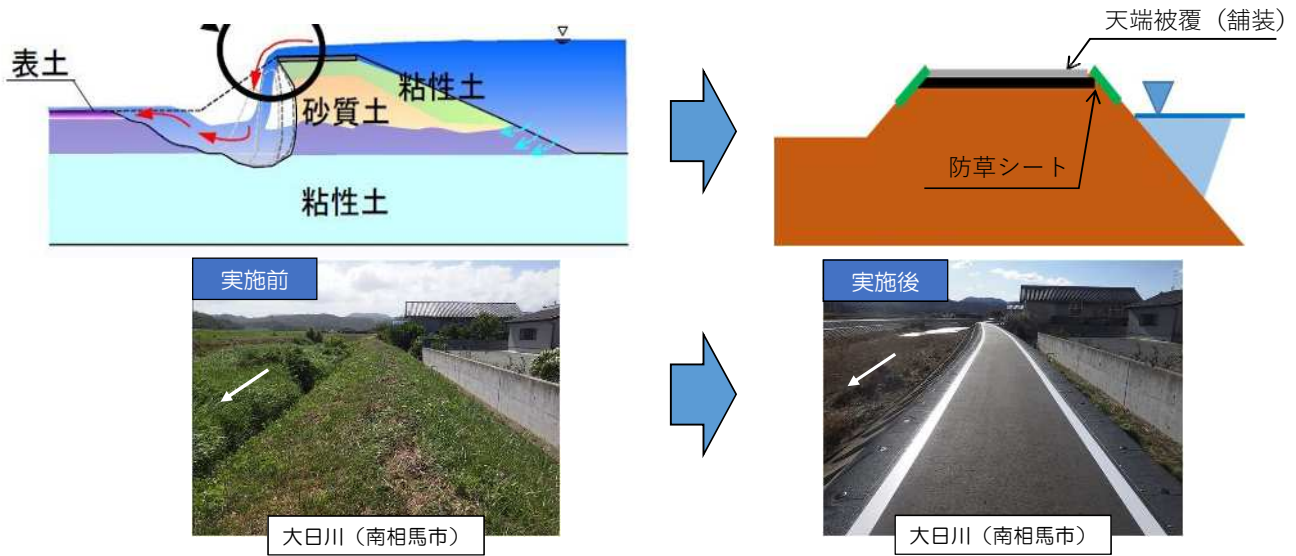
小泉川（相馬市）

R 3 年度完了



● 治水事業の主な取組（3） 堤防強化の推進

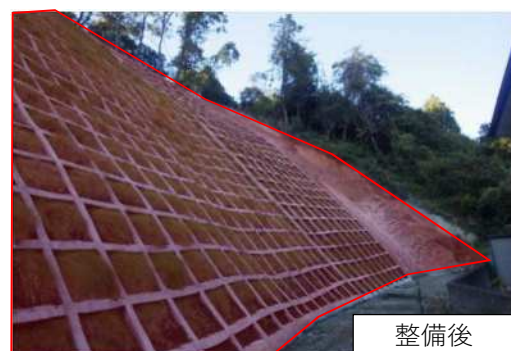
- 河川堤防天端を被覆（舗装）により補強
- 除草必要面積の低減と利用者（歩行者や自転車）の利便性向上に寄与



令和6年度当初		令和7年度当初	
箇所数	事業費（億円）	箇所数	事業費（億円）
103	59	107	64

● 治水事業の主な取組（4） 土砂災害対策の推進



土砂災害から生命・財産を守るため、土砂災害対策を推進します。



● 治水事業の主な取組（５） 河川の河道掘削及び伐木の推進

○河道断面を拡大する「河道掘削」と流木被害解消を目的とした「伐木」を推進
○その後の維持管理費用の圧縮にも寄与

河道掘削

実施前  実施後 

鯉川（古殿町）

伐木

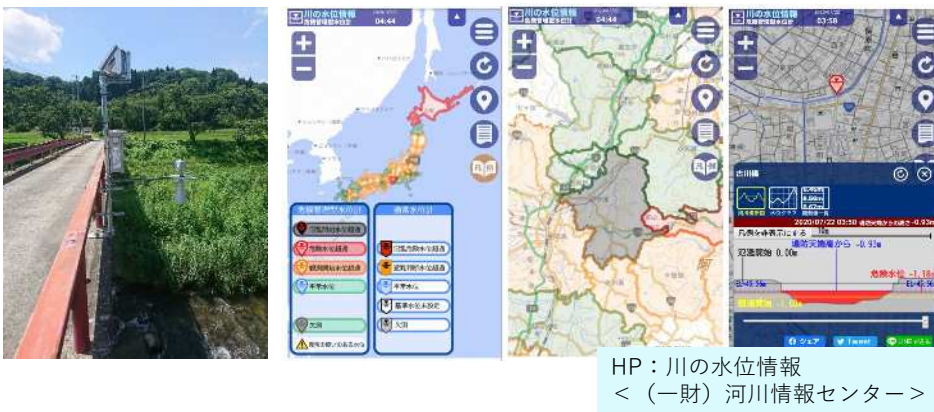
赤沢川（会津美里町）

令和6年度当初		令和7年度当初	
箇所数	事業費（億円）	箇所数	事業費（億円）
191	86	207	93

● 治水事業の主な取組（６） 危機管理型水位計の設置拡大

取組

人家や重要施設（市役所や役場、病院、学校、高齢者施設など）の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要な箇所を抽出し、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計を設置する。



○水位計の設置状況

通常水位計	危機管理型水位計												
	計	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(予定)	R8年度(予定)	R9年度(予定)	R10年度(予定)	R11年度(予定)
71	603	91	240	40	42	33	61	27	1	41	8	9	10

※設置予定数は変更とする可能性があります。

● 治水事業の主な取組（7）簡易型河川監視カメラの設置拡大

取組

氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所「河川監視カメラ」を設置し、河川状況を確認することで、従来の水位情報に加え、リアリティーのある洪水状況を画像として住民に提供し、適切な避難判断を促す。



○河川監視カメラの設置状況											
通常カメラ	簡易型河川監視カメラ										
	計	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(予定)	R8年度(予定)	R9年度(予定)	R10年度(予定)	R11年度(予定)
17	397	70	88	72	52	5	11	49	21	15	14

※設置予定数は変更とする可能性があります。

● 治水事業の主な取組（8）洪水浸水想定区域の公表等

● 水位周知河川の指定拡充

平成29年度時点から水位周知河川を34河川追加指定する。（29河川→63河川）

● 洪水浸水想定区域図の公表

水防法に基づく水位周知河川等の河川について、洪水浸水想定区域図を作成し公表する。

○水位周知河川の拡充（単位：河川数）

	R元迄	R2	R3	R4	R5	R6
年度毎	6	3	9	13	2	1
累計	35	38	47	60	62	63

○洪水浸水想定区域図の公表（水位周知河川）（単位：河川数）

	R元迄	R2	R3	R4	R5	R6
年度毎	19	11	17	13	2	1
累計	19	30	47	60	62	63

令和3年7月に水防法が改正され、水害リスク情報の空白地帯の解消のため、水位周知河川等以外にも周辺に防護対象となる住宅等が存する河川についても浸水想定区域図の作成対象となった。



令和6年度現在、対象を440河川まで拡大しており、令和7年度も引き続き、計画的に作成を進めていく予定。

（水位周知河川63河川 + 377河川）

○洪水浸水想定区域図の公表（水位周知河川以外）（単位：河川数）

	R元迄	R2	R3	R4	R5	R6
年度毎	11	1	20	1	43	55
累計	11	12	32	33	76	131



I - 6 令和6年度における 復旧・復興事業の実績と 今後の取組について

- 1 津波被災地等における公共土木施設等の復旧・復興
- 2 県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備
- 3 避難者の居住の安定確保／震災の記憶と教訓の伝承



双葉町駅西住宅



小高川・村上地区海岸(南相馬市)



請戸漁港竣工式



吉間田滝根線 広瀬工区開通式



(主)いわき上三坂小野線(小名浜道路)
の整備状況



原釜尾浜防災緑地

1 津波被災地における公共土木施設等の復旧・復興

津波被災地における復旧・復興事業の完了見通し

(帰還困難区域を除く)

対象施設	事業内容	事業箇所	事業進捗見通し(箇所・地区・工区数[累計])						
			H27迄	H28迄	H29迄	H30迄	R1迄	R2迄	R3実績
河川	被災した河川の堤防を復旧または新たに築造・かさ上げをする	31	1	11	18	24	25	27	31(完)
海岸	被災した海岸の堤防を復旧または新たに築造・かさ上げ及び消波堤や離岸堤等の復旧をする	86	21	45	60	78	83	85	86(完)
港湾・漁港	被災した港湾及び漁港の防波堤や岸壁等の施設を復旧する	15	4	5	10	14	14	15(完)	-
道路	被災した道路を原形に復旧する	304	285	293	299	300	300	303	304(完)
津波被災地道路	津波の襲来前に内陸部や高台に速やかに避難するための道路(バイパス・拡幅)を整備する	21	1	5	14	18	19	20	21(完)
防災緑地	津波を軽減し、市街地を守るために新たに植樹や盛土を築造する	10		1	3	8	9	10(完)	-

※津波被災地とは、浜通り沿岸部の10市町村(新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、いわき市)となります。

これまでに取り組んできたこと

(1)「多重防御」による総合的な防災力の向上

○被災した河川・海岸の堤防の復旧や築造・かさ上げ及び波消堤や離岸堤等を復旧しました。【災害復旧・交付金事業】

■河川・海岸堤防等の事業箇所数 117箇所
完了箇所数 117箇所

○東日本大震災を教訓に津波に強い地域づくりを推進するため、津波等からの被害を軽減する防災緑地を整備しました。【復興交付金事業】

■防災緑地の完了地区数 10地区

○津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の「減災」という視点から、防災・減災機能を持つ津波被災地の道路を整備しました。【復興交付金事業】

■防災・減災機能を備えた道路整備の事業箇所数 21箇所
完了箇所数 21箇所

(2)津波被災地における災害復旧

○被災した港湾や漁港の岸壁などを復旧しました。【災害復旧事業】

■港湾・漁港施設の事業箇所数 15港
完了箇所数 15港

○津波被災地において被災した道路や橋梁を復旧しました。【災害復旧事業】

■道路・橋梁の事業箇所数 304箇所
完了箇所数 304箇所

課題

- 津波被災地や避難指示区域等の復興を早期に成し遂げることが必要。
- 帰還困難区域内は福島特措法の改正を踏まえて対応を進めることが必要。

これから取り組んでいくこと

- 河川・海岸堤防、道路の復旧^(※)、防災緑地や防災・減災機能を備えた道路の整備は、復興・創生期間内に全ての箇所が完了しました。

【各年度ごとの進捗状況(概況)】(帰還困難区域を除く)

(※) 帰還困難区域を除く

平成29年度	港湾の復旧が全て完了、釣師浜漁港が復旧完了。
平成30年度	津波被災地道路・漁港は概ね(90%)完了。
令和元年度	避難指示のあった区域を除く海岸堤防の復旧が完了。いわき市内の津波被災地における全ての事業が完了。
令和2年度	未完了の河川・海岸について、堤防の計画の高さを確保。楢葉町内における全ての事業が完了。
令和3年度	河川・海岸堤防・漁港・道路の復旧、防災緑地の整備が全て完了。津波被災地道路の整備が全て完了。

○国と連携しながら、復興祈念公園の整備を着実に推進します。

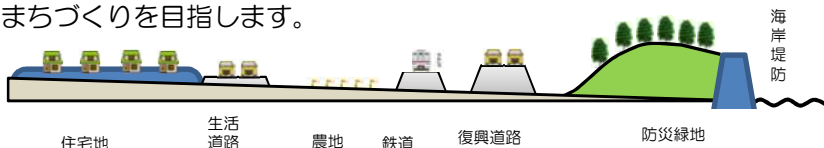
○帰還困難区域内の復旧事業についても

進捗を図ります。【帰還困難区域内の事業進捗】

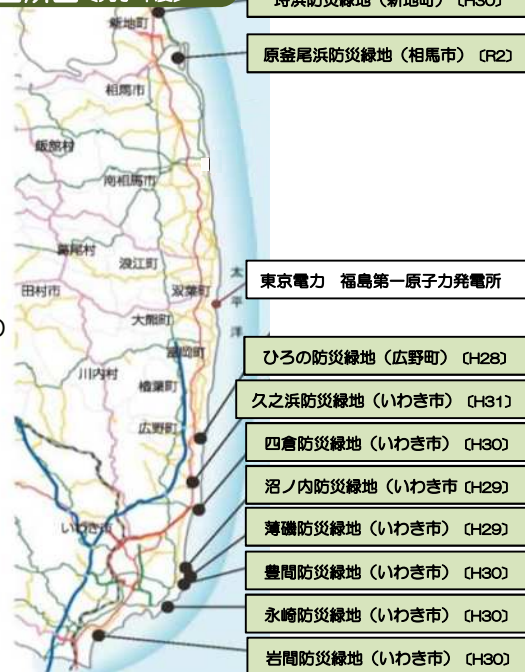
査定済数	着手済	完了
82	82	79

防災緑地の整備状況

津波被災からの「多重防御」として、海岸堤防の嵩上げに加え防災緑地を整備することにより、総合的な防災力の高いまちづくりを目指します。



実施箇所図(完了年度)



復旧・復興の状況

【原釜尾浜防災緑地(相馬市)】

災害に強い市街地を形成し、観光振興と生活利便性を向上させるための海岸堤防の整備が完了しました。



目標(指標名)	目標(指標)の説明	R2年度実績	R3年度実績
河川・海岸堤防等完了箇所数	津波被災地における河川や海岸の堤防や消波堤・離岸堤等の復旧・整備が完了した箇所数	112箇所	117箇所
防災緑地設置箇所数	防災緑地を設置した箇所数	9箇所	10箇所
津波被災地における道路整備完了箇所数	津波の襲来前に内陸や高台へ速やかに避難するなど防災・減災機能を備えた道路整備が完了した箇所数	20箇所	21箇所

2 県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備

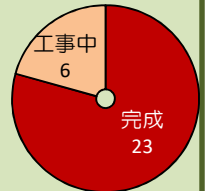
これまでに取り組んできたこと

(1) 住民の帰還を支援する道路網の整備

○避難指示区域の復興を周辺地域から強力に支援するため、**ふくしま復興再生道路を整備しています。【交付金事業】**

- ふくしま復興再生道路の整備箇所数 29工区〔8路線〕
- 工事中箇所数 6工区（着工率100%）
- 完了箇所数 23工区（完了率 79%）

ふくしま復興再生道路の
整備状況 単位（工区）
令和7年3月末現在



(2) 縦横6本の連携軸となる基幹的な道路や幹線道路網の整備

○東日本大震災からの復興、災害に強い県土を作るため、**県土の骨格となる縦横6本の連携軸となる基幹的な道路を整備しています。**

- 東北中央自動車道（福島～米沢間） 平成29年11月 全線開通
- 常磐自動車道（いわき中央IC～広野IC間） 令和3年6月 4車線化完了
- 会津縦貫北道路（喜多方IC～会津若松北IC間） 平成27年9月 全線開通
- 相馬福島道路（相馬玉野IC～霊山IC間） 平成30年3月 開通
- 国道118号（若松西BP） 平成31年3月 開通
- 相馬福島道路（相馬IC～相馬山上IC間） 令和元年12月 開通
- 相馬福島道路（伊達桑折IC～桑折JCT間） 令和2年8月 開通
- 相馬福島道路（霊山IC～伊達桑折IC間） 令和3年4月 開通（相馬～福島間全線開通）
- 国道118号（小沼崎BP） 令和6年3月 開通

○基幹的な道路を補完し、**地域間の連携・交流を支え、地域力を高める幹線道路網を整備しています。【交付金事業】**

- 国道118号（鳳坂工区） 令和4年11月27日 開通
- 国道294号（白河バイパス） 令和5年 2月 4日 開通
- 国道401号（博士峠工区） 令和5年 9月10日 開通

(3) 地域産業の復興に向けた港湾の整備

○地域産業の復興を支えるため、**港湾施設（国際物流ターミナル）を整備しています。**

- 小名浜港国際バルクターミナルは令和4年6月に全面供用開始しました。
- 相馬港3号ふ頭地区は平成27年5月に供用開始しました。

課 題

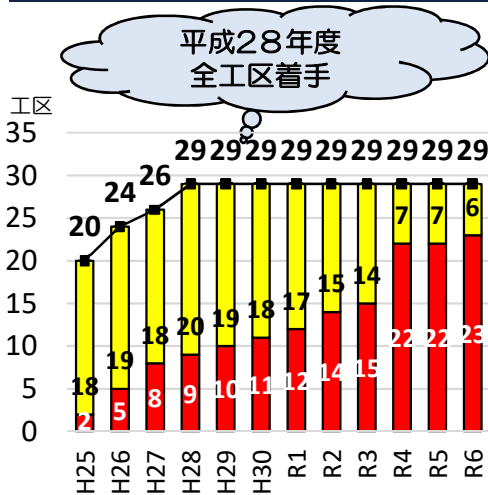
- 本県の復興を支えるため、社会資本の整備を確実に進めていくことが必要。
- 整備に必要な財源を長期的、かつ安定的に確保していくことが必要。

これから取り組んでいくこと

- ふくしま復興再生道路の整備の早期完了を目指します。
- 常磐自動車道の全線4車線化や会津縦貫道の整備を推進するなど、県土の骨格をなす基幹的な道路の整備を進めます。
- 国道349号五十沢工区や国道294号福良バイパスなど、県内の生活圈や隣県とを結ぶ地域連携道路などの幹線道路網の整備を進めます。
- 相馬港と小名浜港の利用促進を図り、県内の産業振興に寄与するため、積極的なポートセールスに取り組みます。

【2 県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備】

ふくしま復興再生道路の整備状況



復興を支える交通基盤の整備

- ふくしま復興再生道路 (8路線)
- 基幹的な道路 (19路線)
- 地域連携道路 (26路線)

ふくしま復興再生道路

- 1 小名浜道路
- 2 国道114号
- 3 国道288号
- 4 国道349号
- 5 国道399号
- 6 県道 原町川俣線
- 7 県道 小野富岡線
- 8 県道 吉間田滝根線



相馬福島道路

(令和3年4月24日 相馬～福島全線開通)

東北中央自動車道「相馬福島道路」の霊山IC～伊達桑折IC間(L=10.2km)の供用で相馬福島道路の全線(L=約45km)が開通となりました。

相馬福島道路は、常磐自動車道と東北縦貫自動車道を結ぶ約45kmの高規格幹線道路(自動車専用道路)で、東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして位置付け、整備が進められました。

これまでに 23工区供用済

吉間田滝根線 広瀬工区 (令和6年4月13日供用)



小名浜港の整備状況

小名浜港の現状



東港地区での石炭の荷役状況



大剣ふ頭コンテナターミナルの状況



目標 (指標名)	目標 (指標) の説明	策定時 (R2)	R5年度実績	R6年度末見込み
七つの地域の主要都市間平均所要時間	隣接する地域の主要都市間(市役所・町役場)を高速道路、国道、県道などの幹線道路を利用して移動する際の平均所要時間	86分 (R2年度)	85分 (R5年度)	85分 (R6年度)
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	高速道路のインターチェンジから市役所・町村役場までの所要時間が30分以内の市町村数	51市町村 (R2年度)	51市町村 (R5年度)	51市町村 (R6年度)
広域道路において、国際海上コンテナ車(40ft背高)が許可なく通行できる延長の割合	広域道路における、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可が不要な区間の延長(km)の割合	70% (R2年度)	72% (R5年度)	72% (R6年度)
小名浜港・相馬港の貨物取扱量	小名浜港・相馬港における、工業製品や原材料などの貨物取扱量	23,335kt (R2年度)	21,781kt (R5年度)	22,185kt (R6年 速報値)
小名浜港・相馬港のコンテナ貨物取扱量	小名浜港・相馬港における、外国貿易コンテナ貨物取扱量	18,466TEU (R2年度)	15,858TEU (R5年度)	16,592TEU (R6年 速報値)

3 避難者の居住の安定確保／震災の記憶と教訓の伝承

これまでに取り組んできたこと

(1) 応急仮設住宅等による住まいの確保と適切な管理

○避難所等で生活を行っていた被災者等の住まいを確保するため、応急仮設住宅や借上げ住宅の供与を行っています。

■借上げ住宅入居戸数 318戸_{R7年1月末現在} (25,554戸_{H24年4月ピーク})

■応急仮設住宅入居戸数 3戸_{R7年1月末現在} (14,590戸_{H25年4月ピーク})

(2) 原子力災害からの避難者等へ住まいの提供

○原子力災害により長期避難を余儀なくされている方々の居住の安定を確保するため、復興公営住宅を管理しています。

■整備計画戸数 4,890戸 ■完成戸数 4,767戸_(※123戸は整備とりやめ)

○町の要請に応じて、町営の帰還者向け災害公営住宅等を県が代行整備しています。

【帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業】

■要請戸数 268戸 ■完成戸数 268戸_{R7年3月末現在}

(3) 住宅の再建と居住の安定確保

○被災した住宅のローンがあり、新たに住宅資金を借り入れた被災者に対し、利子相当額を補助しました。 【住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業】

これまでの支援件数 220件_{R3年3月末現在}

(4) 復興祈念公園

○国と県が連携し、施設配置計画を公表しました。（令和2年7月）

○東日本大震災・原子力災害伝承館及び双葉町産業交流センターに隣接する一部区域（約2ha）について、供用を開始しました。（令和2年9月）

課題

- 復興公営住宅の適正管理
- 避難指示解除区域の住環境整備

これから取り組んでいくこと

- 復興公営住宅を適正に管理します。
- 避難指示解除区域の住環境整備を支援し、ふるさとへの帰還や新規転入を促進します。
- 国と連携しながら、復興祈念公園の整備を着実に推進します。

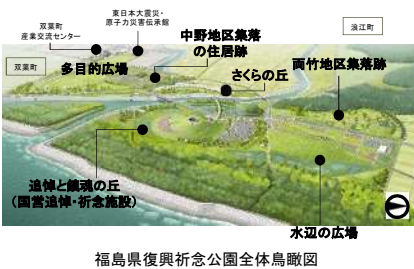
【3 避難者の居住の安定確保／震災の記憶と教訓の伝承】

R6完成の災害公営住宅等（県代行整備）



事業名	事業概要	要請戸数 (R6年度末)	整備戸数 (R6年度末)
帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業	双葉町及び大熊町からの要請に応じて、町営の帰還者向け災害公営住宅等を、県が代行整備しました。	268戸	268戸

福島県復興祈念公園



【福島県復興祈念公園の整備】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に復興祈念公園を整備します。

【整備の進捗状況】

令和元年度に基本設計、令和2年度に施設配置計画を公表しました。
 また、令和2年度に公園の一部（約2ha）を供用開始しました。

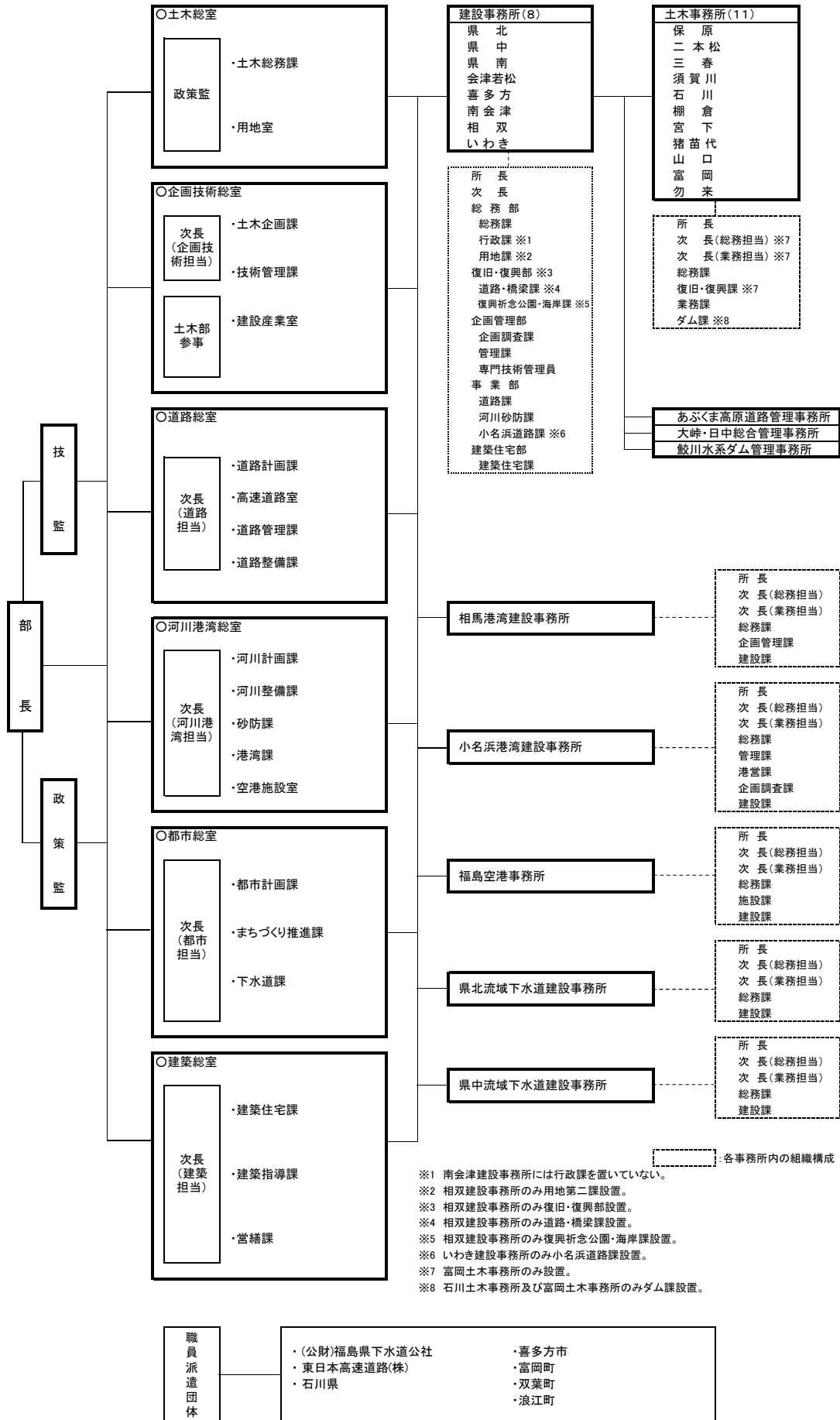
震災伝承活動推進事業

東日本大震災の記録や経験、教訓などを伝える震災伝承をより効果的・効率的に行うことで、風評払拭・風化防止、多発する激甚災害に対する防災力向上、被災地の活性化の強化、県民の防災意識の醸成を図ります。

- 震災伝承をより効果的・効率的に行うため、国と青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市で「震災伝承ネットワーク協議会」を組織しています。
- 協議会では、震災伝承施設の募集や登録、震災伝承ツアーの企画補助、各種会議の開催や支援を行っています。
- 震災伝承施設とは、被災地の震災遺構や伝承館、祈念碑や慰霊碑など、東日本大震災から得られた教訓と実情を伝承する施設であり、令和6年8月現在で被災4県全体で344施設、県内においては42施設が登録されています。
- 震災伝承施設を通して記憶や経験を後世に伝えることにより、伝承のネットワークを広げ、「3.11伝承ロード」の形成に取り組んでいます。



I-7 令和7年度 福島県土木部機構図

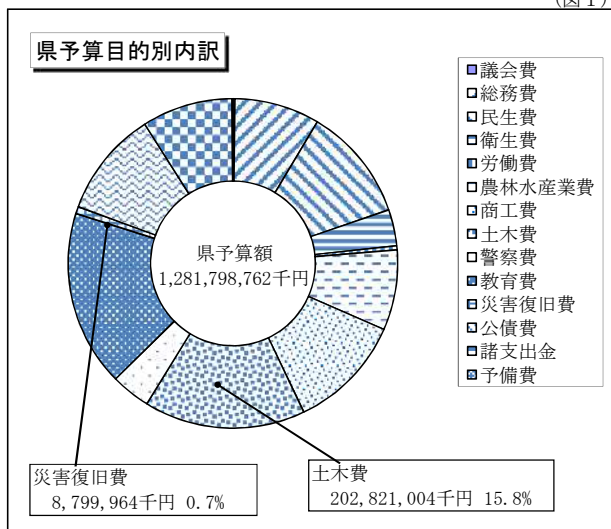


Ⅱ 予 算

Ⅱ-1 令和7年度当初予算(一般会計)の概要

(1) 予算 目的別内訳

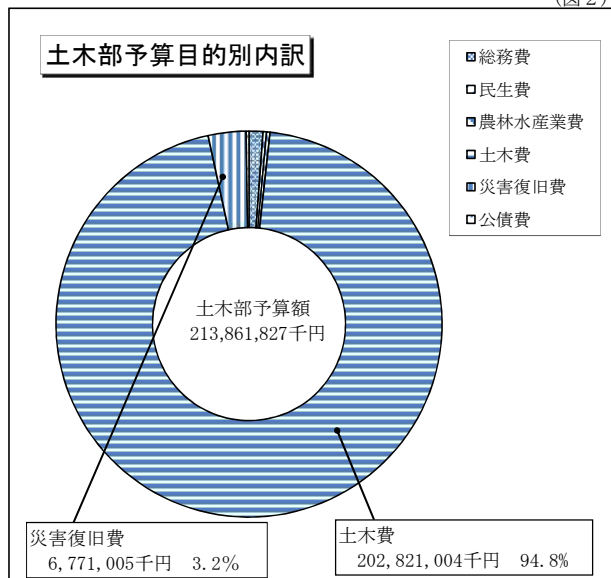
(図1)



(単位:千円、%)

款	予算額	構成比
議会費	2,319,521	0.2
総務費	107,272,462	8.4
民生費	143,398,026	11.2
衛生費	45,535,364	3.6
労働費	5,071,217	0.4
農林水産業費	101,089,100	7.9
商工費	145,560,156	11.4
土木費	202,821,004	15.8
警察費	49,640,688	3.9
教育費	221,402,852	17.3
災害復旧費	8,799,964	0.7
公債費	133,688,555	10.4
諸支出金	114,199,853	8.8
予備費	1,000,000	0.1
合計	1,281,798,762	100.0

(図2)



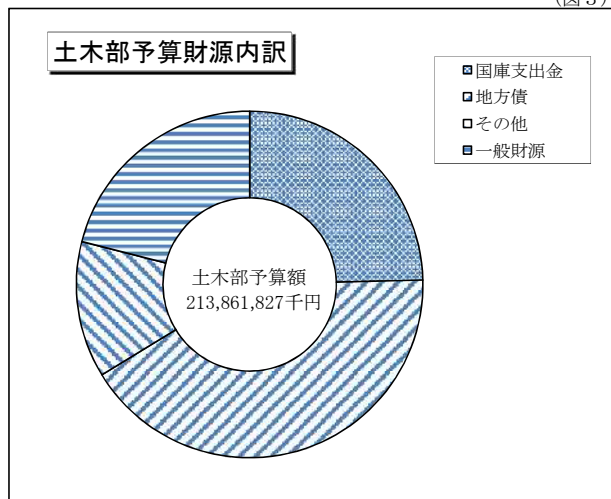
(単位:千円、%)

款	予算額	構成比
総務費	2,496,272	1.2
民生費	610,152	0.3
農林水産業費	639,160	0.3
土木費	202,821,004	94.8
災害復旧費	6,771,005	3.2
公債費	524,234	0.2
合計	213,861,827	100.0

※土木部予算 213,861,827千円は、
県予算 1,281,798,762千円の 16.7%を占める。

(2) 土木部予算 財源内訳

(図3)

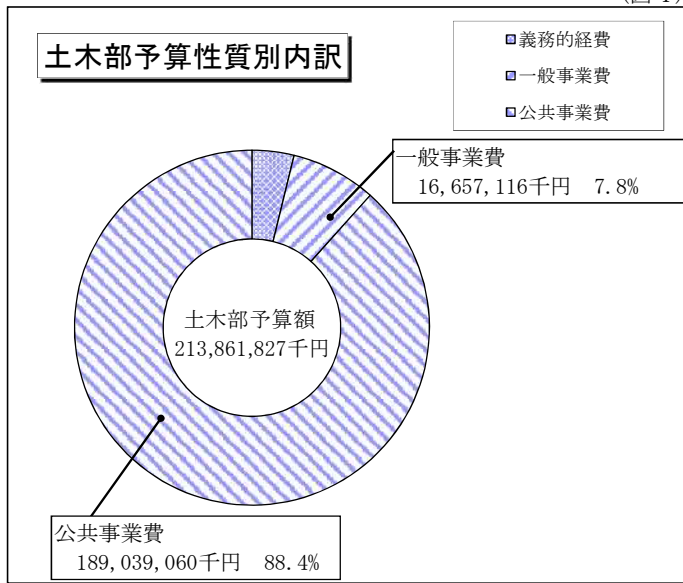


(単位:千円、%)

財源	予算額	構成比
国庫支出金	52,612,716	24.6
地方債	89,111,400	41.7
その他	27,186,955	12.7
一般財源	44,950,756	21.0
合計	213,861,827	100.0

(3) 土木部予算 性質別内訳

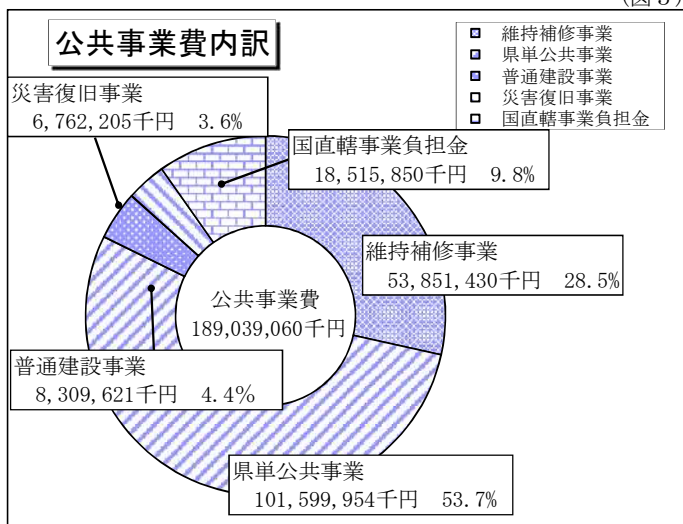
(図4)



(単位：千円、%)

性質	予算額	構成比
義務的経費	8,165,651	3.8
一般事業費	16,657,116	7.8
公共事業費	189,039,060	88.4
合計	213,861,827	100.0

(図5)

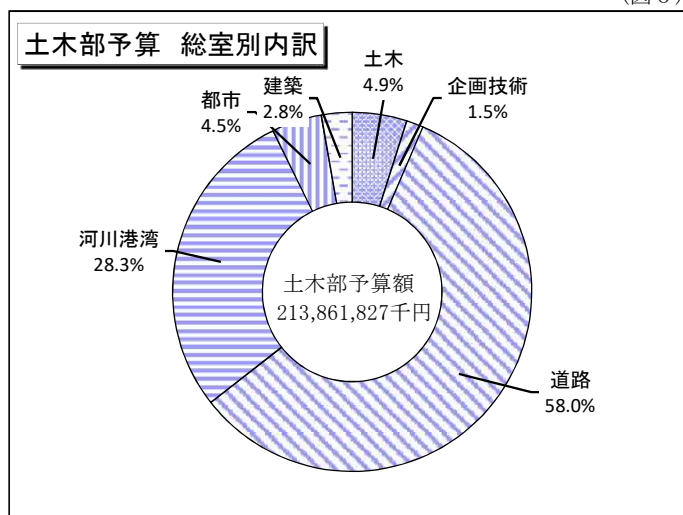


(単位：千円、%)

性質	予算額	構成比
公共事業費	189,039,060	100.0
維持補修事業	53,851,430	28.5
県単公共事業	101,599,954	53.7
普通建設事業	8,309,621	4.4
災害復旧事業	6,762,205	3.6
国直轄事業負担金	18,515,850	9.8

(4) 土木部予算 総室別内訳

(図6)



(単位：千円、%)

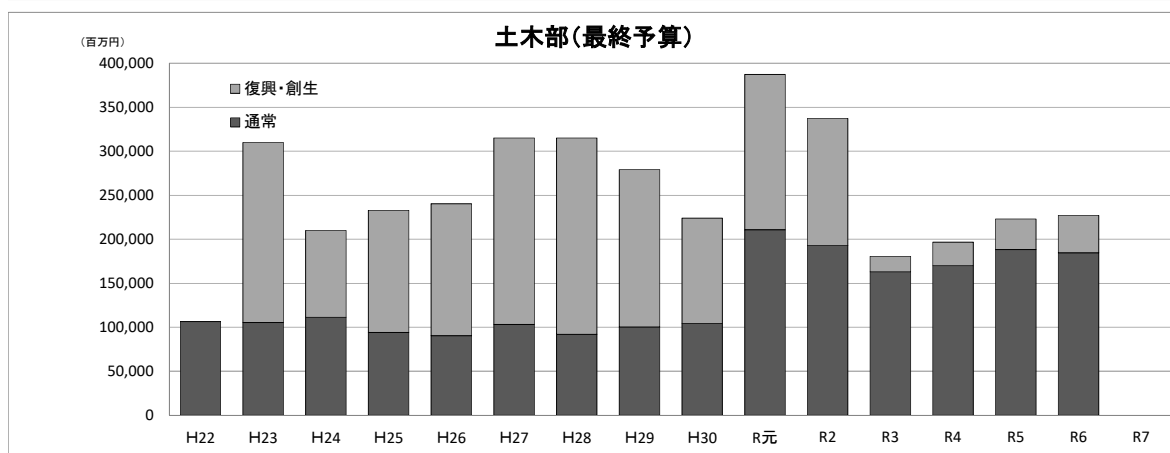
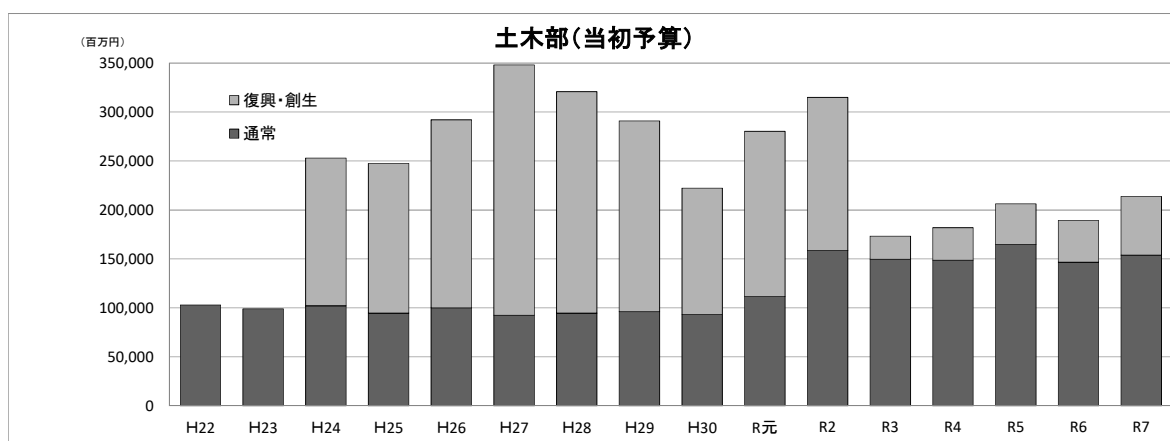
総室	予算額	構成比
土木	10,549,874	4.9
企画技術	3,249,910	1.5
道路	123,995,384	58.0
河川港湾	60,512,810	28.3
都市	9,657,972	4.5
建築	5,895,877	2.8
合計	213,861,827	100.0

(5) 予算額の推移

(単位:百万円,%)

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県予算	当初予算額(A)	902,220	900,034	1,576,352	1,731,970	1,714,513	1,899,421	1,881,925	1,718,373	1,447,212	1,460,328	1,441,836	1,258,514	1,267,677	1,338,249	1,238,108	1,281,799
	対前年比(%)	103.1	99.8	175.1	109.9	99.0	110.8	99.1	91.3	84.2	100.9	98.7	87.3	100.7	105.6	92.5	103.5
	最終予算額(B)	930,097	2,371,475	1,806,823	1,773,702	1,990,269	2,050,552	2,083,573	1,547,200	1,341,239	1,513,704	1,515,199	1,395,163	1,325,155	1,287,658	1,279,936	-
土木部 予算	対前年比(%)	97.0	255.0	76.2	98.2	112.2	103.0	101.6	74.3	86.7	112.9	100.1	92.1	95.0	97.2	99.4	-
	当初予算額(C)	102,993	99,050	252,945	247,487	292,054	348,043	320,767	290,967	222,300	280,205	314,974	173,316	181,941	206,260	189,400	213,862
	対前年比(%)	94.3	96.2	255.4	97.8	118.0	119.2	92.2	90.7	76.4	126.0	112.4	55.0	105.0	113.4	91.8	112.9
	Cのうち復興・創生	0	0	150,812	152,819	191,966	255,502	226,042	194,744	129,037	168,746	156,465	23,533	33,217	41,439	42,686	59,988
	対前年比(%)	-	-	皆増	101.3	125.6	133.1	88.5	86.2	66.3	130.8	92.7	15.0	141.2	124.8	103.0	140.5
	最終予算額(D)	106,398	309,851	209,984	232,871	240,385	315,146	314,904	279,085	223,902	387,240	337,196	180,464	196,694	222,856	226,942	-
土木部 構成比	対前年比(%)	82.6	291.2	67.8	110.9	103.2	131.1	99.9	88.6	80.2	173.0	87.1	53.5	109.0	113.3	101.8	-
	Dのうち復興・創生	0	204,581	98,708	138,840	149,968	212,012	223,109	178,942	119,400	176,343	144,442	17,645	26,721	34,598	42,361	-
	対前年比(%)	-	皆増	48.2	140.7	108.0	141.4	105.2	80.2	66.7	147.7	81.9	12.2	151.4	129.5	122.4	-
構成比	当初予算額(C)/(A)	11.4	11.0	16.0	14.3	17.0	18.3	17.0	16.9	15.4	19.2	21.8	13.8	14.4	15.4	15.3	16.7
	最終予算額(D)/(B)	11.4	13.1	11.6	13.1	12.1	15.4	15.1	18.0	16.7	25.6	22.3	12.9	14.8	17.3	17.7	-

※「最終予算額」は、R5までは最終専決後、R6は2月補正後の額であること。



II-2 令和7年度県当初予算(一般会計)

(単位：千円、%)

区分	県(A)	構成比(%)	土木部(B)	構成比(%)	(B)/(A)
議会費	2,319,521	0.18%			
総務費	107,272,462	8.37%	2,496,272	1.17%	2.3%
民生費	143,398,026	11.19%	610,152	0.29%	0.4%
衛生費	45,535,364	3.55%			
労働費	5,071,217	0.40%			
農林水産業費	101,089,100	7.89%	639,160	0.30%	0.6%
商工費	145,560,156	11.36%			
土木費	202,821,004	15.82%	202,821,004	94.84%	100.0%
警察費	49,640,688	3.87%			
教育費	221,402,852	17.28%			
災害復旧費	8,799,964	0.70%	6,771,005	3.18%	76.9%
公債費	133,688,555	10.43%	524,234	0.25%	0.4%
諸支出金	114,199,853	8.91%			
予備費	1,000,000	0.08%			
合計	1,281,798,762	100.00%	213,861,827	100.00%	16.7%

II-3 令和7年度土木部当初予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
総務費	2,496,272	896,608	1,086,000	401,215	112,449
総務管理費	361,701			281,215	80,486
財産管理費	361,701			281,215	80,486
企画費	285,610	165,610		120,000	
地域振興費	285,610	165,610		120,000	
自治振興費	1,847,200	729,237	1,086,000		31,963
市町村振興費	1,847,200	729,237	1,086,000		31,963
統計調査費	1,761	1,761			
建設統計調査費	1,761	1,761			
民生費	610,152	253,394	90,900	2,363	263,495
社会福祉費	101,000		90,900		10,100
社会福祉総務費	101,000		90,900		10,100
災害救助費	509,152	253,394		2,363	253,395
災害救助費	509,152	253,394		2,363	253,395
農林水産業費	639,160	214,200	267,400	16,286	141,274
水産業費	639,160	214,200	267,400	16,286	141,274
漁港管理費	296,660	90,200	97,900	16,286	92,274
漁港改良費	46,400		15,100		31,300
漁港建設費	296,100	124,000	154,400		17,700
土木費	202,821,004	43,068,273	85,384,000	22,117,155	52,251,576
土木管理費	12,527,089	64,299	1,185,600	346,603	10,930,587
土木総務費	10,479,455	57,549	120,100	223,940	10,077,866
建設業指導監督費	130,688			122,663	8,025
生活基盤緊急改善費	1,916,946	6,750	1,065,500		844,696
道路橋りょう費	121,629,624	36,833,868	40,897,000	12,615,224	31,283,532
道路橋りょう総務費	1,230,315			15,915	1,214,400
道路橋りょう維持費	39,532,901	6,787,965	19,901,500	7,728,390	5,115,046
道路橋りょう改良費	7,902,815		7,204,600	152,056	546,159
道路橋りょう整備費	63,140,482	30,045,903	4,001,100	4,718,863	24,374,616
国直轄道路事業費負担金	9,822,000		9,789,800		32,200
高速道路整備費	1,111				1,111
河川海岸費	46,992,902	3,723,663	37,857,200	2,397,831	3,014,208
河川海岸総務費	13,707,824	108,575	11,383,800	1,312,799	902,650
河川海岸改良費	15,208,338		14,415,500	36,856	755,982
河川事業費	3,288,980	1,372,650	1,090,900	409,530	415,900
ダム事業費	856,842	267,293	427,900	146,680	14,969
河川等災害関連費	1,594,915	875,183	564,500	92,095	63,137
砂防施設費	3,478,379	80,000	3,020,500	327,508	50,371
砂防事業費	2,347,000	1,019,850	885,100	63,300	378,750
水防費	70,174	112	59,900	9,063	1,099
国直轄河川事業費負担金	6,440,450		6,009,100		431,350

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
港湾費	6,142,594	276,099	3,302,200	1,129,760	1,434,535
港湾管理費	3,174,467		689,600	1,129,760	1,355,107
港湾改良費	218,127	55,099	126,700		36,328
港湾建設費	496,600	221,000	247,800		27,800
国直轄港湾事業費負担金	2,253,400		2,238,100		15,300
空港費	1,617,073	351,500	372,400	86,021	807,152
空港建設費	339,000	169,500	152,500		17,000
空港管理費	1,278,073	182,000	219,900	86,021	790,152
都市計画費	8,987,323	964,781	810,700	4,590,556	2,621,286
都市計画総務費	4,335,793			2,553,179	1,782,614
都市施設改良費	670,107	6,220	29,800	446,000	188,087
都市計画事業費	3,981,423	958,561	780,900	1,591,377	650,585
住宅費	4,924,399	854,063	958,900	951,160	2,160,276
住宅総務費	1,228,811	20,849		75,842	1,132,120
住宅管理費	1,839,608	7,520		869,421	962,667
住宅建設費	1,850,083	825,694	958,900		65,489
特定優良賃貸住宅費	5,897			5,897	
災害復旧費	6,771,005	4,070,282	2,283,100		417,623
農林水産施設災害復旧費	343,000	220,981	121,700		319
漁港災害復旧費	343,000	220,981	121,700		319
土木施設災害復旧費	6,428,005	3,849,301	2,161,400		417,304
土木災害復旧費	5,593,049	3,644,427	1,531,900		416,722
港湾災害復旧費	834,956	204,874	629,500		582
公債費	524,234				524,234
公債費	524,234				524,234
元金	524,234				524,234
合計	213,861,827	48,502,757	89,111,400	22,537,019	53,710,651
(一般財源使用可能額)	0	4,109,959		4,649,936	-8,759,895
再計	213,861,827	52,612,716	89,111,400	27,186,955	44,950,756

(2) 特別会計

①福島県土地取得事業特別会計

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
土地取得事業費	1,650,000			1,650,000	
公共用地取得事業費	1,650,000			1,650,000	
道路事業費	1,050,000			1,050,000	
用地取得円滑化対策事業費	100,000			100,000	
公共用地取得費	500,000			500,000	
繰出金	1,650,000			1,650,000	
基金繰出金	1,650,000			1,650,000	
土地取得基金繰出金	1,650,000			1,650,000	
合計	3,300,000			3,300,000	

②福島県港湾整備事業特別会計

(単位：千円)

科目 (款項目)	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
小名浜港港湾整備事業費	2,845,629		377,800	2,467,829	
ふ頭埋立造成費	1,720,228		314,900	1,405,328	
ふ頭埋立造成費	315,000		314,900	100	
公債費	1,090,328			1,090,328	
一般会計繰出金	314,900			314,900	
荷役機械整備費	1,033,848		62,900	970,948	
荷役機械建造費	63,000		62,900	100	
荷役機械管理運営費	200,165			200,165	
公債費	707,783			707,783	
一般会計繰出金	62,900			62,900	
上屋管理運営費	37,811			37,811	
上屋管理運営費	9,799			9,799	
公債費	28,012			28,012	
港湾施設管理運営費	53,742			53,742	
船舶給水管理運営費	24,568			24,568	
港湾施設管理運営費	26,449			26,449	
公債費	2,725			2,725	
相馬港港湾整備事業費	877,789		209,900	667,889	
ふ頭埋立造成費	841,901		209,900	632,001	
公債費	422,001			422,001	
一般会計繰出金	209,900			209,900	
災害復旧費	210,000		209,900	100	
上屋管理運営費	16,950			16,950	
上屋管理運営費	16,018			16,018	
公債費	932			932	
港湾施設管理運営費	5,312			5,312	
港湾施設管理運営費	1,112			1,112	
船舶給水管理運営費	4,073			4,073	
公債費	127			127	
荷役機械整備費	13,626			13,626	
荷役機械管理運営費	10,802			10,802	
公債費	2,824			2,824	
中之作港港湾整備事業費	1,570			1,570	
ふ頭埋立造成費	1,570			1,570	
一般会計繰出金	1,570			1,570	
翁島港港湾整備事業費	30,000			30,000	
港湾施設管理運営費	30,000			30,000	
港湾施設管理運営費	30,000			30,000	
合計	3,754,988		587,700	3,167,288	

(3) 地方公営企業法に基づく会計

① 福島県流域下水道事業会計

収益の収入 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
流域下水道事業収益	9,084,353
営業収益	4,619,733
営業外収益	4,144,709
特別利益	319,911

収益の支出 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
流域下水道事業費用	9,104,616
営業費用	8,591,548
営業外費用	193,157
特別損失	319,911

資本的収入 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
資本的収入	2,837,216
企業債	460,800
補助金	764,600
繰入金	904,562
負担金等	707,254

資本的支出 (単位：千円)

科目 (款項)	予算額
資本的支出	2,838,099
建設改良費	1,626,260
固定資産購入費	2,200
企業債償還金	1,209,637
国庫補助金返還金	1
還付金及び返納金	1

Ⅱ－４ 令和７年度 土木部予算(一般会計) 前年度比較

(単位:千円)

性 質	R7		R6				増減		伸び率	
	当初(A)	構成比	当初(B)	構成比	2月補正後(C)	構成比	(A)－(B)	(A)－(C)	(A)/(B)	(A)/(C)
【義務の経費】	8,165,651	3.8	8,206,859	4.3	7,283,090	3.2	-41,208	882,561	99.5	112.1
【一般事業費】	16,657,116	7.8	15,625,810	8.3	22,568,791	9.9	1,031,306	-5,911,675	106.6	73.8
【公共事業費】	189,039,060	88.4	165,567,290	87.4	197,090,391	86.8	23,471,770	-8,051,331	114.2	95.9
1. 維持補修事業	53,851,430	25.2	49,312,286	26.0	64,070,152	28.2	4,539,144	-10,218,722	109.2	84.1
道 路	37,896,835	17.7	34,080,864	18.0	48,906,498	21.6	3,815,971	-11,009,663	111.2	77.5
河川・ダム・海岸	12,665,263	5.9	12,596,390	6.7	12,533,639	5.5	68,873	131,624	100.5	101.1
砂 防	1,018,179	0.5	877,435	0.5	877,435	0.4	140,744	140,744	116.0	116.0
漁港・港湾	1,204,217	0.6	738,350	0.4	738,350	0.3	465,867	465,867	163.1	163.1
空 港	495,917	0.2	480,862	0.3	475,845	0.2	15,055	20,072	103.1	104.2
都市計画	571,019	0.3	538,385	0.3	538,385	0.2	32,634	32,634	106.1	106.1
2. 県単公共事業	101,599,954	47.5	79,194,651	41.8	93,840,027	41.3	22,405,303	7,759,927	128.3	108.3
道 路	72,301,264	33.8	51,091,120	27.0	56,275,431	24.8	21,210,144	16,025,833	141.5	128.5
河川・ダム・海岸	17,113,692	8.0	16,216,157	8.6	23,345,799	10.3	897,535	-6,232,107	105.5	73.3
砂 防	4,050,400	1.9	3,189,800	1.7	5,874,535	2.6	860,600	-1,824,135	127.0	68.9
漁港・港湾	824,227	0.4	566,091	0.3	565,982	0.2	258,136	258,245	145.6	145.6
都市計画	3,679,542	1.7	3,880,394	2.0	3,978,396	1.8	-200,852	-298,854	94.8	92.5
住 宅	1,705,083	0.8	2,085,973	1.1	1,645,198	0.7	-380,890	59,885	81.7	103.6
そ の 他	1,925,746	0.9	2,165,116	1.1	2,154,686	0.9	-239,370	-228,940	88.9	89.4
3. 一般公共事業	33,587,676	15.7	37,060,353	19.6	39,180,212	17.3	-3,472,677	-5,592,536	90.6	85.7
(1) 普通建設事業	8,309,621	3.9	9,567,832	5.1	21,287,808	9.4	-1,258,211	-12,978,187	86.8	39.0
道 路	2,326,299	1.1	2,903,482	1.5	4,496,238	2.0	-577,183	-2,169,939	80.1	51.7
河川・ダム・海岸	3,835,383	1.8	3,926,606	2.1	11,624,019	5.1	-91,223	-7,788,636	97.7	33.0
砂 防	756,800	0.4	773,600	0.4	1,746,300	0.8	-16,800	-989,500	97.8	43.3
漁港・港湾	233,000	0.1	442,000	0.2	1,956,100	0.9	-209,000	-1,723,100	52.7	11.9
空 港	339,000	0.2	350,000	0.2	350,000	0.2	-11,000	-11,000	96.9	96.9
都市計画	674,139	0.3	912,962	0.5	1,057,974	0.5	-238,823	-383,835	73.8	63.7
住 宅	145,000	0.1	259,182	0.1	57,177	0.0	-114,182	87,823	55.9	253.6
(2) 災害復旧事業	6,762,205	3.2	9,071,724	4.8	5,552,082	2.4	-2,309,519	1,210,123	74.5	121.8
(3) 国直轄事業負担金	18,515,850	8.7	18,420,797	9.7	12,340,322	5.4	95,053	6,175,528	100.5	150.0
道 路	9,822,000	4.6	9,993,000	5.3	7,777,772	3.4	-171,000	2,044,228	98.3	126.3
河 川	6,440,450	3.0	6,147,397	3.2	3,492,014	1.5	293,053	2,948,436	104.8	184.4
港 湾	2,253,400	1.1	2,280,400	1.2	1,070,536	0.5	-27,000	1,182,864	98.8	210.5
合 計 (ア)	213,861,827	100.0	189,399,959	100.0	226,942,272	100.0	24,461,868	-13,080,445	112.9	94.2
※ 県 予 算 額 (イ)	1,281,798,762		1,238,107,758		1,279,935,639		43,691,004	1,863,123	103.5	100.1
(ア) / (イ)	16.7		15.3		17.7					

Ⅱ-5 令和7年度 土木部一般会計予算事業別内訳
(1)通常枠

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
義務的経費	8,165,651	1,575	0	208,864	7,955,212
土木総室	7,419,777	1,074	0	184,028	7,234,675
ルール分人件費+職員手当等【土木総務費】	6,822,659	0	0	127,308	6,695,351
ルール分人件費+職員手当等【道路橋りょう総務費】	150,729	0	0	0	150,729
ルール分人件費+職員手当等【河川海岸総務費】	216,733	1,074	0	55,395	160,264
一般管理事務経費（総務予算）	87,526	0	0	455	87,071
土地収用法施行事業	3,624	0	0	144	3,480
一般管理事務経費（用地）	138,506	0	0	726	137,780
企画技術総室	3,131	0	0	3,131	0
建設業法施行管理事業	368	0	0	368	0
建設業許可及び指導事業	2,763	0	0	2,763	0
建設工事施工統計調査事業	0	0	0	0	0
道路総室	519,061	0	0	10	519,051
道路管理事務（一般経費）	9,264	0	0	10	9,254
地方道路整備臨時貸付金償還金	509,797	0	0	0	509,797
河川港湾総室	176,741	501	0	16,596	159,644
東山ダム管理費	3,855	0	0	3,372	483
鮫川水系ダム管理費	11,682	0	0	4,240	7,442
真野ダム管理費	3,880	0	0	1,747	2,133
日中ダム管理費	7,666	501	0	969	6,196
小玉ダム管理費	3,845	0	0	323	3,522
千五沢ダム管理費	3,857	0	0	1,775	2,082
河川審議会費	119	0	0	0	119
田島ダム管理費	5	0	0	0	5
裏磐梯三湖管理費	3,835	0	0	20	3,815
堀川ダム管理費	3,862	0	0	1,033	2,829
港湾管理経費	182	0	0	182	0
空港事務所運営事業	7,317	0	0	21	7,296
猪苗代湖管理費	3,814	0	0	788	3,026
こまちダム管理費	3,827	0	0	65	3,762
木戸ダム管理費	3,885	0	0	395	3,490
河川砂防管理事務費	115,110	0	0	1,666	113,444
都市総室	41,629	0	0	3,003	38,626
都市計画総務事業（一般）	27,192	0	0	3,003	24,189
地方道路整備臨時貸付金償還金	14,437	0	0	0	14,437
建築総室	5,312	0	0	2,096	3,216
営繕事務経費（経常経費）	3,233	0	0	17	3,216
建築指導関連事務経費	2,079	0	0	2,079	0
一般事業費	14,700,904	44,491	193,500	4,518,864	9,944,049
土木総室	3,047,391	15,549	120,100	48,830	2,862,912
部局事業調整事業	25,000	0	0	0	25,000
一般管理事務経費（総務予算）	140,225	15,549	70,200	209	54,267
土地収用法施行事業	4,161	0	0	2,214	1,947
一般管理事務経費（用地）	15,291	0	0	9,011	6,280
災害事務管理システム運用事業	1,254	0	0	0	1,254
県有地管理事業	58,100	0	49,900	0	8,200
公共施設等維持補修基金（復興公営住宅）	2,803,360	0	0	37,396	2,765,964
企画技術総室	296,542	507	0	129,667	166,368
建設工事施工統計調査事業	507	507	0	0	0
土木部職員専門研修委託事業	25,200	0	0	0	25,200
建設業許可及び指導事業	10,664	0	0	10,664	0
建設業振興事業	100,000	0	0	100,000	0
建設業法施行管理事業	8,160	0	0	8,160	0
環境にやさしいモデル工事推進事業	9,000	0	0	9,000	0
土木部ICT推進事業	484	0	0	0	484
一般管理事務経費（企画技術）	2,296	0	0	0	2,296
ふくしまITメンテナンス技術者育成事業	1,853	0	0	0	1,853
土木部高度情報化事業	126,825	0	0	1,135	125,690
地域に生きる建設企業支援事業	126	0	0	0	126
地域に根ざした建設業新分野進出応援事業	193	0	0	0	193
流域治水推進事業	2,820	0	0	0	2,820
福島県建設業振興事業	8,414	0	0	708	7,706
道路総室	1,129,925	0	0	45,905	1,084,020
道路管理事務（一般経費）	589,735	0	0	13,480	576,255
車庫整備事業（県単）	88,168	0	0	0	88,168
高速道路関係行政推進にかかる運営経費等	1,111	0	0	0	1,111
福島県道路公社運転資金貸付事業	30,000	0	0	30,000	0
道路管理台帳システム運用事業	27,500	0	0	0	27,500
道路パトロール業務（アウトソーシング）	209,169	0	0	2,425	206,744
道路維持補修業務（アウトソーシング）	183,250	0	0	0	183,250
一般管理事務経費	992	0	0	0	992

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
河川港湾総室	3,745,868	741	73,400	1,294,194	2,377,533
港湾統計調査事業	629	629	0	0	0
漁港管理経費	3,961	0	0	3,818	143
東山ダム管理費	53,415	0	0	53,415	0
鮫川水系ダム管理費	96,694	0	0	38,741	57,953
真野ダム管理費	30,622	0	0	15,843	14,779
河川水門操作管理費	45,428	0	0	23,326	22,102
河川愛護関係経費	2,519	0	0	2,519	0
河川流域総合情報システム管理費	183,384	0	0	102,655	80,729
日中ダム管理費	19,091	0	0	1,405	17,686
小玉ダム管理費	28,134	0	0	2,466	25,668
千五沢ダム管理費	40,439	0	0	20,843	19,596
河川審議会費	125	0	0	0	125
田島ダム管理費	10,833	0	0	205	10,628
裏磐梯三湖管理費	32,688	0	0	30,115	2,573
堀川ダム管理費	20,934	0	0	6,228	14,706
猪苗代湖管理費	18,093	0	0	4,042	14,051
水防管理経費	8,506	112	0	8,048	346
港湾整備事業特別会計繰出金	1,723,306	0	0	587,700	1,135,606
港湾管理経費	110,546	0	0	80,676	29,870
ポートセールス事業	9,807	0	0	0	9,807
空港管理運営事業（経常経費）	245	0	0	0	245
空港管理運営事業（行政経費）	86,458	0	13,500	0	72,958
空港維持管理事業	417,225	0	0	0	417,225
水文観測費	8,000	0	0	8,000	0
港湾保安対策事業	398,040	0	0	293,077	104,963
こまちダム管理費	13,901	0	0	212	13,689
木戸ダム管理費	22,410	0	0	2,462	19,948
河川砂防管理事務費	17,454	0	0	6,948	10,506
水防訓練活動費	1,668	0	0	1,015	653
水防施設整備費	60,000	0	59,900	0	100
土砂災害情報システム管理費	9,167	0	0	0	9,167
空港事務所運営事業	270,911	0	0	0	270,911
港湾運営経費	800	0	0	0	800
不法占用対策費	435	0	0	435	0
都市総室	4,003,025	6,220	0	2,550,176	1,446,629
各種協議会等負担金事業	1,893	0	0	0	1,893
都市計画推進事業	25,618	0	0	8,809	16,809
盛土規制基礎調査事業	20,000	0	0	0	20,000
都市公園管理事業（一般）	206,655	0	0	19,401	187,254
都市公園管理事業（行政）	904,186	0	0	0	904,186
都市計画総務事業（一般）	17,966	0	0	17,966	0
（新）流域下水道事業会計繰出金	1,214,267	0	0	904,000	310,267
流域下水道事業会計貸付金	1,600,000	0	0	1,600,000	0
都道府県構想見直し策定業務	12,440	6,220	0	0	6,220
建築総室	2,478,153	21,474	0	450,092	2,006,587
営繕事務経費（経常経費）	7,256	0	0	71	7,185
建築動態統計調査事業	625	625	0	0	0
建築指導関連事務経費	5,722	0	0	5,722	0
建築基準法施行事業	9,353	1,138	0	8,215	0
宅地建物取引業法施行事業	2,596	0	0	2,596	0
県営住宅管理事務経費	1,121	0	0	0	1,121
県営住宅管理事業	918,920	0	0	5	918,915
共同施設事業	101,229	0	0	101,229	0
特別県営住宅管理事業	5,897	0	0	5,897	0
建築企画関連事務経費	1,665	0	0	0	1,665
地域住宅計画等推進事業	156	0	0	0	156
住宅セーフティネット促進補助事業	6,440	0	0	0	6,440
県有施設維持保全事業	350,467	0	0	280,382	70,085
ふくしま木造化・木質化推進事業	745	0	0	745	0
住宅安全ストック形成事業	32,373	0	0	30	32,343
ふくしまの低炭素社会づくり推進事業	92,091	19,711	0	45,200	27,180
建築物耐震化促進事業	39,200	0	0	0	39,200
福島県多世代同居・近居推進事業	78,896	0	0	0	78,896
福島県住宅確保要配慮者支援事業	5,910	0	0	0	5,910
市街地再開発事業費補助事業	734,564	0	0	0	734,564
来て ふくしま 住宅取得支援事業	80,500	0	0	0	80,500
ふくしま建築文化発信事業	2,427	0	0	0	2,427

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
公共事業費計	131,007,244	21,226,338	88,917,900	10,879,079	9,983,927
維持補修事業	53,851,430	7,247,165	31,336,200	9,558,542	5,709,523
企画技術総室	1,331,000	0	1,330,800	0	200
建設発生土適正処理推進事業	1,331,000	0	1,330,800	0	200
道路総室	37,896,835	6,787,965	18,266,300	7,728,390	5,114,180
道路維持補修事業	27,666,752	5,211,965	14,442,900	7,549,989	461,898
災害防除事業（県単）	3,439,200	0	3,328,800	0	110,400
除雪事業（県単）	2,781,825	0	494,600	7,701	2,279,524
除雪事業（交付金）	3,781,858	1,576,000	0	0	2,205,858
補修機械管理事業	56,500	0	0	0	56,500
道路占用復旧事業	170,700	0	0	170,700	0
河川港湾総室	14,052,576	459,200	11,739,100	1,384,152	470,124
漁港維持管理事業	91,099	0	0	12,468	78,631
漁港維持管理事業（長寿命化）	195,600	86,000	97,900	0	11,700
漁港維持管理事業（海岸漂着物）	6,000	4,200	0	0	1,800
砂防施設維持管理事業	1,018,179	80,000	692,200	196,408	49,571
港湾維持管理事業	211,518	0	0	168,125	43,393
港湾維持管理事業（長寿命化）	700,000	0	689,600	0	10,400
ダム維持管理事業	852,048	0	638,300	153,151	60,597
河川海岸維持管理事業	10,482,215	107,000	9,414,700	768,000	192,515
空港維持補修事業	495,917	182,000	206,400	86,000	21,517
都市総室	571,019	0	0	446,000	125,019
公園維持補修事業	557,361	0	0	446,000	111,361
公園維持補修事業（復興祈念公園）	13,658	0	0	0	13,658
県単公共事業	44,696,138	6,965,626	33,886,900	687,794	3,155,818
企画技術総室	1,548,237	0	755,000	0	793,237
生活基盤緊急改善事業（企画技術）	1,548,237	0	755,000	0	793,237
道路総室	17,467,950	3,603,193	12,976,200	157,056	731,501
やさしい道づくり推進事業	101,000	0	90,900	0	10,100
市町村合併支援道路整備事業	1,847,200	729,237	1,086,000	0	31,963
市町村等事業指導事務費（交付金）	5,254	5,254	0	0	0
道路橋りょう改良事業（県単）	7,653,331	0	7,204,600	152,056	296,675
道路調査事業（県単）	249,484	0	0	0	249,484
交付金事業（道路）	3,657,984	1,793,197	1,786,500	0	78,287
交付金事業（地域活性化・道路）	2,174,445	932,319	1,173,000	5,000	64,126
歩いて走って健康づくり支援事業	143,186	143,186	0	0	0
道路長寿命化対策事業（公共）	1,636,066	0	1,635,200	0	866
河川港湾総室	21,997,119	1,820,099	18,461,900	302,660	1,412,460
漁港改良事業	20,400	0	15,100	0	5,300
漁港調査事業	26,000	0	0	0	26,000
砂防施設整備事業	2,460,200	0	2,328,300	131,100	800
港湾改良事業	127,100	0	126,700	0	400
（新）港湾施設機能強化事業	33,099	33,099	0	0	0
港湾調査事業	13,928	0	0	0	13,928
県単災害復旧費	8,800	0	8,800	0	0
河川流域総合情報システム事業	613,400	0	608,600	0	4,800
市町村等事業指導事務費（交付金）	650	650	0	0	0
河川海岸改良事業	14,399,412	0	13,700,500	29,112	669,800
ふなっこふるさと川づくり事業	63,240	0	56,400	0	6,840
河川海岸調査事業	97,435	0	50,000	0	47,435
交付金事業（河川）	1,904,704	866,000	735,900	86,404	216,400
交付金事業（砂防）	1,590,200	665,350	518,300	48,300	358,250
交付金事業（漁港）	107,100	34,000	65,500	0	7,600
交付金事業（港湾）	496,600	221,000	247,800	0	27,800
ダム調査事業	34,851	0	0	7,744	27,107
都市総室	1,978,749	717,640	865,400	228,078	167,631
街路調査事業	10,000	0	0	0	10,000
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	353,009	0	302,500	0	50,509
市町村等事業指導事務費（交付金）（都市）	4,000	4,000	0	0	0
公園事業	39,755	0	29,800	0	9,955
市町村下水道事業等補助金	36,893	0	0	0	36,893
市町村等事業指導事務費（交付金）（下水道）	3,284	3,284	0	0	0
（新）市町村下水道整備受託事業	70,000	0	0	70,000	0
交付金事業（公園）	346,950	165,685	163,100	0	18,165
交付金事業（街路）	691,668	363,311	265,500	33,027	29,830
交付金事業（地域づくり）	15,700	6,750	8,000	0	950
街路事業	103,880	0	88,400	5,051	10,429
公共施設整備事業（公園）	248,575	128,575	0	120,000	0
（新）公共施設整備事業（復興祈念公園）	37,035	37,035	0	0	0
地域脱炭素移行・再エネ推進事業	18,000	9,000	8,100	0	900
建築総室	1,704,083	824,694	828,400	0	50,989
県営住宅改善事業	1,659,013	779,624	828,400	0	50,989
市町村等事業指導事務費（交付金）	45,070	45,070	0	0	0

通常枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
一般公共事業	32,459,676	7,013,547	23,694,800	632,743	1,118,586
普通建設事業	8,309,621	3,852,968	3,383,500	632,743	440,410
道路総室	2,326,299	1,212,947	1,041,600	22,000	49,752
補助事業（道路）	2,320,781	1,207,429	1,041,600	22,000	49,752
市町村等事業指導事務費（補助）	5,518	5,518	0	0	0
河川港湾総室	5,164,183	2,284,476	1,955,600	576,901	347,206
補助事業（河川）	1,383,626	506,000	355,000	323,126	199,500
河川災害復旧助成費	1,582,715	869,040	559,700	91,715	62,260
緊急砂防等災害関連費	12,200	6,143	4,800	380	877
補助事業（砂防）	756,800	354,500	366,800	15,000	20,500
ダムメンテナンス事業	856,842	267,293	427,900	146,680	14,969
港湾計画調査事業（補助）	44,000	22,000	0	0	22,000
補助事業（漁港）	189,000	90,000	88,900	0	10,100
空港整備事業（補助）	339,000	169,500	152,500	0	17,000
都市総室	674,139	355,545	255,800	33,842	28,952
補助事業（街路）	668,870	350,276	255,800	33,842	28,952
市町村等事業指導事務費（補助）（都市）	4,000	4,000	0	0	0
市町村等事業指導事務費（補助）（下水道）	1,269	1,269	0	0	0
建築総室	145,000	0	130,500	0	14,500
市街地再開発事業費補助事業	145,000	0	130,500	0	14,500
災害復旧事業	5,634,205	3,160,579	2,274,300	0	199,326
河川港湾総室	5,534,205	3,135,579	2,199,300	0	199,326
漁港公共災害復旧事業	343,000	220,981	121,700	0	319
公共災害復旧費	4,205,678	2,708,553	1,448,100	0	49,025
市町村等事業指導事務費	1,171	1,171	0	0	0
災害調査費	149,400	0	0	0	149,400
港湾公共災害復旧事業	834,956	204,874	629,500	0	582
建築総室	100,000	25,000	75,000	0	0
県営住宅災害復旧事業	100,000	25,000	75,000	0	0
国直轄事業負担金	18,515,850	0	18,037,000	0	478,850
道路総室	9,822,000	0	9,789,800	0	32,200
国直轄道路事業費負担金	9,822,000	0	9,789,800	0	32,200
河川港湾総室	8,693,850	0	8,247,200	0	446,650
国直轄河川事業費負担金	5,816,242	0	5,404,500	0	411,742
国直轄ダム事業費負担金	131,308	0	128,000	0	3,308
国直轄砂防事業費負担金	492,900	0	476,600	0	16,300
国直轄港湾事業費負担金	2,253,400	0	2,238,100	0	15,300
通常枠計	153,873,799	21,272,404	89,111,400	15,606,807	27,883,188

(2) 復興・創生枠

(単位:千円)

復興・創生枠	予算額	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
一般事業費	1,956,212	302,914	0	788,892	864,406
土木総室	82,706	0	0	4,342	78,364
災害派遣職員等受入経費	76,439	0	0	1,000	75,439
出先機関庁舎維持管理事業	2,925	0	0	0	2,925
一般管理事務経費（総務予算）	3,342	0	0	3,342	0
企画技術総室	71,000	42,000	0	2,000	27,000
震災伝承活動推進事業	2,000	0	0	2,000	0
建設DX推進事業	69,000	42,000	0	0	27,000
河川港湾総室	20,268	0	0	0	20,268
港湾整備事業特別会計繰出金（復興・一般）	20,268	0	0	0	20,268
都市総室	319,909	0	0	0	319,909
流域下水道事業会計繰出金（放射能対策事業）	319,909	0	0	0	319,909
建築総室	1,462,329	260,914	0	782,550	418,865
応急仮設住宅維持管理事業	2,003	0	0	2,003	0
空き家対策総合支援事業	115,000	0	0	12,000	103,000
災害救助法による救助	507,149	253,394	0	360	253,395
県営住宅管理事業（復興公営住宅）	719,166	0	0	692,166	27,000
復興公営住宅入居支援事業	40,551	0	0	32,440	8,111
共同施設事業（復興公営住宅）	43,581	0	0	43,581	0
ふくしまぐらし住宅提供事業	15,040	7,520	0	0	7,520
（新）家賃低廉化補助事業（新婚・子育て支援）	19,839	0	0	0	19,839
公共事業費計	58,031,816	26,927,439	0	6,141,320	24,963,057
県単公共事業	56,903,816	26,017,736	0	6,141,320	24,744,760
道路総室	54,833,314	25,959,000	0	4,691,863	24,182,451
交付金事業（道路）（再生・復興）	48,634,129	25,959,000	0	20,000	22,655,129
帰還環境整備交付金事業（道路）	6,199,185	0	0	4,671,863	1,527,322
都市総室	2,069,502	57,736	0	1,449,457	562,309
市町村等事業指導事務費（再生・復興）（都市）	3,336	3,336	0	0	0
復興祈念公園整備事業	2,066,166	54,400	0	1,449,457	562,309
建築総室	1,000	1,000	0	0	0
市町村等事業指導事務費（再生・復興）	1,000	1,000	0	0	0
一般公共事業	1,128,000	909,703	0	0	218,297
災害復旧事業	1,128,000	909,703	0	0	218,297
河川港湾総室	1,128,000	909,703	0	0	218,297
公共災害復旧費（再生・復興）	1,128,000	909,703	0	0	218,297
復興・創生枠計	59,988,028	27,230,353	0	6,930,212	25,827,463

(3) 一般会計計

合計	213,861,827	48,502,757	89,111,400	22,537,019	53,710,651
----	-------------	------------	------------	------------	------------

II - 6 事項別事業内容

財産管理費	144
営繕管理費、県有施設管理費	
地域振興費	144
地域振興費、電源立地促進費	
市町村振興費	144
市町村合併支援道路整備事業費	
社会福祉総務費	144
やさしい道づくり推進事業費	
災害救助費	144
救助費	
漁港管理費	144
漁港維持管理費、漁港管理費	
漁港改良費	144
漁港改良費、漁港調査費	
漁港建設費	145
漁港事業費	
生活基盤緊急改善費	145
生活基盤緊急改善費、地域づくり交流促進事業費	
道路橋りょう維持費	146
道路橋りょう維持費	
道路橋りょう改良費	147
道路橋りょう改良費	
道路橋りょう整備費	147
道路橋りょう整備費、道路橋りょう整備費（再生・復興）	
高速道路整備費	147
高速道路整備促進費	
河川海岸総務費	148
東山ダム管理費、鮫川水系ダム管理費、真野ダム管理費、河川水門操作管理費	
河川環境整備費、河川流域総合情報システム管理費、日中ダム管理費	
小玉ダム管理費、千五沢ダム管理費、田島ダム管理費、裏磐梯三湖管理費	
堀川ダム管理費、水文観測費、猪苗代湖管理費、ダム維持管理費、水防施設整備費	
河川砂防管理事務費、こまちダム管理費、木戸ダム管理費、河川海岸維持管理費	
土砂災害情報システム管理費	
河川海岸改良費	149
ダム調査費、河川流域総合情報システム事業費、河川海岸改良費、河川海岸調査費	
河川事業費	149
河川事業費、防災・減災対策等強化事業推進費	
海岸事業費	151
海岸事業費	

ダム事業費	151
ダム事業費	
河川等災害関連費	151
河川災害関連費、河川災害復旧助成費、緊急砂防等災害関連費	
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金	
砂防施設費	154
砂防施設維持管理費、砂防施設費、砂防調査費	
砂防事業費	155
砂防事業費	
港湾管理費	159
港湾維持管理費、港湾管理費港湾振興費、港湾保安対策費	
港湾改良費	160
港湾改良費、港湾調査費、港湾計画調査費	
港湾建設費	160
港湾事業費	
空港建設費	160
空港事業費、空港整備関連事業費	
空港管理費	160
空港管理運営費、空港維持管理費、空港維持補修費	
都市計画総務費	161
都市計画推進費、都市計画総務事業費	
都市施設改良費	161
街路調査費、公園事業費、下水道事業費、公園維持補修費	
都市計画事業費	161
市町村下水道整備代行事業費、街路事業費、都市公園事業費	
都市公園事業費（再生・復興）、市町村下水道整備受託事業費	
住宅総務費	162
住宅確保要配慮者支援費、民間住宅等対策費、空き家活用推進費（再生・復興）	
多世代同居・近居推進費、住宅取得支援事業費	
住宅管理費	163
県営住宅管理費、県営住宅管理費（再生・復興）、共同施設費	
共同施設費（再生・復興）	
住宅建設費	164
県営住宅改善費、市街地再開発事業費補助金	
特定優良賃貸住宅費	164
特別県営住宅管理費	
漁港災害復旧費	164
公共災害復旧費	
土木災害復旧費	164
公共災害復旧費、公共災害復旧費（再生・復興）、県単災害復旧費	
災害調査費、都市災害復旧費、県営住宅災害復旧費	

港湾災害復旧費	165
公共災害復旧費	
土地取得事業費	165
道路事業費、用地取得円滑化対策事業費、公園事業費、用地先行取得事業費	
流域下水道事業会計	165
流域下水道調査費、流域下水道事業（県単分）、流域下水道事業（交付金）	

V-6 事項別事業内容
II-6 事項別事業内容

款 項	予 算 科 目		財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
	目	事 項	国 庫	市町村負担		
2 総務費						
1 総務管理費	8 財産管理費	営繕管理費 固有施設管理費	—	—	営繕課 営繕課	受託営繕・土木事業の円滑な執行のために必要となる事務経費。 1 固有施設維持保全事業 合同庁舎、職員公舎、出先庁舎の維持保全を図るため、各建物、設備の小破損補修、法定検査及び保守点検、補修工事を実施する。 2 ふくしま木造化・木質化推進事業 県有建築物はもとより市町村や民間の中大規模建築物の木造化・木質化の促進に向けて、「ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン」の考え方や検討手法等を普及啓発する。
3 企画費	4 地域振興費	地域振興費 電源立地促進費	9/10 10/10 5/10	— — —	河川整備課 まちづくり推進課 まちづくり推進課	電源三法（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法）による電源立地地域対策交付金により、発電用施設周辺地域における公用施設の整備を行う。 ふくしまインフラツーリズム推進事業 インフラ施設を観光資源として活用し、地域観光と結びつけたインフラツーリズムを推進することにより、県内の観光交流人口の拡大及びインフラへの理解促進を図る。
5 自治振興費	2 市町村振興費	市町村合併支援道路整備 備事業費	1/2	—	道路整備課	合併市町の中心部と合併前市町村の中心部を連絡する道路において、幅員狭小によるすれ違い困難箇所や線形不良により円滑な交通が確保されないなど、合併市町の一体化の支障となる道路の整備を行う。
3 民生費						
1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	やさしい道づくり推進 事業費	—	—	道路整備課	高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用でききる歩行環境を確保するため、歩道の幅幅・段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、休憩所の設置、透水性舗装の舗装等を実施する。
4 災害救助費	1 災害救助費	救助費	5/10	—	建築住宅課 建築指導課	東日本大震災による被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の維持管理や借上げ住宅の家賃支払い等を行う。
6 農林水産業費						
5 水産業費	9 漁港管理費	漁港維持管理費 漁港管理費	— —	— —	港湾課 港湾課	1 漁港維持管理事業、漁港維持管理事業（海岸漂着物）、交付金事業（電源・漁港） 漁港の防波堤、物揚場、泊地、航路等（以下「漁港施設」という。）、漁港区域内海岸の堤防及び護岸等（以下「海岸保全施設」という。）の維持補修を実施する。 漁港管理経費 漁港管理者として、漁港施設の適正な維持管理を行う。
	10 漁港改良費	漁港改良費	—	—	港湾課	漁港改良事業 漁港区域内の漁港施設並びに海岸保全施設の新設又は改良に係る事業で、次の各項に該当するもの。 1 漁港施設 (1) 漁港施設用地のうち、公共施設用地造成に関連して必要となる用地で、漁港管理者が行う用地造成事業。 (2) 小規模な事業で原則として総事業費は3千万円未満とし、短年度に事業効果を発揮できるもの、安全性及び利用効率が著しく高まると認められるもの。 2 海岸保全施設 (1) 高潮、浸食による被害の恐れがある海岸で次の各項に該当するもの。 ① 防護面積1 km ² あたり2 ha以上のもの。 ② 防護人口20人以上のもの。 ③ 防護面積2 ha以内で公共施設を含むもの。

V-6 事項別事業内容

款	予 項	算 科 目	目		事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
			事 目	事 費		国 庫	市町村負担		
					漁港調査費	—	—	港湾課	港湾調査事業 漁港及び漁港海岸保全区域整備計画の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査（測量、地質調査、設計等）を実施する。
		11 漁港建設費			漁港事業費	1/2 1/2	— —	港湾課	補助事業（漁港） 【水産物供給基盤機能保全事業】 漁港施設の機能保全を行うため、機能保全計画の策定及び保全工事を実施する事業。 【漁港施設機能強化事業】 漁港における地震、津波や高潮・波浪対策として、既存施設の改良により機能強化を実施する事業。
						1/2 1/3 1/2	— — —		交付金事業（漁港） 【漁港海岸保全施設整備事業】 (1) 海岸堤防等の老朽化対策事業 対策計画の策定、対策工事を実施する事業。 (2) 漁港海岸環境整備事業 海岸利用が増進される機能を発揮するために行う施設の新設もしくは改良を実施する事業。 【漁村再生交付金事業】 漁村再生計画に基づき漁港施設の整備を実施する事業。
8	土木費								
1	土木管理費	生活基盤緊急改善費			生活基盤緊急改善費	—	—	土木企画課	土木部が所管する公共施設のうち、地域住民の生活に密着した身近な生活基盤を、地域住民からの要望に即応し、各種施策テーマを念頭に、迅速、柔軟かつ的確に整備・改善することにより、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上に寄与することを目的とする事業で、次のいずれかかの基準に該当するもの。ただし、国庫補助対象事業は除く。 住民の日常生活で支障となっている様々な問題・課題に対し、各種施策テーマを念頭に、迅速かつ柔軟な解決が図られる事業。 ①お年寄りや障がいのある人も安心して暮らせる環境の整備改善 ②通勤、通学が利用しやすい安全で快適な環境の整備改善 ③その他、地域住民からの要望が強い生活に密着した小規模な整備改善
					地域づくり交流促進事業費 (1) 元氣ふくしま地域づくり交流促進事業 (2) 交付金事業（地域づくり）	— 4.5/10	— —	まちづくり推進課	県民が主役となり地域の歴史や文化などの地域資源を活用し、持続的成長が可能な個性ある美しい地域づくりや、交流人口の拡大に結びつく施策を、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハードの両面から推進することにより、地域に愛着と誇りを持ち、未来に希望が持てる地域社会の実現を目指す。 ①文化や伝統、歴史的な街並み等の地域資源を活用して創る魅力ある地域づくり ②観光資源の活用や広域的連携によって交流人口拡大を図る地域づくり ③自然との共生や環境の保全、良好な景観の形成等をテーマに、美しいふくしまを後世に継承する地域づくり ④子どもたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくり ⑤健康で生き生きと暮らせる地域づくり ⑥浜通り沿岸部の復興支援 ⑦風評被害払拭に向けた観光振興支援

V-6 事項別事業内容

款	子 算 科 目	目	事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
				国	市町村負担		
2	道路橋りよう費	道路橋りよう維持費	道路橋りよう維持費	-	-	道路管理課	<p>1 道路維持補修事業 県管理の国道及び県道の維持補修を実施する。 (1) 一般補修費 道路の路面、路側の維持補修を常時行うものや道路の路肩部分に草花を植えるための経費。 (2) 交通安全施設補修費 防護柵や柵線誘導標、道路標識及び歩道等の交通安全施設を補修するための経費。 (3) 道路照明更新費 道路及びトンネルのLED化を推進し、照明の長寿命化とCO2を排出削減するための経費。 (4) 橋梁等補修費 橋梁等の修繕を図り、施設の長寿命化を図るとともに良好な道路環境を維持するための経費。 (5) 舗装補修費 舗装道路の維持補修のため、MCI3以下の箇所を重点的に舗装補修を実施する。 ※MCI(維持管理指数): わたち掘れ量、ひびわれ率から算出される指標</p> <p>2 道路長寿命化対策事業 将来にわたり道路を常時良好な状態に保つため、長寿命化を主眼に損傷施設の修繕や老朽施設の再生を行い、将来の維持管理費用を低減するとともに耐震補強対策を実施することで安全な道路交通を確保する。</p> <p>3 災害防除事業(県単) 道路防災点検及び日常の道路点検パトロール等の結果により、落石・崩落等の恐れがあり、対策の必要性が認められた危険箇所について、災害の発生を防止する対策を実施するもの。</p> <p>4 除雪事業(県単)、除雪事業(交付金) 積雪地域の冬期交通確保のため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(以下「雪寒法」という。))」に基づく道路の除雪事業で、次の各項に該当するもの。 (1) 春先除雪及び一般除雪(県単) 積雪地域道路以外の除雪及び春先における交通確保のため行う除雪並びに除雪用機械の購入・整備。 (2) 一般除雪(交付金) 雪寒法第3条の規定により指定された「指定路線」について行う除雪及び除雪用機械の整備。</p> <p>5 補修機械管理事業 補修機械、その他の道路管理用建設機械の購入経費。 補修機械、その他の道路管理用建設機械車両の整備経費。</p> <p>6 道路占用復旧事業 上・下水道、ガス、電気及び電話の占用工事のため損傷した道路について、道路法第38条の規定に基づき舗装等の復旧工事を実施する(その経費は同法第62条の規定に基づき原因者が負担する。)</p>

V-6 事項別事業内容

款	子	算		目	事	項	財		事業主務課・室	事業	業	概	要
		科	目				庫	分					
	5	道路橋りょう改良費		道路橋りょう改良費					高速道路室 道路管理課 道路整備課				<p>1 道路橋りょう改良事業（県単） 県土全体の養護を支える、効果的・効率的で代替性、早期回復性を併せ持つ緊急時の様々な状況にも対応できる安全で信頼性の高い道路ネットワーク構築と地域の振興を支える道路整備を行う。</p> <p>①道路改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に密着した道路で線形・勾配が不良な箇所や幅員狭小で交通傷害となっている箇所の局部的な改良を行う。 ・地域が緊急に対応しなければならない課題（大規模開発プロジェクトなど）に応じて、地方公共団体からの要望が強い道路を整備する。 <p>②交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故の多発している道路や渋滞箇所、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、歩道及び自転車歩行者道、交差点改良等を整備する。 <p>③舗装改良</p> <ul style="list-style-type: none"> 急激な交通量の増加等重要度が高まっている路線において、舗装改良を行う。 <p>④雪害</p> <ul style="list-style-type: none"> 雪害指定路線において、雪崩、吹雪、地吹雪、路面への積雪を各種の施設によって防ぐことにより、冬期交通を確保する。 <p>2 道路調査事業（県単） （1）道路の改良を図るため、基礎資料の作成や事業実施予定箇所の事前調査及び概略設計、予備設計等を実施する。</p> <p>① 道路事業調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業等の新規採択に向けた道路概略設計、道路・構造物予備設計等、これらに必要な交通解析、地盤調査、環境調査等の各種調査を行い、また、必要に応じて実施測量及び実施設計を行う。
	7	道路橋りょう整備費		道路橋りょう整備費				道路管理課 道路整備課					<p>1 交付金事業（道路） 政策目的である活力創出を実現するため、県が作成した社会資本総合整備計画に基づき基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業（一般国道、県道の新設、改築、修繕等に関する事業） <p>2 交付金事業（地域活性化・道路） 新潟・山形・福島三県及び茨城・栃木・福島三県の連携による広域観光の取り組み、観光業全体のポトムアップと広域観光の活性化を図るため、幹線道路や観光施設間を結ぶ道路整備を実施する。</p> <p>3 補助事業（道路） ・地域間の交流・連携を促進する地域高規格道路の整備を実施する。 ・安全で円滑な通行の確保や良好な景観の形成を図るため無電柱化整備を実施する。 ・関係機関（警察等）と連携し、地域の実情に応じた安全対策を実施する。</p>
		道路橋りょう整備費（再生・復興）		道路橋りょう整備費（再生・復興）				道路整備課 道路整備課					<p>1 交付金事業（道路）（再生・復興）</p> <p>2 帰還環境整備交付金事業（道路） 東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化のために、復興再生拠点市街地形成施設の整備等と一体的に、復興再生拠点へのアクセス道路等を整備する。</p>
	9	高速道路整備費		高速道路整備促進費				高速道路室					<p>高速道路の整備促進及び利活用促進を図るため、関係機関・団体との連絡調整を行い、高速道路網の整備を推進する。</p>

V-6 事項別事業内容

款	子	算		目	項	目		事業主務課・室	事業概要
		科	目			国	庫		
3	河川海岸費	1	河川海岸総務費	東山ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節及び合津若松市の上水道用水の確保を目的とした東山ダムの機能を維持する。
				鯉川水系ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節並びにいわき市の上水道用水及びいわき地方の工業用水の確保を目的とした高柴・四時河ダムの機能の維持並びに統合運用を実施する鯉川水系ダム管理事務所の運営を行う。
				真野ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節並びに相馬地方の上水道用水、工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした真野ダムの機能を維持する。
				河川水門操作管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	水門、樋門等の操作委託や点検を実施する。
				河川環境整備費	—	—	河川計画課	河川計画課	【河川愛護関係経費】 河川環境の美化を図るため、河川愛護運動及び河川愛護団体の育成、不法投棄物件の除却を実施する。 【猪苗代湖安全活用対策事業】 猪苗代湖の利用者が安全かつ快適に活用できるように必要な対策を実施する。
				河川流域総合情報システム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	河川流域総合情報システムとして整備された雨量計、水位計等のシステムの維持管理を実施する。
				日中ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節並びに喜多方市の上水道用水、かんがい用水及び発電のための流量の確保を目的とした日中ダムの機能を維持する。
				小玉ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節並びにいわき市の上水道用水、いわき地方の工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした小玉ダムの機能を維持する。
				千五沢ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節並びにかんがい用水のための流量の確保を目的とした千五沢ダムの機能を維持する。
				田島ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節及び南会津町の上水道用水の確保を目的とした田島ダムの機能を維持する。
				裏磐梯三湖管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	裏磐梯三湖（楡原湖、小野川湖、秋元湖）による洪水調節機能維持する。
				堀川ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節及び白河地方の上水道用水の確保を目的とした堀川ダムの機能を維持する。
				水文観測費	—	—	河川計画課	河川計画課	河川の水位流量等の把握のための観測を実施する。
				猪苗代湖管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	猪苗代湖による洪水調整機能を維持する。
				ダム維持管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	管理ダムの各施設において、ダムの維持管理上支障を来している事象について、必要最小限の改修、補修工事を行い、施設の長寿命化を図る。
				水防施設整備費	—	—	河川整備課	河川整備課	出水時に活用する水防資機材を配備するため、水防倉庫を整備する。
				河川砂防管理事務費	—	—	河川計画課	河川計画課	【河川砂防管理事務費】一級河川の指定区間、二級河川及び砂防関係法区域における管理の適正化を図るための経費。 (1) 河川台帳の整備及び河川区域内の土地の測量・調査・囃託登記 (2) 河川巡視員による河川巡視 (3) 各種負担金経費 (4) 砂防巡視員による砂防関係法区域の巡視 【流域治水推進事業】流域治水プロジェクトにおける治水対策の実効性を高める取組を推進する。
				こまちダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節及び小野町の上水道用水の確保を目的としたこまちダムの機能を維持する。
				水戸ダム管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	洪水調節並びに双葉地方の上水道用水及び工業用水の確保を目的とした水戸ダムの機能を維持する。

V-6 事項別事業内容

款 項	算 科 目		目		財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
	子 目	事 項	国 庫	市町村負担				
		河川海岸維持管理費	—	—	河川整備課	河川整備課	一級河川（国直轄管理区間を除く。以下同じ。）及び二級河川の堤防、護岸、床止め、水門その他の河川管理施設（以下「河川管理施設」という。）の維持補修を実施するもので、補助対象にならないもの。 河道内の堆砂除去や河川愛護団体等の協力のもと、雑草等の刈り払いを実施するなど、地域と連携した良好な河川環境の保全を図る。 海岸保全施設（漁港及び港湾の区域を除く。）の維持補修を実施する。	
		土砂災害情報システム管理費	—	—	砂防課	砂防課	土砂災害情報システムの維持管理を実施する。	
	2	河川海岸改良費	—	—	河川整備課	河川整備課	県管理ダム、貯水池及び河川放流の水質管理のため水質調査を実施する。	
		河川流域総合情報システム事業費	—	—	河川整備課	河川整備課	1 県内の雨量・水位局のデータ伝送方法を自営無線から携帯通信に変更し、観測データ収集の短縮化を図る。 2 県内全域に整備された河川流域総合情報システムにおいて、稼働開始後、長年が経過し機器の老朽化が進んでいるため、雨量・水位観測所の更新の機器の更新を図る。 3 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置を行い、河川監視の強化を図る。	
		河川海岸改良費	—	—	河川整備課	河川整備課	1 河川海岸改良事業 指定区間内の一級河川又は二級河川において施行する河川工事のうち、その総事業費が小規模で早急に実施する必要があるもので、次の各項に該当するもの。 (1)事業規模が局部的であり、改修効果が短期間に発揮できるもの。 (2)災害復旧事業にあわせて一連の改良計画により施工する必要があるもの。 (3)その他、他事業に関連して必要となる河川改良で緊急を要するもの。 2 ふなっさふなっさと川づくり事業 それぞれの河川が持つ、あるいは持っている特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮し河川整備を実施する。 （具体例）ワンドの保全・創出、一連区間の魚道工の設置	
		河川海岸調査費	—	—	河川計画課 河川整備課	河川計画課 河川整備課	県が管理する河川について、地域開発計画との整合性を図りながら、河川基本計画及び新規改修計画を早期に策定するとともに、河川の適正利用と流水の正常な機能維持を図るための調査を実施する。 また、海岸保全基本計画を策定するための調査、一般公共海岸区域台帳の整備及び海岸保全区域見直し調査を実施する。	
	3	河川事業費			河川整備課	河川整備課	補助事業（河川） 【大規模特定河川事業】 事前防災対策が十分に行えおらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とした事業であり、指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良に関する工事のうち、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上の事業であって、計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築や放水路の整備等の集中的な投資が必要なものについて、河川改修を実施する。 【事業間連携河川事業】 指定区間内の一級河川、二級河川、二級河川又は準用河川において施工される改良に関する工事であって整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる区間において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とした河川改修を実施する。 なお、浸水の恐れがある地域の設定については、治水計画上の外力規模を対象とする。	

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目		財務		事業主務課・室	事業概要
				事	項	国	庫		
項	目	目	目	目	目	目	目	目	目
								河川整備課	<p>交付金事業(河川)</p> <p>【浸水対策重点地域緊急事業】 中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、浸水対策重点地域緊急事業を推進し、もって再度災害の防止等を図ることを目的とした河川改修を実施する。</p> <p>【広域河川改修事業】 指定区間内の一級河川又は二級河川において、水系、大支川等の単位で一括採択し、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な河川整備を実施する。</p> <p>【都市基盤河川改修事業】 人口5万人以上の市に係る一級河川又は二級河川において、流域面積が概ね30km²以下の区間(市街地の整備等と関連して河川の改良工事を実施する場合にあっては、流域面積が30km²を超える区間を含む。)の改良工事を実施する。</p> <p>【総合流域防災事業】 次のいずれかに該当するもの。 1 河川事業 (1) 指定区間内の一級河川及び二級河川において、1事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域人口が1万人未満であり、一定の計画に基づき施行される河川事業。 (2) 下記の事業のうち総事業費が50億円未満のもの。 ① 統合河川環境整備事業費補助の採択基準に該当するもの。 ② 水量が豊富な河川から市街地に流れる中小河川等に消流雪用水を供給する専水路整備。 ③ 堤防強化対策。 ④ 既設の遊水池又は、調整池等の改良。 ⑤ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が5戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね5年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益が1以上で総事業費が1億円以上のもの。 (3) 1事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等。 2 情報基盤総合整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害を受けるおそれの高い地区に係る、雨量計、水位計、水質計、地震計、漏水量計、ワイヤレスセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設、観測されたデータを取り集・処理・伝達するシステム、水位や雨量等を予測・提供するシステム、並びに土石流、地すべり及びびびり崩れに関する予警報システムの整備。 3 浸水想定区域等調査 (1) 浸水想定区域図調査 指定区間内の一級河川及び二級河川において、水防法に基づく指定河川又は指定する河川について実施する浸水想定区域の指定に係る調査。 (2) ハザードマップ調査 水防法に基づく浸水想定区域の指定により、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項及び周知に係る調査。</p> <p>【効果促進事業】 県民の水災害に対する危機管理意識の向上を図るための事業や、水防資材の整備などを、河川改修事業と一体的に実施する。</p>
				1/2	1/2	1/2	1/2		
				1/2	1/2	1/2	1/2		
				1/2	1/2	1/2	1/2		
				1/2	1/2	1/2	1/2	河川整備課	
				1/2	1/2	1/2	1/2		
				1/2	1/2	1/2	1/2	河川整備課	<p>防災・減災対策等強化事業推進費</p>

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目	事	項	財務区分		事業主務課・室	事業概要
							国	庫		
項	目	事	項	目	項	目	市町村負担			
4	海岸事業費	海岸事業費		1/2	-	河川整備課		河川整備課	<p>海岸メンテナンス事業</p> <p>【高潮対策事業】</p> <p>高潮波浪その他地盤の変動等による被害から海岸を防護するため海岸保全施設を築造するもので、次の各項に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であるもの。 2 防護面積、防護人口が1 kmあたり5 ha以上又は50人以上を基準とする。 3 総事業費が都道府県が行うものにあつては1億円以上、市町村が行うものにあつては1億円以上であること。 <p>【海岸堤防老朽化対策事業】</p> <p>老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、次の各項に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること。 2 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの。 3 海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること。 4 総事業費が都道府県が行うものにあつては5千万円以上、市町村が行うものにあつては2千5百万円以上であること。 	
5	ダム事業費	ダム事業費		4/10	-	河川整備課		河川整備課	<p>ダムメンテナンス事業</p> <p>【堰堤改良事業】</p> <p>県管理ダムにおいて、効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流設備、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図る。</p>	
6	河川等災害関連費	河川災害関連費 河川・海岸 道路・橋りょう 砂防・地すべり・ 急傾斜地		1/2	-	河川整備課		河川整備課	<p>河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等の公共土木施設が広範囲にわたつて被災し、その被災程度が激甚であり、災害復旧工事のみでは、維持上又は公益上、充分な効果が期待できない場合において、一定計画のもとに改良工事を通常、災害復旧工事と合併して実施する。</p> <p>【災害関連事業（関連）】</p> <p>河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等に係るもので、次の各号に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総工事費のうち関連工事費の割合が原則として5割以下のものであつて、関連工事費が2千4百万円以上のもの（一定計画に基づく河川、海岸工事で関連工事費が6億円を超えるものを除く。）。 (2) 原則として他の改良計画がないもの。 (3) 災害関連事業費によつて得られる効果が大であること。 <p>【河川等災害特定関連事業（特関）】</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定により事業費の決定のあつた河川・道路及び砂防の災害復旧事業に関連して、常州、中州、狹窄部、屈曲部その他の障害物又は床固め、橋りょう、堰等の工作物によつて、堰上背水等流水の状況に変動を生じ、これらが当該災害の発生の原因となつた場合において、当該障害物を除却又は是正する事業。</p> <p>(採択基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 他の改良計画のないもので、かつ事業によつて得られる効果が大であるもの。 (2) 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであつて、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する会計年度において採択するものとし、当該災害復旧事業箇所との距離は概ね300 m以内（堰、橋等の工作物の改築等に係る事業にあつては概ね450 m以内）のもの。 (3) 工事費は、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、概ね9百万円以上4千5百万円未満（堰、橋等の工作物の改築等に係る事業について、一連の効果が発揮させるため必要がある場合にあっては7千万円未満。）のもの。 	

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目	事	項	国	庫	財務区分		事業主務課・室	事業概要
									市町村負担			
												<p>【特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）】 河川の災害復旧事業にあわせて、再度被害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所とこれに接する未被災箇所を含めて、緩勾配護岸等により復旧する事業。 （採択基準） (1) 市街地若しくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設若しくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。 (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。 (3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動物植物の種等の貴重な動物植物の生息・生育が確認される地域。</p>
					河川災害復旧助成費 (助成) (災特)		1/2 4/10			河川整備課	<p>【災害復旧助成事業（助成）】 河川、海岸の被害が激甚であって、一定区域内の被害が著しいため災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合に改良費を加えて一定計画のもとに施行する改良事業。 （採択基準） (1) 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの。 (2) 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって6億を超えるもの。 (3) 原則として他の改良計画のないもの。 (4) 助成事業費によって得られる効果が大きいもの。 (5) 上下流（前後）に悪影響を与えないもの。</p> <p>【河川等災害関連特別対策事業（災特）】 河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業に関し、改良復旧事業による再度災害防止効果を確保するため、腐害物等支障となる原因を除去する事業で次の各号に該当するもの。 (1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川又は砂防に係る工事であること。 (2) 直上下流において、災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。 (3) 災害復旧助成事業又は災害関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所、当該改良復旧事業箇所との距離は別に定める距離以内であること。 (4) 原則として他の改良計画のないものであって、かつ事業によって得られる効果が大きいものであるもの。 (5) 工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、別に定める金額の範囲内のものであること。 (6) 災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択されるものであること。</p>	
					緊急砂防等災害関連費 〔災害関連緊急砂防 関係事業〕 (砂防)		2/3			砂防課	<p>【災害関連緊急砂防事業】 当該年発生した風水害、震災等により、水源地域に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が浸流に堆積しているもの及び当該年発生した山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各号の一に該当し、1箇所以上の事業費が3,000万円以上のもの。 1 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの。 2 公共の利害に密接な関係を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので、次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの。 (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 (2) 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。 (3) 人家10戸以上。 (4) 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満で、当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</p>	

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目		財務		事業主務課・室	事業概要
				事	項	国	庫		
項	目	目	目	目	目	目	目	目	目
				(地すべり) 渓流 その他	2/3 1/2	— —			<p>【災害関連緊急地すべり対策事業】 当該年発生した風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はほぼ山崩壊の規模が大となり、危険度を増し経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項目に該当し、一箇所の事業費が3,000万円以上のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が渓流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼす認められるもの。 2 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。 4 人家10戸以上に直接被害を及ぼす認められるもの。 <p>【災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業】 当該年発生した風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項目に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m）以上であること。 2 移転適地がないこと。 3 人家の概ね5戸（公共的建築物を含む。）以上、又は公共的建築物のうち重要なものに倒壊等しい被害を及ぼすおそれがあるもの。 4 事業費が1,500万円以上であること。
				(急傾斜) (1) 公共施設関連等 大規模斜面 その他 (2) 一般 大規模斜面 その他	4.75/10 (4.875/10) 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10 (4.75/10) 4/10 (4.5/10) 0は家屋半 壊以上	0.5/10 (0.25/10) 1/10 (0.5/10) 1/10 (0.5/10) 1/10 (1/10)			<p>【災害関連緊急雪崩対策事業】 当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項目に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人家概ね5戸（公共的建築物を含む。）以上、又は公共的建築物のうち重要なものに倒壊等しい被害を及ぼすおそれがあるもの。 2 移転適地がないこと。 3 事業費が1,200万円以上であること。
				〔特定緊急砂防関係 事業〕 (砂防) 通常 火山	1/2 5.5/10	— —			<p>【特定緊急砂防事業】 風水害、震災等により、土砂流出による災害等が発生した渓流及び流域において、災害を防止するために必要な一定の計画に基づき、必要となる砂防えん堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 2 官公署、学校又は公共建築物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。 3 人家10戸以上。 4 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）。

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目		事業主務課・室	事業概要
				事	項		
		財務区分					
		国	庫	市町村負担			
			1/2	—	—		<p>【特定緊急地すべり対策事業】</p> <p>風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はばた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべりに隣接する上部斜面で、一定計画に基づき、必要となる集水井工、表面排水路工、谷止め工等の地すべり防止工事で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川又は二級河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。
			1/2	1/10	砂防課		<p>【災害関連地域防災がけ崩れ対策事業】</p> <p>激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の各号に該当するもの。「激甚災害」とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、かつ、かつ、同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることが確実である災害をいう。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であることが確認できるがけ地であること。 2 がけ地の高さが5m以上であること。 3 人家2戸以上又は公共の建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。 4 1箇所の事業費が600万円以上であること。
	7	砂防施設費	—	—	砂防課		<p>砂防施設維持管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 砂防施設第5条の規定に基づき、砂防指定地の監視、砂防設備の維持管理等を行う。 2 地すべり施設維持管理 3 地すべり等防止法第7条及び第8条の規定に基づき、地すべり防止区域の管理、標識の設置を行う。 <p>急傾斜地維持管理</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき指定された区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）及び同法第2条に規定された急傾斜地崩壊防止施設の維持管理、並びに急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置等を実施する。</p>
		砂防施設費	—	—	砂防課		<p>砂防施設整備</p> <p>流域の荒廃が著しい溪流や流出土砂量が甚だしい箇所等において、人家や公共施設（官公庁、学校、病院、鉄道、道路等）の保全のため、砂防設備の整備を図る必要のあるものうち、補助事業の採択に満たない（全体事業費1億円未満）もので、次の各項の一に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 治水上砂防において、緊急性や事業効果が高く、特に優先的に砂防施設を整備する必要があるもの。 (2) 治水上砂防において、緊急性は高くないが整備の必要な箇所、道路事業やほ場整備事業等の他事業と関連しており、事業調整をして実施することが経済的に有効なもの。 <p>地すべり施設整備</p> <p>地すべり防止区域のうち、地すべり活動は認められるが補助採択に満たない比較的小規模な箇所、地すべり防止工事を行い災害の未然防止を図る。</p> <p>急傾斜地施設整備</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域に指定され、又は指定を予定される区域で、補助採択に満たない（全体事業費7千万円未満）ものうち、次の各項に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 急傾斜地の高さが5m以上のもの。 (2) 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校病院、旅館等に危険が生ずるおそれのあるもの。 (3) 移動適地がなく、かつ工事費が至大であるもの。

V-6 事項別事業内容

款 項	子 算 科 目	目 目	事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
				国 庫	市町村負担		
			砂防調査費	—	—	砂防課	<p>1 砂防調査 砂防整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p> <p>2 地すべり調査 地すべり整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p> <p>3 急傾斜地 急傾斜地整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。</p>
	8 砂防事業費		<p>砂防事業費 (砂防) 通常 火山 (地すべり) (急傾斜) (1) 公共施設関連等 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロ一 〃 ○その他 (2) 一般 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロ一 〃 ○その他</p>	<p>1/2 5.5/10 1/2</p> <p>4.75/10 4.75/10 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10</p> <p>4.5/10 4.5/10 4/10 (4.5/10) 4/10</p> <p>〇は家屋半 壊以上</p>		砂防課	<p>補助事業 (砂防)</p> <p>【事業間連携砂防等事業】 防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(3)までのいずれか1つに該当するもの。</p> <p>(1) 土砂・洪水氾濫対策 河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策</p> <p>(2) 道路保全対策 道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性が高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策</p> <p>(3) 河道閉塞対策 河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内（ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内）で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策</p> <p>【大規模特定砂防等事業】 防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の帰還事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の各々の採択基準に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の事業で、次の(1)及び(2)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1) 土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設に係る砂防事業 (2) 土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること</p> <p>【砂防メンテナンス事業】 ① 長寿命化計画の策定、変更 都道府県が管理する砂防関係施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更で、次の要件に該当するもの。 令和7年度までに策定、変更されるものであること。 ライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、点検、修繕、改築、更新に係る新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載された長寿命化計画であること。</p> <p>② 砂防関係施設の老朽化対策 長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策（修繕・改築・更新）であり、次のすべての要件に該当するものについて、次のロで規定する年次計画の総事業費から1億円を控除した額を交付対象とする（令和3年度までに採択された、社会資本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業及び急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、並びに特定土砂災害対策推進事業における大規模更新砂防等事業については、当該事業費の全額を交付対象とする）。</p> <p>イ 原則、砂防関係施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載されていること。（令和7年度までに記載する見込みにある場合を含む） ロ 長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。（令和7年度までに位置付けられる見込みの砂防関係施設を含む）</p>

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目		事業	項目	財務区分		事業主務課・室	事業概要
				目	事			国	庫		
								1/2	-		<p>交付金事業(砂防)</p> <p>【通常砂防事業】</p> <p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業に保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>なお、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>(1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。</p> <p>(2) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。</p> <p>(3) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。</p> <p>2 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの。</p> <p>(1) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等)のうち相当規模以上のもの及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護。</p> <p>(2) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護。</p> <p>(3) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護。</p> <p>(4) 港湾又は河口の埋没(年間埋没1万m³以上)の防止。</p> <p>【火山砂防事業】</p> <p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事(上流部の土石流の発生源に対して、通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業に保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <p>1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>(1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。</p> <p>(2) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。</p> <p>(3) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。</p> <p>2 前記の水系以外の水系に係るもので、1の(1)から(3)までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかに該当する効果のあるもの。</p> <p>(1) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等)のうち相当規模以上のもの又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護。</p> <p>(2) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護。</p> <p>(3) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護。</p> <p>(4) 港湾又は河口の埋没(年間埋没1万m³以上)の防止。</p>
								5.5/10	-		

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目		事業	項目	財務区分		事業主務課・室	事業概要
				目	科目			国庫	市町村負担		
								1/2	—		<p>【地すべり対策事業】</p> <p>(地すべり)</p> <p>地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事等で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10戸(市街化区域に存するもの)のうち指定市に係る地すべり防止工事によっては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) <p>(ぼた山)</p> <p>地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目	事	項	財		事業主務課・室	事業	概	要	
							国	庫					
							市町村負担						
					(1) 公共施設関連等 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロ一 〃 ○その他 (2) 一般 ○大規模斜面 ○緊急改築 ○災関フロロ一 〃 ○その他		4.75/10 4.75/10 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10 4.5/10 4.5/10 4.5/10 (4.5/10) 4/10 ○は家屋半 壊以上	0.5/10 0.5/10 1/10 (0.5/10) 1/10 1/10 1/10 (1/10) 1/10	事業主務課・室	【急傾斜地対策事業】 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条の規定に基づき都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改修工事を除く）で、次の全ての要件に該当し、事業費が7千万円以上のもの。 1 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第8条第1工第4号における要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。 2 移転適地がないこと。 3 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。 4 次のいずれかの要件に該当するもの。 (1) 人家が概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7千万円」を「8千万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生が著しい地域（「激甚災害」に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同法第11条における公共施設に開連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激甚災害」に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同法第3条の1）に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生から起算して概ね5年以上の地域に限る。）における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする。 (2) 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。			
							1/2	1/2		【総合流域防災事業】 1 砂防事業 通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に開連するもの（土石流対策以外の事業）。 (2) 水系砂防に開連するもの（土石流対策以外の事業）。 (3) 活断層の存在する地域で実施するもの。 2 地すべり対策事業 地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。）に被害を及ぼすおそれのない事業。 3 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業の要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に開連するもの。 (2) 斜面の高さが30m以上のもの。 4 雪崩対策事業 豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、1事業の総事業費が7千万円以上のもの。 (1) 移転適地がないこと。 (2) 人家が概ね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。			

V-6 事項別事業内容

款	子項	算科		目	事	項	財務		事業主務課・室	概要
		目	科				国庫	分		
				1/2	-					<p>5 土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの ・洪水氾濫時の計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和8年度までに実施されるものに限る (1) 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木を目的とした計画であること。 (2) 土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き(案)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること。 土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省防砂部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方(試行版)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること (3) 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること。 6 情報基盤総合整備事業 6-1 情報基盤整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去の土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ災害若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けおそれる高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。 (1) 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設 (2) 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム (3) 水位や流量等を予測・提供するシステム (4) 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム (5) 河川利用者向けの情報提供システム(二級河川においては平成23年度までに限る。) 6-2 土砂災害情報共有システム整備事業 土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの。 (1) 住民の警戒避難態勢の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に資するもの。 (2) 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備。 (3) 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載にあたって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」(平成17年8月1日付け国河砂第25号)に基づくものとする。 6-3 土砂災害リスク情報整備事業 住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの。 (1) 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業(土砂災害警戒区域等の位置情報を活用し、住民理解の促進に資する図面の作成等を含む)。 (2) 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」(令和3年4月1日付け国水砂第123号)に基づくものとする。 7 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査。</p>
4	港湾費	1	港湾管理費	-	-			港湾課	<p>1 港湾維持管理事業、港湾維持管理事業(長寿命化) 港湾の防波堤、岸壁、物揚場、航路、泊地及び臨港道路等(以下「港湾施設」という。)並びに港湾区域内の海岸保全施設の維持補修を実施する。</p>	
				-	-			港湾課	<p>港湾管理経費 港湾管理者として、港湾区域内及び港湾施設の適正な維持管理を行う。</p>	

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目		事	項	目	財務区分		事業主務課・室	事業概要																																																																																													
				国	庫				市町村負担	市町村負担																																																																																															
5	空港費	1	空港建設費	空港事業費	1/2	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>国際港湾施設における警備等保安対策に要する経費。</p> <p>港湾施設及び港湾海岸保全施設の施設又は改良に係る工事であり、次の各項に該当するもの。</p> <p>港湾施設</p> <p>1 補助事業に関連するもので、港湾施設の安全及び利用効果を高めるもの。</p> <p>港湾管理者以外の者が施行する他事業に関連して必要となる事業で、港湾施設の利用効果が著しく高まるもの。</p> <p>(2) その他改良効果のある施設で、概ね短年度で完成できるもの。</p> <p>2 海岸施設</p> <p>(1) 国土交通省港湾局所海岸保全全区域内の補助事業の対象外施設で、特に高潮、侵食による被害のおそれのある海岸における、次の各項の一に該当するもの。</p> <p>① 防護面積 1 km あたり 2 ha 以上のもの。</p> <p>② 防護人口 20 人以上のもの。</p> <p>③ 防護面積 2 ha 以内で公共施設を含むもの。</p> <p>(2) 港湾施設の維持に著しく影響を及ぼすもの。</p>																																																																																													
													2	空港管理費	-	-	-	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>港湾調査事業</p> <p>1 事業予定箇所の事前調査(測量、地質調査、設計等)を実施する。</p>																																																																																	
																									3	港湾建設費	1/3	1/2	1/2	-	-	港湾課	<p>交付金事業(港湾)</p> <p>【港湾整備統合補助金事業】</p> <p>港湾施設の利用転換による有効活用、使いやすしい港湾の形成、延命化を図るための既存施設の改良及び港湾空間の再開発・高度化を図るためのクリアランス事業等。</p> <p>【港湾改修事業】</p> <p>港湾施設の建設又は改良の港湾工事を行う。</p> <p>【効果促進事業】</p> <p>社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となつてその効果を一層高める事業等。</p>																																																																								
																																		1	空港建設費	1/2	-	-	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>港湾計画調査事業</p> <p>1 港湾計画の基礎資料調査等を実施する。</p>																																																												
																																														2	空港管理運営費	-	-	-	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>港湾調査事業(補助)</p> <p>【港湾脱炭素化推進計画策定費補助事業】</p> <p>カーボンニュートラルポート形成を推進するため、港湾脱炭素化推進計画や港湾計画の作成及び変更のための調査・検討を行う。</p>																																																
																																																										3	空港維持管理費	-	-	-	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>補助事業(クルーズ受入施設)</p> <p>【クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業】</p> <p>クルーズ旅客等の訪日外国人旅行者へ正確な情報発信を行うため、多言語案内標識等の受入施設整備を行う。</p>																																				
																																																																						1	空港建設費	1/2	-	-	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>滑走路端安全区域(RESA)整備事業を実施するための経費。</p>																								
																																																																																		2	空港管理費	-	-	-	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>保安検査業務補助金等、消防警備委託、空港ビル賃料、空港の管理・運営に要する経費。</p>												
																																																																																														3	空港維持管理費	-	-	-	-	-	空港施設室	-	-	港湾課	<p>空港の土木施設、航空灯火施設等の維持管理に要する経費。(土木施設、航空灯火・電気施設管理、空港除雪等)</p>

V-6 事項別事業内容

款	子	算		目	目	財		務	区	分	事業主務課・室	事業概要
		算	科			国	庫					
				空港維持補修費 (1) 空港土木維持補修 事業(県単) (2) 空港土木維持補修 事業(補助) (3) 航空灯火等電気 維持補修事業 (県単) (4) 航空灯火等電気 維持補修事業 (補助)							空港の土木施設の維持補修に要する経費。 空港滑走路の舗装等更新事業を実施するための経費。 航空灯火施設、電波障害対策施設等の維持補修に要する経費。 航空灯火 LED 化更新を実施するための経費。	
6	都市計画費	1	都市計画総務費	都市計画推進費	1/2				都市計画課	都市計画課	①市町村から1/2の負担金を受け、都市計画区の基となる1/2,500地形図の作成を行う。 ②都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、並びに区域区分の方針の策定を行う。	
				都市計画総務事業費 盛土緊急対策事業					都市計画課	都市計画課	客観的な根拠に基づき盛土規制法による行政処分(勧告、改善命令、監督処分)を行うためには、危険性の疑いがある盛土等の「危険性の判断」を行う必要があり、そのための調査(測量及び分析)を行う。	
				街路調査費					都市計画課	都市計画課	都市計画道路を見直し、今後のまちづくりと整合する計画を策定する。	
				公園事業費					まちづくり推進課	まちづくり推進課	県営都市公園において、都市公園事業(交付金)を補完しながら、交付金事業で対象とならない公園施設の整備を行う。	
				下水道事業費 (市町村下水道事業等補助金)					下水道課	下水道課	市町村が単独事業として実施する公共下水道未普及対策事業について、当該市町村に対し補助金を交付する。補助率は市町村の財政力指数に応じ、事業費の2~5%。	
				公園維持補修費					まちづくり推進課	まちづくり推進課	県営都市公園において、公園施設の計画的な修繕等を実施する。 福島県復興祈念公園の計画的な維持管理等を行う。	
				市町村下水道整備代行 事業費	1/2			27.5/100	下水道課	下水道課	過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づき、一定の要件を満たす過疎町村の下水道整備のうち、幹線管渠や終末処理場等の主要な施設について、当該町村に代わって県が整備を行う。	
				市町村下水道整備受託 事業費				100/100	下水道課	下水道課	流域関連公共下水道の整備を進めるため、下水道法第3条2項に基づき当該市町村から県が事業を受託して整備を行う。	

V-6 事項別事業内容

款	子	算	科	目	目	財務区分		事業主務課・室	事業概要
						国庫	市町村負担		
				街路事業費 (1) 補助事業(街路) (2) 交付金事業(街路) (3) 土地区画整理事業補助金		5.5/10 1/2,5.5/10 1/2,6/10	0.5/10 0.5/10 1/3	まちづくり推進課	<p>(1) 防災力が高く安全で快適な魅力あるまちづくりを進めるため、道路の整備と電線類の地中化等による無電柱化を補助事業により一体的に実施し、持続可能なまちづくりの実現に向けて、市街地の防災・減災、国土強靱化と良好な景観の形成に資する街なかの道路整備を推進する。</p> <p>(2) 地方公共団体が行う社会資本整備について、その地域の課題に対応し住みよいまちづくりのため基幹となる事業(基幹事業)の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に実施する。</p> <p>(3) 土地区画整理組合が都市計画事業として施行する土地区画整理事業で「土地区画整理事業採択基準(国土交通省都市局)(下記参照)」に該当するもの。補助限度額は、「組合等区画整理補助事業実施要領(国土交通省都市局)」に基づき算出した補助基本額から、国庫と市町村負担を除いた事業費とする。</p> <p>① 施行地区の面積が10ha以上のもの。 ② 都市計画として決定された幅員12m以上の道路の新設又は改築を含むものであって、当該事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の概ね25%以上となるもの。 ③ 20ha未満の地区にあっては、施行地区内の都市計画として決定された幅員12m以上の道路及び歩行者専用道路の整備に要する費用(用地費、補修費、築造費及び舗装費並びに事務費の合計額で「用地買収方式による事業費」という。)が、当該土地区画整理総事業費の1/3以上であるもの。</p> <p>(4) 地域が緊急に対応しなければならぬ課題に応え、快適な生活環境の創出と地域の振興発展に資するため、補助・交付金事業と単独事業を効果的に組み合わせることにより、早急に対応すべき道路の整備を推進する。</p>
				都市公園事業費 (1) 交付金事業(公園) (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業		1/3(用地) 1/2(施設) 1/2(施設)	— — —	まちづくり推進課	<p>(1) レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、都市防災機能の向上など、多様な機能を持つ県営都市公園の整備を実施するとともに、老朽化した施設の更新やユニバーサルデザイン化を推進する。</p> <p>(2) 都市公園においても省エネルギー対策や再生可能エネルギーの最大限の活用が必要であるため、都市公園への再生可能エネルギーの導入、整備を行う。</p>
				都市公園事業費 (再生・復興) 復興記念公園整備事業		2/3(用地) 3/4 (施設整備) 8/10 (効果促進)	— — —	まちづくり推進課	復興記念公園の整備を進めるため、測量設計及び工事等を行う。
7	住宅費	1	住宅確保配慮者支援費		1/2 1/2	1/4 1/8	建築住宅課 建築指導課	<p>1 住宅セーフティネット促進補助事業 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進し、居住の安定を図ることを目的に、住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>2 家賃低廉化補助事業(新婚・子育て支援) 住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化補助事業のうち、新婚・子育て世帯に対する市町村補助事業へ県補助を上乗せする。</p>	

V-6 事項別事業内容

款 項	子 算 科 目	事 項	財 務 区 分		事業主務課・室	事 業 概 要
			国 庫	市町村負担		
		民間住宅等対策費	1/2 2/5 1/3	1/4 1/5 1/6	建築指導課	<p>1 木造住宅等耐震化支援事業 東日本大震災の教訓を踏まえ、地震による住宅への被害を未然に防止し、災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修等及びブロック塀等の耐震改修等に補助する市町村を支援する。</p> <p>①木造住宅耐震診断 ②木造住宅耐震改修 ③ブロック塀等耐震改修</p> <p>2 建築物耐震化促進事業 不特定多数の県民が利用する民間の大規模建築物や、県が指定する防災拠点建築物、緊急輸送路沿道建築物の耐震化を進めるため、耐震診断・耐震改修に係る必要な経費の補助を行う。</p> <p>(1)大規模建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助 (2)防災拠点建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助 (3)緊急輸送路沿道建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助</p> <p>3 ふくしまの低炭素社会づくり推進事業 ①ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 県産木材と県内工務店を活用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付する。 ②ふくしまの木の家・担い手応援事業 ふくしまの木を生かした家づくりを促進するために必要となる団体の担い手対策等への取組を支援する。 ③福島県省エネルギー住宅改修補助事業 住宅の省エネルギー化と高齢者の健康増進等を推進するため、既存戸建住宅の断熱改修及び高効率住宅設備への改修工事等に対し補助金を交付する。</p>
		空き家活用推進費（再生・復興）	—	1/2 2/3	建築指導課	<p>1 空き家対策総合支援事業 空き家対策を効果的に推進するとともに、被災者等の住宅再建、移住定住・二地域居住の促進、新婚・子育て世帯の居住の安定を図るため、市町村が行う空き家対策事業に対し補助金を交付する。また、市町村が独自に取り組み空き家対策に対し補助金を交付する。</p>
		多世代同居・近居推進費	—	—	建築指導課	<p>1 福島県多世代同居・近居推進事業 親世帯と子ども世帯が同居・近居するための新築・中古住宅へのリフォーム工事費に対し補助金を交付する。</p>
		住宅取得支援事業費	—	1/2	建築指導課	<p>1 来てふくしま住宅取得支援事業 県外からの移住・定住を促進するため、良質な住宅取得を行う県外から県内への移住者を対象に、市町村が行う住宅取得支援事業に対し補助金を交付する。</p>
2	住宅管理費	県営住宅管理費	—	—	建築住宅課	<p>県営住宅及び県営住宅等条例に基づき、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する目的で建設した住宅（以下「県営住宅」という。）の管理に要する経費。</p> <p>1 ふくしまぐらし住宅提供事業 県内への移住・定住の促進や、若年単身者の自立を支援するため、県内への移住検討者及び就労サポート機関の支援を受けて就職した者に、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供する。</p>

V-6 事項別事業内容

款	子項	算科目		目		務区		事業主務課・室	事業概要
		目	科	事	項	国	庫		
				県営住宅管理費 (再生・復興)		—	—	建築住宅課	公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅（以下「復興公営住宅」という。）の管理に要する経費。
				共同施設費		—	—	建築住宅課	県営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。
				共同施設費 (再生・復興)		—	—	建築住宅課	復興公営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。
		3	住宅建設費	県営住宅改善費	4.5/10	—	—	建築住宅課	建設後、相当の期間が経過した県営住宅は、設備等の老朽化が進んでいることに加え、外壁の安全性や機能の低下が著しいことから、社会資本整備総合交付金等を活用し、内部改善事業や屋根、外壁等の改善事業を実施する。
				市街地再開発事業費補助金	1/3	1/6		建築指導課	都市再開発法に基づく個人施行、組合施行による市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度要綱に基づく民間事業者による再開発事業の実施に關し、必要となる次に掲げる費用の一部に対し補助金を交付する。 ○市街地整備 (1) 調査設計計画 (2) 土地整備 (3) 共同施設整備
		4	特定優良賃貸住宅費	特別県営住宅管理費	—	—		建築住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に關する法律に基づき、中堅所得者に供給する目的で建設した住宅(特別県営住宅)の管理に要する経費。
11	災害復旧費								
	1	農林水産施設災害復旧費		公共災害復旧費 (過年災害) (現年災害)	2/3 2/3	—	—	港湾課	漁港及び漁港海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適當な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災害」と称している。)
	2	土木施設災害復旧費		公共災害復旧費 (再生・復興) (過年災害) (現年災害)	2/3 2/3	—	—	河川整備課 道路管理課 下水道課 砂防課	公共土木施設(漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適當な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災害」と称している。)
				県単災害復旧費	—	—	—	河川整備課 道路管理課 まちづくり推進課 下水道課	国庫負担法第3条に該当する公共土木施設(漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。 ○ 1 箇所の工事費が26万円以上120万円未満のもので、原形復旧を原則とする。
				災害調査費	—	—	—	河川整備課 道路管理課 まちづくり推進課 下水道課 港湾課 砂防課 河川計画課	国庫負担法第3条に該当する公共土木施設の災害復旧事業を採択申請するための測量設計を実施する。
				都市災害復旧費 (公共土木災害復旧費) (都市施設災害復旧費)	2/3 1/2	—	—	まちづくり推進課	都市計画区域の街路等、公園等、都市排水路の各施設の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。 ○ 1 箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。
				県営住宅災害復旧費	—	—	—	建築住宅課	県営住宅の災害復旧に要する経費。

V-6 事項別事業内容

款項	予算科目		目		財務区分		事業主務課・室	事業概要
	項目	事	項目	事	国庫	市町村負担		
2	土地取得事業費							
1	公共用地取得事業費	1	道路事業費			-	道路整備課	道路事業の円滑な促進を図るため、道路事業用地の先行取得を実施する。
		2	用地取得円滑化対策事業費			-	用地室	円滑な公共用地取得のため、地権者の代替地要望に応じて、起業者が代替地を取得し、地権者に譲渡する。
		4	公園事業費			-	まちづくり推進課	都市公園整備事業の円滑な推進を図るため、都市公園事業用地の先行取得を実施する。
		8	用地先行取得事業費			-	用地室	円滑な公共用地取得のため、地権者からの早期の用地買取要望に対し、起業者が用地取得を行う。
1	流域下水道事業会計							
1	収益的支出	1	流域下水道調査費		1/2	1/2	下水道課	2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水を排除し処理する流域下水道を適切に管理するため、管渠点検や耐震診断などを実施する。
		2	流域下水道事業(果単分)		-	1/2	下水道課	国庫補助事業で実施する流域下水道事業に伴い、交付金事業対象外の事前調査や施設等の整備・改築更新を実施する。
2	資本的支出	2	流域下水道事業(交付金)		管渠等 1/2 処理場 [処理施設] 1/2,2/3 [用地等] 1/2	1/4 1/4,1/6 1/4	下水道課	2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水を排除し処理する流域下水道施設の改築更新などを実施する。

III 組織・機構

Ⅲ— 1 令和7年度土木部行政組織改編の概要

1 本庁機関における改編

(1) 河川整備課

水防業務、災害業務及び維持管理業務の体制を強化するため、主任主査（維持管理担当）を新たに配置する。

Ⅲ－２ 機関別現員数

(令和7年4月1日)

区分	事務	技術								技能 労務	合計		R6⇒R7 増減
		土木	建築	電気	機械	その他	小計						
土木総室	42 (2)	3							3		45 (2)	▲ 1	
企画技術総室	5	30	2				1		33		38	▲ 1	
道路総室	7 (1)	37							37		44 (1)		
河川港湾総室	10	50			1				51		61	1	
都市総室	10	26	1						27		37	▲ 1	
建築総室	10	1	40 (2)	5	5	1		52		62 (2)		(▲1)	
(小計)	84 (3)	147	43 (2)	6	6	1	203		287	(5)	▲ 2	(▲1)	
県北建設事務所	30 (2)	37 (4)	11 (2)	4 (1)	2		54	4	88	(9)	2	(4)	
保原土木事務所	3	7 (1)					7	2	12	(1)			
二本松土木事務所	3 (1)	7					7	1	11	(1)			
県中建設事務所	31 (3)	47 (3)	8 (1)	3	1		59	1	91	(7)	2	(2)	
三春土木事務所	3	9 (1)					9	2	14	(1)			
須賀川土木事務所	3	6					6	1	10				
石川土木事務所	3	8 (1)					8	1	12	(1)			
あぶくま高原道路管理事務所		3					3		3		▲ 1		
県南建設事務所	18 (3)	27 (2)	8 (1)	2			37	2	57	(6)		(1)	
棚倉土木事務所	4 (1)	7					7		11	(1)	▲ 1	(▲1)	
会津若松建設事務所	23 (3)	41 (3)	9 (2)	1		1	52	2	77	(8)	1	(1)	
宮下土木事務所	3	7					7		10			(▲1)	
喜多方建設事務所	18 (1)	27 (2)	4 (1)	1			32	1	51	(4)	▲ 2	(▲3)	
猪苗代土木事務所	3	8					8		11		▲ 1		
大峠・日中総合管理事務所		4				1	5		5				
南会津建設事務所	18 (1)	31	4 (1)	1			36	1	55	(2)		(▲1)	
山口土木事務所	3	9					9	2	14				
相双建設事務所	32	57 (12)	8 (1)		2		67		99	(13)	▲ 2	(2)	
富岡土木事務所	7	17 (2)					17	1	25	(2)	▲ 3	(▲1)	
いわき建設事務所	30 (4)	52 (5)	5	3			60	1	91	(9)	▲ 4	(2)	
勿来土木事務所	3	6					6	1	10				
鮫川水系ダム管理事務所		4		4		1	9		9			(▲2)	
(小計)	238 (19)	421 (36)	57 (9)	19 (1)	6	2	505	23	766	(65)	▲ 9	(3)	
相馬港湾建設事務所	9 (1)	14 (1)					14		23	(2)	▲ 2		
小名浜港湾建設事務所	14 (2)	17 (1)			1		18	1	33	(3)		(1)	
福島空港事務所	6	8		5 (1)			13		19	(1)		(▲1)	
県北流域下水道建設事務所	3	7 (1)		1	1		9	1	13	(1)		(1)	
県中流域下水道建設事務所	3	7 (2)		3			10		13	(2)	1	(1)	
(小計)	35 (3)	53 (5)		9 (1)	2		64	2	101	(9)	▲ 1	(2)	
合計	357 (25)	621 (41)	100 (11)	34 (2)	14	3	772	25	1,154	(79)	▲ 12	(4)	

再任用（フルタイム）を含む。

() 書きは、現員数のうち任期付職員数を表示。

Ⅲ－３ 担当事務

1 本庁機関

総室	課
土木総室	土木総務課
企画技術総室	土木企画課 技術管理課
道路総室	道路計画課 道路管理課 道路整備課
河川港湾総室	河川計画課 河川整備課 砂防課 港湾課
都市総室	都市計画課 まちづくり推進課 下水道課
建築総室	建築住宅課 建築指導課 営繕課

次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表右欄に掲げる室を附置する。

課	室
土木総務課	用地室
技術管理課	建設産業室
道路計画課	高速道路室
港湾課	空港施設室

2 土木部各課（室）の担当事務

《土木総室》

＜土木総務課＞

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関すること。
- 3 市町村に対する公共土木施設災害復旧国庫負担金の交付に関すること。
- 4 建設事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所及び流域下水道建設事務所に関すること。
- 5 福島県道路公社及び福島県下水道公社に関すること（管理運営の基本的事項に係るものに限る。）。
- 6 部内他総室の所掌に属しない事務に関すること。

（用地室）

- 1 土木事業に係る用地事務の企画及び調整に関すること。
- 2 土木事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。
- 3 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること。
- 4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること（同法第4章第2節に係るものを除く。）。
- 5 収用委員会に関すること。
- 6 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分に関すること。
- 7 国土交通省所管の国有財産に関すること。
- 8 公有水面の埋立てに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること。

《企画技術総室》

＜土木企画課＞

- 1 土木政策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における高度情報化の推進に関すること。
- 3 公共土木施設等における危機管理の総合調整に関すること。

＜技術管理課＞

- 1 部内における建設技術の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における工事の設計積算基準の管理及び調整に関すること。

- 3 部内における工事の執行管理及び品質管理に関すること。
- 4 部内における工事の適正執行及び技術指導に関すること。
- 5 部内における放射性物質による環境汚染対策に係る総合企画及び調整に関すること。
- 6 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の施行に関すること。

《建設産業室》

- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)及び建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)の施行に関すること。
- 2 砂利採取業者の登録に関すること。
- 3 測量法(昭和24年法律第188号)の施行に関すること。
- 4 浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に関すること(浄化槽工事業者の登録に係るものに限る。)
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の施行に関すること(解体工事業者の登録に係るものに限る。)
- 6 建設業の振興に関すること。

《道路総室》

<道路計画課>

- 1 道路の総合企画及び調整に関すること。
- 2 路線の認定に関すること。
- 3 道路の区域決定及び供用開始に関すること。
- 4 福島県道路公社に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

《高速道路室》

- 1 高速自動車国道等の建設に係る公共事業の総合調整に関すること。
- 2 高速自動車国道等の建設に係る国等からの受託業務に関すること。
- 3 地域高規格道路の総合調整に関すること。

<道路管理課>

- 1 道路の維持管理に関すること。
- 2 道路に係る災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。
- 3 部内の建設用機械の整備及び管理の統括に関すること。
- 4 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関すること。
- 5 市町村道事業に関すること。

<道路整備課>

- 1 道路、橋りょう及びトンネルの建設計画に関すること。
- 2 道路、橋りょう及びトンネルの新設及び改築に関すること。
- 3 道路の交通安全施設の整備に関すること。

《河川港湾総室》

<河川計画課>

- 1 河川、海岸、ダム及び砂防に係る施策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 河川及び海岸保全区域等(港湾区域及び漁港区域を除く。)の管理に関すること。
- 3 利水に関すること。
- 4 河川及び海岸保全区域等(港湾区域及び漁港区域を除く。)における公有水面の埋立てに関すること。
- 5 河川及び海岸保全区域等(港湾区域及び漁港区域を除く。)における砂利採取計画の認可に関すること。
- 6 砂防指定地、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の許可及び認可に関すること。

<河川整備課>

- 1 水防に関すること。
- 2 治水に関すること。
- 3 河川、海岸（港湾区域及び漁港区域を除く。）に係る災害復旧事業に関すること。
- 4 海岸保全事業に関すること（港湾区域及び漁港区域におけるものを除く。）。
- 5 河川及び海岸保全施設等（港湾区域及び漁港区域におけるものを除く。）の維持管理に関すること。
- 6 多目的ダムの建設に関すること。
- 7 多目的ダムの管理に関すること。
- 8 多目的ダムに係る水源地域対策に関すること。

<砂防課>

- 1 砂防事業に関すること。
- 2 地すべり等防止対策事業に関すること（農地及び林野に係るものを除く。）。
- 3 急傾斜地崩壊防止対策事業に関すること。
- 4 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に係る災害復旧事業に関すること。
- 5 砂防指定地、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定及び管理に関すること。
- 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持管理に関すること。

<港湾課>

- 1 港湾及び漁港の総合企画及び調整に関すること。
- 2 港湾の経営に関すること。
- 3 港湾及び漁港の整備計画に関すること。
- 4 港湾及び漁港の整備及び管理に関すること。
- 5 港湾及び漁港に係る災害復旧事業に関すること。
- 6 港湾区域及び漁港区域における海岸の保全に関すること。
- 7 港湾区域及び漁港区域における公有水面の埋立てに関すること。
- 8 港湾区域及び漁港区域に係る海岸保全区域における砂利採取計画の認可に関すること。

（空港施設室）

- 1 空港の管理に関すること。
- 2 空港の計画及び建設に関すること。

《都市総室》

<都市計画課>

- 1 都市に係る施策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関すること。
- 3 駐車場法（昭和32年法律第106号）の施行に関すること。
- 4 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関すること。
- 5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地造成の認定に関すること。
- 6 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。
- 7 都市公園に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

<まちづくり推進課>

- 1 まちづくりに係る調整及び支援に関すること。
- 2 土地区画整理事業に関すること。
- 3 地方公共団体施行に係る市街地再開発事業又は重要な公共施設の整備を伴う市街地再開発事業に関すること。
- 4 都市計画街路事業に関すること。

- 5 都市公園に関する事。
- 6 都市緑地法(昭和48年法律第72号)の施行に関する事。
- 7 生産緑地法(昭和49年法律第68号)の施行に関する事。
- 8 都市災害復旧事業に関する事。
- 9 まちづくりに係る復興交付金事業に関する事。
- 10 宅地造成及び特定盛土等規制法第4条から第8条まで及び第45条の施行に関する事

<下水道課>

- 1 流域別下水道整備総合計画に関する事。
- 2 公共下水道に関する事。
- 3 流域下水道に関する事。
- 4 都市下水路に関する事。
- 5 福島県下水道公社に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

《建築総室》

<建築住宅課>

- 1 建築住宅施策の企画及び調整に関する事。
- 2 県営住宅の管理に関する事。
- 3 公営住宅の整備の促進に関する事。
- 4 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)の施行に関する事。
- 5 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- 6 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)の施行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

<建築指導課>

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する事。
- 2 建築士法(昭和25年法律第202号)の施行に関する事。
- 3 浄化槽法の施行に関する事(構造基準に係るものに限る。)
- 4 民間建築の整備の促進に関する事。
- 5 住環境整備事業に関する事。
- 6 市街地再開発事業に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行に関する事。
- 8 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の施行に関する事。
- 9 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の施行に関する事。
- 10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- 11 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)の施行に関する事。
- 12 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事(サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事に限る。)
- 13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の施行に関する事。
- 14 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の施行に関する事(建築物に関する事に限る。)
- 15 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の施行に関する事。
- 16 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に関する事。
- 17 住宅復興資金利子補給事業に関する事。
- 18 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する事に限る。)

<営繕課>

- 1 県の施設に係る営繕工事に関する事。
- 2 県の施設に係る土木工事に関する事。
- 3 県の施設に係る保全指導に関する事。
- 4 建築物補助事業の技術上の審査及び調査に関する事。

3 出先機関の担当事務

名称		位置	所管区域	内部組織		担当事務
出先機関	出先機関の出張所等			部	課	
福島県 県北建設 事務所		福島市	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課	建設事務所 1 土木事業の調査、計画及び実施に関すること。 2 土木災害復旧事業の調査、計画及び実施に関すること。 3 土木施設の維持管理に関すること（福島空港公園に係るものを除く。）。 4 国県費補助に係る市町村土木事業の指導監督に関すること。 5 道路、河川、港湾、海岸及び砂防に係る占用等の許可に関すること。 6 土木事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。 7 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関すること（土地開発公社に係る部分を除く。）。 8 除雪事業の調査、計画及び実施に関すること。 9 都市計画に関すること。 10 水防に関すること。 11 建設業法の施行に関すること。 12 砂利採取業者の登録に関すること。 13 土木部の所掌に属する砂利採取計画の認可に関すること。 14 国土交通省所管の国有財産に関すること。 15 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分に関すること。 16 県営住宅の建設及び維持管理に関すること。 17 県の施設に係る営繕及び土木工事に 18 県の施設に係る保全指導に関すること。 19 独立行政法人住宅金融支援機構からの受託業務に関すること。 20 建築基準法の施行に関すること。 21 建設用機械の維持管理に関すること。 22 土木部の所掌に属する浄化槽法の施行に関すること。 23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること。 24 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。
	保原 土木事務所	伊達市	伊達市 伊達郡（桑折町及び国見町に限る。）		総務課 業務課	
	二本松 土木事務所	二本松市	二本松市 本宮市 安達郡		総務課 業務課	
福島県 県中建設 事務所		郡山市	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課	17 県の施設に係る営繕及び土木工事に 18 県の施設に係る保全指導に関すること。 19 独立行政法人住宅金融支援機構からの受託業務に関すること。 20 建築基準法の施行に関すること。 21 建設用機械の維持管理に関すること。 22 土木部の所掌に属する浄化槽法の施行に関すること。 23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること。 24 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。
	三春 土木事務所	田村郡 三春町	田村市 田村郡		総務課 業務課	
	須賀川 土木事務所	須賀川市	須賀川市 岩瀬郡		総務課 業務課	
	石川 土木事務所	石川郡 石川町	石川郡		総務課 業務課 ダム課	
	あぶくま高 原道路管理 事務所	石川郡 平田村				
福島県 県南建設 事務所		白河市	白河市 西白河郡 東白川郡	総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課	23 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること。 24 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。
	棚倉 土木事務所	東白川郡 棚倉町	東白川郡		総務課 業務課	

名 称		位 置	所管区域	内 部 組 織		担 当 事 務
出先機関	出先機関の 出張所等			部	課	
福島県 会津若松 建設事務所		会津若松市	会津若松市 河沼郡 大沼郡	総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課	25 ダムの管理運営に関すること(福島県県南建設事務所、福島県会津若松建設事務所、福島県南会津建設事務所及び福島県相双建設事務所に限る。) 26 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(土木部の所掌に属するものに限る。) 27 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること。
	宮下 土木事務所	大沼郡 三島町	河沼郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村		総務課 業務課	28 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること。 29 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関すること。
福島県 喜多方建設 事務所		喜多方市	喜多方市 耶麻郡	総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課	30 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関すること。 31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。 32 建築物補助事業の技術上の審査及び調査に関すること。 33 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること(福島県いわき建設事務所を除く。)
	猪苗代 土木事務所	耶麻郡 猪苗代町	耶麻郡猪苗代町 同郡磐梯町 同郡北塩原村 大字檜原		総務課 業務課	土木事務所 1 土木事業の調査、計画及び実施に関すること。 2 土木災害復旧事業の調査、計画及び実施に関すること。 3 土木施設の維持管理に関すること。
	大峠・日中 総合管理事務所	喜多方市				4 道路、河川、海岸及び砂防に係る占用等の許可に関すること。 5 土木事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。 6 除雪事業の実施に関すること。 7 水防に関すること。 8 土木部の所掌に属する砂利採取計画の認可に関すること。
福島県 南会津建設 事務所		南会津郡 南会津町	南会津郡	総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課	9 ダムの管理運営に関すること(三春土木事務所、石川土木事務所、猪苗代土木事務所及び富岡土木事務所に限る。)
	山口 土木事務所	南会津郡 南会津町	南会津郡 (旧田島町及び下郷町を除く)		総務課 業務課	あぶくま高原道路管理事務所 あぶくま高原道路の管理運営に関すること。

名 称		位 置	所管区域	内 部 組 織		担 当 事 務
出先機関	出先機関の 出張所等			部	課	
福島県 相双建設 事務所		南相馬市	相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	総務部 復旧・復興 部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 行政課 用地第一課 用地第二課 道路・橋梁課 復興祈念公園・海 岸課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 建築住宅課	大峠・日中総合管理事務所 1 大峠道路の管理運営に関する事 2 日中ダムの管理運営に関する事 ダム管理事務所 ダムの管理運営に関する事
	富岡 土木事務所	双葉郡 富岡町	双葉郡		総務課 復旧・復興課 業務課 ダム課	
福島県 いわき建設 事務所		いわき市	いわき市	総務部 企画管理部 事業部 建築住宅部	総務課 行政課 用地課 企画調査課 管理課 道路課 河川砂防課 小名浜道路課 建築住宅課	
	勿来 土木事務所	いわき市	いわき市のうち 植田町 後田町 仁井田町 高倉町 江畑町 添野町 石塚町 東田町 佐糖町 岩間町 小浜町 錦 町 勿来町 川部町 沼部町 瀬戸町 三沢町 山玉町 山田町 富津町 遠野町 田人町		総務課 業務課	
	鮫川水系 ダム管理 事務所	いわき市			総務課 業務課	

名 称		位 置	所管区域	内 部 組 織		担 当 事 務
出先機関	出先機関の 出張所等			部	課	
福島県 相馬港湾 建設事務所		相馬市	相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡に所在する港湾及び漁港の区域		総務課 企画管理課 建設課	1 港湾、漁港等の建設事業に係る調査、計画及び実施に関すること。 2 港湾、漁港等の維持管理に関すること。 3 港湾、漁港等の災害復旧工事の調査、計画及び実施に関すること。 4 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)の施行及び埋立事業の実施に関すること。
福島県 小名浜港湾 建設事務所		いわき市	いわき市に所在する港湾及び漁港の区域		総務課 管理課 港営課 企画調査課 建設課	5 出入船舶及び移出入貨物の調整並びに港湾統計及び漁港統計に関すること。 6 臨港地区の指定等に関すること。 7 農林水産省及び国土交通省所管の国有財産に関すること。 8 港湾、漁港等の建設事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。
福島県 福島空港 事務所		石川郡 玉川村			総務課 施設課 建設課	1 福島空港及び福島空港公園の管理に関すること。 2 空港建設関連事業及び空港公園事業に係る調査、計画及び実施に関すること。 3 空港建設関連事業に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。
福島県県北 流域下水道 建設事務所		福島市			総務課 建設課	1 流域下水道施設の築造に必要な測量、設計及び監督に関すること。 2 流域下水道施設に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。
福島県県中 流域下水道 建設事務所		郡山市			総務課 建設課	3 流域下水道施設の維持管理に関すること。

4 法令により設置された附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	庶務担当
福島県土地収用事業 認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第25条の2第2項の規定による事業の認定に関する処分についての調査審議に関すること。	用地室
福島県建設工事紛争 審査会	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関すること。	建設産業室
福島県地方港湾 審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項の規定による重要港湾及び地方港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項の調査審議に関すること。	港湾課
福島県都市計画 審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項及び第2項の規定による都市計画区域の指定、都市計画の決定、その他都市計画に関する事項についての調査審議及び関係行政機関に対する建議並びに他の法令によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画課
福島県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画課
福島県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び同法に規定する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関すること。	建築指導課
福島県建築士審査会	建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の規定による二級建築士試験及び同法によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	建築指導課

5 条例により設置された附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	庶務担当
福島県建設業審議会	建設業法第39条の2第1項の規定による建設業の改善に関する重要事項の調査審議に関すること。	建設産業室
福島県河川審議会	河川法（昭和39年法律第167号）第86条第1項の規定による二級河川に関する重要事項等の調査審議に関すること。	河川計画課
福島県屋外広告物 審議会	福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号）第27条第1項の規定による屋外広告物に関する重要事項の調査審議に関すること。	都市計画課

IV 各総室の事業運営方針

土木総室

(土木総務課、用地室)

I 土木総室の基本方針

- ◆ 「震災復興」「防災・減災、国土強靱化」「地方創生」を着実に進めるため、本庁各課・室、出先機関との緊密な連携の下、適切な業務管理に取り組む。
 - ◎ 原理・原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正な事務の執行及び不祥事の未然防止に努める。
 - ◎ 報告・連絡・相談を徹底し、情報を共有しやすい風通しのよい職場づくりに努める。

II 各課室の基本方針と事業計画の概要

1 土木総務課

原理・原則に基づいた事務の適正執行を徹底するとともに、管理監督者を先頭に職員各自が危機意識及び法令遵守意識の向上、社会の変化に対応した意識改革を行い、不祥事の未然防止に努め、さらにコミュニケーションやチームワークを高めながら、真に柔軟性に富んだ風通しのよい職場風土を構築します。

また、「震災復興」「防災・減災、国土強靱化」「地方創生」などの主要施策の計画的かつ着実な推進に向け、事業終期を見据えた適切な予算編成を行うとともに、不適切な会計処理の防止など、リスク管理にもしっかりと取り組みます。

2 用地室

令和7年度は、「震災復興」「防災・減災・国土強靱化」を着実に進めるための事業の用地取得に向け、関係各課と連携しながら事務所の支援を行うとともに、用地取得の困難な箇所においては、所有者不明土地管理人などの財産管理制度、共有地分割訴訟及び土地収用制度を活用するなどして、事業用地の円滑な取得を図ります。

また、複雑化・困難化する用地取得に対応できるよう各種研修の内容を充実し、用地職員の資質向上を図ります。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
1 公共用地取得の推進と用地の適正管理			
(1) 計画的な用地取得の推進	管理運営費	142,196	用地取得事務及び登記事務を行う用地嘱託員を各出先機関に配置し、円滑な用地取得を図ります。
	用地取得円滑化対策事業費	100,000	地権者からの代替地要求に迅速に対応し、円滑な用地取得を図ります。
	用地先行取得事業費	500,000	地権者からの早期買取りの要望に対応し、円滑な用地取得を図ります。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
(2) 用地職員の資質の向上	管理運営費	2,590	用地取得に関する専門知識の習得のための各種研修等を実施し、用地職員の円滑な用地取得を支援します。
(3) 未登記用地の解消	管理運営費	5,000	未登記用地処理計画書に基づき未登記の解消に努めます。
2 廃道廃川敷の整理推進	管理運営費	3,775	廃道廃川敷地の適正な整理処分を行います。
3 法定外公共用財産の管理	管理運営費	236	国土交通省所管の法定外公共用財産（一般海域）の適正な管理を行います。
4 土地収用法の適正な執行			
(1) 収用委員会の円滑な運営	土地収用法 施行費	6,608	土地収用法に基づく収用委員会の円滑な運営を図り、裁決申請の適正かつ迅速な処理を行います。
(2) 事業認定の指導と適正な事務処理	土地収用法 施行費	1,177	土地収用法に基づく事業認定にかかる市町村への指導と適正な事務処理を行います。

企画技術総室

(土木企画課、技術管理課、建設産業室)

I 業務目標

<基本方針>

今年度は、「震災復興」、「防災・減災、国土強靱化」、「地方創生」のため、社会の変化や変容に対応する視点を持って、土木政策の総合企画・調整、適正な執行管理や危機管理、生産性の向上、建設業の振興に取り組みます。

<企画技術総室の業務目標（施策展開の方向性）>

- 今年度予算の円滑な執行への対応
- 東日本大震災からの復興・創生の推進
- 社会基盤の強化への取組（防災・減災、人材育成）
- 建設DXの推進による働き方改革及び生産性向上
- 積極的な広報（見える化・見せる化）と土木部の魅力発信
- 自然災害や危機事象に対する出先機関や危機管理部等との緊密な連携
- 持続可能で活力ある建設業の実現に向けた振興施策の推進

II 各課の基本方針と事業計画の概要

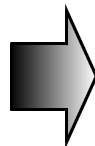
1 土木企画課

- ① 事業運営方針に基づく各施策や重点事業を着実に展開するため、施策・事業の総合調整を行うとともに、他分野との連携などに取り組みながら、効果的・効率的な社会資本の整備、維持管理を図ります。
- ② 一日も早い県全体の復旧・復興を念頭に、職員の意識改革と情報共有・コミュニケーションの強化を図りながら、庁内連携及び部内横断連携の強化や現場主義の徹底を図り、東日本大震災からの復旧・復興の推進や国土強靱化事業予算の確実な執行などの重点課題に取り組みます。
- ③ 河川管理者等が主体となつて行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として「流域治水」に取り組んでいきます。
- ④ 未曾有の複合災害の経験と反省を踏まえ、危機管理部と連携し、総合的な危機管理体制及び防災情報の発信の充実・強化に取り組んでいきます。
- ⑤ 県民に身近な課題である、地域住民の生活に密着した基盤の改善などについて、各種施策テーマを念頭に迅速、柔軟かつ的確に対応していきます。
- ⑥ 福島県デジタル変革（DX）推進計画を踏まえ、新技術導入などによる建設行政サービスの質の向上を図ることにより社会資本を安全で安心して利用できる仕組みづくりを推進します。
- ⑦ 積極的な広報の推進に努め、県民に分かりやすい情報を発信していきます。
- ⑧ 東日本大震災の風評払拭・風化防止、地域防災力の向上、被災地の活性化、県民の防災意識を醸成するため、震災伝承活動を行います。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
流域治水の推進	流域治水推進事業	2,820	策定した流域治水プロジェクトの治水対策の実効性を高めるための協議会等を進めます。また、住民等の流域治水への理解醸成を図るため、イベント等の開催など、広報を行います。
生活に密着した公共土木施設の改善 生活基盤緊急改善事業の推進	生活基盤緊急改善費	1,548,237	地域住民の生活に密着した身近な公共土木施設について、地域住民からの要望に即応し、迅速かつ的確に整備・改善し、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上を図ります。
土木情報化推進計画 土木部高度情報化事業の推進	土木部高度情報化事業費	47,690	土木部の高度情報化を推進するため、事業執行管理システムや土木OA機器等の適切な運用管理を図ります。
デジタル変革（DX）の推進	調査研究費	30,000	行政サービスの向上や建設現場の生産性向上、業務の効率化等を図るため、デジタル技術を活用する取組を推進します。
震災伝承活動推進事業	管理運営費 (企画技術)	2,000	東日本大震災の記録や経験、教訓などを伝える震災伝承をより効果的・効率的に行うことで、多発する激甚災害に対する防災力向上、被災地の活性化の強化、県民の防災意識の醸成を図ります。

【生活基盤緊急改善事業】

～施工前～



～施工後～



県道二本松三春線（本宮市）

【積極的な情報発信】

～流域治水シンポジウム状況～



～各種イベントでのPR活動～



■流域治水プロジェクト

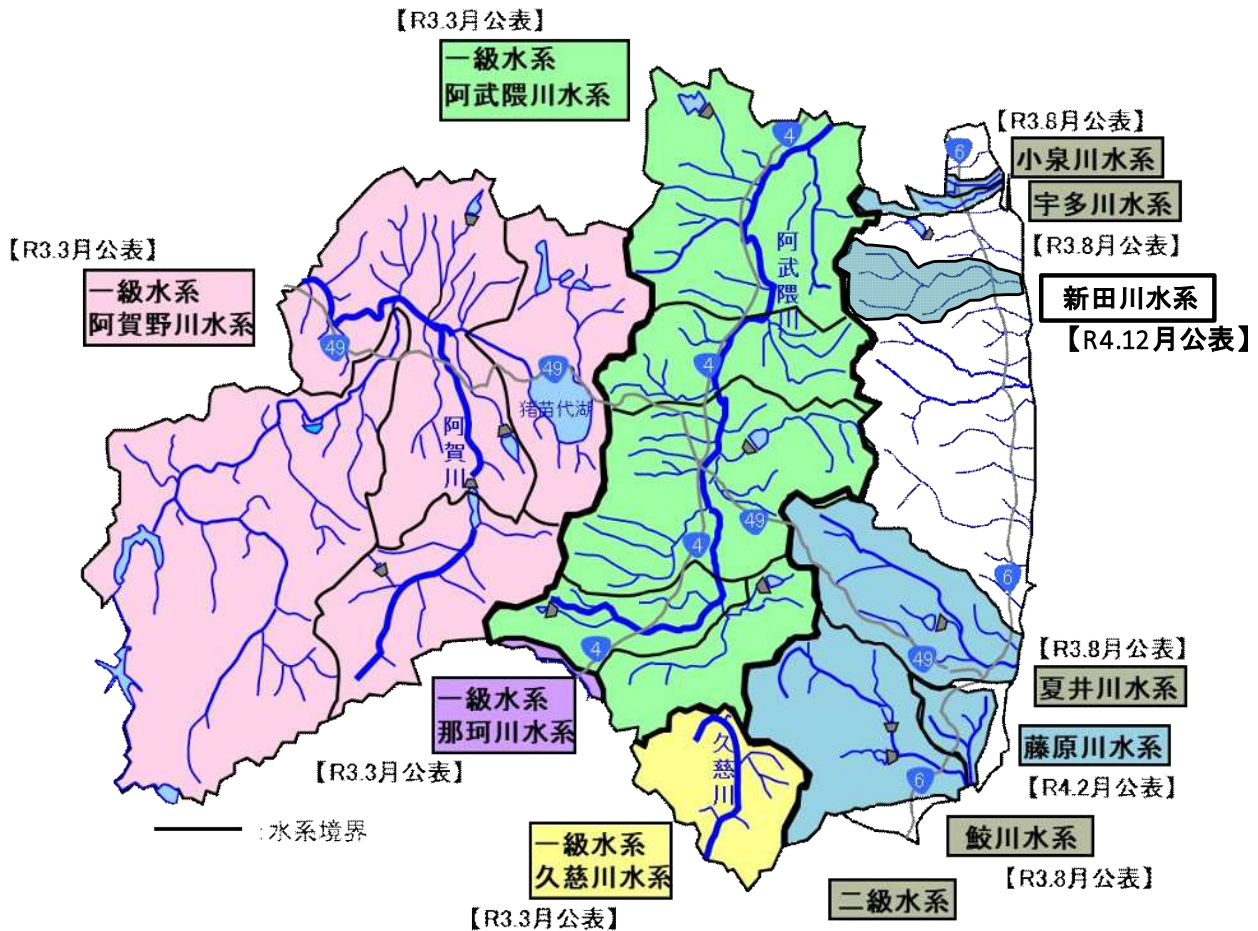
県内の全ての一級水系（4水系）及び二級水系のうち6水系について、策定した流域治水プロジェクトに基づき、治水対策を進めるとともに、現行プロジェクトへの追加・拡充を図ってきました。

令和6年度は、策定したプロジェクトに基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用しながら、事前防災対策を強力に推進するとともに、各流域治水協議会において、フォローアップを行います。

また、各方部において開催される水災害対策協議会などで抽出された課題への対策についても、必要に応じて流域治水プロジェクトに盛り込みながら更なる充実に努めます。

さらに、あらゆる関係者による流域治水の取組拡大に向け、様々な機会を捉え、流域治水に関する周知・広報を行います。

※各水系の流域治水プロジェクトに位置付けられた事業が流域治水の対象となります



2 技術管理課

公共土木工事等を適正かつ円滑に執行し、良質な社会資本の整備を推進するとともに、建設事業を取り巻く社会情勢、施工形態の変化に対応した技術管理・設計積算基準の充実や建設技術の高度化を図りながら、建設産業の健全な発展を支援してまいります。

- ① 部内の「事業執行計画」を策定し、公共土木工事等の適正な進行管理を推進します。
- ② 「福島県建設工事安全対策重点計画」を策定し、労働災害、公衆災害の防止に取り組みます。
- ③ 建設工事に伴い多量に発生する建設発生土の適正処理と有効利用を推進します。
- ④ 除染土壌の保管・搬出など、放射性物質に汚染された建設副産物に関する取組を推進します。
- ⑤ 積算基準や技術基準の充実を図り、公正かつ透明性のある適正な積算を推進します。
- ⑥ DX推進等、施工形態の変化や新工法の導入し、建設技術の高度化や生産性向上を促進します。
- ⑦ 工物品質確保法等に基づく、建設業の働き方改革を促進します。
- ⑧ 「土木部専門研修計画」を策定し、職務に関する法令や専門知識、技術の習得に向けて職層研修や実務研修を実施し、法令遵守のもと時代潮流の変化に対応しうる職員の育成に努めます。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要	
土木部高度情報化事業 の推進	土木部高度 情報化事業費	74,963	<ul style="list-style-type: none"> 部内各システムの適切な運用を図ります。 ・積算基準等改正に伴うプログラム改正等を行います。 ・保管管理システムの円滑な運営に取り組みます。 ・CADの運用等に必要の保守点検を行います。 ・建設副産物等情報の登録、共有を行います。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 設計積算システム維持管理事業 電子納品保管管理システム維持管理事業 CADシステム維持管理事業 建設リサイクル推進事業
建設技術の推進と技術 力の向上	職員研修費	25,000	<ul style="list-style-type: none"> ・現場主義に対応した人材育成等を目的に、研修計画に基づき研修を実施します。 	
				1 技術力の向上
				2 建設技術の向上 発展
				<ul style="list-style-type: none"> 優良土木建築工事 表彰 優良土木・建築委託 業務表彰
3 新技術の活用	調査研究費	37,484	<ul style="list-style-type: none"> 新技術の活用を推進する取組を行います。 ・専門家による技術的支援を行います。 ・ICT機器等を購入する費用の一部を補助します。 ・電子納品保管管理システムを改修します。 ・バックオフィス導入の環境整備等へ補助します。 ・ドローンの操作講習会を実施します。 	
				<ul style="list-style-type: none"> 専門家によるICT活用工事支援事業 福島県建設DX加速化補助金事業 電子納品保管管理システム改修事業 建設業のバックオフィス環境整備事業 土木部ICT推進事業
循環型社会の形成 環境負荷を軽減する 施策の推進	調査研究費	9,000	<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネルギー」等に配慮した建設資材の使用を促進します。 ・建設発生土の利用促進と再資源化に向け「ストックヤード」の整備を行います。 	
	建設発生土適 正処理推進費	1,331,000		

3 建設産業室

建設業の法令遵守を推進するとともに、建設業が持続可能で活力ある産業となるよう建設業の振興を支援します。

- ① 建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図り、建設工事の適正な施工の確保、建設業の健全な発達を促進します。建設業許可、経営事項審査、建設工事紛争処理及び建設業者に対する監督処分などを行います。
- ② 建設企業の経営力の強化等を支援するため、「建設業振興事業」、「地域に生きる建設企業支援事業」、「地域に根ざした建設業新分野進出応援事業」を実施します。
- ③ 建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、「第2次ふくしま建設業振興プラン」に基づき「福島県建設業振興事業」を実施します。
- ④ 受注者が受注しやすい環境を整えるため、精度が高い発注見通しの公表や建設関係団体との意見交換会を開催するなど、実情に合ったきめ細かな施工確保対策を図ります。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
建設業の法令遵守の推定			
1 建設業法施行管理事業	建設業法施行費	8,528	建設業許可、経営事項審査、建設工事紛争処理及び建設業者に対する監督処分、優秀施工者の表彰などを行います。
2 建設業許可及び指導事業	建設業法施行費	13,427	建設業の許可及び建設業者への指導及び監督をします。
建設業の振興の支援			
1 建設業振興事業	建設業法施行費	100,000	建設業者が県等の発注する工事を円滑に施工するための運転資金として活用するため、福島県建設業協同組合に対し、資金を貸し付けます。
2 地域に生きる建設企業支援事業	建設業支援事業費	126	第一線で企業利益を追求している経営者・技術者に、経営等に関する基礎知識習得のための講座を開催します。
3 地域に根ざした建設業新分野進出応援事業	建設業支援事業費	193	新分野進出による雇用の創出と確保、さらに経営基盤の強化に対する自主的な取組を応援します。 ・建設業新分野進出企業認定事業 ・建設業新分野進出優良企業表彰事業
4 福島県建設業振興事業	建設業支援事業費	8,414	建設業に関連する産学官が連携し、企業の安定経営、環境改善、広報などの視点で課題解決に向けた有効な取組を検討するとともに、実行することで更なる建設業の振興を図ります。
5 建設DX推進事業	調査研究費	2,000	業界団体が会員企業を対象にバックオフィス導入に向けた研修費用の一部を補助します。

道 路 総 室

(道路計画課、高速道路室、道路管理課、道路整備課)

I 業務目標

<「道づくり」の基本方針>

「第2期復興・創生期間」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となる令和7年度においては、期間終了後の事業展開を見据えながら、引き続き、県民の安全・安心の確保を最優先に、「復興」と「地方創生」を形にしていくため、復興を支え活力ある県土基盤の構築を目指し、新しいふくしまの創造に向けた道づくりなど、以下の3本の柱により取組を進めます。

(1) 新しいふくしまの創造に向けた道づくり(復興・創生)

「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、引き続き、避難指示解除等区域と周辺の主要都市等を結ぶふくしま復興再生道路など、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、福島イノベーション・コースト構想等をはじめとした新たな拠点へのアクセス道路など、本県の復興の進展に必要な道路の整備を進め、国及び市町村等と連携を図りながら、新しいふくしまの創造に向けた道づくりを進めます。

(2) 頻発する自然災害に備え、暮らしを守る道づくり(防災・減災)

激甚化する風水害や大規模地震等への対策として、道路法面の土砂災害防止対策や、橋梁の流失防止、道路の無電柱化など、強靱な道路ネットワークの整備を進めるとともに、道路施設の老朽化対策として、予防保全型メンテナンスへの転換に向け、橋梁やトンネル等の修繕を重点的に進めます。

併せて、道路パトロール及び除雪等、適時・適切な維持管理を実施し、安全で円滑な交通を引き続き確保するとともに、道路施設の集中監視化やドローンを用いた点検など、デジタル変革(DX)を推進することによる効率性の向上により、頻発する自然災害等に備え、暮らしを守る道づくりを進めます。

(3) ふくしまの魅力を高め、暮らしを支える道づくり(活力、安全・安心)

県土の将来を見据え、会津縦貫道などの県土の骨格をなす基幹的な道路や地域連携道路など、広域的な連携・交流の強化に必要な道路については計画的に整備を進めるとともに、生活幹線道路など、暮らしを支える道路については、地域の実情に応じた整備を進めます。

また、ふくしまの観光資源を活かした広域的なサイクリングルート of 利活用推進や、道の駅の機能強化など、地域の活性化を支援するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間を整備するなど、ふくしまの魅力を高め、地域を支える道づくりを進めます。

II 各課の基本方針と事業計画の概要

1 道路計画課

「ふくしま道づくりプラン」の基本目標である「安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり」の実現に向け、各施策及び重点プロジェクトの進行管理とともに企画立案及び総合調整を行い、他機関との連携を図りながら、地域に根ざし、道路利用者のニーズに即した効率的で効果的な道路事業の推進を図ります。

また、道路事業に係る予算の企画及び総括を行い、道路事業の適切な執行を図ります。

なお、道路法の制度運用にかかる事務や、福島県道路公社に関する指導監督、有料道路（あぶくま高原道路）の利用促進等について、適切に取り組みます。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
広域的な連携・交流 を支え県土の活力を 高める道づくり等	道路橋りよ う改良費 【道路調査事業 (県単)】	40,000	広域道路基礎調査
	国直轄道路 事業費負担 金	9,822,000	国直轄道路事業の県負担金 国道6号勿来バイパス 国道13号福島西道路（Ⅱ期） 国道121号湯野上バイパス 国道289号八十里越 外

2 高速道路室

人流・物流の円滑化や活性化によって本県の経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、主要な都市や重要な施設等を連絡する、高速自動車国道やこれらと一体的に機能する地域高規格道路など高速交通ネットワークの整備が必要不可欠であります。

このため、高速自動車国道の建設を促進するとともに、高速自動車国道と連携して地域間相互の交流の促進、広域交通拠点との連携を図る地域高規格道路の利活用促進等を図ります。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
広域的な連携・交流 を支え県土の活力を 高める道づくり	道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】	51,414	会津縦貫南道路下郷田島BP(5工区)外の整備を推進します。 国道121号 会津縦貫南道路 下郷田島BP(5工区) (下郷町)外
	道路橋りょう改良費 【道路調査事業(県単)】	10,309	会津縦貫道等の整備に向けた調査を推進します。
	道路橋りょう整備費 【補助事業(道路)】	1,497,381	会津縦貫南道路下郷田島BP(5工区)外の整備を推進します。 国道121号 会津縦貫南道路 下郷田島BP(5工区) (下郷町)外
	高速道路整備促進費 【高速道路関係行政推進にかかる運営経費等】	1,111	高速道路の整備促進及び利活用促進を図るため、関係機関・団体との連絡調整を行い、高速道路網の整備を推進します。

3 道路管理課

これまでに整備されてきた道路施設の有効活用が求められる中、県民生活の基盤である道路の維持管理の充実や道路災害の防止を図り、安全で安心できる信頼性の高い道路の確保に努めます。

急速に進む道路施設の高齢化に対応するため、予防保全の考え方を取り入れた「道路長寿命化計画」等により道路施設の計画的な維持補修や修繕に取り組み、維持管理や更新に要する費用の縮減と平準化を目指すとともに、単なる現状回復を目的とした対症療法的な維持管理にとどまらず、人々の暮らしや地域の実情を重視し、使いやすさや耐久性の向上とともに美しさにも配慮するなど、ソフト・ハードが一体となった戦略的な維持管理にも取り組みます。

さらに、冬期間における交通の確保や雪みち計画に基づく歩行空間の確保等を講じます。

また、地震被災時の円滑な救急活動、緊急物資輸送、復旧活動等を支援する緊急輸送道路の機能を確保するため、橋りょう耐震補強を重点的に実施します。

さらに、市町村とのパートナーシップの強化を図るとともに、生活に密着した地域生活を支える市町村道の整備を支援することにより、個性ある地域づくりを促進します。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
頻発する自然災害に備える道づくり 等	道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良費（県単）】	629,500	〈雪寒〉 雪寒指定路線において、雪崩、地吹雪、吹溜り、路面への積雪を各種の施設によって防ぐことにより、冬期交通を確保します。 国道252号（会津若松市）外 計12箇所
	道路橋りょう維持費 【災害防除事業（県単）】	3,439,200	〈災害防除〉 本県は山岳地帯を走る道路が多いため落石等の危険箇所も多く、大事故の発生するおそれがあることから、道路防災総点検の要対策箇所や落石・崩落等の危険性が認められ、緊急性の高い箇所から着手し、事故防止を図ります。 国道118号（天栄村）外 計66箇所
	道路橋りょう維持費 【道路長寿命化対策事業】	1,636,066	〈橋りょう修繕〉 将来にわたり道路を常時良好な状態に保つため、長寿命化を主眼に損傷施設の修繕や老朽施設の再生を行い、将来の維持管理費用を低減するとともに耐震補強対策を実施することで安全な道路交通を確保します。 国道115号外（文知摺橋外）外 計27箇所

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
新技術等を活用した 既存施設の長寿命化 や効率的な維持管理 による道づくり 等	道路管理事務費 【道路管理事務】	598,999	〈電気料等〉 道路照明、消雪施設に係る電気料・修繕料等 道路を常時良好な状態に保つための経費です。
	道路橋りょう維持費 【道路維持補修事業】	8,614,320	〈一般補修〉 県管理道路 5,729.4kmの機能保全を図るため、維持補修を行う経費です。
		3,566,600	〈舗装修繕〉 舗装補修を実施し、交通の円滑化と事故防止を図ります。
		623,500	〈雪寒〉 消雪施設等の修繕を実施し、交通の安全を確保します。
		1,625,500	〈小規模構造物修繕〉 道路情報板・防護柵の修繕を実施し、交通の安全を確保します。
		967,000	〈集中監視〉 トンネル及び自動車専用道路を一元的に監視し、効率的な管理体制を構築します。
		360,000	〈除草対策〉 防草シート等により車両走行時の視認性確保します。
		9,922,824	〈橋梁・トンネル等修繕〉 橋梁・トンネル等の予防的な修繕を計画的に進めます。
		1,563,008	〈道路長寿命化対策〉 橋梁等施設の長寿命化やPCB対策を図ります。
	道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】	595,446	〈路盤改良〉 舗装が損傷し、機能が失われつつある箇所について補修、修繕し交通の円滑化と事故防止を図ります。 国道115号(猪苗代町)外 計8箇所
道路橋りょう整備費【交付金事業(道路)】	643,423	〈路盤改良〉 舗装が損傷し、機能が失われつつある箇所について補修、修繕し交通の円滑化と事故防止を図ります。 (主) 矢吹小野線(石川町)外 計13箇所	

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
新技術等を活用した 既存施設の長寿命化 や効率的な維持管理 による道づくり 等	道路橋りょう 維持費【補修機 械管理事業】	56,500	〈補修機械管理費〉 補修用機械の購入及び整備を行います。
	道路橋りょう 維持費 【道路占用復旧 事業】	170,700	〈占用復旧〉 占用物件の埋設工事に伴う仮復旧部分の舗装 等を行います。(経費は占用者負担) (一) 白坂関辺線(白河市)外 計2箇所
	土木部高度情 報化事業費(道 路企画) 【道路管理台帳シ ステム運用事業】	27,500	〈道路管理システム〉 道路情報に関するシステムの維持管理費用 (障害対応、機器リース料)
	道路管理事務 費 【道路パトロールアウト ソーシング、維持補 修アウトソーシング】	209,169	〈道路パトロールアウトソーシング〉 道路の異状等に適切かつ迅速に対応するため に道路パトロールの外部委託を行います。
	維持補修アウトソーシング	183,250	〈維持補修アウトソーシング〉 路面、路側等の道路空間を常に良好な状態に 保つために維持補修の外部委託を行います。
一年を通じて安全で 円滑な交通を確保す る道づくり	道路橋りょう 維持費 【除雪事業(県 単)】	2,781,825	〈除雪〉 県が管理する道路の冬期交通を確保 するための除雪を行います。 一般除雪 延長 3,201.4 km 春先除雪 延長 202.4 km 〈機械購入〉 除雪機械の更新を行い、効率的 な道路の維持管理を図ります。
	【除雪事業(交 付金)】	3,781,858	〈除雪〉 雪寒指定道路の冬期交通を確保する ための除雪を行います。 一般除雪 延長 2,275.6 km
	車庫整備費 (県単) 【車庫整備事 業(県単)】	88,168	〈車庫整備〉 除雪機械の保管と効率的な除雪を行うため、 除雪車庫の修繕を行います。

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
まちづくりや地域振興を支える道づくり等	<p>【市町村道】 道路橋りょう整備費 【交付金事業(道路)】</p> <p>市町村等事業指導事務費 【市町村等事業指導事務費(交付金)】</p> <p>市町村等事業指導事務費 【市町村等事業指導事務費(補助)】</p>	<p>396,000</p> <p>5,254</p> <p>5,518</p>	<p>〈市町村道代行〉 幹線市町村道は国県道を補完するとともに、地域の発展、生活環境の改善を図るための重要な路線であることから、特別立法地域内の道路整備を促進するため、各市町村の財政、技術者等の状況を考慮し、県代行事業を実施します。</p> <p>過疎代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北山大塩線(北塩原村) ・磐梯大谷線(磐梯町) ・宇内沼越線(会津坂下町) 計3箇所 <p>市町村補助事業に関して、知事が委任を受けた事務を行うための経費です。</p> <p>市町村補助事業に関して、知事が委任を受けた事務を行うための経費です。</p>
脱炭素や循環型社会を実現する道づくり	<p>道路橋りょう維持費 【道路維持補修事業】</p>	<p>424,000</p>	<p>〈道路・トンネル照明LED化〉 道路・トンネル照明のLED化を実施し、CO₂を削減します。</p>

4 道路整備課

福島県では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による被害、福島第一原子力発電所事故による災害を踏まえ、国・市町村等と連携しながら被災地の復旧・復興に全力で取り組み、総合的な防災力の高い復興まちづくり、地域連携道路やふくしま復興再生道路等の整備による県内ネットワークの強化など、復興の歩みを着実に進めてまいりました。

一方で、未だ約2万6千人の方々が県内外で避難を続けているなど、本県の復興は途上にあります。

これらを踏まえ、引き続き、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を始め、避難指示区域等の復興と避難住民の帰還を支援する道路整備を重点的に推進するとともに、県内各地の地域力を高める道づくりを着実に進めます。

また、人口減少が続いており、福島県にとって大きな課題となっていることから、子育て環境の向上を図るため、歩道整備を始めとする歩行空間の環境整備を推進します。

※以下に示す予算額は、各事項全体の予算額ではなく、各課が所管する予算額を記載しています。

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
ふくしまの更なる復興を支える道づくり	道路橋りょう整備費(再生・復興) 【交付金事業(道路)(再生・復興)】	48,634,129 道路改築・国道 (1,900,875) 道路改築・県道 (46,334,761) 交安 (398,493)	東北地方太平洋沖地震を踏まえ、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するための社会資本整備を行う。 国道288号 船引バイパス(田村市) 外 (主)小野富岡線 五枚沢2(川内村) 外 (一)落合浪江線 高瀬工区(浪江町) 外 計14箇所
	道路橋りょう整備費(再生・復興) 【帰還環境整備交付金事業(道路)】	6,199,185	東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化のために、復興再生拠点市街地形成施設の整備等と一体的に、復興再生拠点へのアクセスを整備します。 (一)井手長塚線 長塚工区(双葉町) 外 計2箇所
頻発する自然災害に備える道づくり	道路橋りょう整備費 【補助事業(道路)】	123,200	安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上、都市災害の防止を図るため、電線の地中化を推進します。 国道252号 七日町工区(会津若松市) 外 計4箇所
	道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】	1,598,000 道路改築・県道	(一)二本松金屋線 安原工区(郡山市) 外 計7箇所

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
広域的な連携・交流を支え、県土の活力を高める道づくり	道路橋りょう整備費 【交付金事業(道路)】	1,830,986 道路改築・国道 (1,455,426) 道路改築・県道 (375,560)	<p>公共公益施設の整備等に関連して、または地域の自然的・社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性・利便性の向上、快適な生活環境の確保を図ります。</p> <p>対象事業は、地域の課題に対応して一定の地域において複数の事業を一体的に実施することにより事業効果が著しく増大するもので、緊急に行われる必要があります。</p> <p>国道289号 入叶津道路工区(只見町) 外 (一)吉間田滝根線 広瀬工区(田村市) 外 計12箇所</p>
	市町村合併支援道路整備事業費 【市町村合併支援道路整備事業】	1,847,200	<p>合併市町の中心部と合併前市町村の中心部を連絡する道路において、幅員狭小によるすれ違い困難箇所や線形不良により円滑な交通が確保されないなど、合併市町村の一体化の支障となる道路を整備します。</p> <p>国道352号 中山峠工区(南会津町) 外 計3箇所</p>
	道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】	4,301,156 道路改築・国道 (892,100) 道路改築・県道 (3,409,056)	<p>1) 未整備区間のうち交付金事業以外の箇所について、必要性、緊急性の高い箇所を実施します。</p> <p>2) 生活に密着した道路で線形・勾配が不良な箇所や幅員狭小な箇所、未舗装区間、自動車交通不能区間(最大積載量4トンの貨物自動車が行き来できない区間)など交通のあい路となっている箇所の解消を目的として、局部的な改良を実施します。</p> <p>(主)会津若松三島線 大谷BP工区(三島町) 外 計72箇所</p>
	道路橋りょう改良費 【道路調査事業(県単)】	199,175	<p>道路の改良整備計画及び橋りょうの整備計画を計画的に執行するため、基礎資料の作成や事業実施予定箇所の事前調査、概略設計、予備設計等を実施します。</p> <p>道路調査………交付金事業に向けて早急に調査の必要な箇所、交通不能箇所及び大規模プロジェクトに関連する箇所等の図化、地質調査、概略設計、予備設計、交通解析及び環境調査等を行い、必要に応じて、測量及び実施設計を実施します。</p>

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
まちづくりや地域振興を支える道づくり	道路橋りょう整備費 【交付金事業(地域活性化・道路)】	2,174,445 道路改築・国道 (1,495,320) 道路改築・県道 (607,500) 道路改築・交安 (71,625)	広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、地域の自立・活性化を推進するため、生産・物流機能の強化、都市・農村交流の促進、観光活性化、地場産品の活性化等、民間中心の広域的活動の促進に資する道路改築の推進を図ります。 (主)会津若松裏磐梯線 檜原3工区(北塩原村) 外 計9箇所
健康を支え、すべての人にやさしい道づくり	【補助事業(道路)】	700,200	小中学校の通学路や歩行者の事故が多発している箇所などの歩道整備を重点的に進めるとともに、交通事故が多発している地点の交差点改良等を実施します。さらに、道路交通の安全確保のため、防護柵、道路標識等を整備します。 国道118号 並木工区(矢祭町)外 計12箇所
	道路橋りょう整備費 【交付金事業(道路)】	526,860	(一) 矢祭山八槻線 赤沢橋工区(埴町)外 計23箇所
	やさしい道づくり推進事業費 【やさしい道づくり推進事業】	101,000	高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用できる歩行環境の整備を推進します。 いわき上三坂小野線 御厩工区(いわき市) 外 計7箇所
	道路橋りょう改良費 【道路橋りょう改良事業(県単)】	477,815	国道118号 松岡橋工区(埴町) 外 計22箇所
脱炭素や循環型社会を実現する道づくり	道路橋りょうs整備費 【歩いて走って健康づくり支援事業】	143,186	サイクルツーリズム推進のため、各地域のサイクリングルートについて、さらなる魅力向上を図るため自転車走行空間整備等を行い、各地域の取組を支援します。 (一) 広野小高線 相双地域CR(南相馬市) 外 計9箇所

実施事業	事項名 【事業名】	予算額 (千円)	事業概要
★複数の課にわたり展開される事項の内訳表（再掲）			
道路橋りょう改良費【道路調査事業(県単)】	249,484	道路橋りょう整備費【道路橋りょう事業(県単)】	7,653,331
(1)道路事業調査(地高)	10,309	(1)雪寒	629,500
(2)道路事業調査	239,175	(2)舗装改良	595,446
		(3)道路改築	5,899,156
		(4)交通安全	477,815
		(5)道路改築(地高)	51,414
道路橋りょう整備費【交付金事業(道路)】	3,657,984	(1)道路改築(国道)	1,455,426
		(2)道路改築(県道)	375,560
		(3)路盤改良	904,138
		(4)交通安全	526,860
		(5)市町村道代行	396,000
道路橋りょう整備費(再生・復興)【交付金事業(道路)(再生・復興)】	48,634,129	道路橋りょう整備費【補助事業(道路)】	2,320,781
(1)道路改築(国道)	1,900,875	(1)道路改築(地高)	1,497,381
(2)道路改築(県道)	46,334,761	(2)無電柱化	123,200
(3)交通安全	398,493	(3)交通安全対策	132,700
		(4)通学路緊急対策	567,500



基幹的な道路の整備
(一) 吉間田滝根線<小野町>



通学路の歩道整備
(一) 母畑白河線<泉崎村>



法面对策状況
(国) 118号<天栄村>



除雪実施状況
(国) 252号<只見町>

河川港湾総室

(河川計画課、河川整備課、砂防課、港湾課、空港施設室)

I 業務目標

<基本方針>

平成23年に発生した東日本大震災、令和3・4年福島県沖地震、令和4年8月豪雨及び令和5年台風第13号により甚大な被害のあった被災地の1日も早い復旧・復興を実現するため、公共土木施設の災害復旧や、県土の復興を支える港湾、空港などの物流拠点の整備、機能強化を図ってまいります。

激甚化・頻発化する水災害やこれまでの台風等の災害を踏まえ、再度災害防止にむけた改良復旧などを実施する他、東日本大震災により被災した帰還困難区域内の海岸堤防の復旧工事、河口部の河川堤防嵩上げ及び地域産業の復興を支援する港湾漁港の整備について、完成に向けて確実な進捗を図ります。

近年、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和4年8月豪雨及び令和5年台風第13号など、毎年のように発生する大規模被害を受け、全国的に展開される「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、河川改修事業の推進や堤防補強等による氾濫対策、河川合流部等の河道掘削及び伐木、砂防堰堤の整備など水害・土砂災害の予防対策に取り組んでまいります。

また、水災害対策協議会についても、引き続き市町村等関係機関と連携し、減災対策の更なる充実に取り組めます。

維持管理について、所管する河川、砂防、港湾・漁港及び空港施設を計画的に実施する事で、県民生活の安全・安心を確保します。

<河川港湾総室の重点項目>

- ◆平成23年災（東日本大震災）からの早期復旧・復興【浜通り】
- ◆激甚化・頻発化する水災害やこれまでの台風等の災害を踏まえたソフト・ハードが一体となった治水・土砂災害対策の推進【全県】
- ◆計画的な公共土木施設の維持管理【全県】
- ◆県土の復興を支援する物流拠点としての港湾機能の強化【浜通り】
- ◆小名浜港及び相馬港におけるカーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた取組
- ◆福島空港における滑走路端安全区域（RESA）整備と空港の定時性・安全性の確保

II 各課の基本方針と事業計画の概要

1 河川計画課

- 河川港湾総室内の中・長期施策を総合的に企画立案・調整し、自然災害から安全な生活環境を守るとともに、空と海の港を通して地域の活力を支えます。
- 河川や海岸を整備するうえで基本となる「河川整備基本方針」や「河川整備計画」の策定やフォローアップに取り組みます。
- 県民、事業者、行政のパートナーシップのもと各種施策の連携強化や河川で活動する団体等への支援を行います。
- 一級河川・二級河川、海岸保全区域、砂防指定地等について、法律に基づいた適正な管理・監視を行います。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
治水施設の整備促進			
1 国直轄河川の整備	河川事業負担金	5,816,242	(国直轄河川事業費負担金) 阿武隈川、阿賀川における、築堤、護岸、掘削及び用地買収等を推進します。
2 河川計画の策定	河川海岸調査費	97,435	県が管理する一級・二級河川について、河川整備基本方針及び河川整備計画を策定するとともに、河川環境調査や海岸調査等を行います。また、猪苗代湖の航行規制及び利活用を適正に行うための業務を行います
3 災害復旧	災害調査費	149,400	災害発生時の初動調査や公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担申請事務を、早期にかつ円滑に遂行できるよう、災害調査(測量・設計)を実施します。
河川・ダム・砂防施設等の維持管理			
1 河川の維持管理	河川砂防管理事務費	132,564	県が管理する一級河川・二級河川、海岸保全区域及び砂防関係法区域において、不法行為を防止し、管理施設の適正な保持を図るため、巡視を行います。また、河川敷占用料等の計算及び許可事務処理を適正に行うためのシステムの改修及び保守を実施します。
	水文観測費	8,000	河川の水位、流量及び雨量の状況を把握し、治水計画並びに水質確保のための利水計画の基礎資料とします。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
2 河川の美化 双方向行政の推進 県民意見の反映	不法占用対策費	435	不法占用物件の撤去、原状回復、再発防止措置を行い法秩序の維持、適正管理を図ります。
	河川海岸維持管理費	17,000	猪苗代湖において、利用者の安全利用や、航行規制区域の適切な運用を図るため巡視業務等を実施する。
	河川環境整備費	2,519	河川環境の美化を推進するため、河川愛護団体の育成及び支援を実施し、河川愛護の啓発を図ります。
	河川審議会費	244	河川審議会等を開催し、共に考え、共につくる川づくりを推進します。

■水防災意識社会の再構築に向けた取組

気候変動により、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が今後高まることが予想されることを踏まえ、河川管理者を筆頭とした行政や住民等の各主体が、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があります。

そのため、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

この他、「集中豪雨から命を守るプロジェクト事業」を通じて、県民の防災意識の高揚を図ります。

《集中豪雨から命を守るプロジェクト事業》

○プロジェクト1

【豪雨対策推進事業】

地域が連携した減災体制を構築するため、建設事務所単位で組織した水災害対策協議会により、市町村の洪水・土砂災害に対する防災意識の向上と水災害対策の推進を図ります。

○プロジェクト2

【豪雨から子供の命を守る出前講座事業】

総合的な学習の時間等を活用した出前講座を行い、気象変化に伴う水位上昇や土砂災害の危険性について学習し、自らの命を守るための知識を見つける出前講座を開催します。



土砂災害模型を使った出前講座の状況

■河川環境美化作業の支援

河川等に対する愛護意識の一層の普及のために市町村で実施する河川環境美化作業について、広報ポスターの作成や河川愛護団体の表彰など、活動を支援します。

2 河川整備課

平成23年に発生した東日本大震災及び令和4年8月豪雨等による被災箇所の早期復旧を図るとともに、令和元年東日本台風及び令和5年台風13号など、近年の激甚化・頻発化する水災害を踏まえ、流域治水の考えに基づき、ソフトとハードが一体となった防災・減災対策の強化を推進し、被害の軽減を図ります。

【災害復旧事業】

- 令和元年東日本台風等による被災箇所のうち被害が甚大であった河川において、改良復旧事業等により再度災害防止を図ります。
- 東日本大震災により被災した公共土木施設の復旧を確実に進めます。
- 避難指示区域等においては、インフラの被害状況の把握に努め、関係機関との調整を図りながら早期復旧に努めます。
- 令和4年福島県沖地震、令和4年8月豪雨及び令和5年台風第13号による被災箇所の早期復旧を図ります。

【河川・海岸事業】

- 令和元年東日本台風等により浸水被害が頻発している河川や、沿川に人家が密集している市街地河川を優先的に整備し、治水安全度の向上に努めます。
- 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、事前防災対策や老朽化対策を実施します。
- 河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及びライブカメラなどを活用した情報提供や水防活動への支援を推進するとともに、水防演習及び水防技術講習会の実施など危機管理体制の強化を図られる取り組みを実施します。
また、河川流域総合情報システムの水位計に加え、洪水時の水位観測に限定した低コストの危機管理型水位計や、簡易型河川監視カメラの設置を推進し、水位情報の充実強化を図ります。
- 多様な生き物の生息・生育を支える多自然川づくりを推進します。
- 重点整備区間の設定や段階的的施工等により、早期効果発現を図ります。
- 帰還困難区域における河川・海岸堤防の早期復旧を進めるとともに、津波や高潮・波浪等による浸水被害を防ぐため、河川・海岸堤防の整備を行います。

【ダム事業】

- 県が管理する11の多目的ダムについては、ダム施設の機能を保つため、設備を計画的に改良・更新します。

【維持管理事業】

- 水害の防止及び河川海岸の適正な利用のため、パトロール等の点検結果により、河川及び海岸の管理施設の補修や河道掘削、雑木・雑草の刈り払いを実施します。
- 施設の経年劣化により機能が低下した河川及び海岸管理施設について、計画的かつ効率的な補修・更新を行います。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
1-2 海岸の整備	河川海岸改良費	14,399,412	<p>(1) 河川改修 総事業費が小規模で早急に実施する必要がある河川・海岸について改修を行います。</p> <p>C=7,916,612千円(夏井川外69箇所)</p> <p>(2) 堤防強化 堤防天端を被覆(舗装)することで、洪水の越流に強い構造とします。</p> <p>C=6,482,200千円(松川外107箇所)</p>
	河川流域総合情報システム事業費	613,400	河川に整備された雨量及び水位等のテレメータシステムの機器更新や、情報発信機能向上のためのシステム改修を行います。
	海岸事業費 【海岸メンテナンス事業】	210,000	<p>海岸保全施設について、破損等の進行による防護機能低下に加え、陥没等の重大事故発生危険性を未然に防止するため、予防型保全型の維持管理により修繕を実施します。</p> <p>・久之浜地区海岸外</p>
	【ダムメンテナンス事業】	856,842	四時ダム、東山ダム、真野ダム、堀川ダム、日中ダム、千五沢ダム、こまちダム、木戸ダムの管理用設備更新及び長寿命化計画の更新・新規策定を行います。
	2 環境に配慮した河川整備	河川海岸改良費 【ふなっこふるさと川づくり事業】	63,240

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
4 危機管理体制の充 実・強化	小玉ダム管理 費	31,979	小玉ダムの機能を維持するための管理を行います。
	千五沢ダム管 理費	44,296	千五沢ダムの機能を維持するための管理を行います。
	田島ダム管理 費	10,838	田島ダムの機能を維持するための管理を行います。
	裏磐梯三湖管 理費	36,523	裏磐梯三湖（檜原湖、小野川湖及び秋元湖）による洪水調節機能を維持するための管理を行います。
	堀川ダム管理 費	24,796	堀川ダムの機能を維持するための管理を行います。
	猪苗代湖管理 費	21,907	猪苗代湖による洪水調節機能を維持するための管理を行います。
	こまちダム管 理費	17,728	こまちダムの機能を維持するための管理を行います。
	木戸ダム管理 費	26,295	木戸ダムの機能を維持するための管理を行います。
	水防管理費	8,506	洪水又は高潮等の異常気象の際に、地域住民の被害を軽減するため、水防活動に必要な監視・予報・警戒・通信・連絡等の体制と器具・資材・施設の整備を図ります。
	水防訓練活動 費	1,668	水防活動に必要な知識と水防作業の現地指導、さらには情報の伝達、資材管理等の確認・迅速化を徹底させるとともに、地域住民に対する水防意識の高揚を図るための広報を行い、市町村の水防体制の充実強化を図ります。
	水防施設整備 費	60,000	老朽化した水防倉庫について更新・修繕を行い、保管している水防資材の保全を図ります。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
5 災害復旧	公共災害復旧費	4,205,678	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき採択された公共土木施設災害のうち、令和4、5年度に発生した災害について、早期復旧を目指します。 また、令和7年度に災害が発生した場合も、速やかに復旧を図ります。
	公共災害復旧費（再生・復興）	1,128,000	東日本大震災で甚大な被害を受けた公共土木施設の速やかな復旧復興を図ります。 細谷地区海岸外1箇所
	河川災害復旧助成費	1,582,715	災害復旧事業に合わせ、被害を受けなかった区間を含め、一連区間について再度災害防止のため改良工事を実施します。 夏井川・好間川
	県単災害復旧費	8,800	公共土木施設災害のうち国庫負担法の採択基準に満たない、1箇所の工事費が26万円以上120万円未満の被災箇所を速やかに復旧します。



右支夏井川 河川改修事業（整備状況）



逢瀬川 河川改修事業（整備状況）



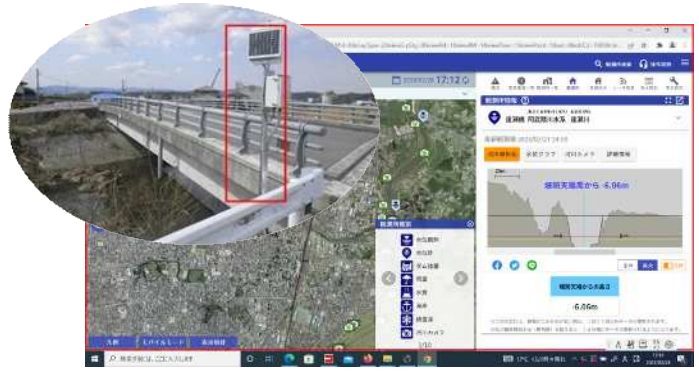
夏井川 河川改修事業（整備状況）



濁川 河川改修事業（整備状況）



洪水浸水想定区域図の作成



(出典：国土交通省HP)

危機管理型水位計の設置



水防訓練の様子



簡易型河川監視カメラ型の設置

3 砂防課

- 近年の激甚化・頻発化する大規模な土砂災害に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として土砂災害警戒区域等における砂防関係施設の整備や老朽化対策を推進します。
- 土砂災害から県民の安全・安心を確保するため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進します。

<ハード整備の方針>

- 土砂災害が発生した箇所等への重点的かつ効率的な施設整備を行います。
- 要配慮者利用施設を保全する箇所の重点的な整備を図ります。
- 激甚化する近年の災害を踏まえた流木対策を推進します。
- 砂防関係施設の予防保全型維持管理への転換を図るため、長寿命化計画に基づく修繕・補強が必要な箇所の対策を推進します。

<ソフト対策の方針>

- 「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の基礎調査や土砂災害警戒区域等の指定、範囲を示す標識等の設置を推進します。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
土砂災害を防ぐ砂防施設の整備	1 土砂災害等への対応	12,200	当該年度に土砂災害が発生した箇所のうち、次期降雨等により、被害拡大の恐れがある箇所において、緊急的に対策を実施します。
	2 砂防施設等の維持管理	1,018,179	砂防関係施設の機能保全のための点検や維持補修を実施します。 (1)砂防関係施設維持管理 C=850,479千円 施設の点検、標識や防護柵等の補修、指定区域内の除石、土石流等監視システムの改修等を行います。 (2)砂防メンテナンス事業 C=167,700千円 砂防関係施設において、長寿命化計画に基づく修繕を効率的かつ効果的に実施します。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
3 砂防関係施設の整備	土砂災害情報システム管理費	9,167	<p>県民に対し土砂災害に関する情報を正確にわかりやすく提供し、県民の自主的な避難判断及び市町村の適時的確な避難指示等の発令を支援するための土砂災害情報システムに係る運用保守を目的とします。</p>
	砂防施設費	2,460,200	<p>交付金事業の採択要件に満たない箇所において、近年被害のあった箇所や要配慮者利用施設等を保全する箇所等の対策工事を実施します。</p> <p>(1) 砂防施設整備 C=1,067,100千円 ・中ノ沢川 外29箇所</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊防止施設整備 C=1,393,100千円 ・柏崎 外27箇所</p>
	砂防事業費 【補助事業(砂防)】 【交付金事業(砂防)】	756,800 1,590,200	<p>土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命や財産を守るため、砂防堰堤や法面工等を整備します。</p> <p>また、砂防関係施設において、長寿命化計画に基づく改築を効率的かつ効果的に実施します。</p> <p>さらに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定するため、基礎調査を実施します。</p> <p>【補助】 ・西根川 外11箇所 【交付金】 ・椿館 外26箇所 ・基礎調査 一式</p>
	砂防事業費負担金	492,900	<p>(直轄火山砂防事業負担金) 吾妻山火山砂防地域から流出する有害な土砂から福島市街地を保全するため、国による土砂災害対策を推進します。 ・荒川流域、須川流域、松川流域</p> <p>(直轄地すべり対策事業負担金) 滝坂地区(西会津町)において、地すべりによる阿賀川の河道閉塞等を防止するため、国による土砂災害対策を推進します。</p> <p>(直轄災害復旧事業負担金) 当該年度に被災した砂防関係施設の災害復旧を国で行います。</p>
4 国直轄砂防・地すべり施設の整備			

砂防関係事業整備状況



改築前



改築後

砂防メンテナンス事業（老朽化対策）
馬場沢 石川郡古殿町松川地内



施行前



施行中

急傾斜地崩壊対策事業
三函2号 いわき市常磐湯本町三函地内



総合流域防災事業
浜井場沢 南相馬市鹿島区上柵窪字大柿地内
標識設置状況

4 港湾課

- 海と陸との結節点となる港を通して、地域産業や豊かな県民生活を支えるための施策を推進します。

<港湾>

- 港湾においては、県内産業の振興を支援するため、経済性や利便性に優れる港湾施設の整備の推進、既存施設の維持管理に努めるとともに、荷主企業、国内外の船社への訪問活動や懇談会などのポートセールス活動を通して港湾利用者から多様なニーズを収集し、定期航路の拡充など港湾サービスの向上に努めます。
- 水際線が有する明るく開放的な魅力を活用したにぎわい空間の創出を図ります。
- 交付金を活用した観光拠点周辺の社会資本整備支援を実施し、交流人口拡大を推進します。
- 脱炭素社会の実現に向けて、臨海部産業との連携等を通じてCNPの形成を推進します。

<漁港>

- 漁港においては、県内の水産業の振興を支援するため、安全で使いやすい漁港施設の整備の推進、既存施設の維持管理に努めます。
- 漁港を活用した新たな交流拠点とするなどの地域の取組みを支援し、港とまちが一体となる地域づくりを応援します。

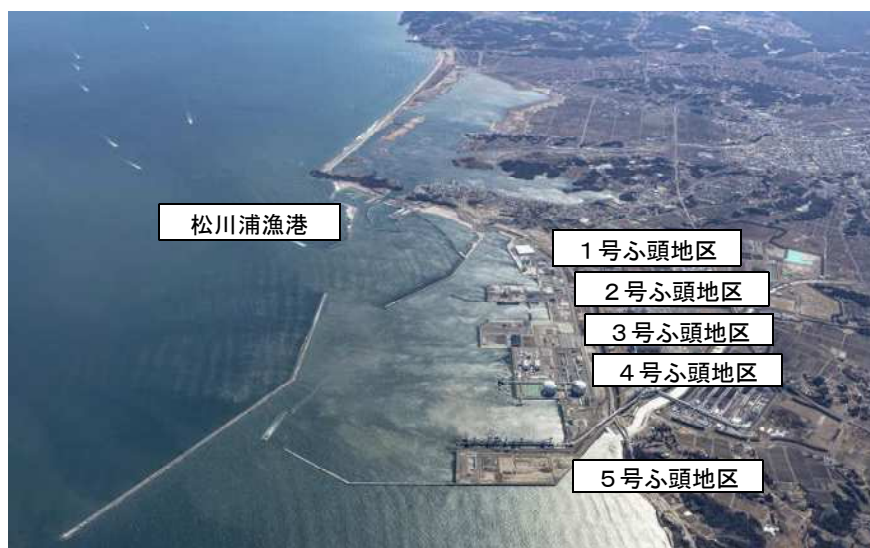
実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
国土の保全と海浜利用の向上に対する海岸環境施設整備 海岸環境の整備	漁港事業費 【交付金事業 (漁港)】	107,100	漁港海岸における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港海岸環境の整備を行います。 (1) 漁港海岸環境整備事業 C=107,100千円
地域産業の振興と国際物流を支える港湾整備及び利用促進 重要港湾、地方港湾の整備	国直轄港湾事業費負担金	2,151,000	港湾施設整備のうち、基幹となる施設の整備を国が行います。 (1) 小名浜港 防波堤(沖)等 (2) 相馬港 防波堤(沖)
	ふ頭埋立造成費	315,000	小名浜港マリーナにおける安全確保や、海洋性レクエーションを通じた賑わい空間創出を図るため、施設整備を行います。 (1) 小名浜港(マリーナ) C=315,000千円
	荷役機械建造費	63,000	安定した荷役機能を確認するため、既設荷役機械の更新に向けた検討を行います。 (1) 小名浜港 C=63,000千円
	港湾事業費 【交付金事業 (港湾)】	496,600	国際競争力の強化に向けた物流拠点の形成や老朽化施設の安全性確保のため、港湾施設の整備を行います。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
水産業の振興を支える 漁港整備 漁港の整備	港湾改良費	127,100	港湾施設の安全及び利用効果の向上を図るため、港湾施設の改良を行います。
	港湾維持管理費	211,518	港湾施設の適正な管理を図るため、維持補修を行います。
	港湾維持管理費(長寿命化)	700,000	港湾施設の安全確保や長寿命化を図るため、補修等を行います。
	港湾調査費	13,928	港湾施設の適正な管理や今後の利活用検討などに必要な調査等を行います。
	港湾計画調査費(補助)	44,000	港湾計画の見直しに向けた検討を行います。
	港湾管理費	110,728	港湾区域内及び港湾施設の適正な維持管理を行います。
	港湾統計調査費	629	港湾行政の基礎資料とするため、統計年表を作成します。
	港湾振興費	9,807	小名浜港及び相馬港の利用促進を図り、県内産業の振興に寄与するため、ポートセールス活動を行います。
	港湾保安対策費	398,040	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律により、港湾施設の保安対策を行います。
	漁港事業費【補助事業(漁港)】	317,100	防波堤の耐震・耐津波・耐浪化など漁港施設を整備することにより、漁業活動における安全性を向上させ、水産業の発展を支援します。
	漁港改良費	20,400	安全及び利用効果の向上を図るため、漁港施設の改良を行います。
	漁港維持管理費	91,099	漁港施設の適正な管理を図るため、維持補修を行います。
	漁港維持管理費(海岸漂着物)	6,000	海岸の適正な管理を図るため、海岸漂着物の除去を行います。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
災害復旧	漁港管理費	3,961	漁港区域内及び漁港施設の適正な維持管理を行います。
	漁港公共災害復旧事業	343,000	令和7年度に災害が発生し漁港施設が被災した場合、速やかに復旧します。
	港湾公共災害復旧事業	834,956	令和4年に発生した福島県沖地震に伴う港湾施設の災害復旧を実施します。また、令和7年度に災害が発生し港湾施設が被災した場合、速やかに復旧します。
	国直轄港湾事業負担金	102,400	令和7年度に災害が発生し港湾施設が被災した場合の直轄施工分の県負担金です。



小名浜港（いわき市）



相馬港（相馬市・新地町）

5 空港施設室

航空機の運航の安全性・定時性の確保と利用者にとって「安全・安心で快適な空港」を目指して、予防保全を重視した維持管理等に努め、適正な空港機能の保持を図ります。

○航空機や空港利用者の安全を確保するための安全・安心な空港づくり

- ・航空法などの関係法令に基づく適切な施設の維持管理
- ・福島空港維持管理・更新計画に基づく計画的な修繕と更新
- ・航空保安対策の徹底による危機管理体制の充実
- ・新基準に適合した滑走路端安全区域（RESA）の拡張

○空港の利活用による活力ある空港づくり

- ・「空の日」などの各種イベントによる空港PR

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
空港施設の整備	空港事業費	339,000	○空港整備に要する経費 ・滑走路端安全区域（RESA）整備事業
空港の管理・運営	空港管理運営費	364,931	○空港運営に要する経費 ・飛行場検査、保安検査等補助等 ・消防警備委託、空港ビル賃借料等
空港施設の維持管理	空港維持管理費	417,225	○空港土木施設、航空灯火施設等の維持管理に要する経費 ・空港土木施設管理事業 ・航空灯火・電気施設管理事業 ・空港除雪事業（ロータリ除雪車更新含む） ・電波障害対策施設管理事業 ・鳥害対策事業 ・松くい虫防除事業
	空港維持補修費	495,917	○空港土木施設の維持補修に要する経費 ○空港の現況を把握するための各種調査等 ・騒音影響調査事業 ・空港周辺水質調査事業 ・路面性状調査事業 ○航空機の安全な離着陸を確保するための施設更新事業 ・滑走路舗装更新事業 ・航空灯火LED化更新事業



福島空港



空港滑走路の除雪状況



消火救難総合訓練の実施状況



航空機の展示状況（空の日）

都 市 総 室

(都市計画課、まちづくり推進課、下水道課)

I 業務目標

<基本方針>

- 1 **【危険な盛土の抑止等に向けた取組の推進】**
盛土の崩壊等による災害を防止するため、危険な盛土の抑止等に向けた取組を推進します。
- 2 **【都市計画の推進】**
持続可能な共生社会の構築に向け、各種都市計画の取組を推進します。
- 3 **【復興祈念公園整備の推進】**
国と連携しながら、復興祈念公園の整備を着実に推進します。
- 4 **【街なか道路整備の推進】**
まちのにぎわいや、交流を支える街なか道路の整備を推進します。
- 5 **【公園施設更新の推進】**
都市公園利用者の安全・安心確保のため、公園施設の更新・維持管理を推進します。
- 6 **【地域づくりの推進】**
風土や地域資源などを活用し、交流人口拡大を図るための地域づくりを地域住民等とともに推進します。
- 7 **【下水道整備の推進】**
公共用水域の水質保全と清潔で快適な生活環境の確保のため、老朽化した流域下水道施設の改築・更新を進めるとともに公共下水道の整備を促進します。
また、放射性物質に汚染された下水汚泥を適正に処理します。

II 各課の基本方針と事業計画の概要

1 都市計画課

- 盛土等による災害を防止するため、盛土規制法による規制の実効性を高め、不法・危険盛土等の抑止を図ります。
- 「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念とし、都市と田園地域等が共生する都市や地域特性に応じたコンパクトな都市、ひと・まち・くるまが共生する都市を実現するため、以下の取り組みを推進します。
 - ・都市計画区域マスタープラン等に定める土地利用、都市施設、市街地開発事業等に係る都市計画の推進に適切に対応できるよう、都市計画図の基図となる地形図を作成します。
 - ・都市の賑わいや田園地域の活力維持等を目指した都市政策を推進するため、県北、県中、会津都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しに取り組みます。
 - ・都市計画法第6条に基づき、都市計画区域における人口規模や土地利用等の現況及び将来見通しについて都市計画基礎調査を行うとともに、オープンデータ化や3D都市モデルへの対応等を推進します。
 - ・本県都市づくりの理念を踏まえながら、都市機能の拡散の抑制、自然的環境の保全、地域コミュニティの維持など、都市づくりと連動した開発許可制度の運用を推進します。
 - ・県屋外広告物条例に基づき、市町村と連携して屋外広告物・屋外広告業に対する適切な規制や誘導等により、良好な景観形成や公衆に対する危害防止を図ります。
 - ・まちづくりの観点等を重視し、長期未着手となっている都市計画道路等を市町村と共に適切に見直します。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
都市計画の策定	都市計画推進費	25,618	市町と連携し都市計画図の基図となる地形図を作成します。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、並びに区域区分の方針の策定を行います。
	都市計画総務事業費 【都市計画審議会事業等】	2,745	都市計画の決定等に係る事項を調査審議するための福島県都市計画審議会等を実施します。 ・都市計画審議会事業等
開発行為等の規制	都市計画総務事業費 【開発規制事業】	889	市街化調整区域における開発行為等を開発審査会の議を経て許可します。 ・周辺の市街化を促進するおそれ無く、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適当な開発行為等
盛土規制法による規制	都市計画総務事業費 【盛土規制事業】	37,610	盛土規制法に基づき、不法・危険盛土等を監視するため各建設事務所に盛土監視員を設置する。
	都市計画総務事業費 【盛土緊急対策事業】	20,000	客観的な根拠に基づき盛土規制法による行政処分（勧告、改善命令、監督処分）を行うためには、危険性の疑いがある盛土等の「危険性の判断」を行う必要があり、そのための調査を行います。
屋外広告物の規制・誘導	都市計画総務事業費 【屋外広告物取締事業】	3,914	良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の設置等に関して、必要な規制・誘導を行います。 ・屋外広告物取締事業
街路調査事業	街路調査費	10,000	まちづくりの観点等から都市計画道路網の検証を行い都市計画道路網見直し計画の策定や、都市計画の変更に向けた資料作成等を実施する。 ・長期未着手都市計画道路見直し事業

2 まちづくり推進課

「地域住民が主役」の未来に希望が持てる、個性ある美しいまち（地域）づくりの実現のため、以下の取組を実践します。

- ・東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に復興祈念公園を整備します。
- ・地域に真に必要なものを地域の人々と「ともに考え、ともにづくり、ともに育む」の視点に立ち、まちづくりの在り方や計画策定、各種事業に対し助言や支援を行います。
- ・地域づくりに積極的に取り組む地区において、連携・協働・役割分担のもと、ソフト・ハード両面から支援する元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業等の地域づくり事業を推進します。
- ・都市の土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新に資するため、市町村及び組合が事業主体となる土地区画整理事業を促進します。
- ・市町村が地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性ある持続可能なまちづくりを実現するため、都市再生整備計画事業の活用を促進します。
- ・市街地における円滑な交通の確保に加え、街並み景観の保全・形成や市街地の活性化支援、地域アメニティの向上など、機能的な都市活動を支え、安全で快適な生活を育む街なか道路の整備を推進します。
- ・都市における緑地の保全と緑化の推進、都市公園の良好な維持管理を図るとともに、老朽化した施設の更新等を進めます。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
復興祈念公園の整備	都市公園事業費(再生・復興) 【復興祈念公園整備事業】	2,066,166	東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に復興祈念公園を整備します。 国営追悼・祈念施設へ来園者を誘導する公園橋や受付・案内機能を持つ管理棟、案内サインを整備するなど令和7年度の完成に向け、事業の推進を図ります。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
まちづくりや地域づくりへの支援	地域づくり交流促進事業費	368,709	<p>地域の実情に応じた個性ある美しいまちづくりや地域づくりの推進、被災地域の復旧・復興においては、市町村や地域住民が、自らの地域の方向を総合的に考え、実行することが重要であり、県は、まちづくりの新たな視点の提示や情報提供、計画への広域的観点からの調整、円滑な進行のための支援・助言などに努め、これらサポート機能の一層の充実を図ります。</p> <p>本県の多彩な風土や観光資源、地域資源の活用などにより、「持続的成長が可能な地域づくり」及び「交流人口の拡大」に結びつく戦略を地域づくり団体・地域住民や市町村とともに策定しつつ、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハード両面から地域活性化のための仕掛けづくりと基盤整備を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気ふくしま地域づくり交流促進事業 中ノ沢熱海線（猪苗代町）外 計21地区 ・交付金事業（地域づくり） 国道459号（北塩原村）
ふくしまインフラツーリズム推進事業			<p>インフラ施設を観光資源として捉え、地域観光と結びつけたインフラツーリズムを推進することにより、県内の観光交流人口の拡大及びインフラへの理解促進を図ります。</p>
市街地整備 土地区画整理事業の推進			<p>都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善を行い宅地の利用の増進を図る土地区画整理事業を推進し、良好な生活環境を形成します。また、土地区画整理法の規定に基づき、個人、組合、市町村等が施行する土地区画整理事業の指導、助言、認可等を行います。</p>
市街地再開発事業の推進			<p>市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を推進します。また、都市再開発法の規定に基づき、個人、組合、市町村等が施行する市街地再開発事業の指導、助言、認可等を行います。</p>

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
都市再生整備計画 事業の推進			市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施する事業の推進に向け、支援、助言を行います。
まちなのにぎわいを支える街なかの道づくり 街なか道路の整備 (街路事業)	街路事業費 【補助事業(街路)】	668,870	道路整備と電線類の地中化等による無電柱化を一体的に実施し、街なか道路の整備を推進します。 ・(都) 須賀川駅並木町線 外 計5箇所
	街路事業費 【交付金事業費(街路)】	691,668	効率的で機能的な都市活動、まちなのにぎわいや交流、健全で文化的な都市活動を支える重要な都市基盤である街なか道路の整備を行います。 ・(都) 栄町大笹生線 外 計4箇所
	街路事業費 【街路事業】	103,880	街なかのにぎわいを支えるため、早急に整備する必要のある路線の事業進捗を図るため、補助事業及び交付金事業と併せて実施することにより、街なか道路の整備を推進します。 ・(都) 内環状線 外 計6箇所
緑とオープンスペースを確保する都市公園等の整備 都市公園の整備	都市公園事業費 【交付金事業(公園)】	346,950	都市住民の休憩、散策、運動等のレクリエーションの場を提供するとともに老朽化した施設の更新等を推進します。 ・あづま総合運動公園(福島市) 外 計6公園
	都市公園事業費 【地域脱炭素移行・再エネ推進事業】	18,000	都市公園への太陽光発電設備の導入、整備を行います。 ・あづま総合運動公園(福島市) 外 計2公園
	公園事業費	39,755	交付金事業で対象とならない公園施設の整備を行います。 ・あづま総合運動公園(福島市) 外 計3公園
	地域振興費 【公共施設整備事業(公園)】	248,575	運動施設や管理備品等の整備・更新を行います。 ・あづま総合運動公園(福島市)

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
都市公園の維持管理	公園維持補修費	571,019	都市公園の施設の保全、計画的な補修等を実施します。 ・あづま総合運動公園(福島市) 外 計17公園
	都市公園管理費	1,110,841	都市公園の良好な維持管理を行います。 【指定管理公園】 ・あづま総合運動公園(福島市) ・逢瀬公園(郡山市) ・福島空港公園(須賀川市・玉川村) 【直営管理公園】 ・会津レクリエーション公園(会津若松市) ・東ヶ丘公園(南相馬市) ・いわき公園(いわき市)



被災状況



整備状況

防災緑地事業

原釜尾浜地区(相馬市)



元気ふくしま地域づくり交流促進事業
交流広場整備(いわき市小川地区)



ふくしまインフラリズム推進事業
R6ファミツアー(日中ダム)



あづま球場改修前



改修後

都市公園整備事業

あづま総合運動公園（福島市）



整備前



整備後

街路事業

（都）中央線外1線（伊達市）

3 下水道課

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全、資源の有効利用などの多種多様な役割を担っている重要な施設です。このため、下水道、農業集落排水、合併浄化槽等を含めた汚水処理構想である「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～（平成22年6月）」に基づき、市町村や汚水処理担当部局と連携し整備を進めるとともに、市街地の浸水被害の解消や下水汚泥の適正な処理処分を推進します。

- ・阿武隈川流域において、複数の市町村にまたがる効率的な下水道事業として、流域下水道事業を推進します。また、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の改築・更新を進め、永続的な運営に努めます。
- ・生活環境の改善や浸水被害の防除を図るため、市町村が実施する公共下水道事業を支援します。また、汚水処理事業の経営効率化のため、広域化・共同化の取組を促進します。
- ・流域下水道施設を適正かつ効率的に維持管理し、公共用水域の水質保全等に努めます。また、日々発生する汚泥を適切に処理します。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
<p>快適な生活環境を確保する下水道整備の推進</p> <p>1 流域下水道の整備</p>	<p>流域下水道事業 (資本的支出)</p>	<p>2,838,099</p>	<p>流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道(県北処理区、県中処理区、二本松処理区、田村処理区)の事業を実施します。</p> <p>・阿武隈川上流流域下水道(県北処理区) 福島市外1市2町で供用されており、流入量増加に伴う処理施設の増設及び処理施設の改築更新を進めます。 処理場：水処理施設ほか(改築更新) 揚水施設ほか(耐水化)</p> <p>・阿武隈川上流流域下水道(県中処理区) 郡山市外2市2町で供用されており、処理施設の改築更新を進めます。 処理場：揚水施設ほか</p> <p>・阿武隈川上流流域下水道(二本松処理区) 二本松市で供用されており、処理施設の改築更新を進めます。 処理場：水処理施設</p>

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
2 公共下水道の整備	下水道事業費 (市町村下水道事業費等補助金)	36,893	<p>・阿武隈川上流流域下水道（田村処理区） 田村市で供用されており、処理施設の改築更新を進めます。 処理場：揚水施設</p> <p>県内における下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に対して財政支援を行います。 下水道事業費補助（R7年度対象市町村） ・公共下水道事業：13市町</p>
	下水道調査費 (都道府県構想見直し策定業務)	12,440	<p>県構想は、県内全域を対象とした効率的な汚水処理施設の整備に関する総合的なマスタープランであり、新たに策定された広域化・共同化計画及び震災後の社会情勢の変化と人口減少等を踏まえた構想に見直しを行います。</p>
3 下水道の広域化 ・共同化の推進			<p>県内の汚水処理事業の広域化・共同化を支援します。</p>
下水道施設の維持管理 流域下水道の 維持管理	流域下水道 事業 (収益的支出)	4,891,285	<p>県北、県中、二本松、田村処理区 各浄化センター、ポンプ場及び幹線管渠の適正かつ効率的な維持管理を図ります。</p>
	下水汚泥放射 能対策事業	319,909	<p>放射性物質を含む下水汚泥の放射能濃度を測定し、適切な処理・処分を実施します。</p>



阿武隈川上流流域下水道事業

県中処理区 県中浄化センター（郡山市）全景

建築総室

(建築住宅課、建築指導課、営繕課)

I 建築総室の基本方針

東日本大震災以降の急激な人口減少や少子高齢化など本県特有の課題、温暖化による気候変動など地球規模の課題に対応しつつ、地方創生や頻発する自然災害からの生活再建など復興のフェーズを次の段階へと進めていくため、県住生活基本計画の3つの基本方針である ①住宅ストックの質と量の適正化、②安全・安心、③地方創生・復興に基づき、各種施策を推進します。

＜建築総室の業務目標（施策展開の方向性）＞

① 住宅ストックの質と量の適正化

本県では、東日本大震災及び原発事故からの生活再建のため数多くの住宅が建設された一方、人口減少により住宅ストックの余剰が進んでいることから、住宅ストックの質の向上と量の適正化を図るため、空き家の改修・除却、住宅の耐震化や省エネ化など良質な居住環境の形成を支援するとともに、公営住宅の長寿命化やバリアフリー化などに取り組みます。

- 空き家の改修や除却など空き家活用への支援
- 住宅の耐震化や省エネ化など住宅性能の向上への支援
- 県営住宅の改善、適正な維持管理

② 安全・安心

豊かな住生活の実現と持続可能な地域づくりに向けて、安全・安心で快適な住宅・建築物の整備、低額所得者や高齢者等の居住の安定を確保するための住宅セーフティネット制度の更なる普及促進、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた住宅・建築物の省エネ化、再エネの導入、県産木材の活用などを進めます。

- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保への支援
- 建築関係法令の遵守の徹底
- 省エネルギー住宅や県産木材を活用した住まいづくりへの支援
- 災害に強い住まいとまちづくりや中心市街地の活性化への支援
- 県有建築物の整備、適正な維持管理
- 環境に配慮した建築物の整備促進

③ 地方創生・復興

東日本大震災以降、若年層の流出や少子高齢化が加速したことから、若者や子育て世帯の移住・定住等を促進するため、移住者・二地域居住者、子育て世帯等に対する住宅取得や空き家の活用、新婚・子育て世帯に対する家賃負担の軽減策など地方創生の取組を推進します。

また、頻発する自然災害による被災者の住宅再建や復興公営住宅の適正管理など住まいの復興・再生に取り組みます。

- 県営住宅の空き住戸を活用した若者等への住宅提供
- 民間賃貸住宅に入居する新婚・子育て世帯への重点支援
- 移住者や二地域居住者が行う住宅取得・空き家改修への支援
- 子育ての段階に応じた快適な居住環境づくりへの支援
- 復興公営住宅や借上げ住宅等の適正管理

II 建築総室の行動基準

＜建築総室スタンダード＞

○私たちは、社会と県民のニーズに的確に応え、地域に根ざした、より良い建築をつくります。

私たちは、カーボンニュートラルやZEB、木造化など建築・住宅を取り巻く状況を敏感に感じ取り、社会や県民のニーズに的確に応え、ハードとソフトの両輪で、地域の文化や風土等に融合した、より良い建築・住宅づくりに取り組みます。

○私たちは、感謝の気持ちを忘れずに、チームワークを発揮してチャレンジします。

私たちは、周りの方々への感謝の気持ちを持ちながら、職員が一丸となり、チームワークを発揮して、新たな取組や困難な課題に挑戦します。

III 各課の基本方針と事業計画の概要

1 建築住宅課

更なる人口減少や少子高齢化など本県特有の課題に対応しつつ、地方創生や次のステージへの復興、住まいの防災・減災対策を進めるため、県住生活基本計画に基づき、豊かな住生活の実現に向けて住宅施策を推進します。

○既設県営住宅について、適正かつ効率的な管理を施策の基本とし、低額所得者や高齢者、子育て世帯など居住の確保が困難な世帯が入居できる戸数を確保するとともに、指定管理者との連携により、県民への更なるサービス向上と適正な家賃徴収に努めます。

○優れた建築物等を表彰し、建築文化の向上とまちづくりに対する意識の高揚を図ります。

○原子力災害により避難された方々の快適で安全・安心な居住環境を確保するため、復興公営住宅を適正に管理します。

○県内への移住・定住の促進や若年単身者の自立を支援するため、県内への移住検討者及び就労サポート機関の支援を受けて就職した若者に、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供します。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
① 住宅ストックの 質と量の適正化	1) 県営住宅の 長寿命化	1,659,013	県営住宅の長寿命化を図るため、改善事業を実施し、住宅に困窮する低額所得者等に対し、快適で安全・安心な住宅を公平かつ的確に、低廉な家賃で供給します。 ・内部改善、外壁改修等 30団地
	2) 県営住宅等の管理	920,041	県営住宅の管理に要する経費 ・管理戸数 7,912戸
	共同施設費	101,229	県営住宅の駐車場等の管理に要する経費
	特別県営住宅 管理費	5,897	特別県営住宅及び準県営住宅の管理に要する経費 ・管理戸数 特別県営住宅 106戸 準県営住宅 21戸

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
② 安全・安心	1) 住宅政策の推進	156	住生活基本計画及び高齢者居住安定確保計画に基づき、住宅政策を総合的・計画的に推進します。
	2) 建築文化の推進	1,665	文化の香り高い魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図るため、地域の周辺環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰します。 また、住宅に対する顕彰制度を支援します。
		2,427	本県の魅力的で評価の高い近・現代建築物を集約して広く発信し、建築業に携わる将来の担い手の確保・育成に繋がります。
3) 被災した県営住宅の復旧	県営住宅 災害復旧費	100,000	令和7年度に災害が発生した場合に被害を受けた県営住宅の復旧を行います。
③ 地方創生・復興	1) 移住・定住の推進	15,040	県内への移住・定住や若年単身者の自立を支援するため、県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供します。 ・提供戸数 30戸
	2) 避難者向け住宅対策	227,104	管理市町村からの要請により応急仮設住宅の撤去等を行います。
	3) 復興公営住宅の管理	759,717	復興公営住宅の管理に要する経費 ・管理戸数 4,389戸
	共同施設費 (再生・復興)	43,581	復興公営住宅の駐車場等の管理に要する経費



帰還者向け災害公営住宅等(双葉町駅西住宅)

2 建築指導課

東日本大震災、令和元年東日本台風及び福島県沖地震で被災された方々の住宅再建を果たすため、建築関係団体や民間の確認検査機関等と連携した取組を推進するとともに、県内の住宅関連産業や住まいづくりに取り組む団体を支援します。

また、安心して住宅や建築物を取得・利用できる環境や活力ある地域社会の形成を目指し、関係部局や市町村、建築住宅関係団体等と連携し、各種施策に取り組みます。

- 中心市街地の空洞化や過疎・中山間地域の人口減少等により、街なかや地域の活力・にぎわいが失われつつあることから、空き家の利活用や、地域特性に配慮した住環境の整備を促進し、個性と魅力ある地域づくりを支援します。
- 地震などの災害に強い住宅・建築物づくりや二次災害を防ぐための支援を進め、安全・安心な地域づくりを促進します。
- 住宅の省エネルギー化や高齢者の健康増進等を図るため、住まいの断熱改修等を支援します。
- 建築基準法、耐震改修促進法、宅地建物取引業法等の建築関係法令の施行等については、市町村、指定確認検査機関及び関係団体等と連携し、建築確認検査業務の適性で効率的な執行、完了検査や定期報告の徹底、耐震診断・耐震改修や適正な不動産取引を促進します。
- 県内の工務店・設計者等の技術力向上等の取組を支援し、県産材など地域資源を活用した地域循環型の住まいづくりを促進します。
- 地域住宅関連産業の活性化を目的として、林業、製材業、工務店、設計事務所等が連携した住まいづくりを応援します。
- 住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることを目的として、住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を行う市町村を支援します。
- 既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、公共の福祉に寄与する市街地再開発事業等を支援します。
- 子育て環境や高齢者見守り等の充実を図るため、親世帯と子育て世帯が同居・近居する住まいづくりを支援します。
- 子育て支援、移住・定住の促進や被災者等の住宅の再建・確保等を図るため、市町村・建築関係団体等と連携しながら良質な住宅の取得や入居に必要な改修等を支援します。
- 東日本大震災等で被災された方々向けの借上げ住宅の家賃支払い等を行います。

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
① 住宅ストックの質と量の適正化			
1) 空き家を活用した復興の促進	空き家活用推進費	114,908	空き家を活用した住環境整備を支援します。 ・県外からの移住者・二地域居住者、県内の子育て・新婚世帯の空き家改修等に補助する市町村への補助 ・市町村が取り組む空き家対策への補助
2) 災害に強い住まいづくり	民間住宅等対策費	29,238	安全・安心な住まいづくりを支援します。 ・木造戸建て住宅の耐震診断、耐震改修等及びブロック塀等の耐震化への補助
3) 省エネルギーに配慮した住まいづくり	民間住宅等対策費	46,891	省エネルギー住宅への改修を支援します。 ・既存戸建て住宅の断熱化及び住宅設備高効率化の改修等への補助

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
② 安全・安心	1) 住宅や建築物の取得・利用環境の確保（建築・住宅関連法の施行）	20,375	建築関係法令の適正な執行により、建築物の安全確保・質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資します。 (1) 建築審査会及び建築士審査会の運営 (2) 建築確認、許可、完了検査 (3) 違反建築物防止週間及び防災週間の実施 (4) 建築行政共用データベースシステムの運用 (5) 被災建築物応急危険度判定士制度の整備 (6) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (7) 建築士事務所の立入指導 (8) 長期優良住宅建築等計画の認定 (9) 低炭素建築物新築等計画の認定 (10) 建築物省エネ性能向上計画の認定
	2) ふくしま型の住まいづくり	45,200	良質なふくしま型木造住宅の普及促進と地域住宅産業の活性化を支援します。 ・県産木材及び地元工務店を活用した住宅建設等へのポイント交付 ・工務店等の担い手対策等の取組への補助
	3) 建築物の耐震化の促進（民間大規模建築物等への支援）	39,200	民間大規模建築物等の耐震化を支援します。 ・大規模建築物や緊急輸送路沿道建築物等の耐震補強設計・耐震化への補助
	4) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保	32,189	子育て世帯や高齢者など住宅の確保に配慮を要する方々の居住の安定を図るため、市町村とともに賃貸住宅の家賃や改修費等を補助します。
	5) 市街地再開発事業等への支援	879,564	中心市街地の活性化やまちなか居住環境を形成する事業を支援します。
③ 地方創生・復興	1) 多世代が同居・近居する住まいづくり	78,896	多世代が同居・近居する住まいづくりを支援します。
	2) 移住・定住者への住宅取得の支援	80,500	県外からの移住・定住を促進するため、良質な住宅の取得を支援します。
	3) 被災者向け住宅対策	282,048	東日本大震災の被災者に対し、災害救助法に基づき借上げ住宅の賃料支払等を行います。

■補助事業の活用事例



空き家の活用（内観）



移住者の住宅取得



まちなか居住環境の形成

3 営繕課

地方創生と次のステージへの復興を進めていくため、拠点施設の整備や県有建築物の省エネ・再エネ化・ZEB化と木造化・木質化の推進に取り組むとともに、次世代に継承できる質の高い県有建築物「永く生きる建築」を目指し、適正な整備や保全を計画的・効率的に進め、県民が安全・安心で快適に利用できる公共空間を創造します。

- 担当部局と連携を密にしながら、県民の多様なニーズや社会的要請に的確に対応した県有建築物の整備に努めます。
- 防災拠点施設や避難施設などの重要な県有建築物について、「県有建築物の非構造部材減災化計画」に基づき減災化を推進します。
- エネルギー消費量の削減目標を示す「再エネ・省エネ推進建築物整備指針」や「福島県ZEBガイドライン」により、環境負荷の少ない県有建築物の整備を推進します。
- 施設管理部局と連携を密にしながら、適正な保守・点検や劣化・老朽化対策等を計画的・効率的に進め、県有建築物の長寿命化を図ります。
- 木材の利用による快適な生活空間の創造と「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、農林水産部と連携しながら中大規模県有建築物等の木造化・木質化を促進します。
- 高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全に安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき県有建築物の整備に努めます。
- 国庫補助事業や県費補助事業を活用した建築物などの整備が適正に進むよう、設計審査、遂行状況調査及び成果確認調査により、担当部局や市町村などの取組を技術支援します。

(1) 営繕課予算事業

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
② 安全・安心			
1) 県有施設の維持 保全	県有施設管理費	350,467	適切なストック管理による長寿命化を推進し、合同庁舎、職員公舎及び出先庁舎の維持保全を図るため、各施設の小修繕、法定検査、保守点検及び補修工事を実施します。
2) 中大規模県有建築物等の木造化・木質化の促進	県有施設管理費	745	県有建築物はもとより市町村や民間の中大規模建築物の木造化・木質化の促進に向けて、「ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン」の考え方や検討手法等を普及啓発します。

(2) 他部局等からの受託事業

(令和7年2月18日現在)

実施事業	事項名	予算額 (千円)	事業概要
受託営繕・土木工事の 監理・監督 県有施設(県営住宅 及び災害公営住宅を 除く)の整備等	—	27,619,039	受託事業の件数、金額及び主な内容等は次の とおり。

ア 営繕・土木工事の受託状況

(単位：千円)

内 容	委 託		工 事		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総務部	23	198,903	13	7,157,637	36	7,356,540
危機管理部	3	5,734	3	192,232	6	197,966
企画調整部	4	8,905	11	3,007,200	15	3,016,105
生活環境部	1	6,000	11	429,880	12	435,880
保健福祉部	7	31,586	16	776,413	23	807,999
商工労働部	6	20,550	4	750,677	10	771,227
農林水産部	8	21,812	12	576,719	20	598,531
土木部	21	311,408	56	5,702,063	77	6,013,471
企業局	0	0	0	0	0	0
病院局	4	166,523	3	751,559	7	918,081
教育庁	70	605,965	84	5,394,645	154	6,000,610
警察本部	19	70,063	28	1,432,566	47	1,502,629
合計	166	1,447,449	241	26,171,590	407	27,619,039

※表示単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある

イ 主な受託事業(設計)

委託名	項 目	所在地	設計概要
福島西・福島北高等学校統合再編事業基本・実施設計委託		福島市	新築 2階建 約2,300㎡
須賀川支援学校災害復旧工事基本・実施設計委託		須賀川市	増築 RC+W造 地下1階地上2階建 約2,100㎡ 外
船引・小野高等学校統合再編事業基本・実施設計委託		田村市	新築 RC+W造 2階建 約3,650㎡
出土品収蔵庫整備基本・実施設計業務委託		白河市	新築 RC+W造 1階建 約1,050㎡
双葉地域における中核的病院		大熊町	新築 構造・規模 未定

ウ 主な受託事業（工事）

工事名	項 目	所在地	工事概要
福島県郡山合同庁舎整備工事		郡山市	庁舎新築 RC+S+W造 3階建 10,814㎡
くろがね小屋建替工事		二本松市	新築 W+RC造 地上2階地下1階建 436.76㎡
須賀川農業普及所庁舎新設整備工事		須賀川市	庁舎新築 W造 1階建 586㎡
復興祈念公園管理棟新築工事		双葉町	管理棟新築 RC造 1階建 909.84㎡
安達地区特別支援学校小中学部新築工事 （あだち支援学校二本松校舎）		二本松市	新築 RC+S造 2階建 5,689.86㎡
南会津地区特別支援学校整備工事		南会津町	新築 W造 2階建 約2,240㎡
宮下病院建替え造成工事		三島町	病院新築に伴う造成工事 調整池の設置 V=約280m3
文化センター空調設備改修工事		福島市	空調設備改修 SRC造 地上4階地下1階建 11,437.99㎡
農業短期大学校施設統合整備工事		矢吹町	食堂棟増築・厨房改修 既存部：RC造 1階建 398.4㎡ 増築部：S造 1階建 92.25㎡
あづま総合体育館メインアリーナ天井改修		福島市	天井改修（減災化・LED化） RC造 3階建 天井面積A=4,268㎡
岩瀬農業高校大規模改修工事		鏡石町	大規模改修 RC造 3階建 822㎡
光南高校大規模改修工事		矢吹町	大規模改修 RC造 3階建 1,782㎡
猪苗代高校大規模改修工事		猪苗代町	大規模改修 RC造 4階建 5,559㎡



■福島県郡山合同庁舎（郡山市）【工事中：令和8年3月竣工予定】

（3）市町村等が実施する国・県補助事業の技術審査等事務

（令和7年2月1日現在）

部 局	企画調整部	保健福祉部	農林水産部	合 計
件 数	6	40	9	55
事業費（千円）	1,059,698	15,723,783	40,861,588	57,645,069



■くろがね小屋（二本松市）
【工事中、令和10年11月竣工予定】



■県中農林事務所須賀川農業普及所（須賀川市）
【工事中、令和7年7月竣工予定】



■復興祈念公園管理棟（双葉町）
【工事中、令和7年10月竣工予定】



■あだち支援学校二本松校舎（二本松市）
【工事中、令和7年5月竣工予定】



■南会津支援学校（南会津町）
【工事中、令和8年2月竣工予定】



■宮下病院（三島町）
【造成工事発注予定】

V 資 料 編

V-1 福島県の状況

項 目		単 位	福島県	全国	順位	統計年月日
土地	面積	km ²	13,784.39	377,974.79	3	R5.10.1
人口	人口	人	1,790,181	124,946,789	21	R4.10.1
	人口密度	人(1km ² 当たり)	129.9	330.6	40	R4.10.1
	年少人口割合	%(15歳未満÷総人口)	11.0	11.6	37	R4.10.1
	生産年齢人口割合	%(15~64歳÷総人口)	56.3	59.4	25	R4.10.1
	老年人口割合	%(65歳以上÷総人口)	32.7	29.0	19	R4.10.1
	総世帯数	世帯	787,177	58,493,428	23	R5.1.1
	一世帯当たり人員	人	2.29	2.09	9	R5.1.1
	合計特殊出生率	—	1.27	1.26	32	令和4年
医療	医師数	人(10万人当たり)	205.7	256.6	44	R2.12.31
	医療施設数	施設(10万人当たり)	131.2	144.9	34	R4.10.1
農林 水産業	耕地面積	百ha	1,345	42,970	7	R5.7.15
	農業産出額	億円	1,913	88,600	17	令和3年
	販売農家数	戸	41,060	1,027,892	3	R2.2.1
工業	事業所数	事業所	3,279	176,858	19	R3.6.1
	従業者数	人	154,274	7,465,556	20	R3.6.1
	製造品出荷額等	億円	47,670	3,020,033	22	令和2年
商業	事業所数	事業所	19,975	1,228,920	18	R3.6.1
	従業者数	人	152,062	11,397,130	21	R3.6.1
	年間商品販売額	億円	46,513	5,398,139	20	令和2年
所得	一人当たり県民所得	千円	2,833	3,123	21	令和2年度
	県内総生産(名目)	億円	78,286	5,587,783	20	令和2年度
財政	県普通会計歳入決算額	百万円	1,458,027	68,324,335	10	令和3年度
	県普通会計歳出決算額	百万円	1,397,493	66,324,162	11	令和3年度
	県財政力指数	—	0.513	0.494	19	令和4年度

「福島県企画調整部統計課編：一目でわかる福島県の指標から作成」

V-2 福島県の社会資本整備状況

区分	指標項目	福島県	全国	順位	統計年月日	
道路	道路延長(国道、県道、市町村道)	39,115km	1,221,219km	7	R4.3.31	
	道路改良率(国道、県道、市町村道)	62.7%	64.0%	30	R4.3.31	
	道路整備状況 (改良率) 幅員5.5m以上	一般国道(県管理分)	82.9%	88.1%	38	R4.3.31
		主要地方道	78.0%	80.1%	27	R4.3.31
		一般県道	52.8%	63.9%	36	R4.3.31
		県道計	64.1%	71.2%	33	R4.3.31
		市町村道	59.3%	60.1%	29	R4.3.31
		道路整備状況 (舗装率) 簡易舗装含まない	一般国道(県管理分)	77.4%	88.8%	42
	主要地方道	71.6%	76.5%	34	R4.3.31	
	一般県道	43.5%	58.9%	40	R4.3.31	
	県道計	56.1%	66.7%	38	R4.3.31	
	市町村道	11.9%	18.9%	36	R4.3.31	
	歩道設置道路実延長	4609.7km	183,976km	-	R4.3.31	
無電柱化整備延長	113.3km	-	-	R6.3.31		
河川港湾	河川改修率	48.7%	-	-	R6.3.31	
	海岸保全整備率 (水管理・国土保全局、港湾局、水産庁)	92.0%	-	-	R5.3.31	
	土石流危険渓流整備率	22.1%	-	-	R6.3.31	
	地すべり危険箇所整備率	44.4%	-	-	R6.3.31	
	急傾斜地崩壊危険箇所整備率	37.9%	-	-	R6.3.31	
都市	都市計画街路整備率	68.2%	67.7%	19	R5.3.31	
	都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積	15.0m ²	12.7m ²	17	R5.3.31	
	下水道処理人口普及率	56.0%	81.4%	40	R6.3.31	
	汚水処理人口普及率	87.1%	93.3%	33	R6.3.31	
建築	新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	87.1%	87.0%	-	H30.10.1	
	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	43.2%	42.0%	-	H30.10.1	
	一定の省エネルギー対策を講じた住宅の比率	38.0%	-	-	H30.10.1	
	新築住宅における住宅性能表示の実施率	37.4%	-	-	R6.3.31	
	住宅の利活用期間	約31.5年	-	-	H30.10.1	

V-3 令和6年度 受賞・表彰事業一覧

(単位:百万円)

受賞・表彰名	工事名等	箇所	所在地	事業費	事業内容
東北地方整備局管内業務発表会奨励賞	福島県農業総合センター畜産研究所 乳牛施設整備 工事報告	福島県農業総合センター畜産研究所	福島県福島市荒井字地蔵原甲18番地	—	マネジメント
福島県優良土木・建築工事表彰	道路橋りょう整備(交付)工事(道路改良)	国道401号	大沼郡会津美里町松坂地内	358	道路改良工
	道路橋りょう整備(帰還)工事(改良舗装)	井手長塚線	双葉郡双葉町大字下羽鳥地内	315	道路改良舗装工
	道路橋りょう整備(交付)工事(舗装)	吉間田滝根線	田村郡小野町大字小野新町地内	355	舗装工
	道路橋りょう整備(交付)工事(舗装)	国道118号	南会津郡下郷町大字高隴地内	109	舗装工
	河川(補助)工事(橋梁上部)	逢瀬川筋	郡山市桜木一丁目地内幕ノ内橋	95	橋梁上部工
	やさしい道づくり推進工事(歩道)	二本松安達線	二本松市郭内一丁目地内	40	補導工
	河川(補助)工事(護岸)	谷田川筋	郡山市田村町金屋地内	223	護岸工
	河川災害復旧助成工事(掘削工)	夏井川筋	いわき市平下平窪字寺内地内外0	2,258	掘削工
	河川災害復旧助成工事(掘削工)	夏井川筋	いわき市平中平窪字向川原地内外	1,654	掘削工
	砂防施設工事(擁壁)	樋ノ口2号	白河市大信下小屋地内	29	場所打擁壁工
	砂防(交付)工事(砂防えん堤)	宮ノ沢	南会津郡南会津町丹藤地内	321	本堤工
	道路橋りょう維持(防災)工事(落石対策)	国道121号	南会津郡南会津町田島地内	107	落石防護柵工
	ダム(補助)工事(千五沢ダム改築)	北須川筋	石川郡石川町大字母畑地内 千五沢ダム	7,597	流入部洪水吐き改築工
	道路橋りょう維持(防災)工事(応急盛土)	久之浜港線	いわき市久之浜町久之浜地内	62	応急盛土工
	福島県立こころの医療センター(仮称)新築(建築)工事	福島県立ふくしま医療センター ころの杜	西白河郡矢吹町滝八幡地内	4,564	建築工
	尾瀬沼園地旧保護官事務所改修工事	尾瀬国立公園	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳 地内(尾瀬国立公園)	206	改修工
	道路橋りょう整備(再復)工事(建築)	いわき上三坂小野線	いわき市添野町猿田地内	347	建築工
	会津農林・耶麻農業高校再編整備工事(新学科実習棟・建築)	会津農林高等学校	河沼郡会津坂下町字曲田地内	124	建築工
	畜研乳牛施設整備0402工事(電気)	畜産研究所	福島市荒井字地蔵原地内	117	電気設備工
	太陽の国かしわ荘新築(電気)工事	太陽の国	西白河郡西郷村大字真船地内	247	電気設備工
太陽の国かしわ荘新築(機械)工事	太陽の国	西白河郡西郷村大字真船地内	346	機会設備工	
県営住宅改善工事(内部改善)	松風の里団地	白河市鬼越地内(松風の里団地)	116	内部改善工	

受賞・表彰名	工事名等	箇所	所在地	事業費	事業内容
福島県優良 土木・建築 工事表彰	太陽の国給食センター電気設備等 改修工事	太陽の国	西白河郡西郷村大字小 田倉地内	274	電気設備改修工
	公共災害復旧工事(道路)	福島吾妻裏磐梯 線	耶麻郡猪苗代町大字若 宮地内	62	道路災害復旧工
	公共災害復旧工事(護岸)	風来沢川筋	大沼郡金山町大字本名 地内	70	護岸工
	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	夫沢地区海岸外	双葉郡大熊町大字夫沢 地内	438	堤防工
	相馬高等学校校舎等災害復旧工事 及び体育館雨漏り修繕工事	相馬高等学校	相馬市中村字大手先 地内	159	公舎棟等災害復旧工
福島県優良 土木・建築 委託業務表彰	地質調査業務委託(道整・地活)	山本不動線	東白川郡棚倉町大字中 山本地内	8	地質調査
	道路環境調査業務委託(道整・交 付)	国道289号	南会津郡只見町大字叶 津地内	36	環境調査
	橋梁点検業務委託(道維・維補)	いわき浪江線外	双葉郡檜葉町大字大谷 地内外	10	橋梁点検
	測量設計業務委託(街路・街路)	栄町大笹生線	福島市南沢又地内	10	路線測量
	測量業務委託(河海維持)	南湖	白河市南湖地内	27	路線測量
	測量業務委託(河改・改良)	阿賀川	南会津郡南会津町丹藤 地内	5	用地測量
	設計業務委託(街路・補助(街路))	腰浜町庭坂線	福島市野田町地内	15	道路詳細設計
	測量設計業務委託(河川・交付)	東根川筋	伊達市保原町大立目地 内	12	道路詳細設計
	設計業務委託(道改・改良)	国道118号	岩瀬郡天栄村大字牧之 内地内	9	道路予備設計
	土砂洪水氾濫災害リスク調査業務 委託(砂防・交付)	石川土木事務所 管内	石川郡石川町大字双里 地内外	41	土砂・洪水氾濫調査
	測量設計業務委託(河改・改良)	阿武隈川外	西白河郡矢吹町陣ヶ岡 地内	24	護岸詳細設計
	設計業務委託(道改・調査)	北山会津若松線	会津若松市河東町広田 地内	5	道路予備設計
	設計業務委託(道改・改良)	会津若松裏磐梯 線	耶麻郡北塩原村大字檜 原地内	35	道路詳細設計
	設計業務委託(道維・補助)	黒磯田島線外	南会津郡南会津町栗生 沢地内外	62	橋梁補修設計
	設計業務委託(単災調査)	国道252号	南会津郡只見町大字田 子倉地内	68	橋梁設計
	測量設計業務委託(道整・帰還)	原町川俣線	南相馬市原町区下高平 地内	26	道路詳細設計
	単災調査業務委託(河海維持)	新川筋外	いわき市内郷内町地内 外	25	道路・河川災害査定設 計及び実施設計
	安達地区特別支援学校整備基本・ 実施設計委託	安達地区特別支 援学校	二本松市安達ヶ原1丁目 地内外	133	基本設計及び実施設 計
	福島県文化センター空調設備等改 修工事設計委託	福島県文化セン ター外	福島市春日町地内	15	改修設計

V-4 建設行政をめぐる新たな動き

1. 計画に関する事項

- (1) 福島県総合計画の策定244
- (2) 第2期福島県復興計画の策定244
- (3) 「福島県国土強靱化地域計画」について244
- (4) ふくしま創生総合戦略の策定245
- (5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～
について245
- (6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について248
- (7) 「ふくしま道づくりプラン」について248
- (8) 住宅・建築物の耐震化の促進について249

2. 財源に関する事項

- (1) 社会資本整備総合交付金について249
- (2) 防災・安全交付金について250
- (3) 県土の国土強靱化に向けた取り組みについて250
- (4) 公共施設適正管理推進事業債について251
- (5) 緊急自然災害防止対策事業債について252
- (6) 緊急浚渫推進事業債について252
- (7) 脱炭素化推進事業債について253
- (8) 「第1期復興・創生期間」までの復興事業について253
- (9) 「第2期復興・創生期間」以降の復興事業について254
- (10) 福島再生加速化交付金について255
- (11) 東日本大震災復興交付金について256

3. 各部門の重要施策

- (1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進256
- (2) 市町村合併支援道路整備事業の推進257
- (3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画257
- (4) 国際バルク戦略港湾258
- (5) 特定貨物輸入拠点港湾258
- (6) カーボンニュートラルポートの形成258
- (7) デジタル変革（DX）258

4. 関係する法律

- 福島復興再生特別措置法259
- 福島復興再生基本方針259
- 福島復興再生計画259
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画260
- 特定帰還居住区域復興再生計画261
- 東日本大震災復興基本法262

●東日本大震災復興特別区域法	262
●国土形成計画法	262
●社会資本整備重点計画法	263
●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について	264
●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について	264

V-4 建設行政をめぐる新たな動き

1. 計画に関する事項

(1) 福島県総合計画の策定

福島県では、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生に向けて、総合計画「ふくしま新生プラン」を平成24年12月に策定し、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に掲げ、一歩ずつ復興の歩みを進めてきました。

一方で、復興の進捗に伴う新たな課題の顕在化、人口減少、令和元年東日本台風等の頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症などは、復興・再生と地方創生に大きな影響を及ぼしています。

このような状況下においても、切れ目なく着実に復興・創生の歩みを進め、みんなで創り上げるふくしまの将来の姿として「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ（深化、進化、新化）する豊かな社会を実現するため、“世代を超えてつなぐ、ありたいふくしま”をイメージに「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標とした「福島県総合計画」を令和3年9月に策定しました。

(2) 第2期福島県復興計画の策定

復興計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨などの一連の災害からの復興に向けて、必要となる取組を総合的に示す計画です。

これまで、復興にあたっての基本的な方向を示した「復興ビジョン」（平成23年8月策定）及び「復興計画」（1次～3次）に基づき復興・再生に取り組んできましたが、着実に成果が現れてきた一方で、復興の進展に伴い新たな課題が顕在化するなど、いまだ深刻で複雑な課題が山積しています。

今後も、国・市町村と連携して復興・再生を切れ目なく着実に進めていくことを目指し、第2期福島県復興計画を令和3年3月に策定しました。

(3) 「福島県国土強靱化地域計画」について

法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本指針となるものです。

本県の国土強靱化地域計画は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、平成30年1月に策定しました。

これまでの主な改定内容としては、令和3年4月に、令和元年東日本台風等の検証等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のさらなる加速化・深化を図るための改定を、令和5年3月に、脆弱性評価（課題）や社会情勢等の変化（新型コロナ、DX等）を踏まえた改定を行っています。

なお、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正、7月に国土強靱化基本計画が改定され、国の国土強靱化施策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定化されたことなどを踏まえ、令和7年度に地域計画の改定を行う予定です。

(4) ふくしま創生総合戦略の策定

平成27年に「福島県人口ビジョン」及び「ふくしま創生総合戦略」を策定し、これまで10年間の地方創生の取組を踏まえ、福島で生まれ、学び、働き、暮らすことを誇りに感じられる県づくりを進めるため、『連携・共創による「福島ならではの」県づくり』を基本理念に、新たな「ふくしま創生総合戦略」を令和7年3月に策定しました。

基本目標として、(1)一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと)、(2)あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)、(3)若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)、(4)国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)を設定し、4つの基本目標ごとに実施する以下の基本施策を積極的に推進します。

基本目標 1	<p>一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと)</p> <p>【基本施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実 2 健康長寿社会の実現 3 教育の充実 4 誰もが活躍できる社会の実現
基本目標 2	<p>あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)</p> <p>【基本施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 2 環境と調和・共生する暮らしの実現 3 過疎・中山間地域の振興
基本目標 3	<p>若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)</p> <p>【基本施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 働き方改革の推進 2 若者の定着・還流の促進 3 中小企業等の振興 4 新産業の創出、企業誘致、起業・創業の推進 5 農林水産業の成長産業化
基本目標 4	<p>国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)</p> <p>【基本施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移住・定住の促進 2 交流人口の拡大

(5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～について

・概要

東日本大震災及び原子力災害、気候変動による自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの世界的なまん延など、本県を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの社会経済情勢を踏まえ、令和3年10月に策定された福島県総合計画を具現化するための部門別計画として、「福島県土木・建築総合計画」を令和3年12月に策定しました。

・計画の期間

30年後を見据え、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とします。

・基本目標

**<基本目標>
安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり**

・ありたい姿を実現するための施策

新たな課題や時代潮流に対応し、30年後のありたい姿を実現するため、「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」を基本目標に、7つの目標と14の施策を設定するとともに、地域別計画で具体的な取組を位置付け、本県建設行政をしっかりと推進していきます。

7つの目標と14の施策

- | | |
|--|---|
| <p>1 震災復興
①東日本大震災からの復興</p> <p>2 水災害に強い県土
②治水対策の推進</p> <p>3 安全・安心
③自然災害対策の推進
④地震対策・耐震化の推進
⑤老朽化対策・適切な維持管理
⑥交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策</p> <p>4 地方創生・にぎわい創出・健康
⑦移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進
⑧快適な都市空間の形成
⑨良質な住環境の整備</p> | <p>5 環境・再生可能エネルギー
⑩脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進</p> <p>6 産業振興
⑪広域道路ネットワークの整備
⑫地域道路ネットワークの整備
⑬港の整備</p> <p>7 持続可能な建設産業
⑭DX推進等による建設産業の環境改善</p> |
|--|---|

・指標一覧

目標1 震災復興

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
1	1-1	ふくしま復興再生道路（8路線29工区）の整備完了率	48%	100%	100%	○
2	1-1	被災12市町村の復興に係る道路（特定復興再生拠点、福島イノベーション・コースト構想の関連施設へのアクセス等）の整備完了率	0%	100%	100%	

目標2 水災害に強い県土

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
3	2-1	過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	-	9,000戸	11,000戸	○
4	2-1	土砂災害から保全される人家戸数	15,061戸	16,305戸	17,501戸	○
5	2-1	土砂災害から保全される要配慮者利用施設の率	56%	72%	86%	○
6	2-1	土砂災害警戒区域指定率	79%	96%	100%	
7	2-1	土砂災害に対する警戒避難を促す現場標識の設置率	8%	65%	100%	○
8	2-1	流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率	7%	50%	100%	○
9	2-1	下水道雨水計画を有する22市町村（R2時点）のうち浸水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合	18%	63%	100%	○

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
10	3-1	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	75%	100%	100%	
11	3-1	市街地等における無電柱化整備率	46%	51%	57%	○
12	3-1	雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	34%	36%	37%	
13	3-2	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	43%	68%	100%	○
14	3-2	住宅の耐震化率	87% (H30)	95%	概ね解消	
15	3-3	早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 1 巡目法定点検 (H26～H30)で判定区分Ⅲ	17%	100%	-	○
16	3-3	早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 2 巡目法定点検 (R1～R5)で判定区分Ⅲ	-	40%	100%	○
17	3-4	通学路における安全対策の完了率	49%	62%	75%	○
18	3-4	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	67%	68%	69%	
19	3-4	すれ違い困難箇所の解消率 (日常的に通行に使用する21箇所)	0%	67%	100%	○

目標4 地方創生・にぎわい創出・健康

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
20	4-1	空き家の活用等累計戸数	366戸	700戸	1,000戸	○
21	4-2	市街地内の都市計画道路 (幹線道路)の整備延長	334.8Km	338.5Km	344.6Km	○
22	4-2	一人当たりの都市公園面積	14.2m ² /人 (R1)	14.9m ² /人	15.2m ² /人	○
23	4-3	県営住宅のバリアフリー化率	38%	46%	53%	
24	4-3	省エネ改修による既存住宅の年間CO ₂ 排出削減量	277t	600t	1,000t	○

目標5 環境・再生可能エネルギー

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
25	5-1	汚水処理人口普及率	83.7% (R1)	93.3%	97.4%	○
26	5-1	再エネ・省エネ技術の導入による県管理施設 (県有建築物・道路・都市公園)の年間CO ₂ 排出削減量	836t	2,154t	2,654t	○

目標6 産業振興

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
27	6-1	30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	51	53	53	○
28	6-1	七つの地域の主要都市間の平均所要時間	86分	84分	82分	○
29	6-1	広域道路において、国際海上コンテナ車(40ft背高)が許可なく通行できる延長の割合	70%	75%	77%	
30	6-2	渋滞対策実施箇所率	15%	22%	30%	
31	6-2	観光地へのアクセス道路の整備率	15%	77%	100%	
32	6-2	外国人旅行者にわかりやすい標識整備率	79%	100%	100%	
33	6-2	自転車道の整備率	88%	90%	91%	
34	6-3	小名浜港・相馬港の年間総貨物取扱量	23,335千トン	25,900千トン	28,600千トン	○
35	6-3	小名浜港・相馬港の年間コンテナ貨物取扱量	18,466TEU	25,000TEU	26,500TEU	○

目標7 持続可能な建設産業

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
36	7-1	ICT活用工事実施率	20%	40%	50%	
37	7-1	建設業の総実労働時間/月の削減	169h/月	160h/月	152h/月	

(6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について

福島県の基幹産業である建設業は、社会資本の整備や、維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

本計画は、県内建設業の現状を考慮したうえで、建設業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、建設業の振興に向けた課題解決型の取組を展開していくために、今後取り組むべき課題と計画期間における取組の指針となる基本目標を改めて整理し、将来にわたり建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、県が取り組む建設業振興施策の基本計画として令和4年3月に策定しました。

(7) 「ふくしま道づくりプラン」について

平成25年3月に「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」を策定し、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害からの復旧・復興を成し遂げるための道づくりを進めてまいりました。

今年度策定した上位計画である福島県土木・建築総合計画にあわせ、復興の進展や人口減少、少子高齢化、高まる自然災害リスクへの対応、カーボンニュートラルやデジタル技術の進展によるDXの推進など、道路を取り巻く時代潮流を踏まえ、令和4年3月に新たな「ふくしま道づくりプラン」を策定したところであり、基本目標である『安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり』の実現を目指し、8つの施策の柱により、新しい時代にふさわしい道づくりを進めてまいります。

(8) 住宅・建築物の耐震化の促進について

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成18年度に策定した「福島県耐震改修促進計画」により、住宅及び多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化に取り組んできました。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、福島県を含む極めて広範囲において、住宅・建築物が甚大な被害を受けたため、国は平成25年に法律を改正し、今後、発生が予想される大地震に備え、住宅・建築物のより一層の耐震化に取り組んでいくこととしました。

この法改正を受け、県においても改定した「福島県耐震改修促進計画」に基づき、県内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に向けた取組を充実・強化し、地震に対する安全性・防災性の向上に努めます（令和3年12月20日改定）。

【民間の住宅・建築物の耐震化への支援】

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 県が指定する防災拠点建築物、避難路沿道建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震改修等に取り組む市町村への補助
- ブロック塀等の安全対策に取り組む市町村への補助

2. 財源に関する事項

(1) 社会資本整備総合交付金について

国では、地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を、平成22年度に創設しました。

【交付対象】 都道府県及び市町村

【交付期間】 概ね3～5年

【交付対象事業】 国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業全般

① 基幹事業

計画の目標を達成するため基幹的な事業として実施する事業

道路事業、港湾事業、河川事業、砂防事業、水道・下水道事業、海岸事業、都市再生整備計画事業、広域活性化事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、地域住宅計画に基づく事業、地域の住環境整備事業など

② 関連社会資本整備事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

③ 効果促進事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的となってその効果を一層高めるために必要な事業

④ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本整備計画の目標を実現するため基幹事業に先行し又は併せて実施する地籍調査

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

- ① これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ② 計画に位置付けられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能
- ③ 客観性・透明性の確保（評価やチェックの確保）
 - ・ 地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
 - ・ 計画期間の終了後は、地方公共団体自ら事後評価を行って公表

上記対象事業のうち、東日本大震災に関連する復旧・復興事業（「東日本大震災からの復興の基本方針」に該当するもの）について、地方負担額は震災復興特別交付税により手当され、実質的には地方負担がゼロとされました。

(2) 防災・安全交付金について

国では、地方公共団体が実施する地域の防災・減災、安全を実現する取組について、平成24年度補正予算より、これらに特化した交付金である防災・安全交付金により支援します。

※ 計画期間3～5年

※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定

※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

※ 「避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在」かつ「避難行動要支援者名簿に記載等された情報を未提供」の自治体が含まれる整備計画については、令和5年度以降、段階的に重点配分の対象外とされた。

※ 「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない自治体」が交付対象である要素事業は、令和7年度以降、重点計画内の事業である場合も原則として重点配分の対象外となる。

【交付対象事業】

- ・ 地域における事前防災・減災対策
- ・ 地域における老朽化対策
- ・ 地域における総合的な生活空間の安全確保

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

【特徴】

- ・ 防災・減災、安全を実現するメニューに特化
- ・ 対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡充

(3) 国土の国土強靱化に向けた取組について

● 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」を柱とし、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に対策が講じられます。

【重点的に取り組む対策・事業規模】

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（78対策）

・人命・財産の被害を防止・最小化するための対策（50対策）

・交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策（28対策）

②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（21対策）

③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（24対策）

・国土強靱化に関する施策のデジタル化（12対策）

・災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化（12対策）

●「国土強靱化実施中期計画」

国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図るため、「国土強靱化基本計画」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く計画として、国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標を定めた「国土強靱化実施中期計画」を、令和7年6月を目途に国において策定する方針が示されました。

(4) 公共施設等適正管理推進事業債について

平成29年度地方債同意等基準（平成29年総務省告示第139号）等に定めるとおり、地方公共団体が公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に取り組んでいけるよう、従来の公共施設最適化事業債について、長寿命化事業を追加するなど内容を拡充した、公共施設等適正管理推進事業債が創設（平成29年度）されました。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象になっています。

なお、公共施設の長寿命化や脱炭素化の取組等の支援のため、対象事業及び事業費の拡充の上、事業期間を延長しました（令和3年12月24日）。

〈対象〉 都道府県及び市町村

〈事業期間〉 令和4年度～令和8年度（「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

〈対象事業〉 道路：舗装表層、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策

河川管理施設：護岸・堤防の改修事業、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業

砂防関係施設：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業

海岸保全施設：堤防、水門・陸閘等の改修事業

港湾施設：水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業

漁港施設：国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業（外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設

公園施設：国庫補助事業の要件を満たさない以下の事業（2ha未満の都市公園（令和元年度～）における公園施設の改築（遊戯施設の改築を除く）、公園施設の改築で総事業費が3千万円（都道府県にあっては6千万円）×事業年数未満）

〈対象事業の拡充（令和4年度から適用）〉

河川管理施設：ダム（本体、放流設備）

空港施設：基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、空港用地）、
付帯施設（排水施設、護岸、道路、橋）

脱炭素化事業：太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、
省エネルギー改修の実施、LED照明の導入
※令和5年度より除外（脱炭素化推進事業債）

〈起債充当率〉90%

〈交付税措置率〉財政力に応じて、30%～50%

(5) 緊急自然災害防止対策事業債について

地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を強力に推進するため、総務省は令和元年に充当率100%、交付税措置率70%という地方負担を極限まで軽減した「緊急自然災害防止対策事業債」を創設しました。

近年、災害が激甚化・頻発化する中、引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長しました（令和2年12月21日閣議決定）。

〈対象〉緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

〈事業期間〉令和3年度～令和7年度

〈延長措置〉「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、
5か年の延長期間とする

〈対象事業〉道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、
急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災等

〈対象事業の拡充（令和3年度から適用）〉※令和7年度から適用

河川事業（ダム施設改良、ダム下流河道整備、貯水池保全）

流域治水対策（支流対策、外水氾濫対策、内水氾濫対策（下水道）、
農業水利施設・林道、都市公園）

道路防災（小規模事業、橋梁・道路の洗掘・流失対策、※路盤改良）

〈起債充当率〉100%

〈交付税措置率〉70%

(6) 緊急浚渫推進事業債について

令和元年東日本台風等による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であり、このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設しました。

なお、特例措置の期限である令和6年度において、浚渫事業の必要性が高い状況が継続しているため、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長しました（令和6年12月27日）。

〈対象〉各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある
箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山等に係る浚渫

〈事業期間〉令和2年度～令和6年度（令和11年度まで延長）

- 〈対象事業〉 1 一級河川、二級河川、準用河川、普通河川等
2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

(7) 脱炭素化推進事業債について

GX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より、従来の公共施設等適正管理推進事業（脱炭素化事業）を拡充し、「脱炭素化推進事業債」を創設しました。

〈対象〉 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

〈事業期間〉 令和5年度～令和7年度

〈対象事業〉 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）、及び付随する蓄電池等

公共施設等のZEB化（省エネ）のための設備の整備（空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等）

公共施設等のLED照明の導入のための改修事業 等

〈起債充当率〉 90%

〈交付税措置率〉 財政力に応じて、30%～50%

(8) 「第1期復興・創生期間」までの復興事業について

平成28年度以降の復旧・復興事業〈抜粋〉

（平成27年6月24日 復興推進会議）

①基本的な考え方

平成28年度以降においては、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とする。他方、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるので、10年以内の復興完了は難しい状況にある。復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むものとする。

また、特に地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえ、事業完了後の被災地の「自立」につながるものとしていく必要がある。復興の新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指すこととする。

②復興期間

平成28年度からの5年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けることとする。

③平成28年度以降に実施する復旧・復興事業

○復興特会で実施する事業

- ・被災者支援
- ・災害復旧事業等
- ・原子力事故災害特有の課題に対応する事業
- ・東日本大震災復興交付金
- ・その他被災地の課題に対応する事業

- 一般会計等で対応する事業
 - ・国の既存施策で同種の事業を実施しているもの
 - ・被災地以外でも等しく課題となっている事業 等
- 平成27年度限りで終了する事業
 - ・事業目的・目標を達成した事業
 - ・緊急性、必要性がなくなった事業
 - ・全国防災事業 等

④復旧・復興事業の自治体負担について

○基本的な考え方

一刻も早い被災地の復旧・復興、原子力事故災害被災地域の再生を成し遂げるため、復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する復興事業については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

一方、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。

○対象事業（土木部関連）

- ・道路整備事業（直轄・補助）（相馬福島道路整備事業は除く）
- ・港湾整備事業（直轄・補助）
- ・社会資本整備総合交付金（復興）
- ・農山漁村地域整備交付金
- ・河川整備事業
- ・東日本大震災復興交付金（効果促進事業）

※避難指示等の対象である12市町村内で実施する事業は対象としない。

○自治体負担の水準等

事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の5%とする。これは各対象事業費の1～3%程度である。

(9)「第2期復興・創生期間」以降の復興事業について

令和3年度以降の復興の取組について<復興庁資料より抜粋>

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針改定の概要 〔令和3年3月9日
閣議決定〕

令和元年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行う。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

地震・津波被災地域

- 被災者支援
(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)
被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。
- 住まいとまちの復興
 - > 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業
復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。
補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅の管理開始後10年間継続。
 - > 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用
造成宅地や移転元地等の活用について、計画から活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。
これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、被災地方公共団体の取組を後押し。

○産業・生業の再生

- > 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援
販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

> 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場のがれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。

※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】	
<p>原子力災害被災地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故収束(廃炉・汚染水対策) ALPS処理水について、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。 ○ 帰還・移住等の促進、生活再建等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難指示解除地域における移住等の促進 帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。 ➢ 避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備 社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。 ➢ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組 特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。 同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際教育研究拠点の整備 福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。 復興推進会議決定に基づき推進。 ○ 営農再開の加速化 福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。 ○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。 食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの種類を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。 検証結果等について、分かりやすく情報発信。 ※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象
<p>事業規模と財源</p> <p>平成23年度から令和7年度までの15年間における復興・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。</p>	<p>組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。 ・岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。 ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(概要) (令和6年3月19日閣議決定)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の基本方針は、令和3年度から令和7年度までを第2期復興・創生期間と位置づけ、この期間の取組の方針等を定めるもの。 ・ 上記基本方針において、「復興地帯の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。」とされていることから、今後、必要な見直しを行う。 	
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>【現行の基本方針における整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被災地域：第2期復興・創生期間に復興事業がその役割を全うすることを目指す ・ 原子力災害被災地域：(令和3年度からの)当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う <p>⇒今回の見直しでは、第2期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえて、令和7年度までの第2期復興・創生期間内での復興を見据えた修正を行う。</p>	
<p>2. 主な見直し事項</p> <p>【廃炉・ALPS処理水の放出関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行う旨を記載。 → 燃料デブリ取り出しは世界にも前例のない困難な作業であり、国・東京電力・原賠裁判所が一体となり内外の対外的知見を集めた集中的な機軸が必要である旨を記載。 → 放出後の万全の安全性確保、モニタリングの適切な実施、科学的根拠に基づく透明性の高い情報の国内外への発信に政府全体で取り組む旨を記載。 → 「水産業を守る」政策パッケージ(令和5年9月4日)も踏まえて風評対策、なりわい継続のための支援等に取り組む旨を記載。 → ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感をもって対応を求めていく旨を記載。 <p>【特定帰還居住区域】制度の創設関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 令和5年6月に福島特措法を改正し「特定帰還居住区域」制度を創設したこと、また、同制度のもと、これまで4町の特定帰還居住区域復興再生計画を認定しており、これに基づき除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく旨を記載。 → 避難指示解除の時期等について、必要に応じ、除染等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する旨を記載。 → それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行う旨を記載。 <p>【除去土壌等の最終処分・再生利用関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 取組の安全性について、全国に向けた理解醸成活動を推進し、国民の理解・信頼の醸成につなげる旨を記載。 → 除去土壌等の県外最終処分に向け、除去土壌の再生利用先の創出等のための政府一体となった体制整備に向けた取組を進める旨を記載。 <p>【福島国際研究教育機構関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指してF-REIを設立。 → 研究開発や産業化、人材育成等の取組を推進するとともに、機構の当初の施設について復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努める旨を記載。 → 国内外への情報発信や広報活動などを積極的に行うとともに、自治体や関係機関等との広域連携を進める旨を記載。 <p>【東日本大震災の記憶と教訓関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 「復興の教訓・ノウハウ集」の海外を含めた普及・啓発、「復興政策10年間の振り返り」の関係者等への普及・啓発に努める旨を記載。 	

(10) 福島再生加速化交付金について

復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して国が支援するため、地方公共団体が自主的に対象事業を選択して作成した事業計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付します。

- ・ 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備) 7分野49事業
町内復興拠点の整備、公的賃貸住宅等の整備 等
- ・ 福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成) (コミュニティ復活交付金)
帰還困難区域等を持つ町村における町村外での生活拠点整備

- ・福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（子ども元気復活交付金）
全天候型運動施設の整備、遊具の更新 等

【交付対象（土木部関連）】

- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）（コミュニティ復活交付金）
長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、「生活拠点形成事業計画」を作成した受入市町村
- 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（子ども元気復活交付金）
原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

(11) 東日本大震災復興交付金について

東日本大震災復興特別措置法に基づき、被災地方公共団体が、復興事業を推進するために、復興交付金事業計画を策定し、国は復興交付金事業計画に基づき復興交付金を配分します。

【交付対象】 特定地方公共団体（県内では全ての市町村及び県）

【交付期間】 平成23年度から令和2年度

【計画期間の延長措置】

平成23年度から令和2年度までの10年間に計上された予算の範囲内で、規定に基づき令和3年度に実施する事業又は事務がある場合には、令和3年度までを計画期間とする（令和2年8月21日改正）

【交付対象事業】

① 基幹事業

道路整備事業、防災集団移転事業、都市公園事業、農業農村整備事業、学校整備事業等の5省40事業

② 効果促進事業

基幹事業と関連して、その効果を増大させるハード・ソフト事業
事業費の上限は、基幹事業の35%

【交付率】

通常の交付金事業（補助事業）の交付率に加え、地方負担額の1/2を国が負担し、残る地方負担額については、震災復興特別交付税により手当され、実質的には地方負担がゼロとなります。

3. 各部門の重要施策

(1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進（平成25年3月策定）

平成25年3月、東日本大震災の影響等を踏まえ、「福島県過疎・中山間地域振興戦略」が見直されました。振興戦略は、各振興局単位で設けられた地方会議により、部局間や市町村との連携を図りながら取り組んでおり、新たな戦略についても、震災からの復興に向け各種事業を構築・実施しています。

「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年3月31日法律第15号）が令和3年3月末で期限を迎えたことから、新たに令和3年3月31日まで10年間の限時法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、令和3年4月1日から施行されました。

県内では、34（35）の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受けています。（市町村のうち、一部の区域が適用されている場合を含む。括弧書きは経過措置が適用される1村を含む。）

(2) 市町村合併支援道路整備事業の推進

平成18年3月31日に改訂した「福島県市町村合併支援プラン」の中に、合併推進債を活用して新市町の一体化に資する県管理道路の整備を行う「市町村合併支援道路整備事業」を位置づけ、平成18年度に市町村合併支援道路整備事業を進めるための基本となる「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

平成20年度には、旧合併特例法対象箇所全22箇所に加えて、新たに新合併特例法による支援箇所を2箇所選定し、「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

（対象事業）

- ア 合併市町の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路の整備
- イ 合併関係市町村内の公共施設等について、合併市町の住民による共同利用を促進させるのに必要な道路の整備

（事業の実施箇所概要）

- 「市町村合併支援道路整備計画」を対象地域ごとに作成
- ア 事業実施年度 旧法 平成19年度～令和8年度、新法 平成21年度～令和10年度
 - イ 実施路線 旧法10市町 22箇所(17路線)、新法2市 2箇所(2路線)
 - ウ 概算事業費合計 380億円

（事業の完了箇所）

- 21箇所（16路線）

(3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画

国土交通省は、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するため「重要物流道路制度」を創設しました。（H30.3道路法一部改正）

【指定による効果】

- ・重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間について、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする措置を導入（令和元年7月31日～）
- ・重要物流道路は、構造基準（高さ）4.5mから4.8mへ引上げ（高さ4.1mの車両に対応）

また、中長期的（概ね20～30年間）な視点から、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を示した「福島県新広域道路交通ビジョン」を令和3年6月に策定しました。さらに、ビジョンに基づき、「福島県広域道路整備基本計画」をベースとした県の骨格を担う6本の連携軸など、平常時・災害時を問わず物流・人流の確保を図るべき路線を位置付けた広域道路ネットワークなどを示した「福島県新広域道路交通計画」を同じく令和3年6月に策定しました。

(4) 国際バルク戦略港湾

国土交通省は、資源、エネルギー、食糧等の安定的かつ安価な供給のため、「国際バルク戦略港湾」を公募し選定を進めてきましたが、平成23年5月に東日本地域の石炭エネルギー供給を支える拠点港として、重要港湾小名浜港が対象品目を石炭として選定されました。平成24年7月には港湾計画を変更し、東港地区に耐震化された大水深岸壁を新たに計画しました。

「国際バルク戦略港湾」は、今後国家戦略として「選択」と「集中」による政策実現のための整備が図られます。

(5) 特定貨物輸入拠点港湾

第183回国会において、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾（特定貨物輸入拠点港湾）における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、平成25年6月5日に公布されました。

また、改正法の一部の規定が平成25年12月1日から施行されたことに伴い、平成25年12月19日に小名浜港が全国初の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定されました。

(6) カーボンニュートラルポートの形成

令和2年10月、政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。脱炭素社会の実現に向けて、国土交通省では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」）の形成を推進しています。

福島県においても、重要港湾である相馬港・小名浜港におけるCNPの形成に向け、港湾脱炭素化推進計画の策定等の取組を進めております。

(7) デジタル変革（DX）

政府は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体DX推進計画」（R2.12.25総務省）を策定し、デジタル変革（DX）を強力に推進していくこととしました。施策を推進するための「デジタル社会形成基本法」やそれを中核とする「デジタル庁設置法」等のデジタル改革関連法が公布（R3.5.19）され、デジタル社会の形成に向けた取組が一層加速するものと考えられます。

県は、デジタル社会の実現に向け、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出するため、デジタル変革（DX）を推進していくこととして「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」を令和3年9月に、また、この方針を実現するための「福島県デジタル化推進計画」を令和4年3月に策定しました。

土木部においては、基本方針に基づき、社会情勢の著しい変化を踏まえ建設行政に求められている課題に対応するため、「土木部DX推進計画」を令和5年3月に策定し、建設DXをはじめとして、設計、施工から管理に至る一連の建設生産システムの効率化を進めています。

また、部内でのDXをさらに推し進めるため、新規取組の追加や既存取組内容の見直し更新等を適宜行っており、令和7年3月に計画を第3版として改定しました。

4. 関係する法律

●福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日施行、令和5年6月9日一部改正）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることから、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的としています。

これまでの主な改正内容としては、令和2年に第2期復興・創生期間においても本格的な復興・再生に向けた取組を加速させるため、移住等の促進、営農再開の加速化、風評被害への対応等のほか、福島県知事が地域の実情を踏まえて復興再生計画（避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画、重点推進計画を統合）を作成し国が認定する計画制度の見直し等について法律の一部改正が行われ、令和4年には、福島をはじめ東北の復興を一層推進し、科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構を設立することについて法律の一部改正が行われました。

また、令和5年には、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押しするため、「特定帰還居住区域」の創設や、「特定帰還居住区域復興再生計画」の作成及び内閣総理大臣による認定等、法律の一部改正が行われました。

●福島復興再生基本方針

○福島復興再生基本方針は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針です。（第5条）

○内閣総理大臣からの県知事への意見聴取手続き（県知事は県内市町村長の意見聴取）を踏まえて、平成24年7月13日に閣議決定されました。

○令和3年3月26日に改定された基本方針では、「第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って取り組む」ことが明記され、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、各種課税の特例、国内外における風評の払拭、福島イノベーション・コースト構想関係の課税の特例、国職員の派遣、国際教育研究拠点の整備などの内容が新たに盛り込まれました。

○令和4年8月26日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。

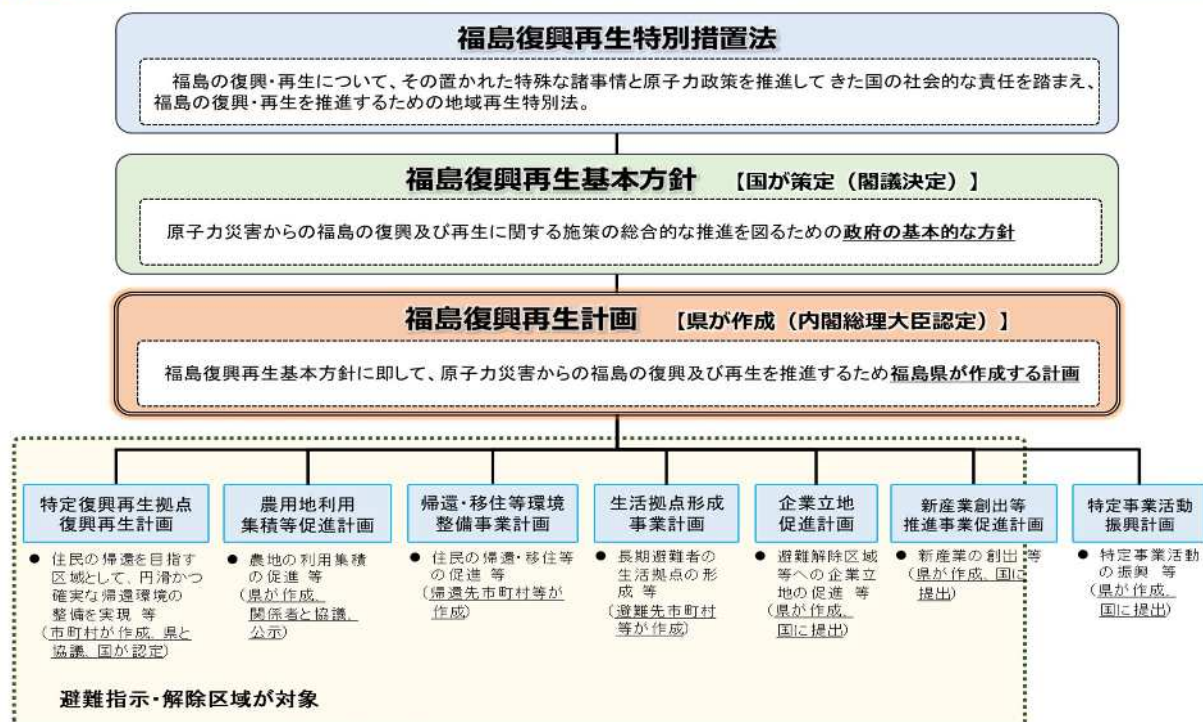
○令和5年7月28日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。

●福島復興再生計画

○令和2年6月に改正された「福島復興再生特別措置法」において、県が「福島復興再生計画」を作成し、国の認定を受ける制度が新たに創設されました。

- 「福島復興再生計画」は国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して作成されており、令和3年4月9日に国の認定を受けています。
- 計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間であり、原子力災害からの復興及び再生を推進するために必要な事項が記載されています。
- 令和4年12月26日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。
- 令和5年9月8日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。

福島復興再生特別措置法の体系



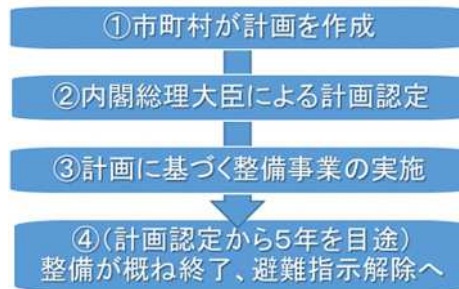
● 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（H29.5）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進します。

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・ 双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年 9月15日）
- ・ 大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年11月10日）
- ・ 浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年12月22日）
- ・ 富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 3月 9日）
- ・ 飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 4月20日）
- ・ 葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 5月11日）

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



● 特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（R5.6）により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、避難指示の解除により住んでいた方々の帰還とその後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村は特定帰還居住区域の設定と環境整備に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づき、復興・再生に向けた取組が進められています。

【特定帰還居住区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・ 大熊町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和6年2月2日変更認定
- ・ 双葉町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和6年4月23日変更認定
- ・ 浪江町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年1月16日）※令和7年3月18日変更認定
- ・ 富岡町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年2月16日）
- ・ 南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和7年3月18日）

特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定（2021年8月）。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正（2023年6月）により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



■ 計画の認定基準（区域の条件）

- ◆ 除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆ 従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆ 既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆ 特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆ 道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

●東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日公布、平成26年4月18日最終改正）

東日本大震災からの復興についての基本理念と、復興のための財源、特別区域制度の整備、政府の復興体制等を定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生を図ることを目的として制定されました。基本理念では、単なる復旧にとどまらず、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指すことを記載しています。

財源については、復興関係以外の予算の徹底見直しを行うほか、その他の公債と区分管理した復興債の発行について決めました。

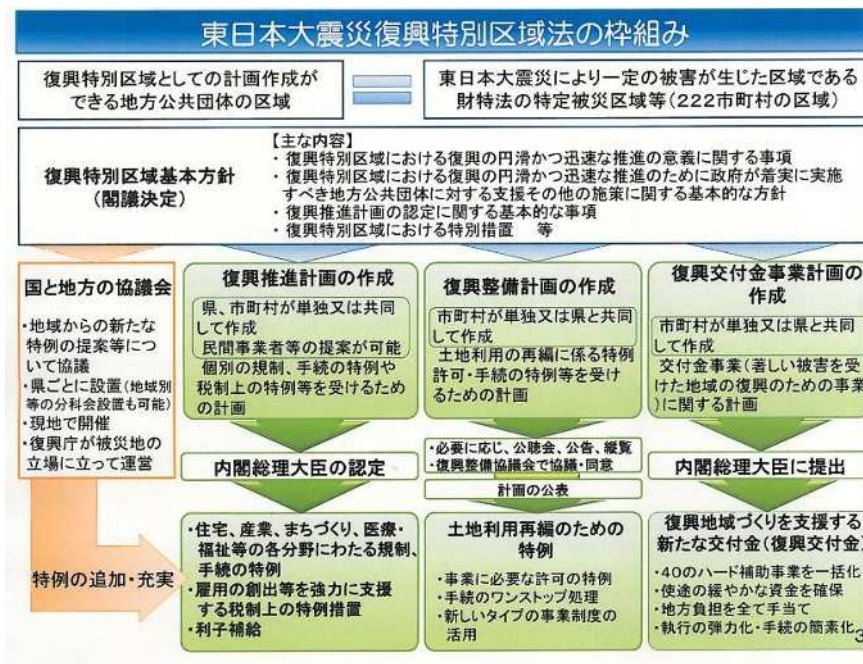
復興特別区域制度については、地方公共団体の申し出により、地域の創意工夫を活かした復興に向けた取組を推進する法制度の措置を講ずることとしています。（→東日本大震災復興特別区域法）

政府の復興体制については、内閣府に置く復興対策本部、地方機関としての現地対策本部等を決めました。また、別法により復興庁を設置し、復興庁の設置の際には復興本部を廃止することが定められました。

●東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月26日施行、令和3年9月1日最終改正）

東日本大震災復興基本法の趣旨にのっとり、復興特別区域の基本方針、特別区域の認定やその実施に係る措置、復興交付金の交付等について定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生に資することを目的として制定されました。

復興庁説明資料より



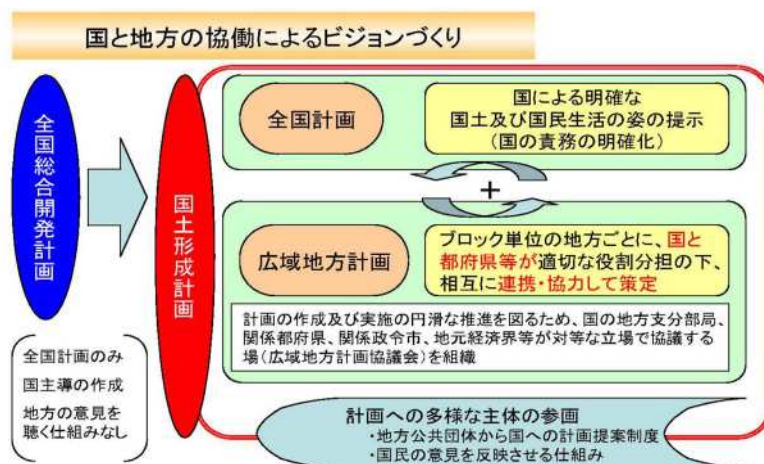
●国土形成計画法（昭和25年6月1日施行、平成24年3月31日最終改正）

社会経済情勢の変化に適切に対応するため「国土総合開発法」を抜本的に改正し、法律の題名も「国土形成計画法」に改めました。

国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改めるとともに、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度及び広域地方計画の創設等を行うほか、国土利用計画、各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のため所要の改正が行われました。

平成27年8月14日に全国計画が策定され、28年3月に東北圏広域地方計画が策定されました。

なお、令和5年7月28日に全国計画の変更の閣議決定がなされ、東北圏においても、諸課題に対応すべく計画を見直すこととしております。



●社会資本整備重点計画法（平成15年4月1日施行、令和5年5月26日最終改正）

道路や河川、下水道、港湾などの社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的に制定しました。また、この法律に基づき、政策目標の実現に関係する事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本の整備に係る各事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画を定めました。

社会資本整備重点計画は、当初計画が平成15年度からの5年間、第2次計画は平成20年度からの5年間、第3次計画は平成23年3月に発生した東日本大震災による大災害を踏まえて平成24年8月31日に策定、第4次計画は平成27年度からの6年間、現行（第5次）計画は令和3年度から令和7年度の期間として、令和3年5月28日に閣議決定されました。

また、社会資本整備重点計画では、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定するとしており、東北ブロック及び北陸ブロックにおける社会資本整備重点計画は令和3年8月に策定されました。

なお、第5次計画は、激甚化・頻発化する自然災害や加速化するインフラの老朽化、新型コロナウイルス感染症による変化等の社会情勢の変化を踏まえ、3つの中長期的目的と5年後を目途とした6つの短期的目標が設定され、「気候変動の影響を踏まえた「流域治水」等の推進」など19の政策パッケージが盛り込まれています。

< 3つの中長期的目的 >

- ①安全・安心の確保
- ②持続可能な地域社会の形成
- ③経済成長の実現

< 6つの短期的目標 >

- ①防災・減災が主流となる社会の実現
- ②持続可能なインフラメンテナンス
- ③持続可能で暮らしやすい地域社会の実現

- ④経済の好循環を支える基盤整備
- ⑤インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション
- ⑥インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）改正が、令和6年6月19日に公布・施行され、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が令和7年2月3日に関係省庁連絡会議における申合せにより改正され運用が開始されました。

運用指針の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保の促進や適切な発注関係事務の実施に向け、福島県ブロック発注者協議会等を通じて、県内市町村の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策を推進していきます。

○福島県ブロック発注者協議会

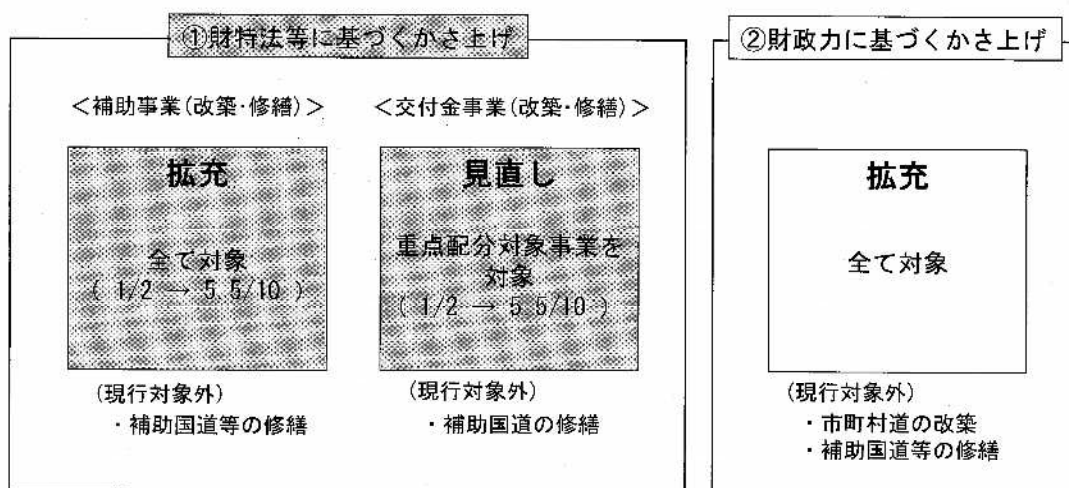
- ・福島県ブロック発注者協議会とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律の主旨及び東北地方発注者協議会の設置要領に基づき設置された組織で、国、県、市町村の公共工事の品質確保を担当する課長等で構成しています。

●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について


国民の安全・安心の確保や生産性の向上等による成長力の強化などのため、道路整備に関して「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する補助率等のかさ上げについては、引き続き、平成30年度以降10年間継続されます。

あわせて、老朽化対策などの政策課題や地域の財政状況を考慮し、以下の措置が講じられます。


- ・地方公共団体による老朽化対策への支援の強化
- ・交付金事業のかさ上げ措置の対象を重点配分対象事業に重点化
- ・財政力の低い地方公共団体への支援の強化




※ 直轄事業（改築）のかさ上げは継続（高規格幹線道路 2/3 → 7/10）




小名浜港大剣ふ頭
(いわき市)



宇多川
(相馬市)




「まちの駅やながわ春まつり」
の様子(R5.4.23)



吉間田滝根線・広瀬工区
(小野町・田村市・いわき市)




災害公営住宅
(双葉町)




都市計画道路
中央線外1線
(伊達市)

**【第11版】
社会資本の
ストック効果
事例集**



千五沢ダム(石川町)




国道118号小沼崎バイパス
(下郷町)

令和7年3月

福島県

Fukushima Prefecture



ふくしま木造化木質化建築ガイドライン

ストック効果の最大化に向けた取組

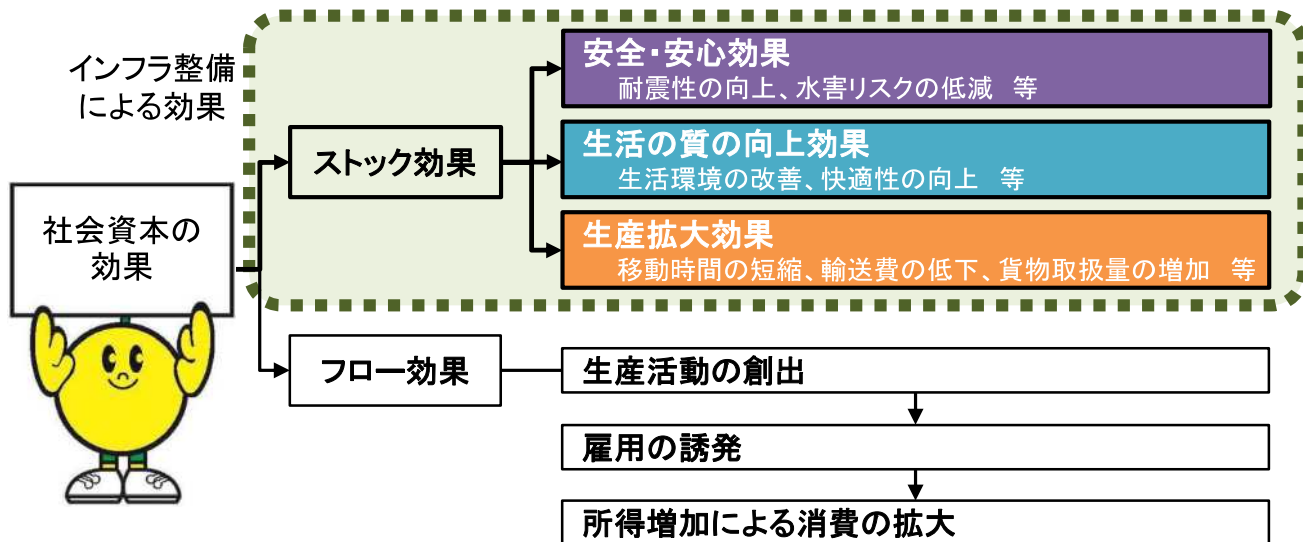
社会資本のストック効果の概要

整備された道路や河川などの**社会資本が機能して、効率性や生産性等が向上する効果**のこと。

長期にわたりその効果が発揮されるとともに、他の社会資本や民間開発等との相乗作用により、効果が広がる。

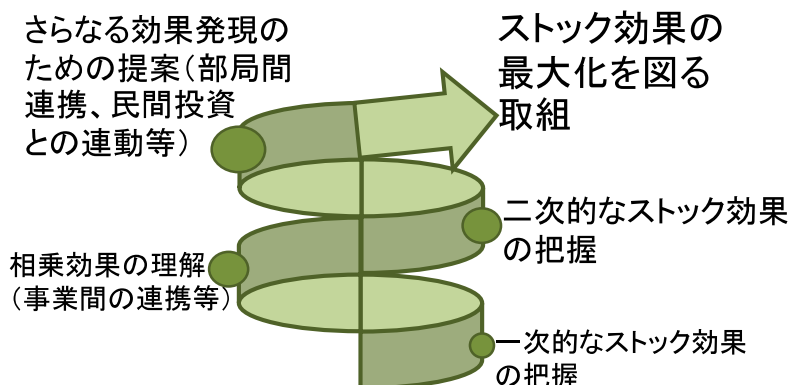
(例)

- ◆ 高速道路網の完成により、新たな観光ルートが形成され、経済の活性化に寄与する。
- ◆ 治水事業により水害リスクが低減されることで、土地利用の高度化が図られる。
- ◆ 従前から整備していた施設が効果を発揮し、豪雨災害の防止に繋がる。



<ストック効果の最大化に向けて…>

- 更なるストック効果を生み出していくため、計画や設計など早い段階からの対応（事業間の連携や民間投資との連動など）が必要となる。
- 県でも事例集の充実を図りながら、ストック効果の最大化に取り組んでいる。



[ストック効果の数値化への取組]

国は、これまでの事業評価手法であるB/C(費用対効果)に加え、ストック効果の見える化(数値化)の検討を進めている。

「間接的な効果の範囲をどこまで広げるか」「誰の視点で評価するのか」などの課題はあるが、整理できれば、今後の事業評価において有効な手段となる。

新たに発現したストック効果や、今後、ストック効果の発現が期待される事業箇所などの代表事例を紹介します。

- (1) 交流や物流の活性化を支援する道路の開通
- (2) 既存施設の老朽化対策
- (3) 台風や大雨に備え、防災効果を高める取組
- (4) カーボンニュートラルの実現に向けた取組

(1) 交流や物流の活性化を支援する道路の開通

○避難地域の復興・再生を支える「ふくしま復興再生道路」(P.13~15)

・道路幅員の狭小箇所や視距の不良区間の解消を図る。



アクセス性が向上！
広域的な交流や物流が活性化！



第11版における主な話題

(2) 既存施設の老朽化対策

○必要な対策を適切な時期に、
着実かつ効率的・効果的に実施(P.43)

- ・橋やトンネル、スノーシェッド
など、既存の施設を維持補修。

既存施設の長寿命化！



(3) 台風や大雨に備え、防災効果を高める取組

○令和5年9月に発生した台風13号豪雨における河川改修事業の効果(P.48)

- ・令和元年東日本台風を踏まえて、
河道掘削や伐木等を推進し、流下
断面を確保。

水位低減効果を発揮し、
外水氾濫の発生なし！



○危機管理型のハード整備(P.51)

- ・堤防天端を舗装し、粘り強い
構造の堤防に整備。

堤防への雨水の浸透を抑制！
越水時の侵食から堤防を保護！



(4)カーボンニュートラルの実現に向けた取組

○温室効果ガスの排出量を削減しながら、施設利用者の
快適性・生産性を向上(P.97～98)

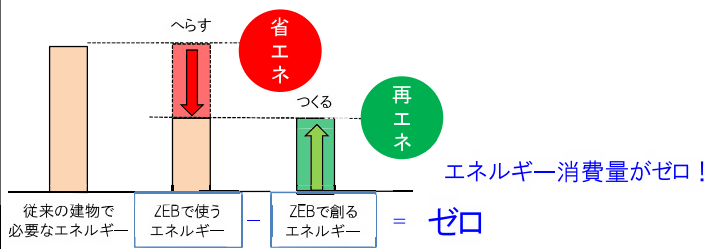
・2050年カーボンニュートラルを実現するために、ガイドラインを策定しています。

福島県ZEBガイドライン

建築分野におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量を削減し、建築物のZEB化を促進

ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン

建築分野における木材利用を促進し、森林資源の循環利用に繋がります



木造とRC造の資材調達等におけるCO₂排出量比較 単位:t-CO₂

	500m ²		1,000m ²		1,500m ²		2,000m ²		2,500m ²		3,000m ²	
	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造	木造	RC造
3階建て	69	341	137	683	206	1,024	275	1,365	344	1,706	412	2,048
2階建て	96	538	191	892	287	1,337	330	1,586	413	1,983	496	2,379
1階建て	144	538	288	1,076	432	1,613	576	2,151	720	2,689	864	3,227



須賀川土木事務所(R2.3月竣工)



県立安積中学校(R7 1月竣工)

目次

復興まちづくり

＜新地駅周辺地区（新地町）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	1
＜原釜・尾浜地区（相馬市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	3
＜浅見川地区（広野町）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	5
＜久之浜地区（いわき市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	7
＜四倉地区（いわき市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	9
＜薄磯・豊間地区（いわき市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	11

生産拡大

＜吉間田滝根線 広瀬工区（小野町・田村市・いわき市）＞	避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」	13
＜国道349号 大綱木工区（川俣町）＞	避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」	14
＜国道114号 山木屋工区（川俣町）＞	避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」	15
＜国道289号 田島バイパス（南会津町）＞	交通混雑の緩和による中心市街地の活性化を支援	16
＜国道294号 白河バイパス（白河市）＞	観光振興や広域的な物流の活性化を支援	17
＜国道349号 梁川バイパス（伊達市）＞	広域的な交流や物流の活性化を支援	18
＜林業アカデミーふくしま研修施設（郡山市）＞	林業従事者の育成や技術力の向上を支援	19
＜国道288号（野上小塚工区（大熊町）＞	住民帰還の促進や広域的な交流・物流を支える ふくしま復興再生道路	20
＜ふくしまインフラリズム推進事業（福島市）＞	観光交流の拡大を通じてインフラへの理解促進を図る	21
＜小野富岡線小白井工区（いわき市）＞	ふくしま復興再生道路の整備により県中・相双地方の 物流やネットワークを強化	22
＜道の駅なみえ、国道114号浪江拡幅2工区（浪江町）＞	復興のシンボル施設やアクセス道路が地域住民の生活を支える	23
＜あぶくま高原道路＞	物流・生産活動を支える自動車専用道路 沿線に企業が進出、雇用を創出	24
＜会津縦貫北道路＞	会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消	25
＜県内10漁港＞	浜通りの水産業の復興を支援	26
＜相馬港（相馬市、新地町）＞	福島・宮城・山形を包含した広域経済圏を支える海の玄関口の整備	28
＜小名浜港（いわき市）＞	国際バルク戦略港湾小名浜港を拠点とした 石炭海上輸送の効率化を推進	29
＜小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナル（いわき市）＞	効率的なコンテナ貨物の荷役を実現	30
＜小名浜道路（いわき市）＞	小名浜港と常磐自動車道を直結し、 いわき地域の産業・観光振興に貢献	31
＜国道399号十文字・戸渡工区（いわき市）＞	地域医療や産業振興、広域的な物流を支えるふくしま復興再生道路	32
＜会津縦貫南道路＞	南会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消	33
＜日橋川十六橋水門（会津若松市・猪苗代町）＞	歴史的構造物の保存と観光資源としての活用	34
＜国道294号豊地工区（白河市）＞	道路整備より物流の効率化や安全・安心な通勤・通学を支える	35

目次

安全・安心

<国道118号 小沼崎バイパス（下郷町）>	リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な道路ネットワーク	36
<国道401号 博士峠（会津美里町・昭和村）>	リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な道路ネットワーク	37
<国道252号 水沼工区（金山町）>	災害に強い道路整備により安全で円滑な交通を支える	38
<県道いわき石川線 才鉢工区（いわき市）>	自然災害に脆弱な道路のバイパス化により緊急輸送路の通行を確保	39
<国道114号 堰守工区（浪江町）>	国土強靱化により道路の通行止めを未然に防止	40
<国道115号 中井塚工区（相馬市）>	落石対策により道路の通行止めを未然に防止	41
<国道118号 芦ノ原スノーシールド（下郷町）>	既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり	42
<県道浪江鹿島線 北台木橋（南相馬市）>	既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり	43
<県道母畑白河線 木ノ内前工区（泉崎村）>	歩道整備により歩行空間を確保し、通学児童の安全性を向上	44
<県道中ノ内小高線 飯崎工区（南相馬市）>	側溝整備により排水機能を維持し、大雨時の冠水を未然に防止	45
<地蔵川（新地町）>	東日本大震災からの復興津波の河川遡上から住民を守る	46
<夏井川（いわき市）>	台風13号豪雨における河川改修事業効果	47
<宇多川（相馬市）>	災害復旧助成事業の効果（台風13号）	48
<大森川（福島市）>	令和元年東日本台風以降の河川改修事業効果	49
<藤原川（いわき市）>	台風及び豪雨における河道掘削事業効果	50
<小高川（南相馬市）>	台風及び豪雨における堤防補強事業効果	51
<湯本川調整池（いわき市）>	台風13号豪雨における事業効果	52
<小玉ダム 木戸ダム（いわき市 檜葉町）>	台風13号豪雨におけるダムの洪水調節機能	53
<駒谷（いわき市）>	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保	54
<東八川 砂防堰堤（福島市）>	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保	55
<飯根沢砂防堰堤（西会津町）>	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	56
<湯上沢砂防堰堤（喜多方市）>	土石流から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	57
<二軒在家沢砂防堰堤（只見町）>	土石流から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	58
<下川前地区（北塩原村）>	地すべりから命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	59
<国道118号 鳳坂工区（天栄村 下郷町）>	道路整備により冬期交通・救急医療と地域連携を支える	60
<上名倉飯坂伊達線医王寺橋（福島市）>	令和4年3月発生の福島県沖地震における橋梁の耐震補強対策の効果	61
<松川浦漁港（相馬市）>	令和4年3月発生の福島県沖地震における漁港の機能強化対策済み岸壁の効果	62
<広瀬川（伊達市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	63
<濁川（福島市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】	64
<谷田川（郡山市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	65
<社川（白河市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】	66
<湯川（会津若松市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	67
<田付川（喜多方市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	68

目次

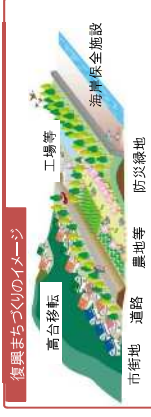
<只見川（只見川沿川地域）>	平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧 洪水から地域の安全・安心を守る	69
<国道252号本名バイパス、只見川河川改修（金山町）>	河川改修と道路整備による 安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興	70
<県道郡山湖南線三森工区（郡山市）>	道路整備により安全な通行と地域間交流・物流を支える	71
<達瀬川河川改修、 新大窪橋（荒井郡山線）の架け替え（郡山市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る	72
<道の駅猪苗代（猪苗代町）>	広域的な防災拠点としての役割を担う「道の駅」	73
<千五沢ダム（石川町）>	ダムの再開発により、洪水から地域を守る！	74
<県内9ダム>	ダムの事前放流により洪水調節機能を強化	75
<小高川（南相馬市）>	東日本大震災からの復興 津波の河川遡上から住民を守る！	76
<南右田地区海岸、烏崎地区海岸（南相馬市）>	津波浸水被害の軽減を図り、 沿岸域の水産利用や新たな産業を後押し	77
<福島空港>	東日本大震災時において救難救助の拠点として活用	78
<右支夏井川（小野町）>	河川改修による市街地の安全・安心と親水性を向上	79
◆防災・減災、国土強靱化のための対策事業◆		
<阿武隈川水系 鍛冶屋川（福島市）>	<阿武隈川水系 広瀬川（伊達市）>	80
<阿武隈川水系 油井川（二本松市）>	<阿武隈川水系 達瀬川（郡山市）>	81
<阿武隈川水系 牧野川（田村市）>	<阿武隈川水系 釈迦堂川（天栄村）>	82
<阿武隈川水系 北須川（平田村）>	<阿武隈川水系 外面川（白河市）>	83
<久慈川水系 久慈川（棚倉町）>	<阿賀野川水系 宮川（会津美里町）>	84
<阿賀野川水系 三沢川（昭和村）>	<阿賀野川水系 田付川（喜多方市）>	85
<伊南川水系 館岩川（南会津町）>	<伊南川水系 伊南川（桧枝岐村）>	86
<新井田川水系 新井田川（南相馬市）>	<北迫川水系 北迫川（広野町）>	87
<藤原川水系 矢田川（いわき市）>	<鮫川水系 鮫川（いわき市）>	88

生活の質の向上

<都市計画道路 中央線外（伊達市）>	街路整備により伊達市梁川町の中心市街地の活性化に貢献	89
<花園さくらパーク（棚倉町）>	観光名所「花園しだれ桜」を訪れる方々の安全と快適のために	90
<（都）白河駅白坂線（白河市）>	メインストリートの整備による中心市街地の活性化に貢献	91
<（都）平磐城線小名浜工区（いわき市）>	県内有数の観光地小名浜のさらなる活性化に貢献	92
<蔵庭（ポケットパーク）（喜多方市）>	“くらにわ”が地域の賑わいをつなぎ蔵の街なみにゆとりとふくらみを創出！	93
<芦ノ牧温泉（会津若松市）>	ポケットパークのリニューアルによる温泉街の魅力向上！	94
<小川地区ポケットパーク整備（いわき市）>	道路工事で生まれる空を地域の交流スペースとして活用！	95
<あづま総合運動公園（福島市）>	健康増進や癒し、豊かな暮らしを提供	96
<ZEBガイドライン>	カーボンニュートラルの実現に向けて県有建築物のZ E B化を促進	97
<ふくしま木造化・木質化ガイドライン>	カーボンニュートラルの実現に向けて中大規模県有建築物等の木造化・木質化を促進	98
<災害公営住宅、 福島再生賃貸住宅の県代行整備（双葉町、大熊町）>	避難地域への住宅帰還の支援	99
<四時ダム（いわき市）>	民間活力を活用した既存ダムの水力発電により環境負荷を低減！	100
<勿来酒井団地（いわき市）>	原子力災害による避難者の生活の安定とコミュニティーの形成を支援	101
<県営住宅内部改善事業>	県営住宅のリフォームによる長寿命化と居住性の向上	102



新地町新地駅周辺地区 (埼浜防災緑地、県道相馬亘理線、谷地小屋地区海岸防災状況)



- 復興まちづくりの基本的特長
- ①命と暮らし最優先のまち
 - ②人と絆を育むまち
 - ③自然と共生する海のあるまち

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】背後地において、土地区画整理事業により住宅用地を創出！

【効果3】埼浜防災緑地の背後地のJR新地駅周辺において新地町スマートコミュニティ事業(※)を展開！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業名
埼浜防災緑地	防災緑地 L=1,400m、A=25.3ha	H24~H30	相双建設事務所
釣師防災緑地	防災緑地 A=18.1ha	H24~H31	【参考】新地町
木崎地区海岸	海岸災害復旧 L=1,373m	H23~H29	相双建設事務所
埼浜地区海岸	海岸災害復旧 L=546m	H23~H28	相馬港建設事務所
谷地小屋地区海岸	海岸災害復旧 L=974m	H23~H29	相馬港建設事務所
大戸地区海岸	海岸災害復旧 L=1,277m	H23~H28	相馬港建設事務所
釣師浜港	漁港災害復旧 N=32施設	H23~H30	相馬建設事務所
三湾川	河川災害復旧 L=1,387m	H24~H28	相双建設事務所
砂子田川	河川改修 L=1,500m	H24~H27	相双建設事務所
濁川	河川災害復旧 L=1,247 m	H24~H27	相双建設事務所
県道相馬亘理線	道路改築工(5橋含む) L=3,500m	H24~H30	相双建設事務所

【Topic1】JR常磐線新地駅が再開通！

JR常磐線(相馬一浜吉田間)が、平成28年12月10日に5年9ヶ月ぶり再開通しました。東日本大震災によりホーム・跨線橋を残して流出した新地駅について、旧駅舎から約300m(西)側に移設された新駅舎で営業を再開しました。震災から5年9ヶ月ぶりに相馬地方と仙台市が鉄道で結ばれ、住民の利便性が高まり、被災地の復興の加速につながりました。



【Topic2】釣師浜海水浴場が再開！

釣師浜海水浴場が、令和元年7月20日に東日本大震災による津波と東京電力福島第1原子力発電所事故の影響から9年ぶりに再開しました。相双地域では、平成30年の原釜屋浜海水浴場に次いで2カ所目の再開となりました。



【参考】JR新地駅乗車人員の推移



【Topic3】新地町卸売市場が再開！

東日本大震災の津波で大きな被害を受けた釣師浜漁港で令和2年12月4日、新地町卸売市場が約10年ぶりに再開しました。これまでの相馬市原釜の市場への陸送が解消され、水産物の活性化が期待されます。





いわき市久之浜地区 (久之浜防風緑地、県道久之浜港橋、久之浜地区海岸、久之浜浦漁港等)

復興まちづくりのイメージ

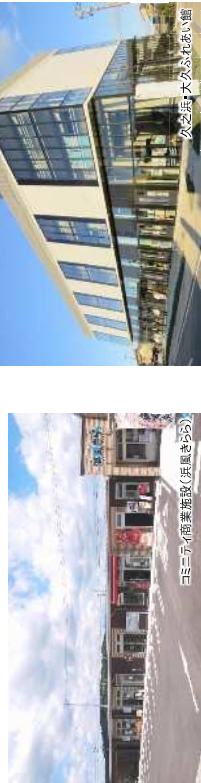
復興まちづくりの基本的視点

- ① 災害に強い地域づくり
- ② 観光等地域産業の復興
- ③ 水辺、自然環境を活かした地区の復興

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】久之浜防災緑地の背後地にあって、土地区画整理事業により住宅用地を創出！

【効果3】久之浜防災緑地の背後地にコミュニティ商業施設や市防災拠点施設がオープン！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
久之浜防風緑地	防災緑地 L=1,300m、A=11.2ha	H24～H31	いわき建設事務所
久之浜地区海岸	海岸災害復旧 L=2,124m	H24～H30	いわき建設事務所
久之浜漁港沿岸久之浜地区海岸	海岸災害復旧 L=46m	H25～H28	小名浜港湾建設事務所
久之浜漁港	漁港災害復旧	H23～H28	小名浜港湾建設事務所
久之浜港	港湾災害復旧	H23～H29	小名浜港湾建設事務所
大久川	河川災害復旧 L=267m	H26～H29	いわき建設事務所
県道久之浜港線	道路改良工(路線橋含む) L=641m	H24～H29	いわき建設事務所

【Topic1】久之浜漁市場が8年半ぶりに再開！

東日本大震災と原発事故の影響で休止していたいわき市漁港の久之浜市場が、令和元年9月2日、8年半ぶりに再開し、浜には威勢のいい声が響き、活気が戻りました。

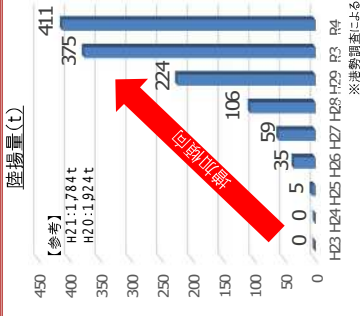


【Topic2】コミュニティ商業施設「浜風さから」がオープン！

東日本大震災から約半年後に久之浜第一小学校敷地内に仮設店舗としてオープンした「浜風商店街」を経て、「1日も早い久之浜の復興を！久之浜に1人でも多くの笑顔を！」の気持ちをもとに、コミュニティ商業施設「浜風さから」が平成29年4月20日にオープンいたしました。



【参考1】久之浜漁港の陸揚量の推移



令和3年12月18日、久之浜魚市場で「いわき市漁協 朝市 in 久之浜」が開催されました。常磐ものの鮮魚詰め放題に朝から大行列ができて、漁港周辺は大いに賑わいました。



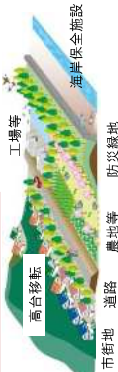
**復興
まち**

**多重防御により防災力の高い
まちづくりを実現**



**いわき市四倉地区
(四倉防災緑地、県道豊間四倉線、仁井田地区海岸、四倉漁港等)**

復興まちづくりのイメージ



復興まちづくりの基本的視点

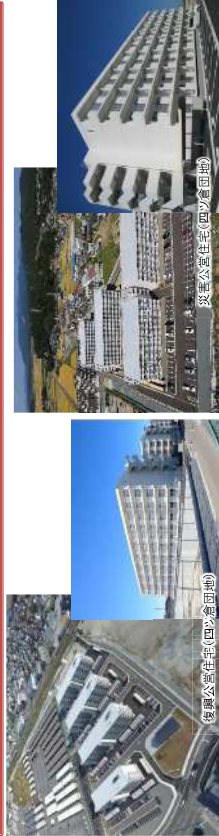
- ① 災害に強い地盤づくり
- ② 道の駅よつくり港」を復興シンボルとした再生
- ③ 海浜レクリエーション地域への整備

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】四倉漁港の背後地において、復興のシンボルとして「道の駅よつくり港」が再生！



【効果3】JR四ツ倉駅西側において、被災者向けの住宅を供給！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業名
四倉防災緑地	防災緑地 L=1,500m A=4.9ha	H24～H30	いわき建設事務所
仁井田地区海岸	海岸災害復旧等 L=3,108m 離岸堤 L=700m	H24～H29	いわき建設事務所
四倉漁港漁岸	海岸災害復旧等 L=2,333m 離岸堤、樋門等	H24～H30	小名浜港湾建設事務所
四倉漁港	漁港災害復旧等 漁港内施設(防波堤、物揚艇等)	H23～H30	小名浜港湾建設事務所
仁井田川	河川災害復旧 L=834m	H25～H28	いわき建設事務所
県道豊間四倉線	道路改良工(東舞子橋含む) L=938m	H24～H31	いわき建設事務所

【Topic1】道の駅よつくりが防災機能を強化し再オープン！

平成24年8月11日に「道の駅よつくり港交流館」の新館が完成しました。同館は、平成23年4月には被災した建物一部を利し営業を再開し、平成24年1月には仮設大型テナントを構え、仮営業していましたが、防災機能を強化して再オープンしました。

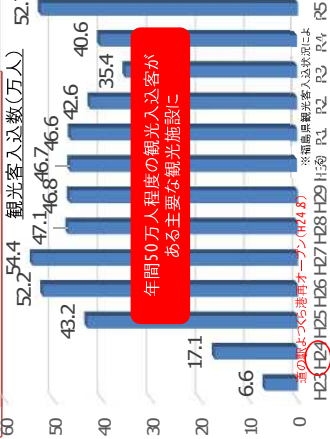


【Topic2】四倉海水浴場が再開！

四倉海水浴場が、平成25年7月15日に東日本大震災による津波と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響から3年ぶりに再開しました。



【参考1】道の駅よつくり港の観光客入込数



【参考2】復興まちづくり完成後の地元の声

《四倉ふれあい会議会長》
防災緑地が頼みの場となり、将来四倉地区の財産となり、魅力的な町となることを期待しています。

《四倉町区長》
復興まちづくりが完了したことで、再建された方も定着して安心して生活ができるようになります。

《上仁井田中・岸区長》
震災時に防災林がとても効果的であったので、防災緑地の将来の防災機能にとっても期待しています。

復興まち

多重防御により防災力の高いまちづくりを実現

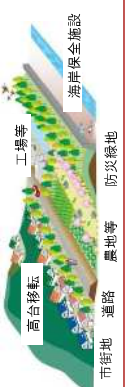
薄磯地区



復興まちづくりのイメージ

豊間地区

いわき市薄磯、豊間地区 (薄磯防炎緑地、豊間防炎緑地、県道豊間四倉橋、薄磯地区海岸等)



- 復興まちづくりの基本的ポイント
- ① 快適な市街地の再生
 - ② 観光振興、生活利便性の向上
 - ③ 災害に強い市街地の形成

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】薄磯及び豊間防災緑地の背後地の高台において、被災者向け住宅を供給！



事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
薄磯地区			
薄磯防災緑地	防災緑地 L=1,000m、A=4.6ha	H24～H29	いわき建設事務所
豊間薄磯海岸、薄磯地区海岸	海岸災害復旧 L=1,115m	H23～H29	小名浜港湾建設事務所
豊間漁港(薄磯地区)	漁港災害復旧	H23～H25	小名浜港湾建設事務所
県道豊間四倉線	道路改良工 L=1,288m	H24～H29	いわき建設事務所
豊間地区			
豊間防災緑地	防災緑地 L=2,400m、A=12.8ha	H24～H30	いわき建設事務所
豊間地区海岸	海岸災害復旧 L=969m	H25～H27	いわき建設事務所
豊間漁港海岸、豊間地区海岸	海岸災害復旧 L=1,018m	H23～H30	小名浜港湾建設事務所
諏訪川	河川災害復旧 L=453m	H26～H28	いわき建設事務所
県道豊間四倉線	道路改良工(諏訪橋含む) L=1,650m	H24～H30	いわき建設事務所

【Topic1】薄磯海水浴場が再開しました！

震災前の平成22年には26万人以上訪れていた薄磯海水浴場は、東日本大震災の津波で大きな被害を受け、再開を見送っていましたが、大規模な復旧・復興工事が完了したことにより、平成29年7月15日にいわき市内3カ所目の海水浴場として再開しました。



【Topic2】復興商店街「とよマルシェ」がオープン！

復興商店街「とよマルシェ」は、平成26年10月の津波被災者向け平置間災害公営住宅(192戸)の完成により、商店や飲食店の再開が期待されたことから、中小企業基盤整備機構が実施する仮設施設整備事業を活用して地域の生活を支えるため整備され、平成27年1月15日にグランドオープンしました。



【Topic3】「いわき震災伝承みらい館」が開館！

「いわき震災伝承みらい館」は、令和2年5月、薄磯防災緑地の背後地に開館しました。震災関連資料の保存や展示、語り部の講話などにより、震災の記憶や教訓を伝承していくとともに、いわき市内各地の復興まちづくりに関わる取組等を支援する施設としてオープンしました。



生産拡大

避難地域の復興・再生を支える
「ふくしま復興再生道路」

**県道吉間田滝根線 広瀬工区
(小野町・田村市・いわき市)**
【令和6年4月開通】

▲令和6年4月13日 開通式

八反田トンネル
こまち大橋

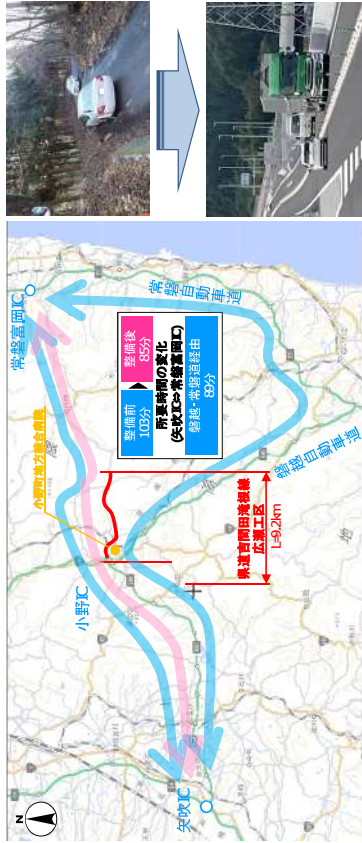
小野町・田村市
いわき市

▲空回り吉間田滝根線広瀬工区(野田)を望む

▲至一平田IC

【効果1】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

■現道の矢大田山前後の急峻で狭い区間や、小野町中心市街地の急カーブや狭い区間に伴う大型車通行規制区間を解消することで、大型車が安全に通行できるようになり、相対地域と県中・県南地域を結ぶ広域的な物流・道路網として機能する。



【効果2】公立小野町地方総合病院への良好なアクセスの形成による災害・福祉の確保

- ・現道の狹隘区間を回避することで、川内村から小野町地方総合病院までの搬送時間を8分短縮
- ・日常的な通院や安静搬送による患者の負担軽減

< 救急搬送時間 >

整備前	整備後	短縮効果
34分	26分	8分短縮

- 【富岡消防署川内出張所】
- ◆吉間田滝根線開通により、搬送時間が大幅に短縮されるとともに、患者の負担軽減にも繋がっています。
 - ◆小野町消防線についても、早期の完成を待ち望んでいます。



生産拡大

避難地域の復興・再生を支える
ふくしま復興再生道路

国道349号 大綱木工区(川俣町)
【令和5年3月完成】

▲令和5年3月1日 完成式

【効果1】産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川俣町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンズリュウムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。また復興公営住宅の整備や山木屋診療所の再開など生活環境の再生にも取り組んでいる。本事業は、これらの取組を大きく後押し、産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える。



【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

■道路幅員の狭小区間や視距不良区間の解消により、通過時間を約27分短縮することで、県中地域と県北地域を結ぶアクセスが向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。





生産
拡大

避難地域の復興・再生を支える
「ふくしま復興再生道路」

国道114号 山木屋工区 (川俣町)

【効果1】 道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

■道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消することで、相双地域と県北地域を結ぶアクセス性が向上し、広域的な交流や物流の活性化を支える。



【before】整備前
道路の幅が狭い

【after】整備後
通行がスムーズに

【効果2】 産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川原町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンズリアムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。

また、復興公営住宅の整備や山木屋診療所の再開など生活環境の再生にも取り組んでいる。
本事業は、これら取組を大きく後押し、産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える。



生産
拡大

交通混雑の緩和による
中心市街地の活性化を支援

国道289号 田島バイパス (南会津町)

【before】整備前

【after】整備後



【効果1】 中心市街地の4車線化による交通混雑の緩和

■4車線化のバイパス整備により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。

■中心市街地の渋滞が緩和され、まちなかの活性化が期待される。

■会津縦貫南道路の下郷田島バイパスの開通後は、交通量増加が見込まれることから、**更なる効果発現も期待**される。

地域住民の声

- ◆旧道を通過する交通量が減少したため、通学路の安全性が向上した。
- ◆消防出動の際に、アクセスが向上し時間の短縮につながった。
- ◆南会津病院へ搬送する際に、安全運行につながった。





【効果1】交通混雑の緩和

- **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。

《交通渋滞解消効果》

	供用前 (R3)	供用後 (R5)
旧道 (地点1)	7,660[台/12h]	5,748[台/12h] 交通量減少
バイパス部 (地点2)	—	6,948[台/12h]

【効果2】観光名所へのアクセスの向上

- 国指定史跡で観光名所のある小峰城や南湖公園へのアクセスが向上し、観光客の増加が期待される。



【効果1】交通混雑の緩和

- **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。
- やながわ工業団地への**アクセス性が向上**され、雇用創出や地域産業の活性化が期待される。





生産
拡大

林業従事者の育成や技術力の向上を支援

林業アカデミー ふくしま研修施設(郡山市)

研修を通して林業への誇りが実感できる施設を整備

林業分野への新規就業希望者の育成、林業従事者の技術力向上及び市町村職員の森林・林業に関する知識の習得を目的に本施設を整備しました。
県産材・東京オリンピックのレカシナー材、WOOD ALC・縦ログ工法など、福島県と関わりの深い様々な木材・木造技術を活用することで、研修生が「林業への誇り」や原木が建築物にどのよう
うに使用されるのかを実感できる施設としています。



研修参加者の声

- ・建物に入った瞬間に木のいい香りがして、すごく落ち着く雰囲気建物だと思います。
- ・建物に木を使う魅力を間近に実感しました。
- ・森林経営計画、集積計画を策定・実施することによる行政のメリット・デメリットを理解できたことが良かった。
- ・様々な技術の開発・導入を通じて、林業の世界もDXが推進されていることがわかり、林業に関する知識を更に深めることができました。



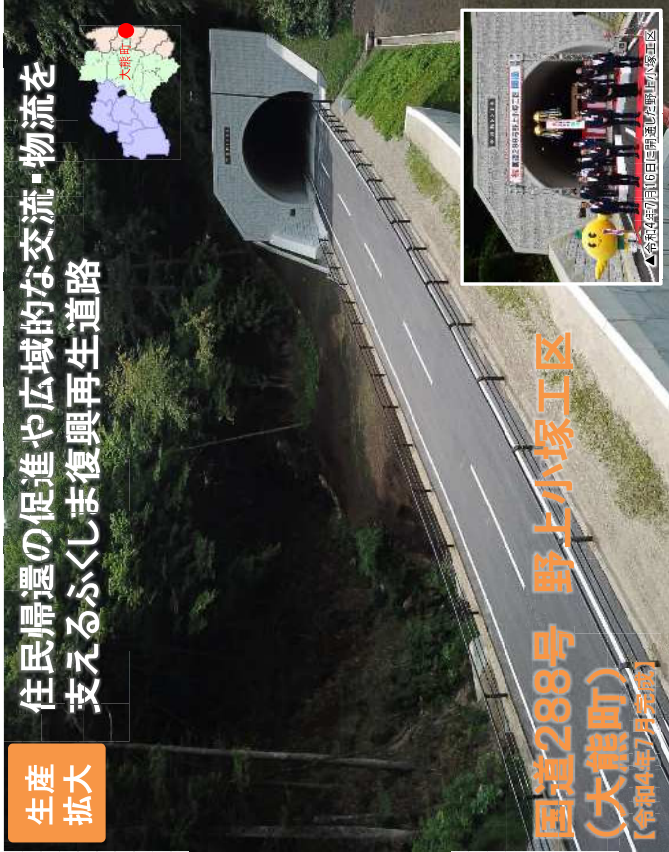
研修室施設



研修実験施設

整備内容等

場	所：福島県郡山市安積町 地内 (福島県林業研究センター内)
構	造：木造 平屋建て
延	べ面積：研修棟903㎡ 実習棟422㎡
竣	工：令和4年8月



生産
拡大

住民帰還の促進や広域的な交流・物流を支えるふくしま復興再生道路

国道288号 野上小塚工区 (大熊町) (令和4年1月着工)

【効果1】県内外へ避難している町民の帰還促進を支える

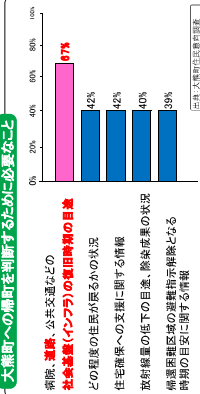
双葉地域と県中地域のアクセスが向上することで、県内や県外へ避難している町民への帰還促進を支援する。

大熊町長の主な避難先地域

- ・流通り地方 約5.4千人(いわき市 約4.5千人)
 - ・中通り地方 約1.7千人(郡山市 約1.0千人)
 - ・会津地方 約0.6千人(会津若松市 約0.5千人)
 - ・茨城県 約0.4千人
 - ・埼玉県 約0.3千人
 - ・東京都 約0.2千人
- 出所：大熊町長選挙有権者の状況
大熊町長選挙(令和4年1月15日実施)

大熊町への帰還を判断するために必要なこと

- ・社会基盤(インフラ)の復旧進捗の目途
 - ・この程度の住民が戻るかの状況
 - ・住宅確保への支援に関する情報
 - ・放射線量の低下の目途、除染作業の状況
 - ・帰還希望者の集積誘導施設となる時期の目途に関する情報
- 出所：大熊町長選挙有権者の状況
大熊町長選挙(令和4年1月15日実施)



【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消することで、双葉地域と県中地域の往來の利便性が向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



道路利用者の声

- ・大熊までのすれ違いが怖くなくなりました。
- ・冬場も安心して通れそう。
- ・郡山方面に行きの便利が重くなりました。





生産
拡大

復興のシンボル施設やアクセス道路が
地域住民の生活を支える

道の駅「なみえ」、国道114号浪江拡幅(浪江町)

【令和2年8月道の駅完成、令和3年3月浪江拡幅完成】

【効果1】道の駅による交流人口の拡大

令和2年8月の道の駅オープン以降、浪江町の新たな観光拠点として交流人口が拡大しています。また、町の玄関口として、復興状況や観光情報の発信基地としての役割を担っています。



併設する伝統産業施設「なみえの技・なりわい館」では地元の産品が並べられ賑わいを見せています
◀なみえの技・なりわい館▶

道の駅を拠点に地域を結ぶ新たなモビリティサービスの実証実験も行われています
なみえスマートモビリティチャレンジ▶



【効果2】道路拡幅により円滑な交通を確保、浪江ICへのアクセス性が向上

国道114号の道路拡幅により、常磐道(浪江IC)へのアクセス性が向上し、浪江町の復興を支援。



整備前



整備後



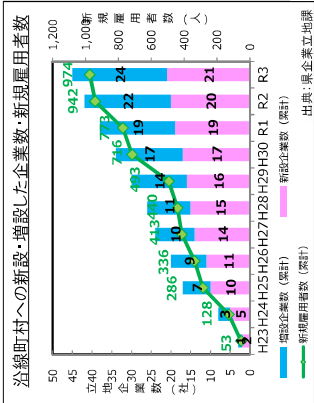
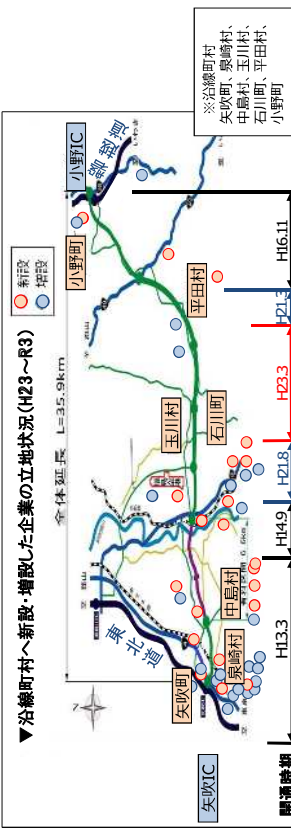
生産
拡大

物流・生産活動を支える自動車専用道路
沿線に企業が進出、雇用を創出

あぶくま高原道路(矢吹IC~小野IC)

【効果】全線開通により沿線町村への企業進出、雇用が拡大

あぶくま高原道路(石川町)付近



全線開通により、沿線町村へ45社が進出、約970名の雇用を創出。今後も更なる拡大が期待される。



矢吹IC付近の工業団地(写真提供:矢吹町)

生産拡大

会津地域を支える広域道路ネットワーク
高規格道路のミッシングリンクを解消

喜多方市(喜多方市)
五色沼(地原村)
関ヶ原(会津若松市)

会津縦貫道

会津縦貫北道路(喜多方IC～会津若松北IC)

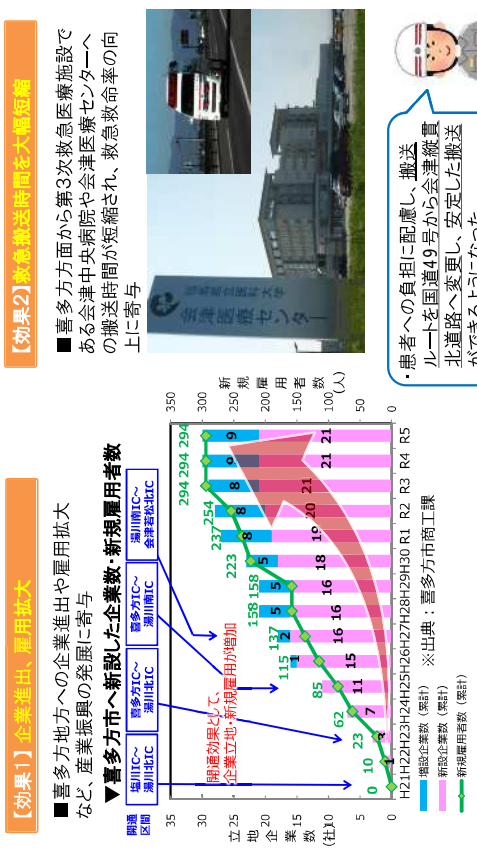
【平成27年9月完成】
地域間交流の促進、都市や産業、観光資源などを有機的に結び、圏域全体として集積規模の拡大を図るための地域高規格道路

【効果1】企業進出、雇用拡大

- 喜多方地方への企業進出や雇用拡大など、産業振興の発展に寄与

【効果2】緊急搬送時間を大幅短縮

- 喜多方方面から第3次救急医療施設である会津中央病院や会津医療センターへの搬送時間が短縮され、救急救命率の向上に寄与



【その他の効果】

- 磐越自動車道及び会津縦貫南道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能を確保。
- 会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与している。

患者への負担に配慮し、搬送ルートを国道49号から会津縦貫北道路へ変更し、安定した搬送ができるようになった。

- 開通したことで、観光周遊がスムーズになりました。
- 移動時間に余裕ができたため、他の観光地へも足を伸ばせるようになりました。

生産拡大

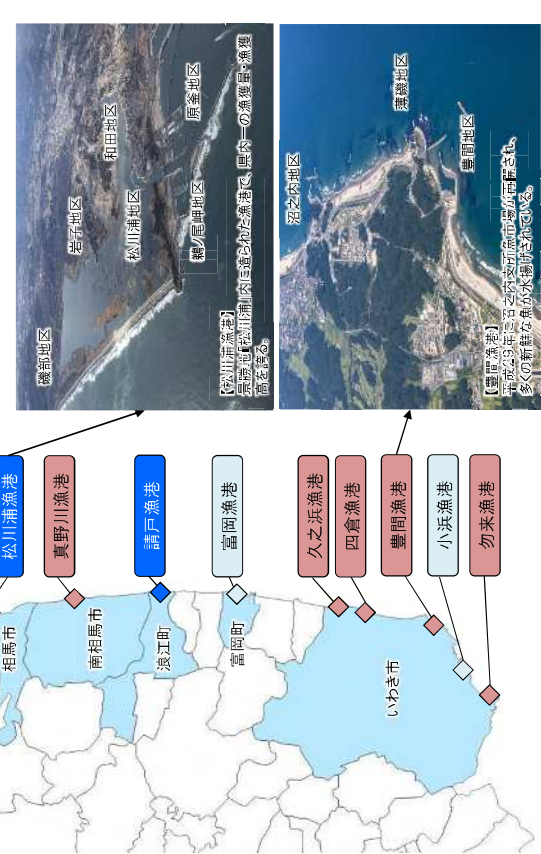
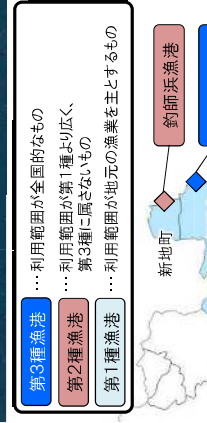
浜通りの水産業の復興を支援

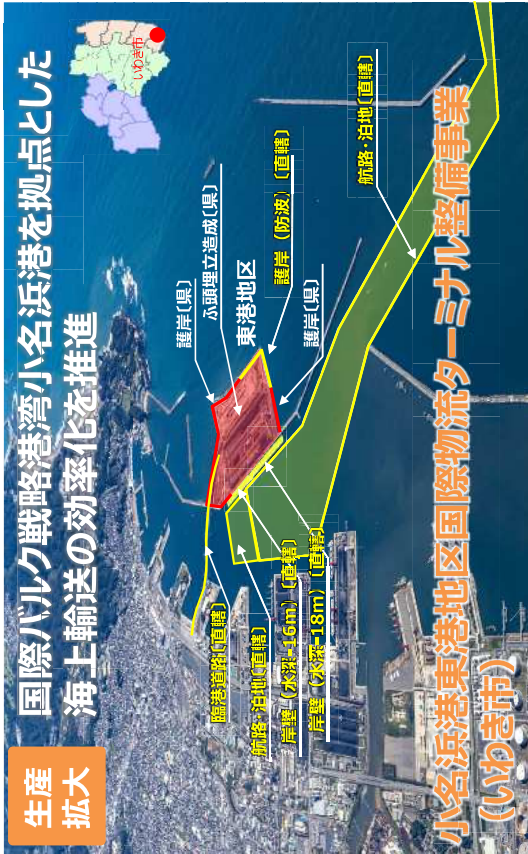
松川浦・請戸・釣師浜・真野川・久之浜・四倉・豊間・勿来・富岡・小浜

【請戸漁港】
原発事故が起きた福島第一原子力発電所から最も近い位置にある請戸漁港。震災直後、立ち入り制限下で閉ざされた漁港。年々の閉鎖を繰り返しながら、閉ざされた約10年の歳月を経て、令和3年8月に復旧工事が完了した。

東日本震災により県内の10漁港全てにおいて壊滅的な被害を受けましたが、請戸漁港(浜江町)が令和3年3月に完了しましたが、全ての漁港で復旧工事が完了しました。

また、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震により、松川浦漁港、釣師浜漁港、真野川漁港で再度被害を受けましたが、令和7年3月に全ての復旧工事が完了しました。





生産
拡大

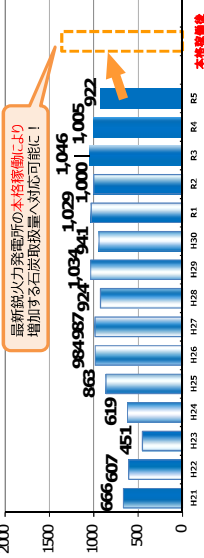
国際バルク戦略港湾小名浜港を拠点とした 海上輸送の効率化を推進

小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業 (いわき市)

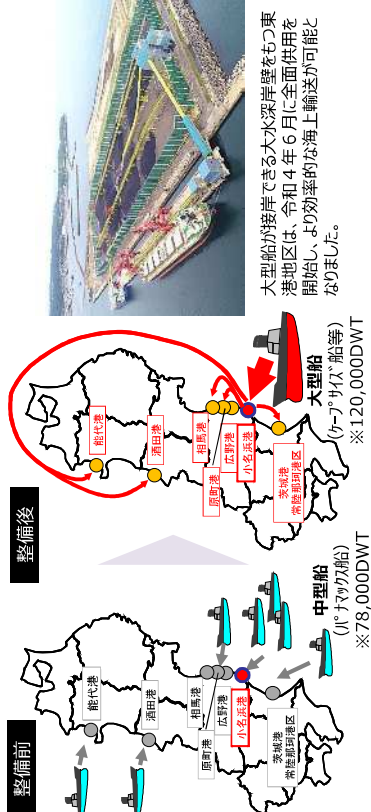
【効果1】東日本地域における「ハブ」拠点としての役割を果たします

大水深(水深18m)岸壁や野積場を拡張することにより、船舶の沖待ち解消や、大量かつ安価な石炭を取り扱うコールドセンターとして荷役機能が効率化され、東日本地域のエネルギー拠点としての役割が期待されます。

石炭取扱貨物量の推移



【効果2】大型船が接岸できる岸壁を整備し、貨物大量一括輸送によりコストを低減



大型船が接岸できる大水深岸壁をもつ東港地区は、令和4年6月に全面供用を開始し、より効率的な海上輸送が可能となりました。

※120,000DWT

※78,000DWT



生産
拡大

効率的なコンテナ貨物の荷役を実現 小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナル 機能強化事業(いわき市)

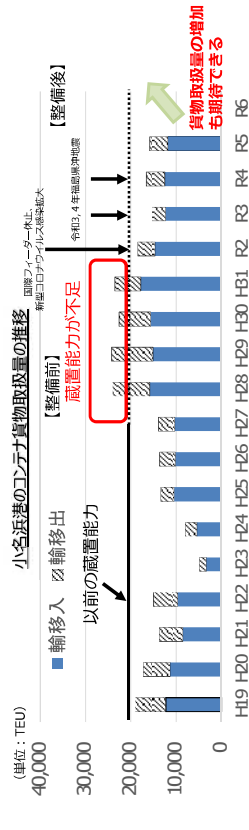
増設したクレーン

拡張した
コンテナヤード
大剣ふ頭
コンテナターミナル

【効果1】コンテナヤード拡張により、コンテナ貨物の蔵置能力が向上

平成28年以降に急増したコンテナ貨物取扱量に対応するため、蔵置能力の向上が求められていました。令和3～6年度にかけてコンテナヤード拡張工事を実施したことで、蔵置能力が向上しました。

現在は、国際フェリー体止や新型コロナウイルスの影響による貨物量の減少が回復していませんが、モーダルシフトの進展や小名浜道路開通に伴い、今後の物流拠点としての役割がますます期待されます。

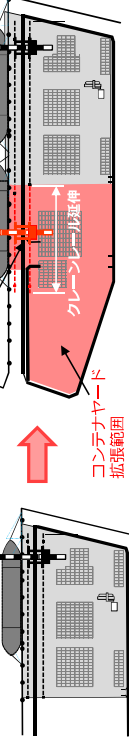


【効果2】クレーン増設・レーン延伸により、2隻同時接岸による効率的な荷役が可能に

令和3～6年度にかけてコンテナクレーン増設、クレーンレーン延伸を実施したことで、コンテナ船の2隻同時接岸が可能となりました。これにより、さらなる荷役の効率化が期待されます。

【整備前】1隻しか接岸できず、入港日の重複による接岸や滞港(滞船)が恒常化

【整備後】2隻同時接岸が可能となることで、遅延(滞船)解消、定時性確保に期待



生産
拡大

南会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消



会津縦貫道 会津縦貫南道路(会津若松市～南会津町)

【効果】広域道路ネットワークの強化

- 県土の骨格を成す6本の連携軸の一つである会津軸として、磐城自動車道及び会津縦貫北道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能を確認。
- 南会津地域から第3次救急医療施設である会津中央病院への60分以内で搬送可能な範囲が拡大されることにより、緊急性の高い外傷患者等の救命率が向上する。
- 現道の線形不良区間や隘員狭小区間を回避することにより、走行性や安全性が確保されるため、交通事故が減少すること。
- 南会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与する。

会津縦貫南道路の整備がもたらす時間短縮とカーブの減少や路面状況の向上は、患者の命を救うことにつながる。

- ・国道121号には代替路がないので、会津縦貫南道路のよりに信頼性の高い道路が整備されることは安心感につながる。
- ・冬の通行が楽になるので、運転のストレスが減る。
- ・大内函に滞まって、日が山形に行ける。観光地につながる。

現道の状況



落石による通行止め状況



除雪の状況



観光地の遊歩林整備

生産
拡大

歴史的建造物の保存と 観光資源としての活用



既存水門を活用した治水管理(治水調節機能を付加)

明治13年完成の十六橋腰鉤石橋水門を、大正8年に改築されて以来60年余りを経たず十六橋水門は、コンクリート造りの水門施設として国内最古の真なる近代土木遺産

歴史的景観を変えずに補強、改修

十六橋水門(会津若松市・猪苗代町)

【効果】歴史的建造物として保存し、安積疏水関連施設見学者が増加(傾向)

十六橋の由来は西暦800年頃まで遡るとされており、安積疏水事業で会津方面へ流出する水量を調節し、郡山方面へ引水する流量を確保するための水門として改築され、現在は猪苗代湖から日橋川への洪水調節機能も付加することにより、治水・利水上重要な役目を果たしているとともに、歴史的な価値が非常に高い。

歴史的景観を変えずに補強、改修したことで貴重な土木遺産を保存するとともに、重要な治水機能を有するだけでなく、観光資源・安積疏水のシンボルとしての役割も果たしている。

- 平成14年 土木学会選奨土木遺産を受賞
- 平成22年 近代化産業遺産登録第33「東北地方の産業振興の基礎を築いた水産漁業・交通・都市基盤整備の歩み」を物語る近代化産業遺産群「構成遺産の一つ」として認定
- 平成28年 日本遺産「未来を拓いた」の一の水門「一歩久保利通」最後の夢」と開拓者の軌跡、構成文化財の一つとして認定

歴史的景観を変えずに補強、改修を実施

■堰柱補強・改修



施工前



施工後

■水門設備改修



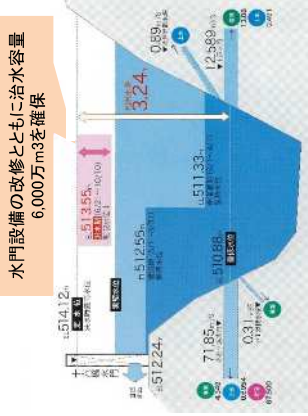
施工前



施工後

十六橋水門の改修による治水機能の確保

水門設備の改修とともに治水容量
6,000万m³を確保



生産
拡大

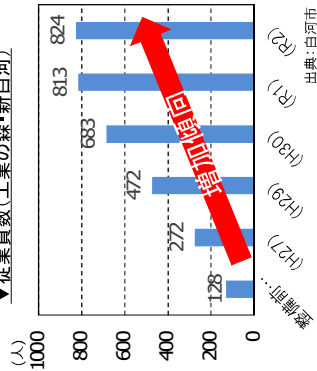


国道294号 豊地工区(白河市)
(令和2年12月完成)

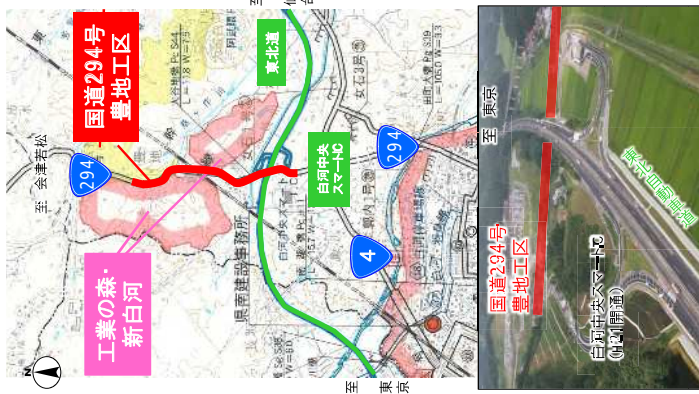
【効果】隣接する工業団地の工場新設や増設を誘発、雇用創出に寄与

■東北自動車道の白河中央スマートICから工業の森・新白河までの1.8km区間の現道を拡幅することで、工業の森・新白河への企業進出が増え、雇用の創出に寄与しています。

▼従業員数(工業の森・新白河)



H27.3.26 福島民報



国道118号 小沼崎バイパス
(下郷町)
(令和6年3月完成)

【効果】災害時の安全な通行を確保

令和6年5月7日に発生した倒木により、旧道が一時通行止めとなりましたが、小沼崎バイパスの整備により、大幅に迂回することなく、安全な交通が確保されました。



安全安心

リダンダンシーを確保し災害に強い
強靱な道路ネットワーク

博士峠

国道401号 博士峠 (会津美里町・昭和村)
【令和5年9月完成】

▲令和5年9月10日 開通式

【効果】災害時の安全な通行を確保
令和6年8月7日の大雨により、路肩崩壊や土砂流出のため旧道が通行止めとなりましたが、博士峠工区が完成していたことにより、災害時の安全な通行を確保することができました。



【効果】会津地方の地域振興

博士峠工区開通前後の昭和村の週末における状況を比較すると、地域振興に大きく貢献していることが分かります。

売上 約2.3倍

来場者 約5.0倍

道の駅からむし織の里しょうわ

交流・観光拠点施設 喰丸小学校

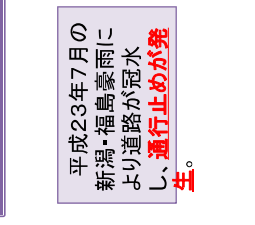
安全安心

災害に強い道路整備により
安全で円滑な交通を支える

【after】整備状況

国道252号 水沼工区 (金山町)
【令和5年度完成】

【before】平成23年7月の新潟・福島豪雨により道路が冠水し、通行止めが発生。



安全な通行確保

【効果】道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行を確保。



平成23年7月の新潟・福島豪雨により道路が冠水し、通行止めが発生。



▲令和4年3月24日に開通した才鉢工区

平成18年豪雨による旧道の被災事例



土砂崩落が発生



法面崩落が発生

【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。

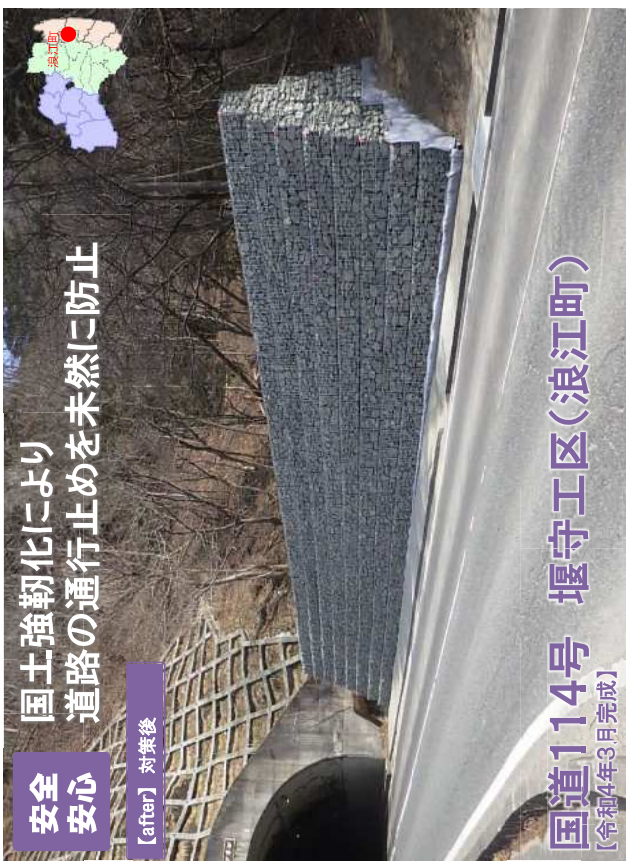
現道部

- 令和元年台風19号（連続雨量約256mm）により、**法面崩落の被災**を受け、22日間の**通行止め**が発生

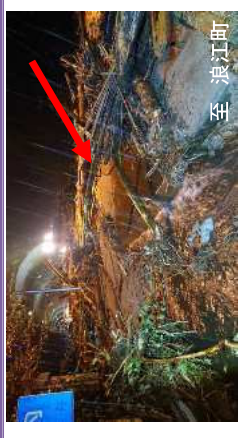
**R5.9月
台風時に
被災なし**

バイパス整備部

台風13号（連続雨量約183mm）による**通行止めなし**



【before】令和元年10月25日から26日にかけての大雨により土砂が流出し、通行止め。



【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。

【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。

令和元年10月25日から26日にかけての大雨（連続雨量：約251.5mm）
法面からの土砂流出により、**約13時間の通行止め**が発生

**R5.9月
台風時に
被災なし**

令和5年台風13号（連続雨量：約172.0mm）による**通行止め無し**



安全 安心

落石対策により
道路の通行止めを未然に防止

【after】整備後

国道115号 中井塚工区 外
(相馬市)

【before】豪雨に伴う落石で通行止めが発生。

【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。



令和元年台風19号
(連続雨量：約231.0mm)

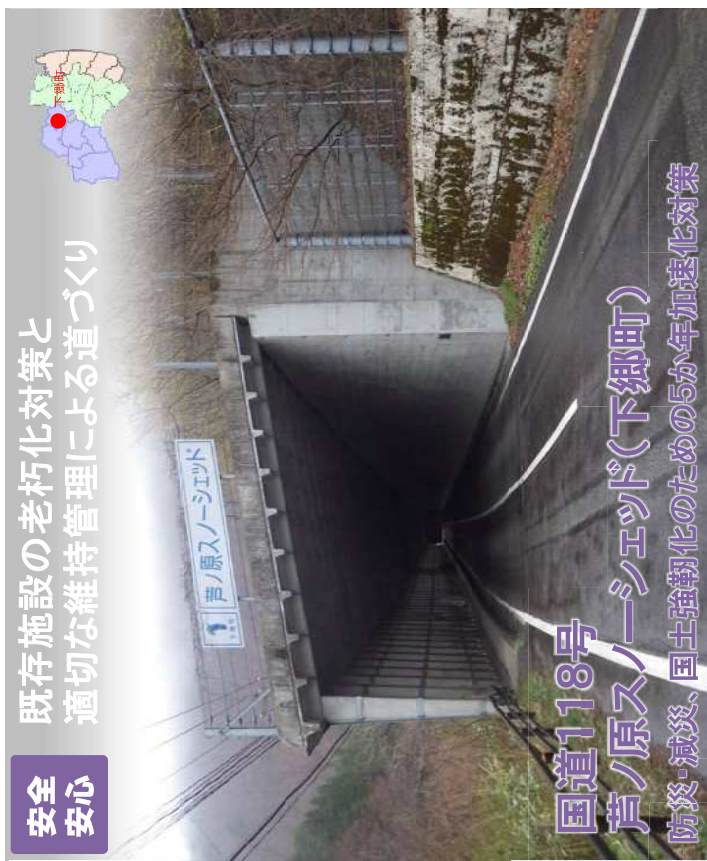
・約190日の通行止めが発生。



R5.9月
台風時に
被災なし

令和5年台風13号
(連続雨量：約108.5mm)

通行止め無し



安全 安心

既存施設の老朽化対策と
適切な維持管理による道づくり

国道118号 芦ノ原スノーシエツド(下郷町)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

【before】 補修前(令和5年5月)

【after】 補修後(令和5年9月)



スノーシエツドの屋根の状況

天井部から
漏水状況



防水機能を更新

施設の
老朽化対策

【効果】既存施設の老朽化対策

・老朽化により漏水が発生していた屋根の防水機能を新しいものに更新しました。
・漏水の防止を図ったことで、スノーシエツドの老朽化対策を図りました。

安全 安心

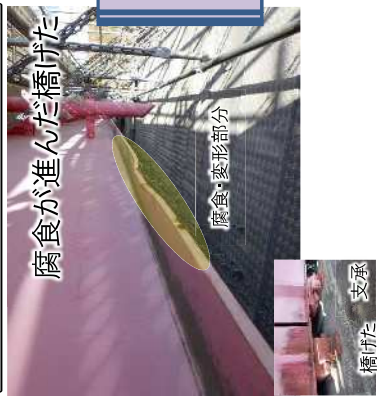
既存施設の老朽化対策と
適切な維持管理による道づくり



**(一) 浪江鹿島線
北台本橋(南相馬市)**

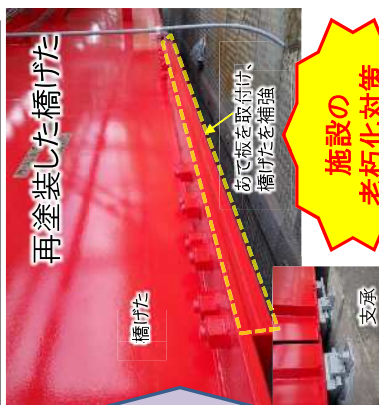
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

【before】補修前(令和6年4月)



腐食が進んだ橋げた

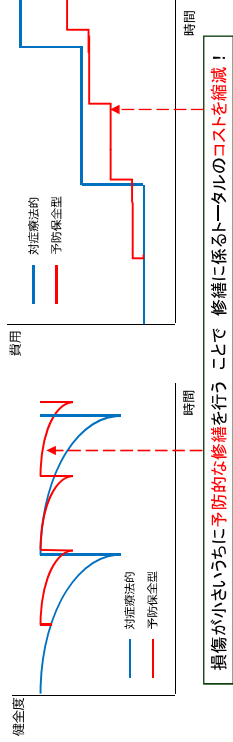
【after】補修後(令和6年10月)



施設の老朽化対策

【効果】既存施設の老朽化対策

- ・腐食が進んだ鋼製の橋げたと支承(上部構造と下部構造の間の部材)の塗装を塗り替え、橋げたにあて板を取り付け、橋の老朽化対策を実施し**国民の安全・安心**を確保しました。
- ・計画的な対策により寿命を延ばし、**補修コストの削減**が図られます



安全 安心

歩道整備により歩行空間を確保し、
通学児童の安全性を向上

母畑自河線
木ノ内前工区(泉崎村)



【before】整備前

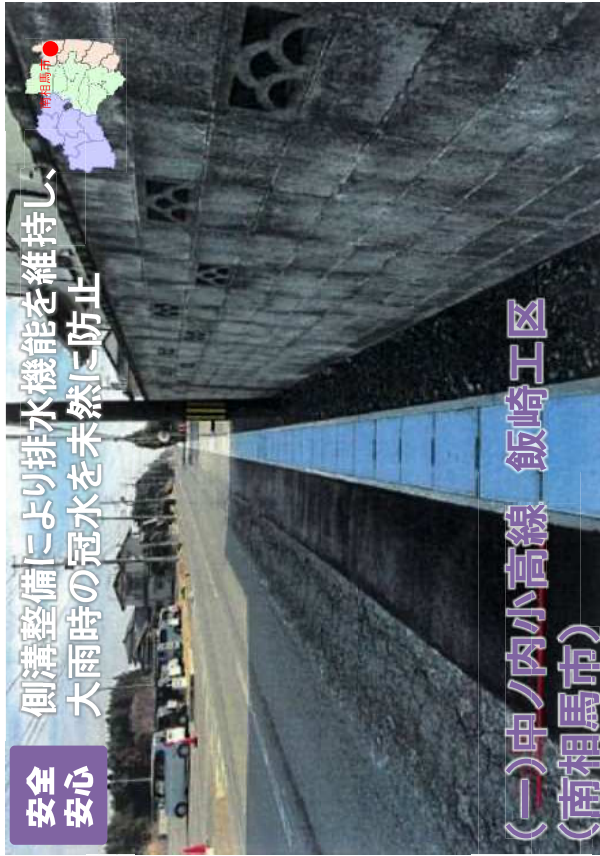


【after】整備状況(令和5年11月)



【効果】歩道整備により、通学児童の安全・安心な通行を確保。





安全
安心

側溝整備により排水機能を維持し、
大雨時の冠水を未然に防止

(一)中ノ内小高線 飯崎工区
(南相馬市)

【令和5年3月完成】

【課題】
整備前

土側溝による土砂の堆積



側溝の破損



【効果】大雨時の冠水リスクを低減。



【課題】

- 土側溝による土砂堆積
- 側溝の破損

【事業内容】

- U型側溝・コンクリート蓋 設置

排水機能の維持・改善による
大雨時の冠水リスクを低減



安全
安心

東日本大震災からの復興
津波の河川遡上から住民を守る！

地蔵川(新地町)

【after】令和4年度 復旧事業完了

【before】被災直後・平成23年東日本大震災



河口部堤防の役割

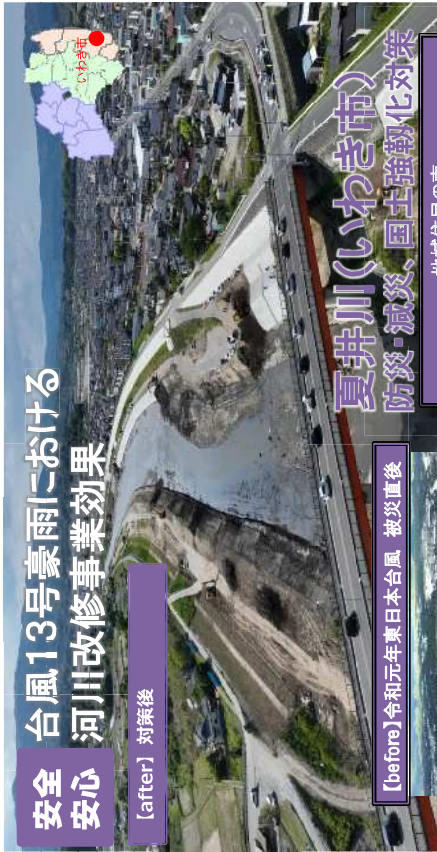
■ 発生頻度の高い津波・高潮に対する**安全性を確保**
■ 想定以上の巨大な津波が来た場合でも、**粘り強い構造により背後地の被害を軽減**

【効果】背後地域住民の**安全・安心**を確保！

■ 堤防の嵩上げにより、津波の河川遡上による**浸水被害の軽減**が図られ、沿岸域住民の**安全・安心**が確保されました。
■ 同時に、背後の産業用地を守ることで、復興を後押しします。



出典：新地町復興整備計画



安全安心
台風13号豪雨における
河川改修事業効果

[after] 対策後



夏井川(いわき市)
防災・減災、国土強靱化対策

【before】令和元年東日本台風 被災直後



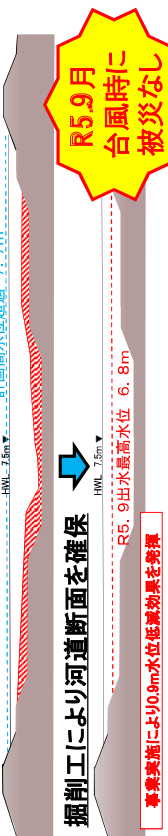
地域住民の声

河川改修の効果で**水位があまり上がらなかった**ので、安心していられた。
(地域住民)

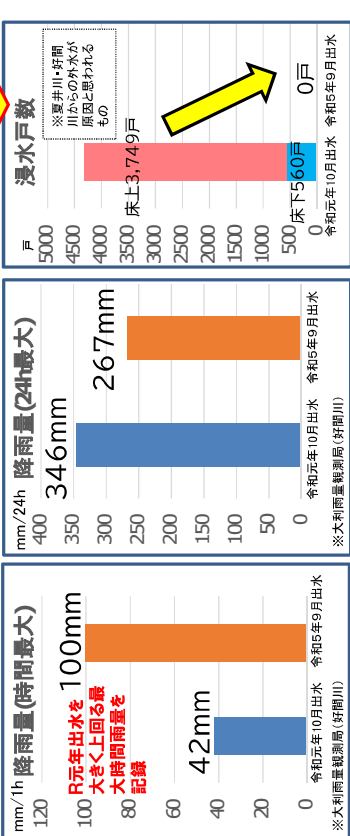
R元10出水 いわき市平下平野地内浸水状況

【効果】河道掘削と伐木・除草により河川断面が大きくなり、**水位低減効果**を發揮。
令和5年9月8～9日の台風13号においては夏井川・好間川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

【夏井川】横田水位観測局付近 横断面 事業実施前の断面でR5、9出水が超えていたと想定した場合
HWL: 7.5m 計画高水位超過: 7.7m



**R5.9月
台風時に
被災なし**



安全安心
令和5年台風13号豪雨における
河川改修事業効果

[after] 対策後



宇多川(相馬市)
防災・減災、国土強靱化対策

【before】令和元年東日本台風 被災直後



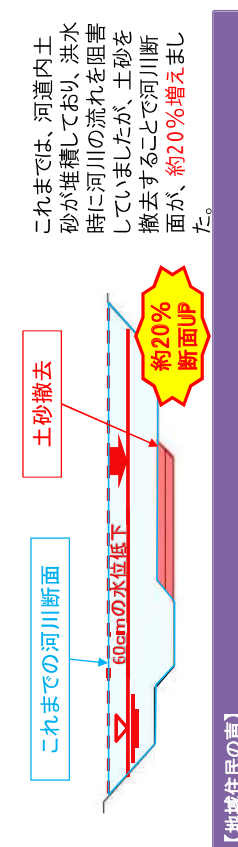
地域住民の声

河川改修により、以前ほど**水位が上がらなくなった**ので、安心できた。

【効果】河道掘削及び伐木・除草により河川断面が大きくなり、**水位低減効果**を發揮。
令和5年9月8～9日の台風13号においては宇多川・小泉川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

北飯沼地区の河道掘削が完了している区間において、R5年9月発生台風13号(9/8～9/9)の雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、**約2.3mの水位低減効果**が確認できた。





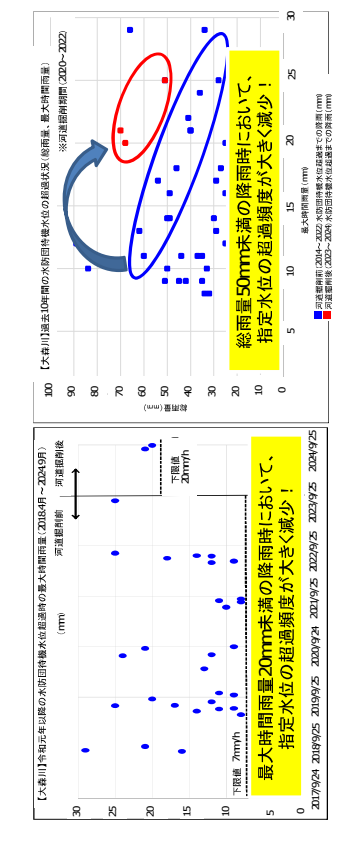
これまでは、河道内土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、約20%増えました。

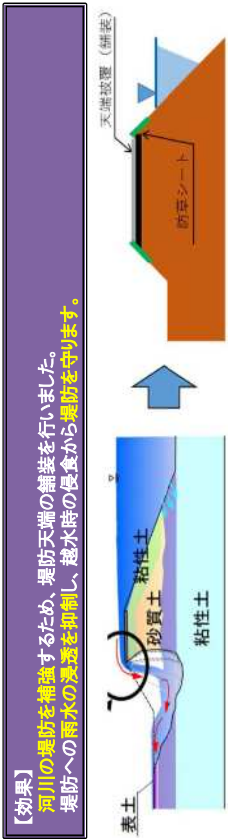
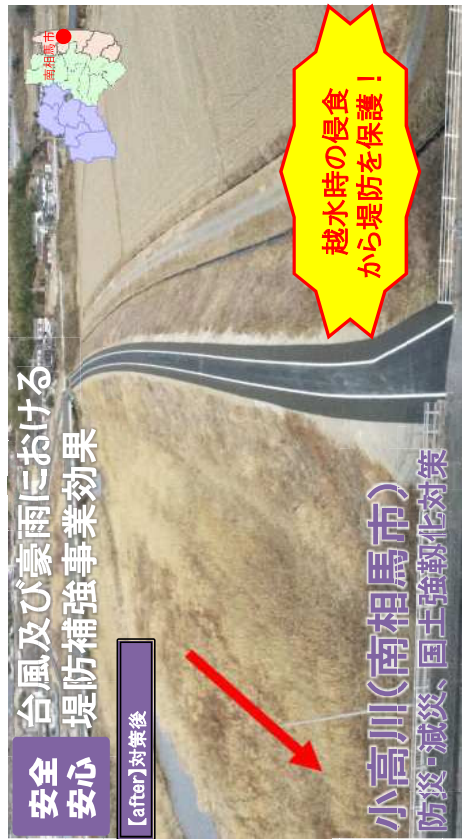
・近年ゲリラ豪雨や線状降水帯がいつ発生してもおかしくない状況だったため、土砂の掘削や草刈りをさせていただき少し安心することができた。
・以前は堤防まで草が生い茂っていたが、景観も良くなり、散歩コースになりました。



【効果】河道掘削及び伐木・除草により河川断面が大きくなり、出水時の水位低減効果を発揮。対策後においては大森川での出水による水位上昇の頻度が大きく減少した。

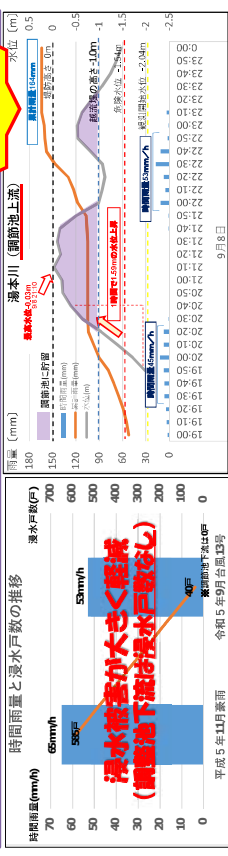
大森川の河道掘削実施後、雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、水防団待機水位の超過頻度が大きく減少していることが確認できた。
【水防団待機時の雨量下限値 河道掘削前：7mm/h 河道掘削後：20mm/h】





【地域住民の声】

- 近年ゲリラ豪雨や線状降水帯がいつ発生してもおかしくない状況で、堤防を舗装していただき、決壊の恐れが低くなったので、安心することができた。
- 以前は堤防まで草が生い茂り草刈りをしていましたが、舗装されたことでその手間もなくなり、景観も良くなり、散歩コースになりました。



令和5年9月8日の台風13号では、湯本川流域で16.4mm/日の降雨が記録されたが、湯本川調節池の貯留効果により、上流側の水位上昇に比べ、下流の水位上昇が低減され、今回出水において、湯本駅前周辺など調節池下流での洪水被害は発生しなかった。

安全
安心

台風13号豪雨における
ダムへの洪水調節機能



小玉ダム(いわき市)
木戸ダム(楢葉町)

【before】平常時(令和5年8月17日)



小玉ダム 8/17 11:00 EL.178.60m

【after】洪水時(令和5年9月9日)



木戸ダム 9/9 9:00 EL.183.95m

【効果】ダムによる洪水調節により下流河川の水位の上昇を低減

今回の台風13号では、木戸ダムで1,876千 m^3 (東京ドーム4.5杯)、小玉ダムで967千 m^3 (東京ドーム0.8杯)の水を貯留しました。このうち小玉ダムでは、ダムからの放流量を調節することで、下流河川において、ダムが無い場合と比較し、水位を34cm低下させました。



水位があまり上がらな
かったので、安心して
いられた。
(地域住民)

河川水位
の上昇を
低減



河川断面図

安全
安心

土砂災害から命や財産を守り、
地域の安全・安心を確保



【after】対策済(法枠工)

保全人家

駒谷(いわき市内郷地区)

R5.9月
台風時に
被災なし

【効果】令和5年9月の台風13号による豪雨でも、対策工を実施していた地区においては、土砂災害を未然に防ぐことができました。

【未対策】台風13号による豪雨によりいわき市の内郷・常磐地区を中心に多数の土砂災害が発生。

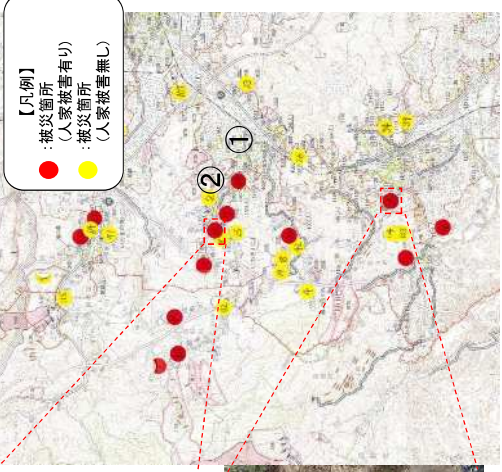
台風13号に伴う土砂災害発生箇所位置図(いわき市)



(平太郎)いわき市内郷宮町



(山ノ神)いわき市常磐湯本町



【凡例】
●:被災箇所
(人家被害有り)
●:被災箇所
(人家被害無し)

安全 安心

土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保

【after】対策後

R5.9月 台風時に被災なし

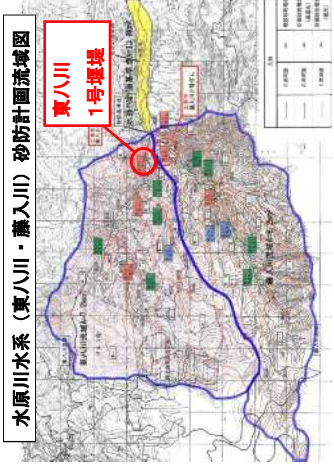
東八川 砂防堰堤(福島市)



保全対象

- ・(主)土湯温泉線
- ・人家戸数:166戸
- ・保全施設名:公民館等

【効果】令和5年9月の豪雨災害による被害なし。



令和5年9月の豪雨災害において、砂防堰堤より上流は荒廃や河岸浸食がみられたが、砂防堰堤より下流では被害がなかった。

安全 安心

土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保!

飯根沢砂防堰堤(西会津町)

【before】被災前(平成29年5月撮影)



【after】堆積状況(令和4年8月)



R4.8の豪雨災害時の堆砂位置



【効果】令和4年8月の豪雨災害による被害なし!

稲荷峠観測所
降雨量
平成7年
8月1~4日
354.4mm

寺内観測所
降雨量
令和4年
8月3~4日
269.9mm

砂防堰堤整備により下流への土砂流出はなく、被害ゼロ!

※稲荷峠観測所は平成27年で廃止となったため、近隣の寺内観測所を採用

安全
安心

土砂災害から命や財産を守り、
地域の安全・安心を確保！



湯上沢砂防堰堤

湯上沢砂防堰堤(喜多方市)

安全
安心

土石流から命や財産を守り、
地域の安全・安心を確保！



二軒在家沢砂防堰堤(只見町)

【before】被災直後(平成10年8月豪雨)



湯上沢山腹荒廃、
土砂・流木堆積状況

保全人家(熱湯温泉街)周辺

県道熱湯温泉追分線 冠水

【after】整備状況(平成31年3月)



湯上沢砂防堰堤

保全人家

保全人家

【効果】令和4年8月の豪雨災害による被害なし！

喜多方観測所降雨量
(平成25年7月22日)
141mm

喜多方観測所降雨量
(令和4年8月3~4日)
278mm

平成25年と比べ降雨量は2倍程度であるが、砂防堰堤整備により、下流への土砂流出はなく、被害ゼロ！

被害件数
4戸(7名避難)

被害なし

【before】被災直後(平成23年7月新潟・福島豪雨)



山腹荒廃状況

被災状況

【after】整備状況(平成31年3月)



現在の状況(令和2年11月)

【効果】平成29年7月の豪雨による被害なし！

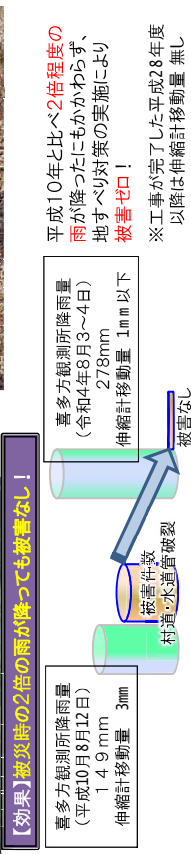
只見観測所降雨量
(平成23年7月27日~
平成23年7月30日)
総雨量711mm

只見観測所降雨量
(平成29年7月16~18日)
総雨量328mm

被害件数
4戸

被害なし

平成23年と比べ降雨量は半分程度であるが、若干の土砂流出は確認されたものの、砂防堰堤整備により、下流への土砂の流出はなく、被害ゼロ！



**安全
安心**

令和4年3月発生 of 福島県沖地震における
橋梁の耐震補強対策の効果



上名倉飯坂伊達線
医王寺橋(福島市)

【対策内容】落橋橋脚の倒壊等を防ぐため、橋台の桁受部の拡幅及び橋脚の補強(コンクリート巻き立て)を実施(令和3年3月完了)

令和4年3月地震による被害はなく、橋梁の機能を確保

《対策未実施の場合》

○前震補強未実施の場合は、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊が発生する場合があります。



震度6弱の地震後でも、落橋・橋脚倒壊、路面の段差など通行不能となるような被害は無く、橋梁の機能を確保することができました。

【効果】耐震性能の強化により、大規模地震後においても円滑な交通確保の確保が可能



地震後においても通行止めを行うことなく、円滑な交通機能を確保することができました。

地震後の通行状況 (R4-3)

**安全
安心**

令和4年3月発生 of 福島県沖地震における
漁港の機能強化対策済み岸壁の効果



松川浦漁港
(相馬市)

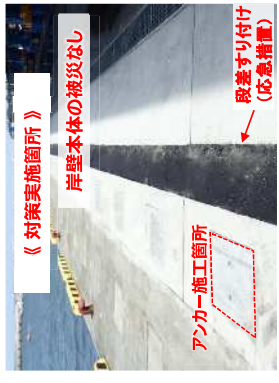
【整備内容】岸壁の地震・津波対策として、グラウンドアンカーを増設

【対策済み岸壁】令和4年3月地震による岸壁本体の被害なし

《対策未実施箇所》



○地震によって傾きなどの被害が発生し、長期利用ができなくなりました。



○震度6強の地震後でも岸壁本体には変状がなく、備前島備置で、漁業活動が可能となりました。

【効果】漁港施設機能の強化により、早期の操業再開が可能に

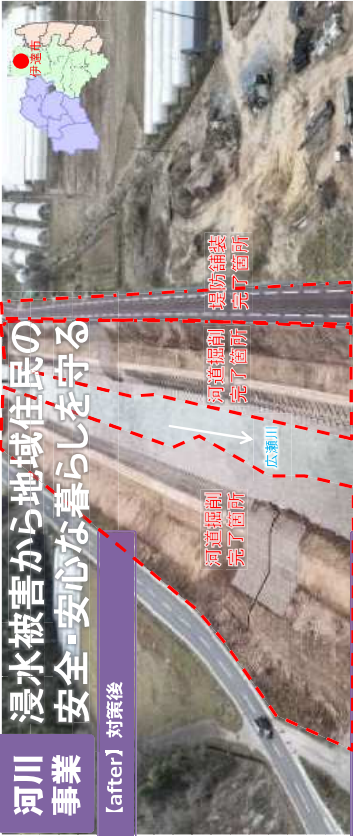


水揚げをする岸壁が使用可能だったため、地震から6日後の3月22日には、操業を再開することができました。

地震後に対漁済みの岸壁で水揚げの様子

河川事業

【after】対策後



【before】対策前



広瀬川（伊達市）

防災・減災、国土強靱化対策

【効果】河川の断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待。また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

R6年台風7号で被災無し

※連続雨量90mm (R6.8.16-17月総観測所)

これまでは、河道内に土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、約30%増えました。



【地域住民の声】



令和元年台風以降、河川の中の土砂が川を狭くしており災害にならないかと気になっていたが、土砂を撤去してもらったことで、川が広くなり安心している。併せて、木も切ってもらえたので、川がきれいになったと感じている。

安全安心

【after】整備状況

浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る



【before】被災状況(令和元年10月)

堤防が延長15mにわたり決壊し、周辺の住宅が浸水するなどの被害が発生

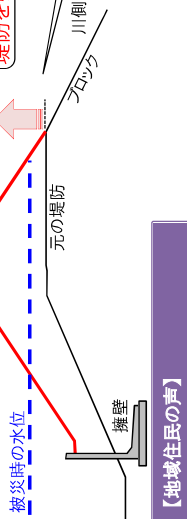
阿武隈川(本川)と合流

濁川(福島市)

令和元年東日本台風からの復旧

【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待

かさ上げた堤防
堤防の上をアスファルト舗装することで、堤防を強化しています。



【地域住民の声】



「何が起ころかは分からないが、決壊した箇所の整備が終わり、堤防も高くなったから安心して生活できるよ。」



「愛着のある河川だから、新しい堤防も地域で草刈りを行っていく。」
「堤防が復旧しても、あの日以来、自分で雨量を確認するようになった。」

**安全
安心**

【after】対策後

**浸水被害から地域住民の
安全・安心な暮らしを守る**



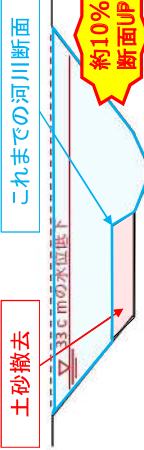
**谷田川(郡山市)
防砂・減災、国土強靱化対策**

【before】対策前

堤防背後に工業団地が有り、堤防の決壊で浸水被害が発生



【効果】堤防補強により、浸水被害の解消・軽減に期待



これまでは、河道内土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を除去することで河川断面が、約10%増えました。

【地域住民の声】



工事で溜まった土砂を取り除いてもらったことで、安全性が増し、以前より**安心して生活**できる。これまで、草木が生えて鬱蒼としていたが、川の姿が見えて、より親しみが持てるようになった。

**安全
安心**

**浸水被害から地域住民の
安全・安心な暮らしを守る**

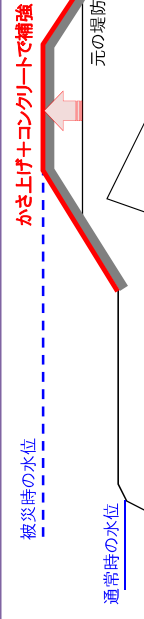


**社川(白河市)
令和元年東日本台風からの復旧**

【before】被災後(令和元年10月)



【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待

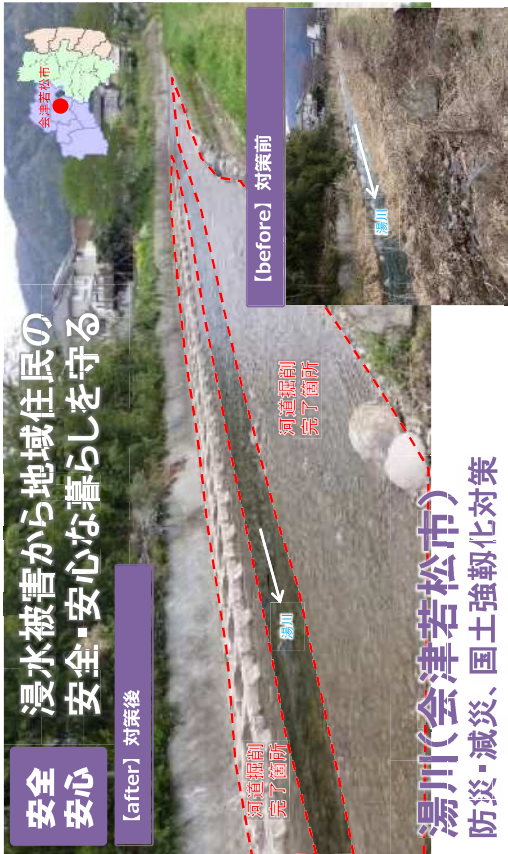


堤防をかさ上げすることで河川断面が大きくなり、かつ、堤防をコンクリートで補強することで洪水に強い堤防となりました。

【地域住民の声】



壊れた堤防は補強され復旧が終わり、安心しています。社川には土砂もたまっていて、水量が多くなると危険なので、川底にたまった土砂をさらってもらえると、さらに安心して暮らせる。



安全
安心

【after】対策後

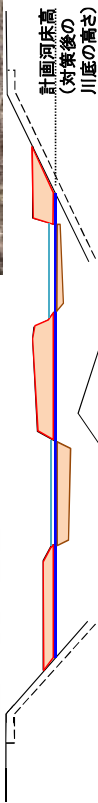
浸水被害から地域住民の
安全・安心な暮らしを守る

【before】対策前

河床掘削
完了箇所

湯川

湯川(会津若松市)
防災・減災、国土強靱化対策



深掘れしている川底の凸凹を整える(河床整正)ことで、
洪水を流す能力が上がります。

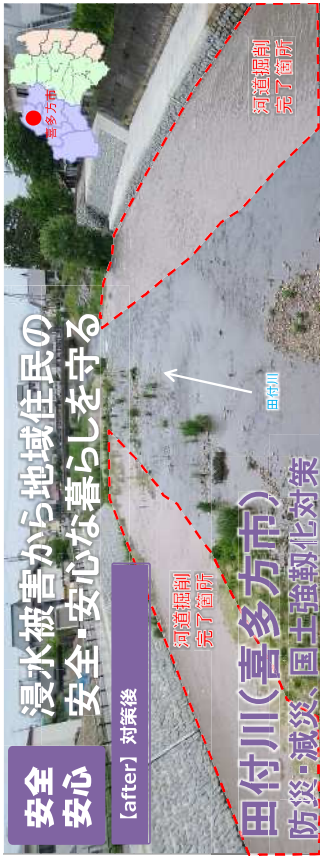
【効果】河床整正とダムの洪水調整により河川の水位を低下(令和元年東日本台風)



令和元年東日本台風(令和元年10月12日～13日)時に、東山ダムでは1.34万m³(東京ドーム約1杯分)の洪水を溜め、下流の河川の水位を約1.0m低下させました。

【地域住民の声】

- ・住宅側に石を並べてもらったおかげで浸食されないのが安心できるよ。
- ・景観も良くなり、河川に親しみが持てるようになりました。
- ・工事の後は散歩や遊んでいてる人が増えました。
- ・台風が来ても大きな被害がなくなりました。



安全
安心

【after】対策後

浸水被害から地域住民の
安全・安心な暮らしを守る

河床掘削
完了箇所

湯川(新潟市)
防災・減災、国土強靱化対策

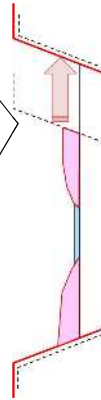
【before】対策前



【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待



川幅を広げ、また、河川内の土砂を撤去したことで、安全に洪水を流すことができるようになりました。



【Topic】景観に配慮した護岸を整備



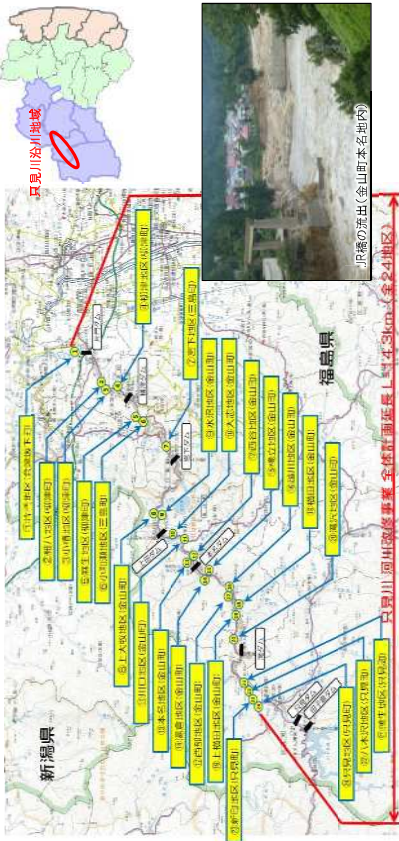
観光客が多く訪れるエリアであるため、石積ブロックを採用し、魅力的な河川景観を創出しました。



護岸が綺麗に整備されたので、大雨が降っても、前より安心できるようになった。(地元行政区長さんの声)

安全
安心

平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧 洪水から地域の安全・安心を守る



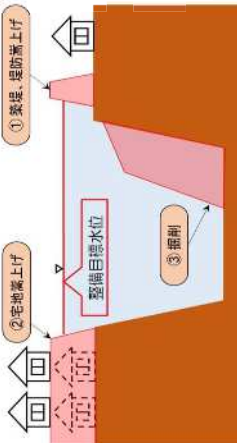
只見川河川改修(只見川沿川地域)

平成23年7月新潟・福島豪雨

平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達し、只見川(只見町～会津坂下町)では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

【只見川河川改修事業】洪水から地域の安全・安心を守る！

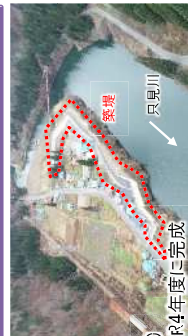
只見川沿川24地区において河川改修事業を実施中
 ・土地の高さが低い土地において、浸水被害を防ぐために「①築堤、堤防高上げ」や「②宅地高上げ」を行います。
 ・河川の水位を下げるために川幅を広げる「③河道掘削」を行います。



【before】整備前



【after】整備後



安全
安心

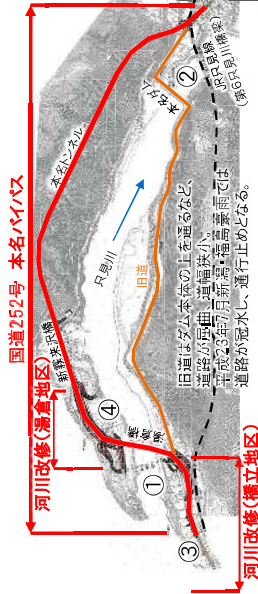
河川改修と道路整備による 安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興



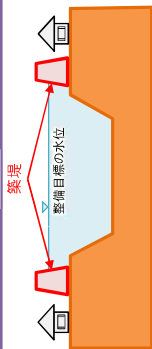
只見川河川改修、 国道252号本名バイパス(金山町)

整備概要

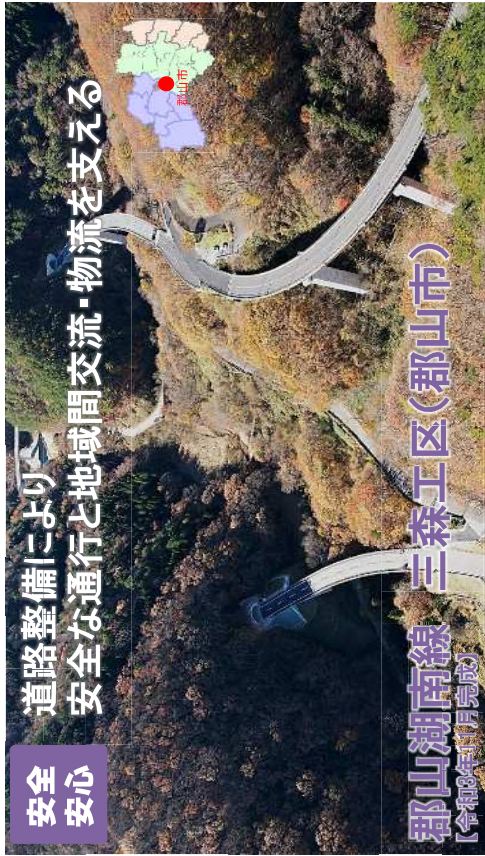
平成23年7月新潟・福島豪雨



【効果】洪水から地域の安全・安心を守り、
真会津地域の広域的な交流・物流を支える



当地域は、付近に代替路線がないことから、築堤により洪水被害を軽減するとともに、トンネル等のバイパス整備により安全で円滑な通行が確保され、真会津地域が魅力ある地域としてさらに発展していくことが期待されます。



【before】整備前

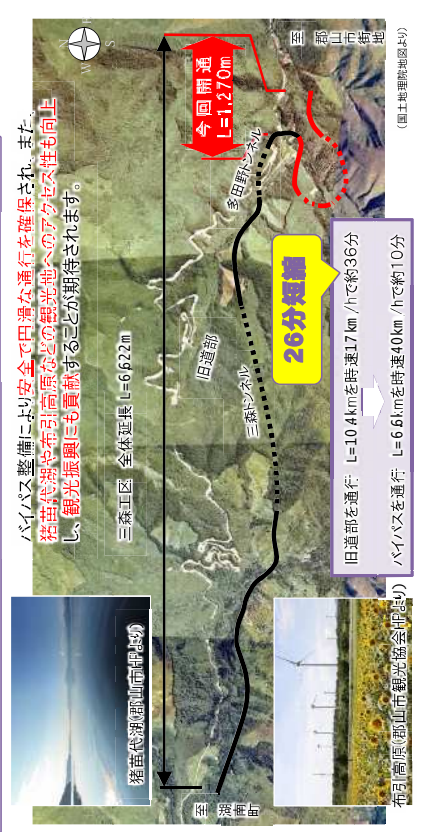


【after】完成後(令和3年)



【効果】安全・安心な通行を確保。広域的な交流・物流の活性化や観光振興も支援。

バイパス整備により安全で円滑な通行を確保され、また、猪苗代湖や布引高原などの観光地へのアクセス性も向上し、観光振興にも貢献することが期待されます。



布引高原(郡山市観光協会より)



【before】被災直後(令和元年東日本台風)



【after】整備状況(令和4年度)



逢瀬川では、現在、甚大な被害を受けた昭和61年8月台風第10号の時と同規模の降雨となった場合も、洪水による浸水被害を解消できるよう、築堤護岸等の整備を進めています。

【整備】河川改修と合わせて、大窪橋を架け替える道路改良を実施し、道路の混雑を緩和します！



安全
安心

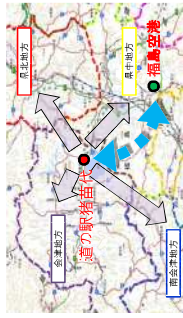
広域的な防災拠点としての
役割を担う「道の駅」



道の駅「猪苗代」
【防災道の駅】令和3年6月11日選定

【効果】大規模災害時に、道の駅を広域的な防災拠点として活用

道の駅「猪苗代」は、令和3年6月11日に国土交通省より「防災道の駅」に選定されました。大規模災害時の派遣部隊等による復旧・復興活動の基地となる広域的な防災活動拠点として、その機能強化を図ります。



防災機能の更なる強化

建物の耐震化・無停電化、貯水タンク、防災トイレ、防災倉庫、ヘリポート等の機能を完備しており、今後も更なる機能の強化を進めてまいります。

▼防災倉庫



▼簡易トイレ(防災倉庫格納)



▼災害時の緊急輸送用ヘリポート



安全
安心

ダムの再開発により、
洪水から地域を守る！



千五沢ダム(石川町)

令和6年3月 再開発事業完了

【before】被災直後(昭和41年9月洪水)



昭和41年9月洪水による浸水状況

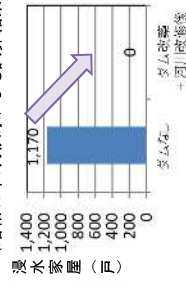
【after】整備状況(令和6年1月)
(試験湛水の洪水時最高水位)



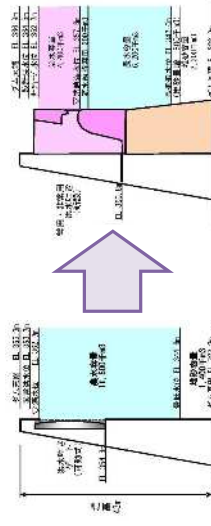
【効果】ダムに洪水調節機能を付加することにより、石川町市街地の洪水被害を軽減し、沿川住民の安全・安心を確保

洪水被害の軽減効果

(昭和41年9月洪水による試算結果)



約1,170戸(想定)の被害が軽減し、沿川住民の安全・安心が確保されます。

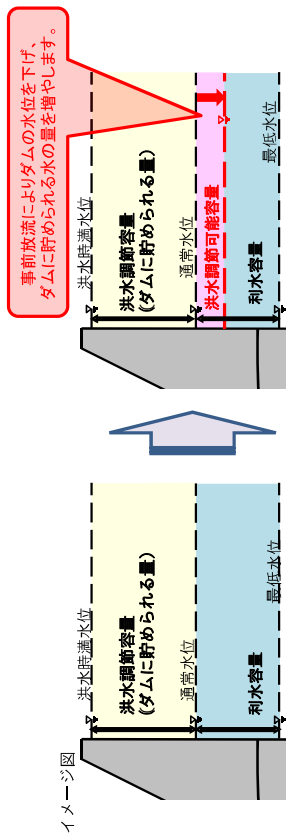


昭和50年にかんがいがい専用ダムとして整備。洪水調節機能がなかったため、度々洪水被害が発生。
千五沢ダム再開発事業により、既存の洪水吐を改良し、ダムに洪水調節機能を付加。



【before】通常の洪水調節容量

【after】事前放流実施による確保容量



事前放流とは
大雨が予想される場合、利水容量の一部をあらかじめ放流し、貯水位を低下させることで、水害対策に使える容量（洪水調節容量）を増やします。

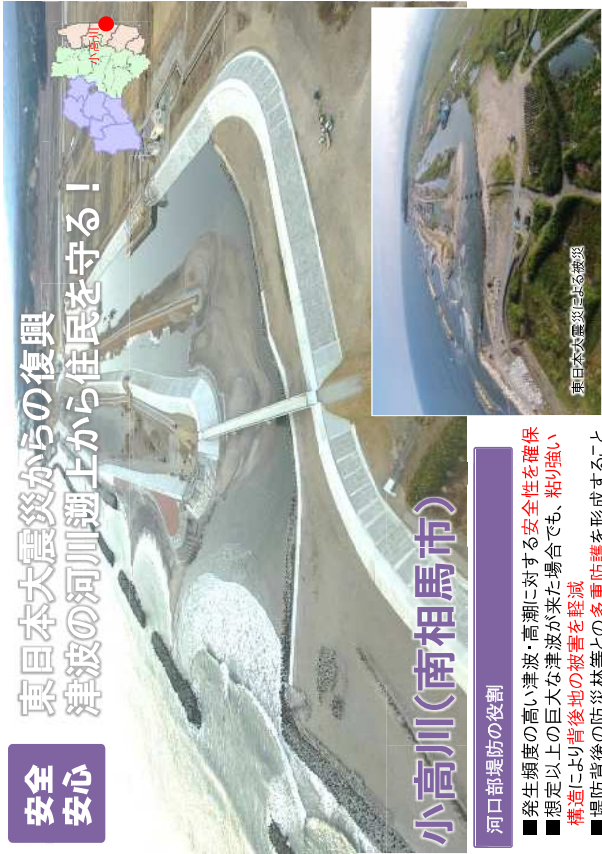
【効果】事前放流により、ダム下流河川の浸水被害の軽減し、地域住民の安全・安心を確保！



【ダム】事前放流により、ダム下流河川の浸水被害軽減を図ります。

一級水系である阿賀野川・阿武隈川水系の一部を、事前放流を可能とする治水協定を締結しています。

近年の頻発化・激甚化する水災害への備えとして、これまで確保していた洪水調節容量に加えて、新たに利水容量の一部を水害対策に使える容量として確保することにより、**ダムの洪水調節機能を強化し、出水時にダム下流河川の浸水被害軽減を図ります。**



河口部堤防の役割

- 発生頻度の高い津波・高潮に対する**安全性を確保**
- 想定以上の巨大な津波が来た場合でも、**粘り強い構造により背後地の被害を軽減**
- 堤防背後の防災林等との**多重防護**を形成することにより、総合的な防護ラインとなる

【効果】沿岸域住民の**安全・安心**を確保！背後地で**営農再開**や**復興拠点施設が整備**！

- 津波の河川遡上による浸水被害の軽減が図られ、沿岸域住民の安全・安心が確保されました。
- 復興拠点施設**「小高交流センター」や**商業施設**「小高ストア」が整備され、令和3年12月には小高病院跡地に新たな**小高診療所が開所**、さらには、堤防背後の農地で**ほ場整備**が進められ、**営農再開に向け**た**取組が進められる**など、**清実に復興が進んでいます。**



**安全
安心**

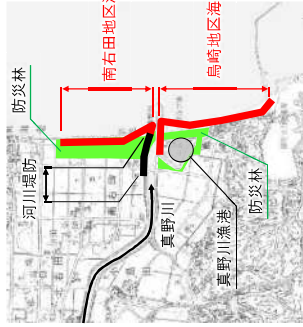
津波浸水の軽減を図り、沿岸域の水産利用や新たな産業を後押し



南右田地区海岸、鳥崎地区海岸（南相馬市）

海岸堤防の役割

- 数十年～百数十年の頻度で発生する津波に対して、『**海岸堤防の嵩上げ**』を行い、安全性を確保
- 想定以上の巨大な津波が来た場合でも、堤防背後の防災林や道路など組合せた**多重防御**による減災対策のため、『**粘り強い構造**』で整備を実施



出典：南相馬市復興総合計画（概要版）

【効果】背後地の安全・安心を確保し、復興を後押し！

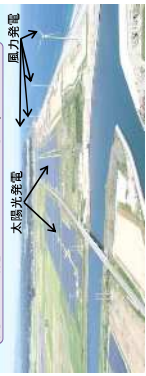
海岸堤防の復旧により、津波・高潮被害の軽減が図られ、背後地の真野川漁港や新たに整備された太陽光・風力発電施設の安全・安心を確保するとともに、水産業の復興や再生可能エネルギー事業を後押しします。

地域産業である水産業の復興



真野川漁港で開催された「かしまみなとまつり2017」の様子

再生可能エネルギー事業の立地



南右田地区海岸沿岸に整備された太陽光・風力発電施設

**安全
安心**

**東日本大震災において
救難救助の拠点として活用**



福島空港（須賀川市、玉川村）

【効果1】震災時、帰宅困難者のターミナルに
定期便に加え臨時便を運航し、帰宅困難者の
ターミナルとなった。

【効果2】緊急医療の拠点として機能
DMAT（災害派遣医療チーム）の活動基地、
緊急物資の輸送拠点となった。



県内で必要とする急病者の
約9分の2は福島空港を経由
し、県内各地の避難所等へ届
けられました。

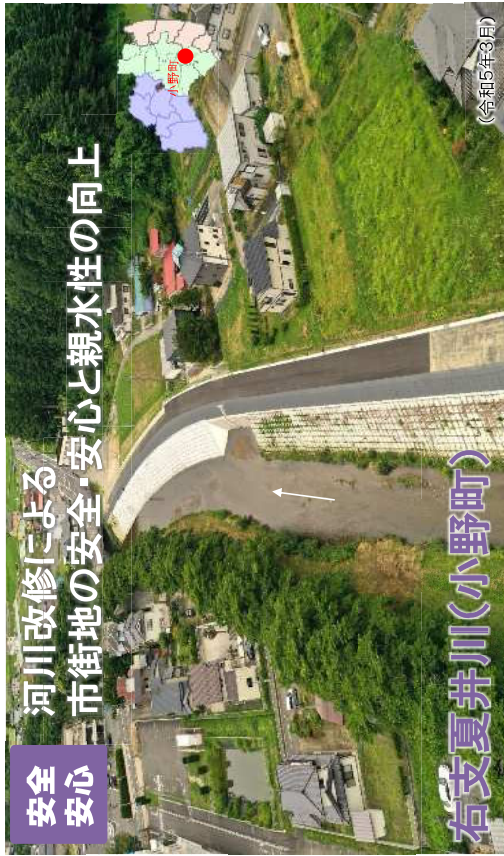


緊急物資の積み替え

路線	臨時便 運航期間	臨時便 便数・搭乗者数		定期便 便数・搭乗者数	搭乗者数 合計
		便数	搭乗者数		
札幌	3月12日～24日	76便	3,377人	80便	5,052人
		48便	3,734人	120便	3,647人
大阪	3月12日～31日	104便	11,022人	—	—
		62便	2,343人	—	—
名古屋	3月13日～31日	290便	20,476人	200便	8,699人
		合計	—	—	—

「JRや高速道路などアク
セスが難しいなか、県外へ
避難出来てよかった。
いななか、福島空港から他
空港への移動ができて助
かった。」





【before】被災直後(昭和61年8月)

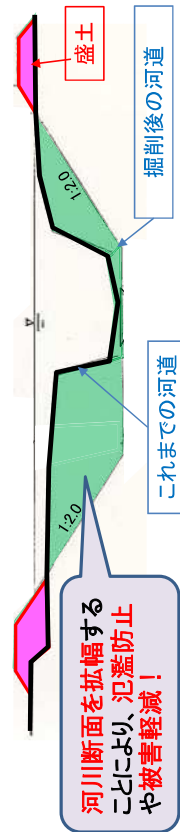


【after】整備状況(令和3年度)



【効果】河川改修により安心・安全の確保

現在、甚大な被害を受けた昭和61年8月台風第10号と同規模の降雨となった場合でも、洪水による浸水被害を解消できるよう、河道の拡幅や護岸等の整備を進めています。



安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去 阿武隈川水系 鍛冶屋川 (福島市)



掘削量 約2,500m³



対策内容

河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することに より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全安心 防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去 阿武隈川水系 広瀬川 (伊達市)



掘削量 約5,740m³



対策内容

河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することに より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 油井川（二本松市）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約1,270m³

【after】対策後（令和6年1月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 牧野川（田村市）

【before】対策前（令和5年9月）



掘削量
約4,710m³

【after】対策後（令和5年12月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 逢瀬川（郡山市）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約6,500m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 釈迦堂川（天栄村）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約5,000m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、河道断面を確保することにより、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 北須川（平田村）

【before】対策前（令和5年9月）



掘削量
約3,100m³

【after】対策後（令和5年11月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

久慈川水系 久慈川（棚倉町）

【before】対策前（令和5年7月）



掘削量
約14,710m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿武隈川水系 外面川（白河市）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約3,120m³

【after】対策後（令和6年2月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿賀野川水系 宮川（会津美里町）

【before】対策前（令和5年7月）



掘削量
約12,560m³

【after】対策後（令和6年3月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿賀野川水系 宮川（会津美里町）

【before】対策前（令和5年7月）



掘削量
約12,560m³

【after】対策後（令和6年3月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿賀野川水系 見沢川（昭和村）

【before】対策前（令和5年11月）



掘削量
約620m³

【after】対策後（令和6年3月）



河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

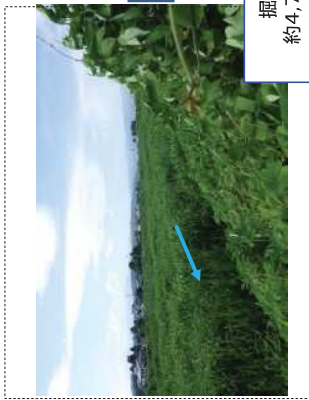
安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

阿賀野川水系 田付川（喜多方市）

【before】対策前（令和5年7月）



掘削量
約4,730m³

【after】対策後（令和6年3月）



河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。また、河川の堤防を補強する
ため、堤防先端の舗装を行った。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

伊南川水系 鋸岩川（南会津町）

【before】対策前（令和5年6月）



掘削量
約5,940m³

【after】対策後（令和6年3月）



河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

伊南川水系 伊南川（桧枝岐村）

【before】対策前（令和5年8月）



掘削量
約16,160m³

【after】対策後（令和5年12月）



河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

新田川水系 新田川（南相馬市）

【before】対策前（令和5年7月）



掘削量
約38,000m³

【after】対策後（令和6年3月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**することに
より、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

藤原川水系 矢田川（いわき市）

【before】対策前（令和5年9月）



掘削量
約1,020m³

【after】対策後（令和6年3月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

北追川水系 北追川（広野町）

【before】対策前（令和5年5月）



掘削量
約2,600m³

【after】対策後（令和6年3月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

安全
安心

防災・減災、国土強靱化のための対策事業

河川に堆積した土砂を撤去

鮫川水系 鮫川（いわき市）

【before】対策前（令和5年6月）



掘削量
約26,270m³

【after】対策後（令和6年3月）



対策
内容
河道に堆積した土砂の撤去や伐木、除草を行い、**河道断面を確保**すること
により、洪水被害の発生リスクを低減させました。

生活の質

街路整備により伊達市梁川町の
中心市街地の活性化に貢献

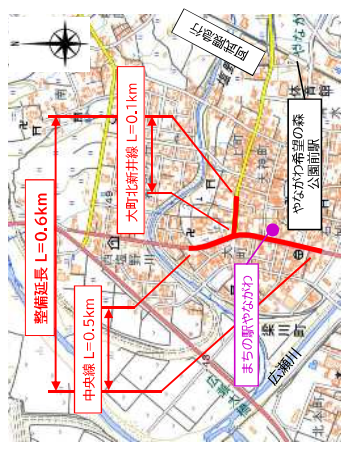


伊達市

都市計画道路 中央線外1線(伊達市)
【令和5年3月完成】

【効果】伊達市梁川町中心市街地の賑わい創出

- 無電柱化および道路拡幅により防犯性の向上および安全で円滑な交通の確保
- 伊達市梁川町を訪れる観光入込客数は、R21ではコロナ禍の影響を受け落ち込んだが、近年では増加傾向にある。
- 中央線の開通に伴い、新たなシンボルロードとしてイベント開催(まちの駅やなかわ春まつり)に寄与。
- 今後も中心市街地の賑わい創出に寄与していく。



生活の質

観光名所「花園」だけ桜を
訪れる方々の安全と快適のために



棚倉町

花園さくらパーク(棚倉町)
【令和12年3月完成】

【効果1】訪問者の安全と快適性を確保し、地域の賑わいづくりを支援

棚倉町の観光名所である「花園」だけ桜は、かんがい用水のため池の土手にぽつんと植えられた推定樹齢160年を超える一本桜です。池に映る「逆さ桜」も見事で、桜のシーズンには県内外から多くの観光客やカメラマンが訪れますが、駐車スペースの不足や進入路など、通行車両の安全確保が課題となっていました。

そこで、**沿道の空地を活用**して、地域の皆様のご意見を取り入れながら、16台分の公共駐車場や日よけになる四阿(あずまや)を配置した「花園さくらパーク」を整備し、訪問者の**安全と快適性を確保**しました。



PR動画はこちらからご覧いただけます！
(棚倉土木事務所YouTubeチャンネル)

【効果2】地域と連携した「おもてなし」活動

これまで棚倉町観光協会花園支部の皆さんが、仮設トイレの設置や交通整理、お茶出しなど、訪れる観光客などへ心温まるおもてなし、周辺の美化活動を行ってきました。

この「花園さくらパーク」の完成を機に、棚倉町観光協会花園支部、棚倉町、福島県の三者で「うつくしまの道・サポート制度」に関する合意書を締結し、協力して周辺の美化活動等に取り組んでいます。

【棚倉町観光協会の方の声】



「駐車スペースがきれいにあり、休憩所も整備されてよかった。さくらパークの整備により、棚倉町を訪れる方がより一層増えることを期待したい！」

地域の皆さんが続けてきたおもてなし活動

伊達市観光協会花園支部
福島県観光協会

生活の質

街路整備により伊達市梁川町の
中心市街地の活性化に貢献

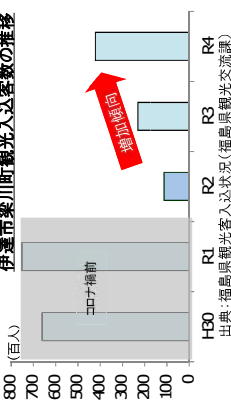
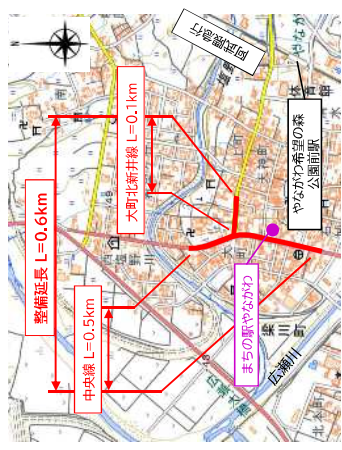


伊達市

都市計画道路 中央線外1線(伊達市)
【令和5年3月完成】

【効果】伊達市梁川町中心市街地の賑わい創出

- 無電柱化および道路拡幅により防犯性の向上および安全で円滑な交通の確保
- 伊達市梁川町を訪れる観光入込客数は、R21ではコロナ禍の影響を受け落ち込んだが、近年では増加傾向にある。
- 中央線の開通に伴い、新たなシンボルロードとしてイベント開催(まちの駅やなかわ春まつり)に寄与。
- 今後も中心市街地の賑わい創出に寄与していく。



【全国街路事業促進協議会との協定締結】
協定締結式(協定書)の署名の様子



生活の質

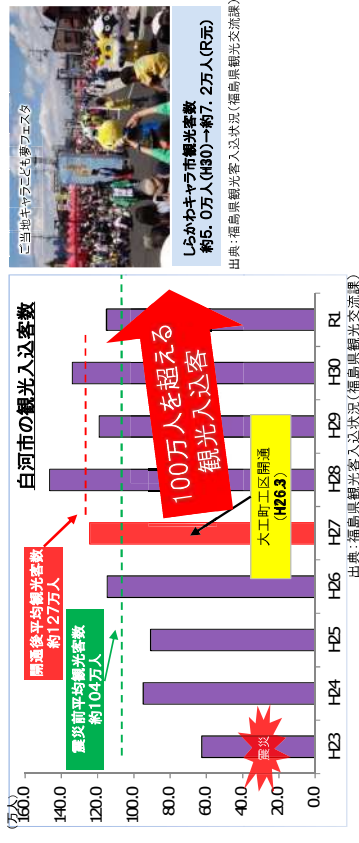


都市計画道路 白河駅白坂線(白河市)

(平成26年3月完成)

【効果】観光客の増加

- 白河市では、白河駅白坂線の開通に伴い、新たなジャンボルロードとして各種イベントを開催。
- 白河市を訪れる観光入込客数は、街路整備後、震災前より約23万人が増加しました。
- 15年ぶりに復活した「白河開まつり」の会場となるなど、今後も地域活動の拠点として中心市街地に貢献することが期待されます。



整備区間



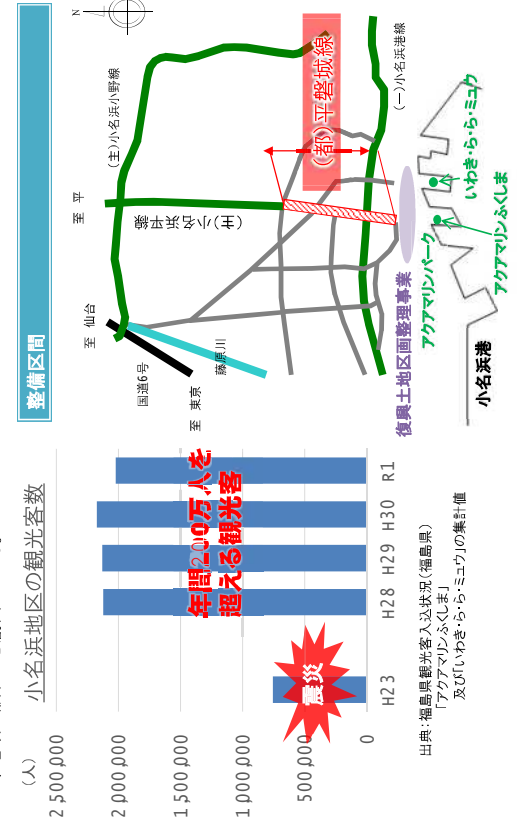
生活の質

都市計画道路 平磐城線(いわき市)

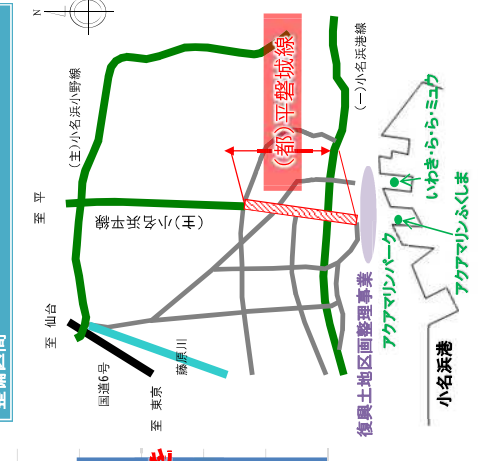
(平成30年6月完成)

【効果】歩行者や交通の安心・安全を確保し、小名浜地区の観光基盤を支える！

- 東日本大震災の影響で、一時大きく減少した小名浜地区の観光客数は、近年では200万人を超える県内有数の観光地に、無電柱化や車線数の増により、歩行者の安全確保や都市内交通の円滑化、防災スペース・避難路の確保に貢献しています。
- 本事業と並行して進められた市の復興土地区画整理事業では、区域内に大型商業施設が出店するなど、地域の賑わいを創出している。



整備区間



出典：福島県観光客入込状況(福島県)「アクアマリンふくしま」及びいわき「ららら・ミニエウ」の集計値



生活の質

“くらにわ”が地域の賑わいをつなぎ
蔵の街なみにゆとりとふくらみを創出！

蔵庭(ポケットパーク)整備(喜多方市) 【平成29年度完成】

【効果】蔵庭を活用したイベント開催など、喜多方中心市街地の活性化により観光客が増加傾向！

- ふれあい通りは、喜多方駅から喜多方市の中心部に向かって最も近い商店街であるとともに、人気のラーメン屋等が軒を連ねる入口ともなっていますが、駅からの案内や休憩所がなく、いかにまちをつないでいくかが課題でした。
- そこで、観光客が街中を回遊しながら休憩できる休憩施設として「蔵庭(ポケットパーク)」を整備し、市の中心商業地である「ふれあい通り」の活性化を図りました。
- 地域住民の方が蔵庭に「掲載するなど魅力的な空間を創出」するとともに、蔵庭を使って様々なイベントを開催し観光客をもてなすなど、地域づくりの活性化と観光振興に貢献しています。

喜多方の風土を活かした蔵庭(ポケットパーク)を道路脇に整備



■無散水消雪の歩車道整備と合わせて、これまで空き地だった土地に蔵庭を整備し、道路から見られる蔵と調和した景観を創っています



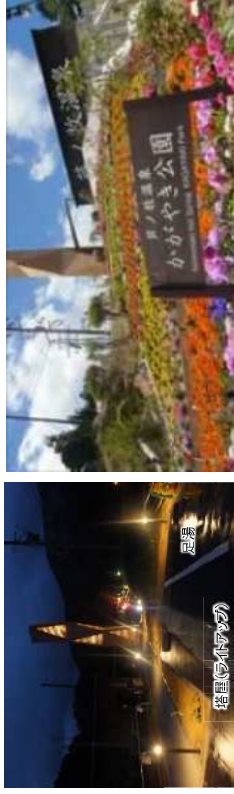
生活の質

ポケットパークのリニューアルによる
温泉街の魅力向上！

芦ノ牧温泉ポケットパーク整備(会津若松市)

【効果1】20万人を超える有名観光地の玄関口の整備により、温泉街の魅力がアップ！

- 足湯につかりながら、周囲の山々の景色を眺められる癒しの空間として、温泉街の新たなシンボルとなっています。特に、夜間はライトアップにより幻想的な空間を創り上げ、温泉街を訪れた観光客をもてなしています。



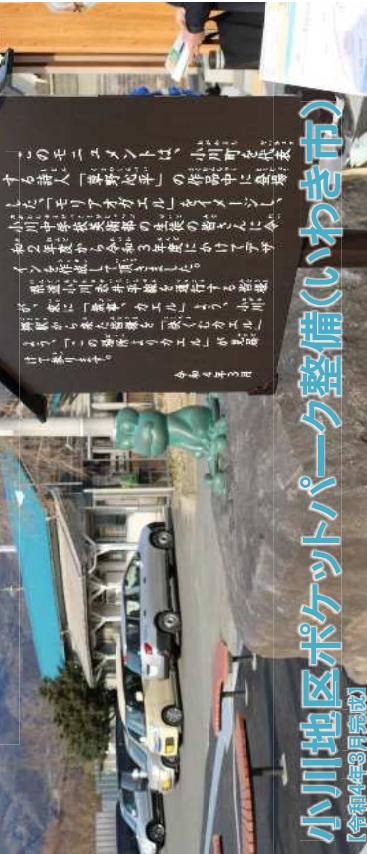
【効果2】ポケットパークの整備をきっかけに、地元住民による地域づくりが活性化！

- ポケットパークのリニューアルをきっかけに、地域住民の皆さんが季節の花々を植栽したり清掃を行うなど、温泉街における地域づくりが活性化しています。



生活の質

道路工事で生まれた空地进行
地域の交流スペースとして活用！



【令和4年3月完成】

【効果】地区の玄関口となる駅前の賑わい創出と、震災避難者との交流の場を提供

小川地区は、夏井川渓谷や背戸岨、ニツ箭山などの豊かな自然に囲まれ、詩人・草野心平の故郷としても有名です。また、原子力災害による避難者のための復興公営住宅が整備され、地元から、地区の玄関口となる小川郷駅前の賑わいづくりや地域の交流場所の設置が望まれています。そこで、原道の改良工事で生まれた空地进行を活用して、地域の交流スペースとなるポケットパークを整備しました。

小川郷駅前エリア



小川商店街エリア



生活の質

健康増進や癒し、豊かな暮らしを提供します！



あづま総合運動公園(福島市)

【効果】みんなが集える場所として、健康増進や癒しを提供



あづま総合運動公園に綺麗なバラが咲いていたので写真に撮ってみました。(40代女性)



大好きな大会のひとつです！(50代男性)



子供と行きましたが、中々良い場所です。散歩、ジョギングも最適です。家族でランチも良いです。(男性)

●いつも来ても管理が行き届いていて気持ち良いです。子供たちの声もたくさん聞こえます。(女性)

●とても良い施設だと思います。子どもも大人も楽しめてほしいと思います。(30代女性)

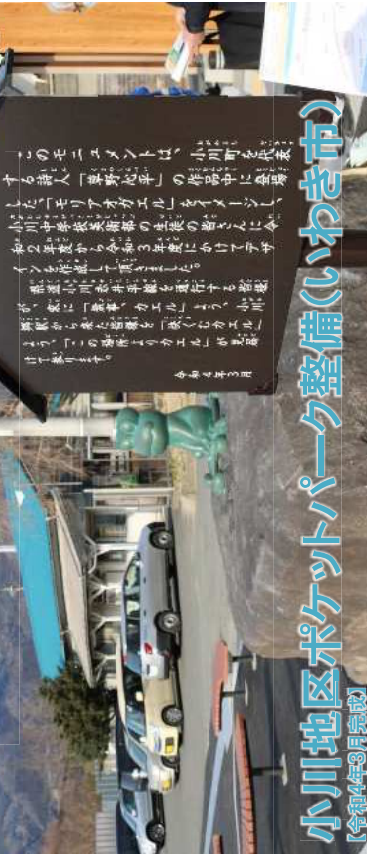
オリンピックラングラーの結束～各種展示物やイベントの実施～



令和3年7月に東京2020オリンピックの、ソフトボールと野球が県営あづま球場で開催されました。

生活の質

道路工事で生まれた空地进行
地域の交流スペースとして活用！



【令和4年3月完成】

【効果】地区の玄関口となる駅前の賑わい創出と、震災避難者との交流の場を提供

小川地区は、夏井川渓谷や背戸岨、ニツ箭山などの豊かな自然に囲まれ、詩人・草野心平の故郷としても有名です。また、原子力災害による避難者のための復興公営住宅が整備され、地元から、地区の玄関口となる小川郷駅前の賑わいづくりや地域の交流場所の設置が望まれています。そこで、原道の改良工事で生まれた空地进行を活用して、地域の交流スペースとなるポケットパークを整備しました。

小川郷駅前エリア



小川商店街エリア



生活の質

避難地域への住民帰還の支援
災害公営住宅、福島再生賃貸住宅の県代行整備
(双葉町、大熊町)

【効果】住民の帰還や新規移住を促進し、町の活性化に寄与



JR双葉駅

双葉町駅西地区全景

双葉町駅西住宅では、入居者同士のコミュニティを醸成するため、住棟の間に路地を効果的に配置するとともに、交差する箇所には、人々が集い交流できる軒下空間を設けています。各住戸には、趣味の場として活用できる土間空間を設けるなど、入居者が生き生きと暮らせる工夫を施しています。

最終工区が令和6年5月に完成し、6月に全86戸の入居が始まり、駅西地区にのびのびと創出に寄与しています。



路地を中心に住棟を配置



入居者の交流を生む軒下空間



空席の活用空間



住棟に囲まれた共用遊広場



自然環境と親和的な子育て

入居者同士の交流が生まれています。



大熊町大川原地区全景

大熊町大川原災害公営住宅では、入居者同士の交流を促進するために歩行者通路や井戸端広場を設けました。

また、県内の高校生が県木材協同組合連合会の協力を得て製作・設置したコミュニティベンチを随所に配置したことで、コミュニティ形成のきっかけとなり、入居者の交流促進に寄与しています。

また、令和5年度には、大熊町の中心部である下野上地区において新たに福島再生賃貸住宅を50戸整備し、令和6年4月に入居が始まりました。

生活の質

民間活力を活用した既存ダムの水力発電により環境負荷を低減！



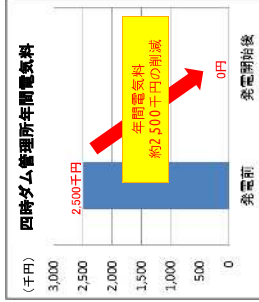
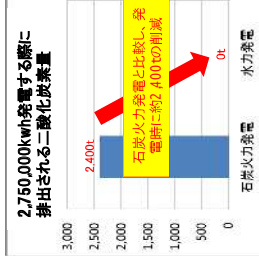
導水管

四時ダム(いわき市)

四時ダム発電所

【効果】水力発電により環境負荷(二酸化炭素排出量)を軽減するとともに、ダム管理費を削減

■ESCO事業で水力発電所を整備したことにより、二酸化炭素を排出することなく年間約2,750,000kWh発電することができます。石炭火力発電で発電する場合と比べて、2400t程度の二酸化炭素排出量を削減することが可能となり、環境負荷の軽減に寄与します。■また、この事業によりダム管理に必要な電気料の削減や、契約終了後は水力発電設備が無償譲渡されることにより赤電収入が得られるなどの効果も期待されます。



発電 1 kWh 当たり二酸化炭素排出量
石炭火力発電: 866.8 g-CO₂/kWh
水力発電: 0.0 g-CO₂/kWh

四時ダム発電所(全景)

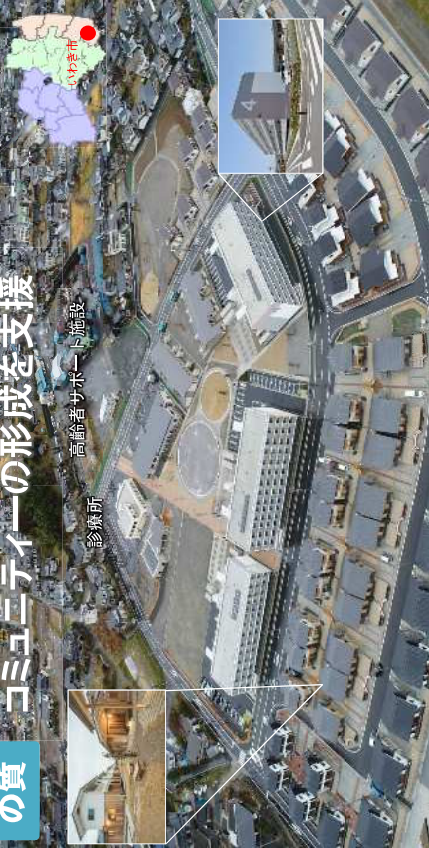


発電所内 横軸フランシス水車



生活の質

原子力災害による避難者による避難者の生活の安定とコミュニティの形成を支援



勿来酒井団地(いわき市)

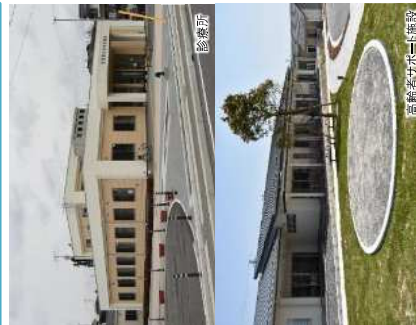
【平成30年2月完成】

木造(戸建)平屋、2階建	72戸
RC造(集合)3~4階建て	3棟77戸
木造(長屋)平屋	2棟10戸

【効果】住民の生活を支える施設+伝統行事の実施=団地のコミュニティの形成

診療所や高齢者サポート施設など、住民の日常生活を支える施設を整備するとともに、双葉町の伝統行事であるダルマ市を開催可能な中央広場を設け、団地内でダルマ市を実施しました。入居者の方から「新たな交流が生まれた」との喜びの声があり、コミュニティの形成に寄与することができました。

診療所・高齢者サポート施設を整備



双葉ダルマ市の実施



町内にいた時のダルマ市を思い出して懐かしい気持ちになりましたよ。

知っている人が多い場所だとほっとするわ。

地域の方々の交流もできて嬉しいね。

住民の声

生活の質

県営住宅のリフォームによる長寿命化と居住性の向上



県営住宅内部改修事業



内部改修事業は、築35年以上経過した住棟を対象に、基本性能の不足や住戸内の各部位の劣化に対して行う改善手法(居住性向上、福祉対応、長寿命化)です。

【効果】バリアフリー化や水回りのリフォームにより、入居者の生活の質が向上

【内部改善の主な内容】

- ・バリアフリー化(段差解消、手すり設置等)
- ・給湯設備、ユニットバスの設置
- ・設備配管の更新



①トイレの段差解消・便器更新・手すり設置



③洗面所へ手すり・洗面化粧台更新(シングルハーフ水巻付き)



⑤浴槽の水送更新(シングルハーフ水巻付き)

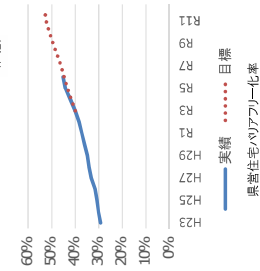
床の段差が解消されてつまずく心配がなくなりました。

浴室・洗面所、各所でお湯が使えるので快適です！

浴室やトイレに手すりが付いて安心です！

入居者の声

②浴室へユニットバス(シャワー付き混合水栓付き)・手すり設置



V-6 土木部スタンダード(行動規準)一覧表

所属名		スタンダード
共通	土木部共通規準	<p>◎私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。</p> <p>◎私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。</p> <p>◎私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。</p> <p>◎私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務の改善に継続して取り組みます。</p> <p>◎私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい風通しのよい職場づくりに努めます。</p>
	本庁	<p>土木総室</p> <p>○洵(まこと)に日に新たに、日に新たに、また日に新たなり ※昨日のことを改めて、今日の行動の正しい方向に修正する。 ※事の本質を十分にわきまえ、反省し、勉強し、進歩し続ける ……過去を未来の糧とする。【基本理念として掲示】</p> <p>○原理原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。</p> <p>○私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい、風通しのよい職場づくりに努めます。</p> <p>企画技術総室</p> <p>○社会変容への速やかな対応に向けて、私たちは、SPEED(迅速かつ柔軟に)、ACTIVE(進取果敢に)、SPIRIT(元気に明るく)の精神で業務を行います。</p> <p>道路総室</p> <p>○私たちは、安全・安心を最優先に道づくりを進めます。</p> <p>河川港湾総室</p> <p>○私たちは、近年の気候変動に対応するため、様々な課題に果敢に挑戦します。</p> <p>○私たちは、ふるさとの復興のため一日も早い社会資本の復旧に努めます。</p> <p>○私たちは、空と海の港を通して地域の活力創生を支えます。</p> <p>都市総室</p> <p>○私たちは、「連携」と「スピード」を常に意識して業務に取り組みます。</p> <p>○私たちは、ふくしまの将来像をしっかりと見据え、魅力あるまちづくりを進めます。</p> <p>建築総室</p> <p>○私たちは、社会と県民のニーズに的確に応え、地域に根ざした、より良い建築をつくります。</p> <p>○私たちは、感謝の気持ちを忘れずに、チームワークを発揮してチャレンジします。</p>
出先機関等	県北建設事務所	<p>～こころをひとつに一つずつ～</p> <p>○私たちは、安全安心、豊かさを次代につなぐ仕事を「ひとつひとつ」実現します。</p>
	県中建設事務所	○私たちは、福島県の真ん中から交通・生活・交流など、福島県の発展を支えます。
	県南建設事務所	<p>○私たちは、安全・安心の確保を最優先に取り組みます。</p> <p>○私たちは、自らの職責を十分に理解し、県民が求める真に必要な社会資本の整備・管理に取り組みます。</p>
	会津若松建設事務所	○周りから頼りにされる職場 ～明るく、元気で、前向きに。そして感謝を忘れずに～
	喜多方建設事務所	○私たちは、地域とのつながりを大切に、地域の風土と特性を活かしながら、安全・安心の確保やまちづくりに取り組みます。
	南会津建設事務所	<p>○私たちは、地域の声しっかりと耳を傾け、思いやりとおもてなしの心をもって、南会津の明日を拓く社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。</p> <p>○私たちは、地域の文化・歴史・風土などに対する深い理解のもと、「質が高く」「長持ちする」「県民の皆さまに喜ばれる」社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。</p>
	相双建設事務所	<p>○私たちは、県民の視点に立って、地域の実情を踏まえた課題解決に、熱意を持って取り組みます。</p> <p>○私たちは、復旧・復興のステージに合わせた社会資本の整備を進め、復興と地方創生に全力で取り組みます。</p>
	富岡土木事務所	○私たちは、復旧・復興の最前線基地である双葉郡での勤務に誇りを持ち、使命・挑戦・責任を胸に業務に取り組みます。
	いわき建設事務所	○私たちは、安全・安心な社会基盤づくりと多様な魅力あるまちづくりに取り組みます。
	相馬港湾建設事務所	<p>○私たちは、利用者の声に耳を傾け、愛される港づくりに取り組みます。</p> <p>○私たちは、さらなる飛躍を目指し、時代の潮流を見据えた「シンカ」する港づくりに努めます。</p> <p>○私たちは、より安全に、より安心して港を利用できるよう、適正な維持管理に努めます。</p>
	小名浜港湾建設事務所	<p>○私たちは、福島県の産業を支え、脱炭素社会を支援する港づくりに取り組みます。</p> <p>○私たちは、魅力ある港をつくることで輝ける地域づくりを積極的に支援します。</p>
	福島空港事務所	<p>○私たちは、福島空港を利用される皆様の安全を第一に考え業務に取り組みます。</p> <p>○私たちは、空港関係者と一体となって県民の皆様に愛される魅力ある空港づくりに努めます。</p>
	県北流域下水道建設事務所	<p>○私たちは、きれいな水環境を保全し快適な生活環境を守るため、下水道の健全な管理・運営に努めます。</p> <p>○私たちは、災害に強い下水道を目指すため、施設の耐震化や耐水化に取り組みます。</p>
県中流域下水道建設事務所	<p>○私たちは、下水道を通じ良好な水環境の保全と生活環境の改善に努めます。</p> <p>○私たちは、関連する市町村と連携し、持続可能な下水道事業の構築に取り組みます。</p>	

お問い合わせ先

福島県 土木部 土木企画課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話024-521-7457
E-mail dobokukikaku@pref.fukushima.lg.jp